

浄土宗日常勤行式の総合的研究

浄土宗総合研究所

浄土宗総合研究所 研究成果報告書

2

浄土宗日常勤行式の総合的研究

浄土宗総合研究所 研究成果報告書 2

浄土宗日常勤行式の総合的研究

目次

はじめに

大谷旭雄

第一篇 浄土宗日常勤行式の偈文と礼讚の原典解明及び現代語訳

佛說無量壽經歎佛頌・佛說無量壽經光明歎德章・靈膳供養・獻供咒・獻供偈・總願偈

懺悔偈・阿弥陀經

松濤泰雄
平岡 聰

四誓偈・聞名得益偈・祝聖文・普濟偈

広懺悔・三尊礼・称讚偈・本誓偈・広開偈・讚仏偈・自信偈・降魔偈・

請護念佛・發願文・總回向偈・三歸礼

山極伸之

回向文・一枚起請文・一紙小消息

仏說觀無量壽經第九真身觀文・敬礼偈・法樂偈（神祇）・一切精靈偈・

歎仏偈・心淨偈・攝益文

伊藤貞宏
竹内真道

香偈（願此香煙雲）・三宝礼・開經偈・開經偈（念念思聞淨土教）・送仏偈

香偈・四奉請・三奉請・還相回向偈・勢至回向文・三身礼

齋藤舜健
新井俊定
福西賢雄

第二篇 浄土宗日常勤行式の源流と展開

第一章 浄土宗日常勤行式の源流

第一節 元祖時代の勤行

第二節 良忠時代の日常勤行式

榎 泰純
小林尚英

88 81

76 72 65

50 41

33 17 6

第二章 『六時勤行式』に至る勤行の歴史

第一節 室町時代から江戸時代初期の勤行式について

第二節 忍激以降『六時勤行式』に至る各種勤行式の検討

大澤亮我
清水秀浩

第三章 観隨の勤行

第一節 『蓮門六時勤行式』の制定と展開

第二節 『蓮門六時勤行式』の編者観隨—その足跡と業績—

大谷旭雄
大谷旭雄

第四章 大教院時代の勤行

第一節 大教院時代における宗政

第二節 大教院時代の勤行式

林田康順
大谷旭雄

第五章 現在の宗定勤行式について

第一節 浄土宗宗務所認定『浄土宗法要集並聲明』と宗規『法式条例』の制定

第二節 『宗定浄土宗法要集』の編纂大正十三年版『浄土宗法要集』までの変遷

第三節 『改訂浄土宗法要集』の編纂

熊井康雄
田中勝道
西城宗隆

234 223 214

211 166

150 140

123 104

はじめに

大谷旭雄

我々宗門人にとって「日常勤行式」を知らない人はなく、それが布教教化活動の中核をなす重要な宗教儀礼であることは言うまでもない。現在放映されているテレビ放送の中に「知つてゐるつもり」という人気番組がある。いまそうした視点で「日常勤行式」をみると一見、多くを知つているつもりであるが、事実は現行「勤行式」の起点に立つものは、どのような状況下で、どのような目的をもつて成立制定され、またいかなる変遷をへて今日に至つたかなどについてもほとんど確かめられないままに、いわば「知つてるつもり」で経過している面も少なくないようと思われる。いま、現代人にむけて「勤行式」の時機相応なあり方が問われているとき、まず成立・変遷等、現時点において知り得る限り適確に把握したうえで、そのような課題と取り組む必要があることは言うまでもない。

ところで浄土宗における現行「勤行式」の差定は諸宗のそれと比較してもよく整備されたものとして、識者の評価も極めて高い。しかし、例えばその起点にたつものについても、つい最近まで『浄土蔵宝庫』に記載されている「勤行式」に始まると言じられてきたほどである。

昭和五十二年『蓮門六時勤行式』が発見されて以来、研究がかさねられ現行「勤行式」にみる差定は安政四年（一八五七）五月、増上寺学頭、即誉觀隨を中心とする学識経験者により編纂制定された『蓮門六時勤行式』が、ひろく宗内に流布していったことが確かめられた。当時、浄土宗における増上寺（總録所）の位置からみて、それは幕藩時代の浄土宗におけるいわば宗定「勤行式」といって過言ではない。

本研究成果報告は、この『蓮門六時勤行式』の制定を研究の中核とし、時機相応の「勤行式」のあり方を探ることを念頭におきつつ、左記事項にそつて分担研究を進め、その前提としての基礎的研究を目指した。

第一篇「浄土宗日常勤行式の偈文と礼讚の原典解明及び現代語訳」では、「勤行式」に列記される多くの偈文や礼讚などの典拠を求め、「勤行式」に採用される意義等を検討する。

第二篇「浄土宗日常勤行式の源流と展開」では、次の事項にそつて浄土宗日常勤行式の成立について検討する。

- (1) 宗祖法然上人や三祖良忠上人時代の勤行から日常勤行式の源流を探る
 - (2) 鎌倉末期から室町時代を経て『六時勤行式』に至るまでの勤行法について検討する
 - (3) 『六時勤行式』の制定と展開について觀隨の足跡などと共に検討する
 - (4) 明治初期に成立した浄土宗大教院時代の宗政と大教院時代の勤行について検討する
 - (5) 明治・大正・昭和を経て現行浄土宗法要集に至る経過について検討する
- もとより本報告は、途中経過ともいえるもので、今後一宗を挙げてのさらなる取り組みがなされるべきことは言をまたない。大方のご叱正を乞う次第である。

第一篇 浄土宗日常勤行の偈文と礼讚の原典解明及び現代語訳

佛說無量壽經歎佛頌・佛說無量壽經光明歎德章・
靈膳供養・獻供咒・獻供偈・總願偈

佛說無量壽經歎佛頌

(原文)

光顏巍巍	威神無極	如是燄明	無與等者	日月摩尼
珠光鎧耀	皆悉隱蔽	猶若聚墨	如來容顏	超世無倫
正覺大音	響流十方	戒聞精進	三昧智慧	威德無侶
殊勝希有	深諦善念	諸佛法海	窮深盡奧	究其涯底
無明欲怒	世尊永無	人雄師子	神德無量	功勲廣大
智慧深妙	光明威相	震動大千		
願我作佛	齊聖法王	過度生死	靡不斛脫	布施調意
戒忍精進	如是三昧	智慧爲上	吾誓得佛	普行此願
一切恐懼	爲作大安	假使有佛	百千億萬	無量大聖
數如恒沙	供養一切	斯等諸佛	無量大聖	不如求道
				堅正不卻

松濤泰雄

譬如恒沙 諸佛世界 復不可計 無數刹土 光明悉照
徧此諸國 如是精進 威神難量 令我作佛 國土第一
其衆奇妙 道場超絕 國如泥洹 而無等雙 我當哀愍
度脫一切 十方來生 心悅清淨 已到我國 快樂安穩
幸佛信明 是我真證 發願於彼 十方世尊
智慧無礙 常令此尊 知我心行 力精所欲
我行精進 忍終不悔 假令身止 諸苦毒中

(原文和訳)

如來の光り輝く顔は氣高くすぐれていて、この上もない偉大な力をもつています。この光明に比べられるものはありません。太陽・月・如意珠の光が烈しく輝いていたとしても、總てかくれてしまい墨のかたまりの様です。如来のお姿はこの世界のものとも思えず他に例をみません。正しい覚りをひらいだ方（如來）の大きなお声は十方に響き渡ります。さらに如來は戒を保ち精

進され三昧に入り智慧をみがき、偉大な力を持ち、それらは比べるものがないほど特別に勝っています。深遠な諸仏の海にも比べられる法を憶念し究めて、その深奥に到達されました。如来は今まで愚かさと貪りと怒りを持つたことはありません。如来は人中の雄者で獅子の如き人であり、聖なる徳は量りしえません。如來のいさおは広大であり、智慧は深く勝っています。光明の偉大な力は大千世界を震動させます。

どうぞ私もまた仏となり、師の世自在王如来と同じ様に、輪廻の世界から解脱をしますように。そのための行として、布施・自制・戒・忍辱・精進、このような禪定・智慧が大切です。私は誓います。仏になるまでは、すべてこの願を行じ、總ての輪廻の苦しみに恐れおののいている者達を救い取りましょう。たとえ仏がいて、その数が百千億万で無量あり、ガンジス河の砂の数に等しいとして、これら總ての諸仏を供養することより、私は悟りの道を

求めて、堅固な正しい意志で修行より退かないことの方がすばらしいことでしよう。たとえ仏がいて、その世界の数が数たとえばガンジス河の砂の数に等しい諸仏の世界があり、その世界の数が数えきれないほどであっても、私が仏となつて放つ光明は總てを照し、あらゆる国土にゆきわたるでありますよう。

この様に精進をして、限りない偉大な力を得て、私が仏となつた時の仏国土を第一のものにいたしましよう。その仏国土に住する人々は勝れた者たちであり、悟りを得る道場は特に勝れた所であつて、この仏国土は悟りの世界であり、他に比類なきものにいたしましよう。私は一切の人々を愍んで、悟り

の世界に導き入れましよう。十方の世界よりこの仏国土に生まれて来る人々は、清淨な悦びにひたり、この仏国土にやつてきている人々は、清淨で安穏であるようにいたしましょう。

どうぞ世自在王如来よ、私のこの決意は偽りでないことを証明して下さいますように。如來がわたくしの本当の証人です。私は如來に対して誓願をおこし、意欲充分に努力します。十方の仏国の諸仏の智慧は妨げられないほどすばらしいものです。私はこの諸仏に私の願望を知つていただきたいのです。たとえ私の身が種々の苦難を受けようとも、私は精進努力し忍耐して願を起こしたこと悔いることはないでしょう。

(梵文和訳)

無量の光明をもつものよ。限りなく比べるもののない覚知をもつものよ。
ここでは他のどのような光明も輝きを失う。太陽や宝珠や山の王である
スマールや月の光が燃えたにしても、それら「の光」で一切の世間において輝くことはない。(一)

生ける者の最上者の姿かたちは無限であり、また仏の音声も無限の響きがある。また、戒や三昧や智慧や精進についても、この世ではおんみに等しいものは他にだれもない。(二)

深遠で広大で微妙な法が得られ、すぐれた仏は卓越していて、あたかも海のようである。しかし、そのことで師(仏)にはおごり高ぶりはない。

頑固さと怒りとを捨てて、彼岸に渡られた。(三)

あたかも卓越した仏が、無限の威光をもつて王中の王として、すべての方角を照らすように、私は法の主である仏となり、生あるものを老いと死から解脱させよう。(四)

布施と自制と戒と忍耐と精進と禪と三昧とを、そしてこれらとともに同じく、最高・最上であるもろもろの禁誓を受持して、私はすべての生きる者の救済者である仏となろう。(五)

ガンジス河の砂のように数限りない幾百千コーティの仏たち、それら私たちすべてを、私は無比であるめでたいすぐれた覺りを求めて供養するでしょう。(六)

ガンジス河の砂塵に等しい諸世界と、それよりさらに多い無限の諸国、それらすべてにあまねく光明を放とうとして、私はこの様に精進な始めよう。(七)

私の国土は、広大で最高で最上である。この世の有為なるものの内で最勝であり、「覺りの」^(一)座であり、比べるものがない涅槃の世界の安樂である。そしてそれを空無なるものとして私は清浄にしよう。(八)

十方から集まつて來た有情たちは、その「私の国土」に行つて、すぐさまに安樂となる。これについては、私は私の規準であり証人である。私は偽りのない精進力のある意欲を起こす。(九)

十方の世間を知る方々、とらわれのない智をもつ方々、それら(仏たち)も私の心を知りたまえ。私は阿鼻「地獄」に常に住むことになつても、誓願の力をひるがすこととは決してないだらう。(十)

(註)

(1) Skt. *asatvatayā* に対する Tib. 訳は *ma mchis pa na* である。これは相当する漢訳はない。「空無なるもの」と訳出したが、「(他に) ない(国土) であるから」とも訳せん。

(解説)

〈無量寿經〉上に説かれる仏を讚歎する偈頌。法藏比丘が発心して世自在王如来を讚歎した偈頌である。これは「歎仏偈」とも言われることがあるが、「如來妙色身」で始まる歎仏偈と区別する時は特に「歎仏頌」と呼ばれる。

サンスクリットの〈無量寿經〉では十の偈頌として説かれている。康僧鎧訳では四言四句二十偈となつており、これは異訳の内の〈無量清淨平等覺經〉も同じである。この二つの漢訳はほぼ逐語的にサンスクリット原典と対応する。一方〈大宝積經〉は、七言四句の十偈となつており、〈無量寿莊嚴經〉は、七言四句の九偈となつている。

〈無量寿經〉の文献として次のがある。

サンスクリット原典: *Sukhavativyuha* 「極楽の莊嚴」

F. Max Müller and B. Nanjo: *Sukhavati Vyūha. Description of Sukhavati*

the Land of Bliss, Anecdota Oxoniensia, Aryan Series, vol. I, part I, Oxford, 1883.

淨土宗全書、第23卷（梵藏和英合璧[淨土三部經]）197~24。

香川孝雄『無量壽經の諸本対照研究』、京都 1984。

Kotatsu Fujita : *The Larger Sukhavativyūha Part I, Tokyo, 1992.*

翻訳にあたっては香川本を底本とした。

漢訳 一 康僧鎧訳『佛說無量壽經』（大正十二一一六七 淨全一一五）

《出典》サンスクリット原典 香川本八八九三

漢訳 大正十二一一六七 淨全一一五

佛說無量壽經光明歎德章
(原文)

佛告阿難 無量壽佛 威神光明 最尊第一

諸佛光明 所不能及 或有佛光 照百佛世界

或千佛世界 取要言之 乃照東方 恒沙佛刹

南西北方 四維上下 亦復如是 或有佛光

照于七尺 或照一由旬 二三四五由旬 如是轉倍

乃至照於 一佛刹土 是故無量壽佛 號無量光佛

無邊光佛 無礙光佛 無對光佛 煙王光佛
清淨光佛 歡喜光佛 歡喜光佛 不斷光佛

難思光佛 無稱光佛 超日月光佛 其有衆生
遇斯光者 三垢消滅 身意柔軟 歡喜踊躍

善心生焉 若在三塗 勤苦之處 見此光明
皆得休息 無復苦惱 壽終之後 皆蒙解脫

無量壽佛 光明顯赫 照耀十方 諸佛國土
莫不聞焉 不但我今 稱其光明 一切諸佛

聲聞緣覺 諸菩薩衆 咸共歡譽 亦復如是
若有衆生 聞其光明 威神功德 日夜稱說

至心不斷 隨意所願 得生其國 爲諸菩薩
聲聞大眾 所共歡譽 稱其功德 至其然後

得佛道時 普爲十方 諸佛菩薩 歡其光明
亦如今也 佛言 我說無量壽佛 光明威神

巍巍殊妙 畫夜一劫 尚未能盡

(原文和訳)

釈尊は阿難にお告げになつた。「阿弥陀仏（無量壽仏）の偉大な力をもつ光明は、最も尊くて第一のものであり、諸仏のいかなる光明も及ぶことができない。ある時はこの仏の光明は、百の諸仏の世界を照らし、ある時は、千の

諸仏の世界を照らす。これを要約すれば、東方にあるガンジス河の砂の数にも等しい無数の仏の国を照らしているのであり、同様に南方、西方、北方、四隅、上下の十方にある無数の国々を照らしているのである。また時には七尺の距離を照らし、または「一由旬、二由旬、三由旬・四由旬・五由旬を照らし、だんだんと範囲を広げていって、一仏の国土を照らすこととなる。このようなわけで阿弥陀仏を無量光仏、無辺光仏、無礙光仏、無対光仏、焰王光仏、清淨光仏、歡喜光仏、智慧光仏、不斷光仏、難思光仏、無称光仏、超日月光仏と呼びたてまつる。

もし人がいて、阿弥陀仏の光明に照らされたならば、その人の貪り、怒り、愚かさの三つの煩惱が消滅して、身も心もおだやかになつて、悦びの心に満ちあふれ、善い心が生じてくる。またもし「地獄、餓鬼、畜生」の三悪道に落ちて苦しんでいるものがあつて、この仏の光明に照らされば、その苦しみが休息し、ふたたび苦しむことはなくなる。そして三悪道での命が終れば、「淨土に往生して」悟りをひらくことができる。

阿弥陀仏（無量寿仏）の光明は赫々として、十万の諸仏の国土を照らし輝くので、諸仏の国土ではこの光明がすばらしいことがよく知られている。今ここで、ただ私が阿弥陀仏の光明を称赞しているだけではなく、一切の諸仏や声聞や縁覚や菩薩まで、すべてのものが同じ様に讚歎している。さらにももし人がいて、阿弥陀仏の光明の偉大な力と功德とを聞いて、日夜にわかつて偉大な力と功德を讚歎し、眞実の心で名号を称え続ければ、その人の願いどおりに淨土に往生することができる。淨土に往生してからは淨土にいる

る菩薩や声聞の人々にその功德を称歎されるだろう。そしてその人は成仏して光明を身につけると、十万の世界の諸仏・菩薩からその光明を讚歎される。それはあたかも仏の光明を今、讚歎しているのと同じ様に讚歎されるのである。」と。

さらに仏が言わた。「私が阿弥陀仏の光明の偉大な力が、高くそびえ優れているのを説くのに、夜に日をついで一劫⁽²⁾という長い時間をかけても、説きつくすことはできない。」と。

註

（1）由旬 サンスクリット語の音写語で、距離を表わす。一由旬は約七キロメートルである。

（2）劫 サンスクリット語の音写語で、想像を絶するほど永い時間のこと。

（梵文和訳）

（世尊は言われた。）

「またかの（如來）光明は無量である。『（如來）は、これこれの仏国土、幾百の仏国土、幾千の仏国土、幾百千の仏国土、幾億の仏国土、幾百億の仏国土、幾千億の仏国土、幾百千億の仏国土、幾百千億・百万の仏国土を照らしながら住している。』といつても、その（光明の）量の限度を知ることは簡単なことではないのだ。しかしながら、アーナンダよ、略

して言えば、世尊・無量光如来のその光明は、常に東方においてガンジス河の砂の数に等しい幾百千億・百万の仏国土を照らしている。同じ様に南・西・北・下・上・(四)維の一々の方角で、あまねくガンジス河の砂に等しい幾百千億・百万の仏国土を世尊・無量光如来の光明が照らしている。ただし以前に立てた誓願の力によつて、一尋の光明、一・二・三・四・五・十・二十・三十・四十ヨージャナ(由旬)の光明、百千ヨージャナ(由旬)の光明、千ヨージャナ(由旬)の光明、百千ヨージャナ(由旬)の光明、ないし幾百千億・百万・ヨージャナ(由旬)の光明によつて、(この)世界を照らしながら住している諸仏・世尊は除くのである。アーナンダよ、かの無量光如来の光明の量を理解できるような譬喻を示すことはできない。

アーナンダよ、この様なわけでかの如来はアミターバ(無量の光をもつもの)と呼ばれる。アミタ・プラバ(無量の光明をもつもの)、アミタ・プラバーサ(無量の光輝をもつもの)、アサマーピタ・プラバ(終りのない光明をもつもの)、アサンガ・プラバ(障害のない光明をもつもの)、アプラティハタ・プラバ(さまたげられない光明をもつもの)、ニティヨー・トゥスリシュタ・プラバ(常に放たれた光明をもつもの)、ディヴィィヤ・マニ・プラバ(天の宝珠の光明をもつもの)、アプラティハタ・ラシュミ・ラージヤ・プラバ(さまたげられない光線の王の光明をもつもの)、ランジャニーヤ・プラバ(喜ぶべき光明をもつもの)、プレーマニーヤ・プラバ(愛されるべき光明をもつもの)、プラモーダニーヤ・プラバ(歓喜

させる光明をもつもの)、プラフラーーダニーヤ・プラバ(愉快にさせる光明をもつもの)、ウッローカニーヤ・プラバ(仰ぎ見られるべき光明をもつもの)、ニバンダニーヤ・プラバ(ひきつけるべき光明をもつもの)、アトウリヤ・プラバ(比べるものがない光明をもつもの)、アビブーヤ・ナレーンドラースレーンドラ・プラバ(人王・阿修羅王に打ち勝つ光明をもつもの)、アビブーヤ・チャンドラ・スリリヤ・ジフミカラナ・プラバ(月や太陽に打ち勝つ光明をもつもの)、アビブーヤ・ローカパーラ・シャクラ・プラスマ・シュツダーヴアーサ・マヘーシヴアラ・サルヴァデーヴア・ジフミカラナ・プラバ(世界の守護神や帝釈天や梵天や淨居天や大自在天やすべての諸天に打ち勝つてくもらえる光明をもつもの)、サルヴァ・プラバー・パーラガタ(一切の光明のかなたに到達したもの)と呼ばれる。またかの(如來の)その光明は無垢であつて、広大であり、身体に安樂を生じさせ、心に喜びを生ぜしめ、天や阿修羅や龍や夜叉やガンダルヴァやガルダやマホーラガやキンナラや人と人でないものたちに喜びと歓喜と安樂をもたらし、また他の無辺・無限の仏国土においても、よい意向をもつたものたちの賢さ・軽妙さ・理解力・聰明さ・覚智・歓喜をもたらす。

また、アーナンダよ、この様なわけで如來(釈尊)が満(一)劫の間、光明についてかの無量寿如來の名をあげて説明したとしても、その光明の功德の際限に到ることはできない。さらに無量寿如來の自信が断絶する

」ではない。それはなぜかと言えば、アーナンダよ、かの（無量寿）如來の光明の功德の力と、如來の智慧の弁才とは、両方とも無量・無数・不可思議・無限であるからだ。

註

- (1) 尋 長さを表わす単位で、両腕をのばした長さ。
- (2) 夜叉 サンスクリット語 yaks.a の音写。
- (3) ガンダルヴァ 天界の音樂神。
- (4) ガルダ 龍を食う怪鳥。
- (5) マホーラガ 蛇神。
- (6) キンナラ 半人半獸の音樂神。
- (7) 人と人でないもの 人の七魂と人でない魔神。

(解説)

光明歎徳章は無量寿經中四十八願の第十二願（光明無量の願）の成就文である。ここでは阿弥陀仏の有する光明の徳をあげる。つまり、阿弥陀仏の別名を無量光（仏）より、超日月光（仏）まで十二あるとする。（サンスクリット原典では二十あげる。）

《出典》サンスクリット原典 香川本一七二一～一七七 浄全一一三一～五八～六二一

漢訳 大正一一一一七〇 浄全一一一三一

靈膳供養

(原文)

一心奉請 阿弥陀仏等 一切三宝 願入道場

受我供養

(原文和訳)

心を一つにしてお願い申し上げます。どうぞ阿弥陀仏などのすべての三宝がこの道場にお入りになりますように。どうぞ私の供養の飯食をお受け取りください。

(解説)

原典不明。

ノーマクサラバータタギヤターバローキティ オン サンバラ サンバラ ウン
(原文)

namah sarvatathāgatavalokite oñ sambhara sambhara hūm

(和訳)

一切の如来なる觀音に帰命する。オーン。養え。養え。フーン。

(解説)

原典

不空訳『救拔焰口餓鬼陀羅尼經』(大正二十一—四六四—四六七)

實叉難阿訳『救面然餓鬼陀羅尼神呪經』(大正二十一—四六五—四六六)

不空訳『施諸餓鬼飲食及水法并手印』(大正二十一—四六六—四六八)

(和訳)

この飯食の色かたちと香りと味とを尊者(仏)に供養しお願い申し上げます。この飯食を施す者に無量の般若波羅多を得させてください。私は三宝に供養いたします。仏よ、哀愍なさつてお受け取り下さい。

百の味のあるこの飯食は自然に満ちあふれてきます。仏よ、哀愍なさつてお受け取り下さい。

(説明)

經典を要約する。阿難尊者が焰口餓鬼に、お前は命つきて餓鬼として生まれると、そして、それより逃れるには餓鬼達に多くの飯食を施さねばならないと告げられた。仏に教えを乞うと、この陀羅尼を誦せば、すばらしい飯食が獲られ、それによつて餓鬼達が満足すると教授された。本尊および十万の諸仏に飲食物などの靈膳を供養する時に唱える陀羅尼である。

(解説)
原典不明。

總願偈

(原文)

衆生無辺誓願度 煩惱無辺誓願断
法門無尽誓願知 無上菩提誓願証
自他法界同利益 共生極樂成仏道

(原文和訳)

人の数は限りなく多いが、誓つて必ず悟りの彼岸に渡らせたいと願いま

無量波羅密 供養三宝 哀愍納受

百味飯食 自然盈密 哀愍納受

す。煩惱は数限りがなく多いが、誓つて断滅したいと願います。仏教の教えの門は数限りがなく多いが、誓つて学び知りたいと願います。仏の悟りはこの上ないものであるが、誓つて到達したいと願います。自分も他の人も同じように念佛の御利益を得て、皆共々に極楽に往生して仏の道を達成しましょう。

(解説)

総ての仏菩薩がはじめて発心する時には、必ず「度」「断」「知」「証」という四つの根本的な願(=四弘誓願)をおこすとされる。『摩訶止観』(天台大師著)にある四弘誓願を源信が『往生要集』に引用し、浄土教の解釈を加え総願偈となつた。

(原典)

○ 四弘誓願

『摩訶止観』(正藏四六一五六)

(原文对照)

(1) 正藏四六卷
衆生無辺誓願度
煩惱無數誓願断
法門無量誓願知
無上仏道誓願成

十一行目
十一十二行目
二十九行目

(2) 正藏八四卷

衆生 度
煩惱 断
法門 知

自他法界 利益
共生 佛道

四九 a 二十行目
二十一二十一行目

四九 a 二十行目
二十一二十一行目

(3) 净全十五卷

衆生 度
煩惱 断
法門 知

無上 証
七行目

七〇 (三四) a 二行目
四一五行目
六行目

○ 総願偈

『往生要集』卷上(正藏八四一四八〇四九 净全十五一七十)

(書き下し文)

光顔巍々として威神きわまりなし。是の如き焰明ともに等しきものなし。日月摩尼の珠光焰耀なるも、皆悉く隠蔽して、猶し聚墨のごとし。如來の容顔は世に超えて倫なし、正覺の大音響十方に流る。戒聞精進三昧知慧威徳ともがらなく殊勝希有なり。深諦として善く諸佛の法海を念じ、深を窮め奥を盡してその涯底を究む。無明と欲と怒とを世尊は永く無し、

人雄師子神徳無量なり。功勲廣大にして智慧深妙なり。光明の威相大千を震動したもう。願わくは我れ作佛して聖法王に齊しく、生死を過度して解脱せずということなからん。^(一) 布施と調意と戒と精進とはの如きの三昧と智慧とを上れたりとす。吾れ誓う。

佛を得るまでに普くこの願を行じて一切の恐懼の爲めに大安をなさん。たとえ佛ありて百千億万無量にして大聖の数恒沙のごとくならんに、一切のこれら諸佛を供養せんより道を求めて堅正にして卻かざるにはしかじ。譬えば恒沙のごとくなる諸佛世界、また不可計無數の刹土ありて光明ごとごとく照らして此の諸の國に遍からん。是の如く精進にして威神はかり難からんに、我が作佛の國土をして第一ならしめん。その衆奇妙にして道場超絶し、國泥洹のごとくにして等雙なからん。我れまさに一切を哀愍し度脱すべし。十方より來生せんもの心悦清淨にしてすでに我が國に到らば、快樂安穩ならしめん。幸わくはほとけ信明したまえ、是れ我が眞證なり。願を彼れに發して所欲を力精せん。十方の世尊智慧無礙なり、常にこの尊をして我が心行を知らしめん。たとえ身を諸の苦毒の中に止むとも、我が行は精進にして忍んで終に悔いざらん。

(註)

(一) 礼誦法の書き下し文「布施と調意戒と忍と精進とはの如きの三昧とは智慧を上れたりとす。」とあるのを読みかえた。

(書き下し文)

ほとけ阿難に告げたまはく。無量壽佛の威神光明は、最尊第一にして、諸佛の光明もよく及ばざるところなり、或は佛光あり、百佛世界或は千佛世界を照らす、要を取りてこれを言はば、乃ち東方恒沙の佛刹を照らす、南西北方四維上下も亦また是のごとし。或は佛光あり、七尺を照らし、或は一由旬二三四五由旬を照らす。是のごとく轉倍して乃至一佛刹土を照らす。是のゆえに無量壽佛をば無量光佛、無邊光佛、無礙光佛、無対光佛、焰王光佛、清淨光佛、歡喜光佛、智慧光佛、不斷光佛、難思光佛、無稱光佛、超日月光佛、と號したてまつる。其れ衆生ありて、斯の光りに遇うものは三垢消滅し、身意柔軟なり、歡喜踊躍して善心生ず。もし三塗勤苦の處にありて、此の光明を見たてまつれば、みな休息を得て、また苦惱なし、壽終の後みな解脱を蒙る。無量壽佛の光明顯赫にして、十方を照躍す。諸佛の國土に聞こえざることなし。ただ我れ、今その光明を稱するのみにあらず、一切の諸佛、聲聞、緣覺、もろもろの菩薩衆も、咸く共に歡譽したまふこと、亦また是のごとし。もし衆生ありて、其の光明の威神功德を聞きて、日夜に稱説して、至心不斷なれば、意の所願に隨ひて、其の國に生ずることを得て、諸の菩薩、聲聞、大衆の爲に、共に歎譽して其の功德を稱せらる。其の然してのち、佛道を得る時に至りて、普く十方の諸佛菩薩の爲に、其の光明を歎ぜられむこと、亦いまのごとくならむ。佛の言たまはく、我れ無量壽佛の光明威神の巍殊妙なるを説くこと、晝夜一劫すとも、なほ未だ盡くすことあたはじ。

(書き下し文)

此の食の色と香と味とを尊に供養し奉請したてまつる。今施主に無量波羅蜜を得せしめん。三宝に供養す。哀愍して納受したまえ。

百味の飯食は自然に盈満す。哀愍して納受したまえ。

(書き下し文)

衆生は無邊なれども誓つて度せんことを願う。煩惱は無邊なれども、誓つて断ぜんことを願う。法門は無尽なれども、誓つて知らんことを願う。菩薩は無上なれども、誓つて証せんことを願う。

自他法界は利益を同じくし、共に極楽に生じて仏道を成せん。

(書き下し文)

一心に奉請したてまつる。願わくは阿弥陀仏等の一切の三宝が道場に入らんことを。我供養を受けたまえ。

懺悔偈・阿弥陀経

平岡聰

(一) 懺悔偈

(11) 阿弥陀経

〔原文〕

我昔所造諸悪業
皆由無始貪瞋癡

従身語意之所生
一切我今皆懺悔

(一) 懺悔偈

von Shindo SHIRAIISHI (白石真道)、『山梨大学学芸部研究報告』第13号、昭和37年一一八頁。

(11) 阿弥陀経

序

私が昔から造った諸々の悪業は、總て無始からの貪り・怒り・無知のために、身体・言語・意識より生じたものであるが、その總てを今悉く懺悔します。

〔原文和訳〕

私は、貪り、怒り、無知のために、身体、言語、そして意識を通して悪業を行つてきたが、私はその總てを懺悔します。

〔解説〕

懺悔偈の原典はサンスクリットで現存している。原典の名前はBhadracari (普賢「菩薩の」行) といい、漢訳では『華嚴經』(大正九一一九五上、大正一〇一一中) の中で普賢菩薩が諸菩薩や善財童子に対し十種類の誓願を修すべきことを教える箇所があるが、その十大願の第四番目にこの

偈が見られる。原典和訳に見られる「私は」の「私」は、その誓願を立てる本人に当たる。この部分に対応する漢訳としては、『文殊師利発願經』(大正一一一八七八下) や『普賢行願讚』(大正一一八八〇上) が挙げられる。サンスクリット原典としては次のものを用いた。

BHADRACARI, ein Sanskrittext des heiligen JIUN .Abdruck im Jahre 1783,

摩羅什の訳出による『阿弥陀経』と、そのサンスクリット原典である The Smaller Sukhavativyūha (極楽の莊嚴) とである。

『阿弥陀経』の文献に関しては、藤田宏達の優れた業績があり、(1)で改めてそれに触れなくても、その研究を紹介すれば充分であろう。

藤田宏達『原始淨土思想の研究』(東京・岩波書店、昭和四五年)九

七一一五頁

藤田宏達『梵文和訳 無量寿經・阿弥陀經』(京都・法藏館、昭和五〇年)一一一—一四頁

両本では、『阿弥陀経』のサンスクリット本(悉曇本および刊本)、チベット訳、そして漢訳に関する詳細な考察や情報が盛り込まれている。特に『梵文和訳 無量寿經・阿弥陀經』は、そのチベット訳と漢訳とを对照し、サンスクリット原典からの批判的な和訳がなされており、また注も極めて詳細であるため、今回の翻訳においてもこれを大いに参照した。

翻訳に際して

漢訳『阿弥陀経』(鳩摩羅什訳)は、

大正一二一三[四六中]

淨全一一五二

に収められているが、今回の翻訳に際しては『大正新脩大藏經』所収のものを使用する。また、『阿弥陀経』に関しては、この他に玄奘の訳出に

より異訳『称讚淨土仏攝受經』があり、

大正一二一二四八中

淨全一一一八五

に収められているが、これに関しても『大正新脩大藏經』所収のものを必要に応じて参考し、鳩摩羅什訳『阿弥陀経』との異同を示す。

次にサンスクリット原典であるが、刊本として次のものを用いるは、

Sukhavativyūha, Description of Sukhāvati, the Land of Bliss, edited by F.Max Müller and Bunyiu Nanjo (Anecdota Oxoniensia, Aryan Series,

Vol.I, Part II), Oxford, 1883, pp.92-100 (AppendixII. Sanskrit Text Of the Smaller Sukhavati-vyūha).

であるが、これは、

淨全一一一九三

にも収められている。

また、必要に応じて以下のチベット訳も参考する。

淨全二三一一四

翻訳に際しては、その訳の冒頭に【】で番号を付したが、これはマックス・ミュラーのサンスクリット刊本に付されているもので、(1)ではこれを漢訳にも適応することにより、サンスクリット原典と漢訳との比較を容易ならしめた。では以下、『阿弥陀経』の原文、書き下し文、原文和訳、サンスクリット原典和訳の順に記す。

〔原文〕省略

〔原文和訳〕

【1】このように私は聞いた。ある時、仏陀は舍衛国（シユラーヴアスティー）の祇樹（ジエータ）〔太子の〕園という、給孤独（アナーダピンドダ）〔長者〕の園におられて、千二百五十人の偉大な比丘達と一緒にあつた。

彼らは總て偉大な阿羅漢で、大勢の人々によく知られていた。〔即ち〕長老の舍利弗（シャーリップトヲ）、偉大な目乾連（マウドガリヤーヤナ）、偉大な迦葉（カーシャバ）、偉大な迦栴延（カーテイヤーヤナ）、偉大な俱稀羅（コーシュティラ）、離婆多（レーヴアタ）、周梨般陀迦（チュー・ダ・パンタカ）、難陀（ナンダ）、阿難陀（アーナンダ）、羅睺羅（ラーフラ）、橋梵波堤（ガヴァーンパティ）、賓頭慮頗羅墮（バラドウヴァーア）、迦留陀夷（カーローダイン）、偉大な劫賓那（カツピナ）、薄俱羅（ヴァツクラ）、阿耆樓駄（アニルッダ）等、このような多くの優れた弟子、さらに多くの菩薩大士、文殊師利（マンジュシユリー）法王子、阿逸多（アジタ）菩薩、乾陀詞堤（ガングダハステイン）菩薩、常精進（ニティヨーディユクタ）菩薩のような多くの偉大な菩薩、及び帝釈天等、無量の諸天や大衆も一緒にいたのである。

【2】その時、仏陀は長老の舍利弗にお告げになられた。

ここから西の方向へ十万億の仏国土を過ぎた所に一つの世界があり、それを極楽と呼んでいる。その地に仏がおられて阿弥陀と称しているが、今でも現に「そこに」おられて法を説かれているのだ。舍利弗よ、その地はどうして極楽と呼ばれているのか。その国の衆生は多くの苦しみもなく、ただ様々な楽しみを享受している。だから極楽と呼んでいるのだ。

【3】また舍利弗よ、極楽国土には、七重に巡らした欄干と七重の珠で飾った網とがある七重の並木があつて、それら總てを、四種の宝石でぐるりと遍ねく取り囲んでいる。だからこの国を極楽と呼ぶのである。

【4】また舍利弗よ、極楽国土には七種の宝石で飾られた池があり、八つの功德を具えた水がその中に満ち満ちている。池の底には金の砂だけが敷かれており、「池の」四辺にある階段は、金・銀・瑠璃・玻瓈合わせて仕上がっているのだ。上には高殿があり、これも金・銀・瑠璃・玻瓈・碑磲・赤珠・瑪瑙によつて美しく飾られている。池の中の蓮華の花は車輪のように「大きく」、青色「の蓮華」は青い光、黄色「の蓮華」は黄い光、赤色「の蓮華」は赤い光、白色「の蓮華」は白い光「を放ち」、何とも言えず清らかで芳しい。舍利弗よ、極楽国土はこのような功德による莊嚴を完成しているのである。

【5】また舍利弗よ、その仏国土では、いつも天上の音楽が奏でられていて

る。黄金を大地とし、昼夜六時の間、曼陀羅の華を降らし、その国の衆生はいつも夜明けに、それぞれ花を入れる器に多くの美しい花を盛つて、〔極楽〕以外の十万億という仏を供養し、「昼の」食事時には自分の国（極楽）に帰つてくると、食事を取り、散歩をするのである。舍利弗よ、極楽国土はこのような功德による莊嚴を完成しているのである。

【6】さらにまた舍利弗よ、その国にはいつも〔種類も〕様々で不思議な色とりどりの鳥がいる。「即ち」白鶴、孔雀、鸚鵡、舍利、迦陵頻伽、共命鳥であるが、こうした様々な鳥は、昼も夜も六時の間、美しい調和の

とれた音で鳴き、その声は、五根、五力、七菩提分、八聖道分等この法を説き明かしている。その国の衆生は、この「鳥の」声を聞き終わると、みな仏を念じ、法を念じ、僧を念じるのである。舍利弗よ、お前はこれらの鳥が罪〔業〕の果報によつて生まれたと考えてはならない。何故か」というと、その仏国土には「地獄・餓鬼・畜生」という三悪趣がないからである。舍利弗よ、その仏国土には「三惡道」という名前すらないのだ。どうして実際の「三惡道」があろうか。これらの色々な多くの鳥は総て、阿弥陀仏が法（真理）の音を「極楽の衆生に」聞かせようとして、「仮の力で仮に」作り出されたものなのである。

【9 A】⁽²⁾ 舍利弗よ、あなたはどう思うか。その仏をどうして「阿弥陀」⁽³⁾と呼ぶのか。舍利弗よ、その仏の光明は無量であり、十方の国を照らして妨げられることがない。だから「阿弥陀」と呼ぶのである。

【8】また舍利弗よ、その仏の寿命やその「國の」人々「の寿命」は無量にして無辺であり、限り無く永遠に続くものである。だから「阿弥陀」と呼ぶのである。舍利弗よ、阿弥陀仏は悟りを開いてから現在まで十劫「という長い時間が経過しているの」である。

【9 B】また舍利弗よ、その仏には無量にして無辺なる声聞の弟子がいる。みな阿羅漢であるが、「その数を」計算で知ることは到底不可能である。多くの菩薩達もまた同じことなのだ。舍利弗よ、その仏国土は「このような功德による莊嚴を完成しているのである。

【7】舍利弗よ、その仏国土にはそよ風が吹いており、様々な宝石で飾られた並木や宝石で飾った網が「その風に」なびいて何とも言えない音を

出している。たとえて言えば、何百・何千の樂器が時を同じくして一斉に演奏されるようなものなのだ。この音を聞けば、みな自然に仏を念じ、法を念じ、僧を念じる心が生まれるのである。舍利弗よ、その仏国土はこのような功德による莊嚴を完成しているのである。

【10】また舍利弗よ、極楽国土に生まれた衆生はみな不退転の者であり、その中の多くは一生補處の者⁽⁴⁾である。その数は非常に多く、計算で「そ

の数を」知ることは到底不可能である。ただ無量・無辺であり、限り無く永遠に続くものとして説く他はないのである。

舍利弗よ、「極樂や阿弥陀仏のことを」聞いたならば、衆生は必ず願いを起こし、その国に生まれたいと願うべきである。何故かというと、このように色々な優れた善き人々と、同じ場所で共に会うことが出来るからである。舍利弗よ、「人は」ごく僅かな善根や福德を因や縁としてその國に生まれることは出来ないのである。

舍利弗よ、もしも善き男性や善き女性がいて、阿弥陀仏「の名前」が説かれるのを聞きいて、一日、あるいは二日、あるいは三日、あるいは四日、あるいは五日、あるいは六日、あるいは七日「の間」、一心不乱に

その名前を執持するならば、その人の命が尽きる時に、阿弥陀仏は諸々の聖者達とその人の面前に現れるであろう。この人が死ぬ時、心が動搖することなく、阿弥陀仏の極樂国土に往生することが出来るであろう。舍利弗よ、私はこうした優れた点を知つてゐるからこそ次のように言うのである。「もしもこの教えを聞いたならば、衆生は必ず願いを起こし、その國土に生まれるべきである」と。

を発するのである。「汝ら衆生よ、ちようどこの『不可思議な功徳を称賛し、一切諸仏が擁護せる経』を信じなさい」と。

【12】舍利弗よ、南方の世界には、日月灯仏、名聞光仏、大焰肩仏⁽⁷⁾、須弥灯仏、無量精進仏がいる。これらガンジス河の砂の如く数の多い諸仏が、それぞれ自分の国で、広くて長い舌を出し、「その舌で」遍ねぐ三千大千世界を覆つて、真実の言葉を発するのである。「汝ら衆生よ、ちようどこの『不可思議な功徳を称賛し、一切諸仏が擁護せる経』を信じなさい」と。

【13】舍利弗よ、西方の世界には、無量寿仏⁽⁸⁾、無量相仏⁽⁹⁾、無量幢仏、大光明仏⁽¹⁰⁾、宝相仏、淨光仏がいる。これらガンジス河の砂の如く数の多い諸仏が、それぞれ自分の国で、広くて長い舌を出し、「その舌で」遍ねぐ三千大千世界を覆つて、真実の言葉を発するのである。「汝ら衆生よ、ちようどこの『不可思議な功徳を称賛し、一切諸仏が擁護せる経』を信じなさい」と。

【11】舍利弗よ、私が今、阿弥陀仏の不可思議な功徳を称賛したように、東方にも阿閦軀仏、須弥相仏、大須弥仏、須弥光仏、妙音仏⁽⁶⁾がいる。これらガンジス河の砂の如く数の多い諸仏が、それぞれ長い舌を出し、「その舌で」遍ねぐ三千大千世界を覆つて、真実の言葉を発するのである。

【14】舍利弗よ、北方の世界には、大焰肩仏⁽¹¹⁾、最勝音仏、難沮仏、日生仏、網明仏がいる。これらガンジス河の砂の如く数の多い諸仏が、それぞれ自分の国で、広くて長い舌を出し、「その舌で」遍ねぐ三千大千世界を覆つて、真実の言葉を発するのである。「汝ら衆生よ、ちようどこの『不

不可思議な功德を称賛し、一切諸仏が擁護せる経』を信じなさい」と。

舍利弗よ、すくに願いを起こしてある。

【15】舍利弗よ、下方の世界には、師子仏、名聞仏、名光仏、達摩仏、法幢仏、持法仏がいる。これらガンジス河の砂の如く数の多い諸仏が、それぞれ自分の国で、広くて長い舌を出し、「その舌で」遍ねぐ三千大千世界を覆つて、真実の言葉を発するのである。「汝ら衆生よ、ちようどこの『不可思議な功德を称賛し、一切諸仏が擁護せる経』を信じなさい」と。

【16】舍利弗よ、上方の世界には、梵音仏、宿王仏、香上仏、香光仏、大焰肩仏^{〔12〕}、雜色宝華嚴身仏、娑羅樹王仏、宝華徳仏、見一切義仏、如須弥山仏がいる。これらガンジス河の砂の如く数の多い諸仏が、それぞれ自分の国で、広くて長い舌を出し、「その舌で」遍ねぐ三千大千世界を覆つて、真実の言葉を発するのである。「汝ら衆生よ、ちようどこの『不可思議な功德を称賛し、一切諸仏が擁護せる経』を信じなさい」と。

【17】舍利弗よ、あなたはどう思うか。どうして「一切諸仏が擁護せる経」と言うのか。舍利弗よ、もしも善き男性や善き女性が、これら諸仏の説く名^{〔13〕}とこの経の名とを聞いて心に留めておくならば、この善き男性や善き女性は皆一緒に一切の諸仏に擁護されることになり、無上正等菩提（この上なく完全で正しい悟り）から退転することはないだろう。だから、舍利弗よ、あなた達は皆、私の言葉と諸仏の説くこととを信じて受

け入れるべきである。
舍利弗よ、すでに願いを起こした人、今願いを立てつつある人、これから願いを起こそうとする人で、阿弥陀仏の国に生まれようと願うならば、これらの人々は皆、無上正等菩提から退転することなく、その国土にすでに生まれ、今生まれつつあり、これから生まれることになるだろう。だから、舍利弗よ、様々な善き男性や善き女性で、信ずる心があるならば、当然、願いを起こして、その国土に生まれるべきでなのである。

【18】舍利弗よ、私が今、諸仏の不可思議なる功德を称讃しているように、その諸仏もまた私の不可思議なる功德を褒め讃え、そして次のように言う。「釈迦牟尼仏はまことに困難で滅多にないことを為し遂げ、娑婆国土（現実の世界）、「即ち」時代の汚れ、見解の汚れ、煩惱の汚れ、衆生の汚れ、寿命の汚れという五つの汚れで穢された「この世」で、無上正等菩提を得て、様々な衆生のために、この総ての世間「の人々」が信じられないような法を説かれた」と。

【19】舍利弗よ、「あなたは次のことを」知るべきである。私は五つの汚れで穢された「この」世で、この為し難きことを実行し、無上正等菩提を得て、一切の世間「の人々」のために、この信じ難い法を説いたが、これは極めて困難なことである、と。

【20】仏陀が「」の経を説き終わると、舍利弗や諸々の出家者、「そして」あらゆる世間の神・人・阿修羅等は、仏陀のお説きになられた」とを聞いたて歓喜し、信じて受け入れると、礼拝して「その場を」立ち去つたのであつた。

〔以上〕『仏説阿弥陀經』〔終わる〕

注

(1) 五根とは、悟りに至るための五つの力または能力のことで、信、精進、念、定、恵の五つを言う。五力も五根と同じ内容であるが、『俱含論』によると、「根」は加行道の第三（忍位）にあるものを言い、「力」は世第一法位にある者を言う。七菩提分とは、悟りを得るのに役立つ七つの事がらで、択法、精進、喜、軽安、捨、定、念の七つを言う。また八聖道分とは、四聖諦のうち、最後の道諦の中で説かれ、悟りに至るための八つの実践道を指し、正見、正思、正語、正業、正命、正精進、正念、正定の八支を言う。これらは、四念處、四正勤、四神足と共に三十七菩提分（悟りの知恵を獲得するための実践修行法）に含められてゐる。

(2) 以下、Skt.と羅什訳との間に相違が見られる。即ち、羅什訳では、Skt.の【9】の中間に【8】が入り込む恰好となり、今は便宜上、【9】を【9A】と【9B】とに分けた。

(3) 漢訳で「阿弥陀」と音写される原語には、amitabha と amitayus との二つがあり、いずれも amita- + abha, amita- + ayus に分解出来る。amita-は「無量の」という形容詞であり、abhaは「光明」、ayusは「寿命」を意味するから、amitabhaは「無量の光明」、amitayus は「無量の寿命」という意味になる。しかし、漢訳ではただ「阿弥陀」(AMITĀBHA) amitabha と amitayus の前半だけを翻訳した形になっているから、どちらの訳語が明確ではない。或いは、この両方の意味を含ませて、どちらにも解釈できる「阿弥陀」という訳語を作り出したのかもしれないが、とにかくこの「阿弥陀」は、amitabha 「無量の光明」を、また次の【8】に見られる「阿弥陀」は amitayus 「無量の寿命」を前提にしてゐる。

(4) あと一回の生涯だけ、この世に縛られるだけで、次の生涯には仏陀となる」とが確定している位のこと。一生を過ぎれば仏陀を補うべき位、という意味である。

(5) 「その名を執持する」とは、浄土宗の伝統的解釈によると、「阿弥陀仏の名を唱える」とあるとする。

(6) 羅什訳の「妙音」に相当するSkt.は manjūdhvaja 「妙なる憧を持つ者」であり、両者は一致しないが、玄奘訳では「妙憧」(三五〇上 111) と、Skt.に一致する。しかし、Tib.訳を見てみると、'jam sgra (p.348.17) 「妙声」とあり、またその直後に 'jam dbyangs (p.348.18) 「妙音」とあるので、Tib.訳は羅什訳

に一致する。中村元は、'jam sgra の Skt. जम् श्रवण् mañuhvani を想定する（中村元『浄土三部經』下、東京：岩波書店、一九六四年、二二九頁）。また池田澄達は、'jam dbyangs の Skt. を mañughosa と推定し、これを羅什訳の「妙音」としている（池田澄達『初等西藏語讀本』東京：山喜房仏書林、昭和七年、辞書一四頁）。

(7) 羅什訳の「大焰肩」は、Skt. महारक्षकंधा mahārakṣakandha であり、この skandha という語には、「肩」、「かたまり」の両方の意味を持つ。これに関して千渕龍祥は、羅什が亀茲地方で肩から焰の出ている仏像を実際に見ていたために、このような訳語を与えたとする（千渕龍祥「阿弥陀仏の焰肩仏について」『山口博士還暦記念・印度学仏教學論集』昭和三〇年、一二四一—二五〇頁）。なお、玄装訳ではこれを「大光焰」（二二五〇上二九）とする。これと同様の名前を持つ仏は、北方世界と上方世界にも見られる。

(8) 原語は amitāyus であり、所謂極楽国土の「阿弥陀仏」と同名（と語う）ことになる。羅什訳では、この箇所だけ「阿弥陀仏」と訳さずに「無量寿仏」としいることから、羅什はこの amitāyus を極楽国土の「阿弥陀仏」と区別しているようである。藤田によると、西方段に、ミターユス如來の名があげられているのは、仏名經類からの転用によるものと推察している（『原始淨土思想の研究』二二六頁以下）。

(9) 羅什訳の「無量相」に相当する Skt. amitaskamṇda 「無量のかたまりを持つ者」であり、羅什の訳語がこの Skt. に相当するかどうかは疑問である。玄装訳には「無量蘊」（二二五〇中七）とし、Skt. に一致する。

(10) Skt. は「大明仏」に相当する仏名を欠くが、Tib. 訳には、'od zer snang ba (|||五〇・六「光線を発する者」、また玄装訳では「これを「光焰」（二二五〇中八）としているので、本来はこれに相当する Skt. があつたのかもしれない。

- (11) 注（3）を参照せよ。
 (12) 注（3）を参照せよ。

(13) 「聞是諸仏所說名」の訳であるが、この「名」は阿弥陀仏の名とするのが浄土宗の伝統的解釈である。

[原典和訳]
 The Smaller Sukhavativyūha (極樂の莊嚴)

一切智者に帰命し奉る。^(一)

【一】このように私は聞いた。ある時、世尊はシユラーヴアステイー（舍衛国）にあるジエータ（祇樹）「太子」の林、「即ち」アナータピングダダ（給孤獨）「長者」の園林で、千二百五十人からなる大勢の比丘の僧団と共に時を過⁽²⁾しておられた。〔この比丘達〕は非常に有名であり、長老であり、偉大な声聞であり、總て阿羅漢であった。即ち、長老シャーリップ

トラ（舍利弗）、偉大なマウドカリヤーヤナ（目乾連）、偉大なカーシャパ（迦葉）、偉大なカッピナ（劫賓那）、偉大なカーテイヤーヤナ（迦栴延）、偉大なコーシュティラ（俱縊羅⁽⁴⁾）、レーヴアタ（離婆多）、チューダ・パンタ力（周梨般陀迦⁽⁵⁾）、ナンダ（難陀）、アーナンダ（阿難陀）、ラーフラ（羅睺羅）、ガヴァーンパティ（憍梵波堤）、バラドウヴァージャ（賓頭慮頗羅墮）、カーローダイン（迦留陀夷）、ヴァツクラ（薄俱羅）、そしてアニルッダ（阿菟樓駄）であった。彼ら「声聞達」と、他にも多くの偉大な声聞達とが一緒であつた。また多くの菩薩大士達、即ち王子の位にあつたマンジュシユリー（文殊師利）、アジタ（阿逸多）菩薩、ガンダハスティン（乾陀訶堤）菩薩、ニティヨーディユクタ（常精進）菩薩、そしてアニクシプタドウラ（不休息）菩薩⁽⁶⁾であるが、これら「の菩薩大士達」と、他にも多くの菩薩大士達とが一緒であつた。また、神々の主シャクラ（帝釈天）と、娑婆の主ブラフマン（梵天）、これら「の神々」と、他にも十万・百万の多くの天子達とが一緒だつたのである。

【2】ちょうどその時、世尊は尊者シャーリップトロに告げられた。
シャーリップトロよ、この仏国土から西方に、十万・千万の仏国土を越え行くと、極楽と呼ばれる世界がある。そこにはアミターユスと呼ばれる如来・阿羅漢・正等覺者が今「現に」住し、留まつて、時を過ぎし、そして法を説いている。シャーリップトロよ、「お前」はこれはどう思うか。いかなる理由で、かの世界は「極楽」と言われるのか。実に、シャーリ

プラよ、かの極楽世界にいる衆生達には身体の苦しみもなく、心の苦しみもなく、ただ無量の安樂の原因だけがあるので。このような理由で、その世界は「極楽」と言われるるのである。

【3】また、次に、シャーリップトロよ、極楽世界は、七〔重〕の欄干、七〔重〕になつたターラ樹の並木、鈴のついた網によつて見事に飾られ、ぐるりと巡らされ、四つの宝石、即ち金・銀・瑠璃・水晶からできており、きらびやかで、麗しい。シャーリップトロよ、かの仏国土はこのような仏国土の功德の莊嚴によつて見事に飾られているのである。

【4】また、次に、シャーリップトロよ、極楽世界には、七つの宝石、即ち金・銀・瑠璃・水晶・赤珠・瑪瑙、第七番目の宝石である琥珀から成る蓮池があり、八つの特性を具えた水が一杯に満ちており、「水面は」岸の高さに等しく、鳥が飲めるほどであり、黄金の砂が撒かれているのである。また、これらの蓮池の周囲四方には四つの階段があつて、四つの宝石、即ち金・銀・瑠璃・水晶からできており、きらびやかで、麗しい。またこれらの蓮池の周囲には、宝石の木々が繁り、七つの宝石、即ち金・銀・瑠璃・水晶・赤珠・瑪瑙、第七番目の宝石である琥珀からできており、きらびやかで、麗しい。またこれらの蓮池には蓮華が生じており、青い「蓮華」は青い色で、青く輝き、青く見え、黄色い「蓮華」は黄色い色で、黄色く輝き、黄色く見え、赤い「蓮華」は赤い色で、赤く輝き、赤

く見え、白い「蓮華」は白い色で、白く輝き、白く見え、色とりどりの「蓮華」は色とりどりの色で、色とりどりの色に輝き、色とりどりの色に見え、「蓮華」の周囲は車輪ほどの大きさなのである。シャーリップトラよ、かの仏国土はこのような仏国土の功德の莊嚴によつて見事に飾られているのである。

【5】また、次に、シャーリップトラよ、かの仏国土では、天界の樂器が常に奏でられており、また大地は金色で美しい。またその仏国土では、夜に三度、昼に三度、天界のマーンダーラヴァアの花が雨と降る。そこに生まれかわった衆生達は一「朝」食前の間に、他の世界に行つて、十万・千万という仏達を礼拝し、そして一々の如来に十万・千万の花の雨を降らし、再びまた昼の休息のために、その同じ「極樂」世界へ戻つてくるのである。シャーリップトラよ、かの仏国土はこのような仏国土の功德の莊嚴によつて見事に飾られているのである。

【6】また、次に、シャーリップトラよ、かの仏国土には白鳥や帝釈鳴や孔雀がおり、それらは、夜に三度、昼に三度、より集まつて来て合唱し、また各々の調べをさえずる。それらがさえずる時、「五」根・「五」力・「七」菩提分の声が流れ出る。その声を聞くと、そこに「生まれかわった」衆生達には、仏に対する思念が生じ、法に対する思念が生じる思念が生じるのである。シャーリップトラよ、「お前」はこれをどう思う

か。その衆生達は畜生の胎内に宿るものとなつたのであろうか。決してそのように見てはならない。それは何故かといふと、シャーリップトラよ、その仏国土では「地獄」という名前すらなく、「畜生」「という名前」や「ヤマの世界」^[12]「という名前も」ないからである。しかもそれらの鳥の群は、かのアミターユス如來に化作されたものであり、法の声を発している「だけなのである」。シャーリップトラよ、かの仏国土はこのような仏国土の功德の莊嚴によつて見事に飾られているのである。

【7】また、次に、シャーリップトラよ、かの仏国土では、そのターラ樹の並木や、その鈴のついた網が風に揺り動かされると、甘美で心地好い音が流れ出てくる。シャーリップトラよ、例えば、十万・千万もの種類からなる天界の樂器が聖者達によつて合奏されると、甘美で心地好い音が流れ出てくるが、「これと」全く同じように、シャーリップトラよ、そのターラ樹の並木や、その鈴のついた網が風に揺り動かされると、甘美で心地好い音が流れ出てくるのである。その音を聞くと、そこに「生まれかわった」衆生達には、仏に対する隨念が身に起り、法に対する隨念が起^[13]こり、僧團に対する隨念が起る。シャーリップトラよ、かの仏国土はこのようないの仏国土の功德の莊嚴によつて見事に飾られているのだ。

【8】シャーリップトラよ、これをどう思うか。いかなる理由で、かの如來は「アミターユス（無量の寿命）」と名づけられるのであろうか。実に、

シャーリップトロよ、かの如来とかの人々の寿命の量は無量である。こういう理由で、かの如来は「アミターユス（無量の寿命）」と名づけられるのである。また、シャーリップトロよ、かの如来が無上正等菩提を正等覚してから十劫「を経て」いるのである。

【9A】シャーリップトロよ、これをどう思うか。いかなる理由で、かの如来は「アミターバ（無量の光明）」と名づけられるのであろうか。実に、シャーリップトロよ、かの如来の光明は、一切の仏国土において妨げられることがない。こういう理由で、かの如来は「アミターバ（無量の寿命）」と名づけられるのである。

【9B】また、シャーリップトロよ、かの如来の声聞の僧団は無量であり、その清淨なる阿羅漢達の量を言葉で表現することは容易なことではないのだ。シャーリップトロよ、かの仏国土はこのような仏国土の功德の莊嚴によつて見事に飾られているのである。

【10】また次に、シャーリップトロよ、アミターユス如來の仏国土に生まれ

かわつた衆生達は清淨な菩薩であり、退転することがなく、一生「だけ

この世に」繋がれた者である。シャーリップトロよ、かの菩薩達の量は、「結局」「無量・無数」という数になつてしまい、それ以外には言葉で表現することは容易なことではないのである。

また実に、シャーリップトロよ、衆生達は、かの仏国土に對して願いを起こすべきである。それは何故かといふと、か「の仏国土」で、このような善き人々と会うことになるからである。シャーリップトロよ、僅かばかりの善根で、衆生達はアミターユス如來の仏国土に生まれかわることはないからである。

シャーリップトロよ、およそいかなる良家の子息や良家の子女であつても、かの世尊アミターユス如來の名前を聞き、そして聞いた後に思念し、一夜、あるいは二夜、あるいは三夜、あるいは四夜、あるいは五夜、あるいは六夜、あるいは七夜の間、心を散乱させることなく思念するであろうならば、その良家の子息や良家の子女が臨終の時に、かのアミターユス如來は、声聞の僧団に取り囲まれ、菩薩の衆団に敬われながら、その臨終を迎えるとしている者の前に立つであろう。そうすれば、彼は心が顛倒することなく死ぬであろう。彼は死んでから、その同じアミターユス如來の仏国土である極樂世界に生まれつくであろう。それ故、ここで、シャーリップトロよ、「私」はこの道理を見て、次のようく言う。「良家の子息や良家の子女は心をこめて、かの仏国土に「生まれたい」と心の中で願いを起こすべきである」「と」。

【11】シャーリップトロよ、ちようど私が、今、か「の極樂世界」を称賛しているのと全く同じように、シャーリップトロよ、東方には、アクショーピヤ（不動なる者）と呼ばれる如來、メール・ドゥヴァージャ（須弥山の

瞳を持つ者)と呼ばれる如来、マハー・メール(大きな須弥山)と呼ばれる如来、メール・プラバーサ(須弥山の輝きを持つ者)と呼ばれる如来、マンジュ・ドウヴァアジャ(妙なる瞳を持つ者)と呼ばれる如来がいるが、シャーリップトラよ、このような〔如來〕を始めとして、東力におけるガンジス河の砂の如き〔多くの〕仏・世尊は、各々「自分の」仏国土を舌根で遍ねく覆つて、明確に宣言される。「汝らは、この『不可思議な功德の称賛・一切諸仏による護念』と呼ばれる法門を信受せよ」^[15]〔と〕。

【12】同様に、南方には、チャンドラ・スールヤ・プラディーパ(月と太陽の灯光を持つ者)と呼ばれる如来、ヤシヤハ・プラバ(名声の光明を持つ者)と呼ばれる如来、マハールチ・スカンダ(大きな火炎のかたまりを持つ者)と呼ばれる如来、メールチ・スカンダ(大きな火炎のかたまりを持つ者)と呼ばれる如来、メール・プラディーパ(須弥山の灯光を持つ者)と呼ばれる如来、アナンタ・ヴィーリヤ(無限の精進)を遂行する者)と呼ばれる如来がいるが、シャーリップトラよ、このような〔如來〕を始めとして、南方におけるガンジス河の砂の如き〔多くの〕仏・世尊は、各々「自分の」仏国土を舌根で遍ねく覆つて、明確に宣言される。「汝らは、この『不可思議な功德の称賛・一切諸仏による護念』と呼ばれる法門を信愛せよ」^[16]〔と〕。

【13】同様に、西方には、アミターユス(無限の寿命を持つ者)と呼ばれる如来、アミタ・スカンダ(無量のかたまりを持つ者)と呼ばれる如来、

アミダ・ドウヴァアジャ(無量の幢を持つ者)と呼ばれる如来、マハー・プラバ(大きな光明を持つ者)と呼ばれる如来、マハーラトナ・ケートウ(大きな宝石の旗を持つ者)と呼ばれる如来、シユツダ・ラフシユミ・リップトラよ、このような〔如來〕を始めとして、西方におけるガンジス河の砂の如き〔多くの〕仏・世尊は、各々「自分の」仏国土を舌根で遍ねく覆つて、明確に宣言される。「汝らは、この『不可思議な功德の称賛・一切諸仏による護念』と呼ばれる法門を信愛せよ」^[17]〔と〕。

【14】同様に、北方には、マハールチ・スカンダ(大きな火炎のかたまりを持つ者)と呼ばれる如来、ヴァイシュヴァーナラ・ニルゴーシャ(どんな人にも聞こえる音声を持つ者)と呼ばれる如来、ドウンドウビ・スヴァラ・ニルゴーシャ(太鼓の音のような音声を持つ者)と呼ばれる如来、ドウシュープラダルシャ(攻撃し難き者)と呼ばれる如来、アーディティヤ・サンバヴァ(太陽から生じた者)と呼ばれる如来、ジャーリー・プラバ(網のような光明を持つ者)と呼ばれる如来、プラバーカラ(光明を放つ者)と呼ばれる如来がいるが、シャーリップトラよ、このような〔如來〕を始めとして、北方におけるガンジス河の砂の如き〔多くの〕仏・世尊は、各々「自分の」仏国土を舌根で遍ねく覆つて、明確に宣言される。「汝らは、この『不可思議な功德の称賛・一切諸仏による護念』と呼ばれる法門を信愛せよ」^[18]〔と〕。

【15】同様に、下方には、シンハ（獅子）と呼ばれる如来、ヤシヤス（名声を博する者）と呼ばれる如来、ヤシャハ・プラバーサ（名声ある光を持つ者）と呼ばれる如来、ダルマ（法）と呼ばれる如来、ダルマ・ダラ（法を護持せる者）と呼ばれる如来、ダルマ・ドウヴァージャ（法の幢を持つ者）と呼ばれる如来がいるが、シャーリップトラよ、このような「如來」を始めとして、下方におけるガンジス河の砂の如き「多くの」仏・世尊は、各々「自分の」仏国土を舌根で遍ねく覆つて、明確に宣言される。「汝らは、この『不可思議な功徳の称賛・一切諸仏による護念』と呼ばれる法門を信愛せよよ」と。

【16】同様に、上方には、ブラフマ・ゴーシャ（梵天の声を持つ者）と呼ばれる如来、ナクシャトラ・ラージャ（星宿の王）と呼ばれる如来、インドラ・ケートゥ・ドウヴァージャ・ラージャ（帝釈天の幢幡の王）と呼ばれる如来、ガンドーッタマ（最上の香を持つ者）と呼ばれる如来、ガンダプラバーサ（香りの光輝を持つ者）と呼ばれる如来、マハールチ・スカンダ（大きな火炎のかたまりを持つ者）と呼ばれる如来、ラトナ・クスマ・サンプシュピタ・ガートラ（宝石の花に飾られた身体を持つ者）と呼ばれる如来、サーレーンドラ・ラージャ（サーラ樹王の王）と呼ばれる如来、ラトノートバラ・シユリー（宝石の青蓮華の美を持つ者）と呼ばれる如来、サルヴァールタ・ダルジャ（一切の意義を見る者）と呼ばれる如来、スメール・カルパ（須弥山の如き者）と呼ばれる如来がい

るが、シャーリップトラよ、このような「如來」を始めとして、上方におけるガンジス河の砂の如き「多くの」仏・世尊は、各々「自分の」仏国土を舌根で遍ねく覆つて、明確に宣言される。「汝らは、この『不可思議な功徳の称賛・一切諸仏による護念』と呼ばれる法門を信愛せよよ」と。

【17】シャーリップトラよ、「お前」はこれをどう思うか。いかなる理由で、この法門は「一切諸仏による護念」という名で呼ばれるのか。シャーリップトラよ、およそいかなる良家の子息や良家の子女であっても、この法門の名を聞き、またこれらの仏・世尊達の名前を心に留めておくであろうならば、彼らは總て仏達に護念される者となり、また無上正等菩提から退転しない者となるであろう。それゆえに、シャーリップトラよ、ここで「汝ら」は、私と彼ら仏・世尊達と「の言うこと」を信ぜよ、信愛せよ、疑つてはならない。シャーリップトラよ、およそいかなる良家の子息や良家の子女であっても、かの世尊アミターユス如來の仏国土に「生まれかわりたい」と心の中で願いを起こすであろう者、あるいはすでに起こした者、あるいは現に起こそうとしている者は、總て無上正等菩提から退転しない者となつて、かの仏国土に生まれかわるであろうし、あるいはすでに生まれかわり、あるいは現に生まれかわろうとしているのである、それゆえに、シャーリップトラよ、ここで信ある良家の子息達と良家の子女達とは、かの仏国土に「生まれ変わりたい」と心の中で願いを起こさなければならないのである。

〔18〕 シャーリップトラよ、ちようど私が今、かの仏・世尊達の不可思議な功德をこのように称讃しているのと全く同じように、シャーリップトラよ、かの仏・世尊達もまた、私の不可思議な功德を次のように称讃しているのである。「世尊・釈迦牟尼・釈迦族の大王は、非常になし難きことをなし遂げた。娑婆世界において、無上正等菩提を正等覚してから、時代の汚濁、衆生の汚濁、見解の汚濁、寿命の汚濁、「そして」煩惱の汚濁〔と〕いう五つの汚濁〕の中で、一切世間〔の人々〕の信じ難い法を説かれた」と。

〔19〕 シャーリップトラよ、私が娑婆世界において無上正等菩提を正等覚してから、衆生の汚濁、見解の汚濁、煩惱の汚濁、寿命の汚濁、「そして」時代の汚濁〔という五つの汚濁〕の中で、一切世間〔の人々〕の信じ難い法を説くというのは、私にとつてもまた最もなし難いことである。

〔20〕 世尊がこのように説かれると、尊者シャーリップトラと、かの比丘達やかの菩薩達、それに神々・人間・阿修羅・ガンダルヴァを含めた世間〔の者達〕は、心喜ばせ、世尊の説かれたりとに歓喜したのである。

「極樂の莊嚴」と名づくる大乗經典〔を終わる〕

注

(1) 両漢訳はこの帰敬文に相当するものを欠き、Tib. 訳には *sangs rgyas dang byang chub sams dpa' thams cad la phyag 'ishal lo* (三〇四一・二二) 「一切の仏と菩薩に帰命し奉る」とする。

(2) 藤田の訂正に従ふ、*abhijñānābhijñātaih.* を *abhijñātābhijñātaih.* に改める。

(3) 以下、仏弟子の列挙の順番に関して、羅什訳と Skt. との間に若干の相違が見られる。詳しくは両訳を比較されたい。

(4) 藤田の訂正に従ふ、*mahākausthila* を *mahakoṣṭhila* に改める。

(5) 藤田の訂正に従ふ、*suddhipanthaka* を *cudapanthaka* に改める。
 (6) 羅什訳はこの菩薩名を欠くが、玄奘訳は「不休鳴」(三〇八下三〇九上) とする。Tib. 訳も *brtson pa mi 'dor ba* (三〇四一・一〇一) 「失われる」ことのない精進を持つ」としてゐる。

(7) 藤田の訂正に従ふ、*ito buddhaksetram* を *ito buddhaksetrat* に改める。

(8) 藤田の訂正に従ふ、*kimkini* を *kankini* に改める。

(9) 「八つの徳性を具えた水（八功德水）」に関して、玄奘訳は「一者澄淨。二者清冷。三者甘美。四者軽軟。五者潤沢。六者安和。七者飲時除飢渴等無量過患。八者飲已定能長養諸根四大増益種種殊勝善根。多福衆生常樂受用」(三〇四八下二五一二八) と八つ

の内容を列挙してこなが、〈俱舍論〉第二章の「世間品」では、

「れに閑」^ト esa ca nimindharāntam parvatānām saptantārāni sapta
śīta ucyanante purna aṣṭāṅgopetasya paniyasya/ tad dhi panīyam śīlam
ca svādu ca laghu ca mīḍu cācchaṇ ca niśpratikam ca pibata kanṭham
na kṣīṇoti pīṭam ca kuksīṇ na vyābādhate/ (Abhidharmakośabhaśya,
ed. P. Pradhan, Patna, 1975, p.160.13-15)

「」^ト「」^ト〔八〕山の中間にある七は七海と呼ばれ、
終わつゝす、それ〔八〕山の中間にある七は七海と呼ばれ、
八つの特性を具えた水で満たされている。〔即ち〕その水は、清
涼、甘美、軽安、柔軟、清浄、無臭で、飲む者の喉を傷めず、腹
を壊さない」と説明し、玄装訳とは若干の相違が見られる。

(10) 「鳥が飲めるほど」であり」という表現に関しては、以下のもの

を参照されたい。藤田宏達『原始淨土思想の研究』(一〇七—)
一〇頁。Madhav Deshpande, 'Note on kaka-peyā nadi "A crow-drink-
able river," Journal of the Oriental Institute, 23-3, March 1974, pp.155 -
163.

(11) 思念 (manasikara)。普通、「作意」と訳されるが、これは阿毘
達磨における五位七十五法の分類で言えば、第二十番目に当た
り、遍大地法に含まれるが、〈俱舍論〉ではこれを manaskaras
cetasā abhogah (Abhidharmakośabhaśya, p.54.23) 「作意」は心を
〔所縁に〕向ける「」である」と説明する。この定義に従えば、そ
の箇所は「極楽の衆生が鳥の声を聞いて、仏・法・僧に心を

向ける」^トと解釈できる。

(12) Tib. 論」^ト gshin rje'i 'jig rten (一一四六・五) 「ヤマの世界」とあ
る、Skt. に一致するが、両漢訳は「」を欠く。

(13) 随念 (anusmṛti)。anusmṛti は smṛti はその用法において若干の
相違はあるが、その基本となる意味においては同じであるから、
smṛti^トこの語の、阿毘達磨における意味を紹介しておく。」^トれ
も、前出の思念 (manasikara) と同様に、七十五法の分類では、
遍大地法に含まれる第十九番目の法であり、〈俱舍論〉において
は、 smṛtir ālambanāsampramośah (Abhidharmakośa-bhaśya,
p.54.22-23) 「」^トは所縁を忘失しない」^ト「」^トと定義されて
いる。

(14) 思念 (manasikara) に関しては、注 (11) を参照。

(15) 」^トの表現は、偉大な人物のみが具えてくる三十一の身体的特徴
の一つである「広長舌相」に基づいているが、これは「仏の説
く」^トが真実であり、嘘がない」とを意味している。イハ^ト
佛教説話の集成である『ティヴィヤ・アヴァターナ』には、如
來 (Tathagata) という語の語源解釈と絡めて、この「広長舌相」
を説く説話が見られる。」^ト」^トtathagata を tatha^ト gada と
に分け、「真実を語る者」として「如來」を解釈してこなが、そ
の説話の最後に次のような詩頌が仏陀によつて説かれていく。
apy eva hi syād aūtābhidhāyini mameha jihvājavasatayavatī/ tad

evam na yatha hi brahmaṇa(→tad me yathoktiām hi tathavā brahmaṇa) tathagato 'smity avagantum arhasi/(Divyāvadāna. ed. by E.

B. Cowell & R. A. Neil, Amsterdam, 1970, p.71.20-22) 「確かに〔他人の舌〕は嘘をついて」があるても、我が舌は今、正直に真実

を語るのである。〔故に〕『〔我〕は如来（真実を語る者）なり』

その如くである。〔故に〕『〔我〕は如来（真実を語る者）なり』

と〔汝〕は理解すべきである。これからも分かるように、「広

長〔舌相〕を持つていぬ」とは、その者の語ることが真実で

あり、嘘がなこととを意味するのであるから、この六方段に見ら

れる諸仏が説くことも真実であり、嘘がないことを裏付ける表現

と見る」とが出来る。これに関しては次の論文を参照されたい。
平岡聰「如來 (Tathagata)」の語源解釈—Brahmajadarikāvadāna の翻訳並びに研究—『南都仏教』六八、平成五年三月、左一一一十三頁。

(16) 藤田の訂正に従い、pratyayatha を pattiyaθa に改め。

(17) Tib. 訳と羅什訳には、の如來の名前を欠き、玄奘訳では「無量天鼓震大妙音」(三五〇中一五) がこれに相当する。

(18) 藤田の訂正に従い、jaleniprabha を Jainiprabha に改める。

(19) 両漢訳はの如來名を欠いており Tib. 訳は 'od kyi 'byung gans 「光の源」とするが、これは prabhākara^{sk} prabhā-kara (光明を放つ者) ではなく、prabha-ākara (光明の源) で解釈したことが

指摘されてゐる。池田前掲書四〇頁、中村前掲書一四〇頁。

(20) Tib. 訳などに両漢訳にはの如來の名を欠く。

(21) Tib. 説では「れを'od dpag med (三五〇)・一四)「無量光」即ち Amitābha としている。

(22) 藤田の訂正に従い、kr̥tañ を kr̥tavanto に改める。

四誓偈・聞名得益偈・祝聖文・普濟偈

山極伸之

〔1〕「四誓偈」

(1) 原文

我建超世願 必至無上道
我於無量劫 不為大施主
我至成仏道 名聲超十方
離欲深正念 淨慧修梵行
神力演大光 普照無際土
開彼智慧眼 滅此昏盲闇
功祚成滿足 威曜朗十方
為衆開法藏 幷施功德寶
供養一切仏 具足衆德本
如仏無礙智 通達靡不照
斯願若尅果 大千應感動

滅此昏盲闇
威曜朗十方
常於大衆中
願慧悉成滿
願我功慧力
虛空諸天人
當雨珍妙華

必至無上道
不為大施主
名声超十方
淨慧修梵行
普照無際土
消除三垢冥
閉塞諸惡道
日月戢董暉
說法師子吼
得為三界雄
等此最勝尊
(11)

斯願不滿足
普濟諸貧苦
究竟靡所聞
志求無上道
為諸天人師
廣濟衆厄難
通達善趣門
天光隱不現
(7)

誓不成正覺
誓不成正覺
誓不成正覺
志求無上道
(4)

(9) 藏經「量」(宋、元、明本「礙」、流布本亦同)
(10) 藏經「遍」(宋、元、明本「照」、流布本亦同)
(11) 藏經「德」(德流布本作慧)

(7) 宋、元、明本「尊」

(8) 藏經「明」(明流布本作広)

(9) 藏經「量」(宋、元、明本「礙」、流布本亦同)
(10) 藏經「遍」(宋、元、明本「照」、流布本亦同)
(11) 藏經「德」(德流布本作慧)

(12) 宋、元、明本「神」

(2) 書き下し文

われ超世の願をたつ、必ず無上道に至らん。この願満足せば誓つて正覚を成ぜじ。(1)
われ無量劫に於て大施主となつてあまねく諸の貧苦を救わんば誓つて正覚を成ぜじ。(2)
われ仏道を成するに至らば名声十方に超え、究竟して聞ゆる所なくんば誓つて正覚を成ぜじ。(3)

離欲と深正念と淨慧との修梵行をもつて、無上道を志求して諸の天人

《註》

(1) 宋、元本「志」

師とならん。 (4)

神力大光を演べあまねく無際の土を照らし三垢の冥を消除して、広く

諸の厄難をすくい、 (5)

かの智慧の眼を開いてこのこんもうの闇を滅し、諸の悪道を閉塞して

善趣の門に通達せしめ、 (6)

功祚満足することを成じて、威曜十方に朗かなり。日月重暉をおさめ、

天光もかくれて現ぜず、 (7)

衆の為に法藏を開いて広く功德の宝を施し、常に大衆の中に於て、説

法師子吼したもう。 (8)

一切の仏を供養し、諸の徳本を具足し、願慧ことごとく成滿して、三

界の雄となることをえたまえり。 (9)

仏のむげちの如きは、通達して照らしたまわづということなし。願く

は我が功慧の力この最勝尊に等しからむ。 (10)

この願もし専果せば、大千まさに感動すべし。虚空の諸の天人まさに珍妙の華をふらすべし。 (11)

《註》

(1) 「功祚、成じ満足して」

(2) 「法を説きて師子吼せん」

(3) 「まさに珍妙の華を雨ふらすべし」

(3) 原文和訳

わたしは世に超えて優れた願をたてて、必ずこのうえない覚りへ至りましよう。もしこの願いが成し遂げられないならば、誓つて覚りを得ませんように。 (1)

わたしは果てしない時をへて、大いなる施主となつて、すべての貧しく苦しめる人々を救うことができなければ、誓つて覚りを得ませんように。 (2)

わたしが仏の完成させた「覺りの」道へ至った時に、その名声が十方を超え、もし聞こえないような所があれば、誓つて覚りを得ませんように。 (3)

欲を離れ正念を深くし、智慧を淨めて梵行を実践し、このうえない覚りを求めて、天や人の師となりましよう。 (4)

偉大なる力と大いなる光とを放つて、果てしなき国土のすべてを照らし、三つの汚れの闇を消しさつて、様々な災難より人々を救いましよう。 (5)

かの智慧の眼を開いて、この愚かなる闇を滅し、惡道⁽²⁾を塞いで、善趣⁽³⁾

への門へと導きましよう。 (6)

仏の功德が満たされて、その威光が十方に輝くとき、太陽も月も光を失い、神々の光も姿を隠してしまうでしょう。 (7)

人々のために法の藏を開いて、功德という宝を施し、常に人々の中に

あつて、師子が吼るように法を説きましよう。(8)

すべての仏を供養し、あらゆる功德を身に備え、願いと智慧とを完成して、三界の雄者となりましよう。(9)

仏の有する自在なる智のよう、すべてを理解して照らさないことはないでありますよう。どうぞ、わたしの優れた智慧の力が、この最も勝れた仏と等しきものでありますように。(10)

もしもこの願いが成し遂げられたならば、大地は感動してください。虚空の様々な天人たちは、妙なる華の雨をふらせてください。(11)

《註》

- (1) 「貪・瞋・癡」の三毒を指す。
- (2) 「地獄・餓鬼・畜生」の三悪道(三悪趣)。
- (3) 「天・人・修羅」の三善道(三善趣)。
- (4) 「欲界・色界・無色界」の三つを指す。
- (5) 「四無礙智」あるいは「四無礙弁」ともいい、「法無礙・義無礙・辭無礙(詞無礙)・樂說無礙(弁無礙)」という四種類の自在なる理解表現能力を意味する。

(4) 梵文和訳

もしも実に「私が」覺りを得た時に、このように優れた最勝の誓願が私にないならば、人の中の王よ、私は十力を持ち、無比の供養されるべ

き者たる有情の最上者とはなりますまい。(1)

もしも「私の」国土において、このように、多くの貧しい者たちに、天の輝ける豊か「な財」がないならば、そして苦しみに陥った人を幸福な者になし得ないならば、私は人々の中の宝石のごとき王とはなりますまい。(2)

もしも私が覺りの座に近づいた時に、「私の」名が速やかに十方の広大にして多数の、無限の諸仏の国土に達しないならば、私は力を得た世間の主となりますまい。(3)

もしも実に、私が無比にして吉祥なる覚りに近づきながら、憶念と思慮と了解とを捨てて、愛欲の享受を喜ぶようであるならば、私は世間において力を得た師とはなりますまい。(4)

主よ、「私の」無比にして無限なる広大な光は、「四」方「四」維のすべての仏国土を満たし、貪と、一切の瞋と癡とを鎮め、地獄の世界における火を消すでありますよう。(5)

よく輝ける大きな眼を開いて、すべての人々の愚かさの闇を破り、難処に生まれた者たちを残りなく取り除いて、無限の威光ある天界への道に「人々を」導くでありますよう。(6)

月と太陽の光は天空に輝かず、宝珠の集まりや、火や、神々の光も「輝かない」。清らかな過去の行を実践して、人の中の王の光は、すべてに打ち勝つでありますよう。(7)

人々の中の最勝者にして、苦惱する者たちの宝となる、そのような者

は、「四」方「四」維におりません。百千のすべての善を満たして、群衆の中に入つて、仏の獅子吼をなすであります。(8)

過去の勝者・自存者達を敬い、無量コーティの禁誓と苦行とを実践し、誓願の力を満たした、生ける者の最勝者として、最高・最勝の智の集まりを求めるであります。(9)

世尊よ、あたかもとらわれのない智をもつて見る人の中の王が、有為を三種に知つてゐるよう、私もまた、無比の、供養されるべき者、最高の智者、人々の導師となるであります。(10)

人の中の王よ、もしも私が覺りを得て、このような誓願が成就するならば、この「三千大」千世界は震動してください。神々の群れよ、天空から花を雨ふらせてください。(11)

『註』

(1) 「」での「力」とは「十力」のことを指していると考えられる。
(2) 梵本には suna akṣayan である。「」での suna は難解な語であるが、藤田が指摘している様に、suna の男性・複数・対格として見ておく。

(3) 有為 (samskṛta) を三種に分ける説としては、色法・心法・非色非心法の「三有為法」と、生・住異・滅の「三有為相」とがあるが、「」でどちらが意図されているかは不明である。

(5) 解説

「四誓偈」は浄土三部經の一つに数えられる康僧鎧訳『仏說無量壽經』の中に説かれている詩句で、法藏比丘が「四十八願」を唱えた直後に、法藏比丘自身が説いたとされる偈頌である。

〈無量壽經〉の文献については、先に〈阿弥陀經〉の部分でも取り上げた、藤田宏達の『原始淨土思想の研究』に詳細な研究があるためここで触れないが、関連資料を適切にまとめたものとしては次の書が挙げられる。

香川孝雄『無量壽經の諸本対照研究』、京都 1984。

サンスクリットの『無量壽經』では十二の偈頌として示されているが、康僧鎧訳の『無量壽經』では五言四句十一偈として説かれているが、サンスクリットの第十二偈は散文で説かれている。また、〈無量壽經〉の異訛では、支那迦譯『無量清淨平等覺經』と支謙訳『大阿彌陀經』がこの偈を欠き、菩提流支訳『無量壽如來會』と法賢訳『大乘無量壽莊嚴經』が十二の偈頌として説いている。

一般に、四種類の誓願を説くことから「四誓偈」と呼ばれるが、他に「三誓偈」あるいは「重誓偈」とも呼ばれる。「四誓偈」と称する場合は、冒頭に三度説かれる「誓不成正覺」の句と、最後の四句に説かれる「斯願若成果」とで四種類の誓願を数え上げるものであり、「三誓偈」の場合は冒頭の三句を、「重誓偈」の場合はこの前の箇所で四十八願を説いた上

で重ねて誓ひてこらるいのぞいれの世などのである。

サンスクリット原典 ; *Sukhavativyūha* 「極楽の莊嚴」

F. Max Müller and B. Nanjo : *Sukhavati Vyūha, Description of Sukhavati, the Land of Bliss, Anecdota Oxoniensia, Aryan Series*, vol. I, part II, Oxford 1883.

香川孝雄『無量寿經の諸本対照研究』、京都 1984。

淨土宗全書、第23巻（梵藏和英合璧淨土三部經）1972, pp.

4～191。

漢訳：康僧鎧訳『佛說無量壽經』（大正，vol. 12, pp. 265c～279a）

その仏の本願の力によつて、「仏の」名前を聞いて往生したいと望めば、すべての者がその仏の國に生まれて、自ら不退転の位に到るのであります。

『出典』サンスクリット；Max Müller 本・pp. 21¹⁶～23⁸

香川本、pp. 152～158

淨全、vol. 23, pp. 46³～50¹⁴

漢訳：大正、vol. 12, pp. 269b⁹～269c¹

淨全、vol. 1, p.11⁴～11

〔2〕「聞名得益偈」

これは實に私の以前からの願いでありました。「即ち」「私の名を聞いた生ける者達は、いかにして常に私の國土に行く」とが出来るのである「か」と。私のこの見事な願いは成就しました。生ける者達は多くの世界から私のもとにやつて来ます。私の國土にやつて来て、何で不退転の位から退かない者となるのです。

其仏本願力 聞名欲往生 皆悉到彼國 自致不退転

(2) 書写文

其の仏の本願の力、名を聞きて往生せんと欲すれば、皆悉く彼の国に到つて自ら不退転に到らん。

(3) 原文和訳

(5) 解説

〔3〕「祝聖文」

『無量寿經』の中に説かれている「讚重偈」（「往觀偈」あるいは「東方偈」）と呼ばれる詩句の中に見られる句で、念佛して極楽往生を願えば、

(1) 原文

阿弥陀仏の本願の力によつて必ず往生することが出来、再び退転する」とはない」とを明かす偈頌である。

天下和順

日月清明

風雨以時

災厲不起

國豊民安

兵戈無用

崇德興仁

務修礼讓

(2) 書き下し文

「讚重偈」は十方の仏国土に住する求道者（菩薩）たちが、阿弥陀仏のもじくと行き、仏を供養し、法を聞く有様を説いたものである。サンスクリット原典では、「十一」の偈頌として説かれていたが、康僧鎧訳の『無量寿經』では五言四句三十偈となつていて。

この「聞名得益偈」は、サンスクリット原典では第十七偈と第十八偈の二偈に相当するものであるが、厳密には次の六句が対応している。

「 必於無量尊 受記成等覺 」

(3) 原文和訳

其仏本願力
聞名欲往生
皆悉到彼國
自致不退転 」

天下和順し日月清明なり、風雨時を以てし災厲起らず。國豊かに民安くして兵戈用うる」と無し、徳を崇め仁を興して務めて礼讓を修す。

『出典』サンスクリット ; Max Müller 本、p. 46^{5~12}

香川本、pp. 266 ~ 267

淨全、vol. 23, p. 108^{1~8}

漢訳：大正、vol.12, p. 273a^{22~23}

淨全、vol. 1, p. 21²

天下はすべてが穏やかであり、太陽や月は清らかで汚れなく、風や雨も時に相應しく、天災や疫病も起こりません。國土は豊かで、人々は安らかに過ぐるし、武器を用いるような争いもありません。「人々は」徳のあることが尊敬され、慈しみの心をおこして、礼儀と謙譲とを実践する」とに努め励むのであります。

(4) 梵文和訳

(サンスクリット原典に対応箇所なし)

神力演大光 普照無際土 消除三垢冥 广濟衆厄難⁽¹⁾

《註》 (1) 藏經「明」(明流布本作広)

(5) 解説

これは、漢訳の『無量寿經』のうち、『無量壽經』、『無量清淨平等覺經』、

『大阿彌陀經』にのみ存在する「五惡段」の中に見られる詩句である。サンスクリット原典、チベット訳、『無量壽如來會』、『大乘無量壽莊嚴經』には説かれていない。

「五惡段」には儒教的な色彩や道教的・思想が多く現わされているが、この偈においてもそのような中国思想の混入が見いだされる。内容から、世の中の平和、人々の安樂、五穀の豊穣、道徳礼儀の興隆を祈願する為の偈文として用いられる。

《出典》漢訳：大正、vol. 12, p. 277C^{13~15}
淨全、vol. 1, p. 32^{10~11}

(4) 梵文和訳

偉大なる力と大いなる光とを放つて、果てしなき国土のすべてを照らし、三つの汚れの闇を消しきつて、様々な災難より人々を救いましょう。

主よ、「私の」無比にして無限なる広大な光は、貪と、一切の瞋と癡とを鎮め、地獄の世界における火を消すであります。

(1) 原文

【4】「普濟偈」

(15) 解説

人々の救済を表明する」の偈文は、前述の「四誓偈」の中に説かれて
いる四句一偈（第五偈）を抜き出したものである。

- 《出典》 サンスクリット ; Max Müller 本、pp. 22⁷~10
香川本、pp. 152
淨全、vol. 23, pp. 48³~6
漢訳 ; 大正・ vol. 12, pp. 269b¹⁷~18
淨全、vol. 1, p. 11⁶~7

廣懺悔・三尊礼・称讚偈・本誓偈・廣開偈・讚仏偈・自信偈・降魔偈・請護念偈・發願文・總回向偈・三歸礼

識同生阿弥陀仏國乃至成仏如是等罪永斷相續更不敢作懺悔已至心歸命阿
弥陀仏

伊藤真宏

廣懺悔

敬白十方諸仏十二部經諸大菩薩一切賢聖及一切天龍八部法界衆生現前大衆等証知我甲某發露懺悔從無始已來乃至今身殺害一切三寶師僧父母六親眷屬善知識法界衆生不可知數偷盜一切三寶師僧父母六親眷屬善知識法界衆生物不可知數於一切三寶師僧父母六親眷屬善知識法界衆生上起邪心不可知數妄語欺誑一切三寶師僧父母六親眷屬善知識法界衆生不可知數綺語調トド一切三寶師僧父母六親眷屬善知識法界衆生不可知數惡口罵辱誹謗毀呂一切三寶師僧父母六親眷屬善知識法界衆生不可知數兩舌鬭亂破壞一切三寶師僧父母六親眷屬善知識法界衆生不可知數或破五戒八戒十善戒二百五十戒五百戒菩薩三聚戒十無尫戒乃至一切戒及一切威儀戒等自作教他見作隨喜不可知數如是等衆罪亦如十方大地無邊微塵無數我等作罪亦復無數虛空無邊我等作罪亦復無邊方便無邊我等作罪亦復無邊法性無邊我等作罪亦復無邊法界無邊我等作罪亦復無邊衆生無邊我等劫奪殺害亦復無邊三寶無邊我等侵損劫奪殺害亦復無邊戒品無邊我等毀犯亦復無邊如是等罪上至諸菩薩下至声聞緣覺所不能知唯仏与仏乃能知我罪之多少今於三宝前法界衆生前發露懺悔不敢覆藏唯願十方三寶法界衆生受我懺悔憶我清淨始從今日願共法界衆生捨邪歸正發菩提心慈心相向仏眼相看菩提眷屬作真善知

悪意のことばで仏と法と僧すべてと、師である僧と、父母と、親類縁者、正しい仏法に導いてくださる方、一切の世界の衆生をののしりはずかしめ、誹謗中傷し、きずつけることは、その数を知ることができないほどです。二枚舌を使って仏と法と僧すべてと、師である僧と、父母と、親類縁者、正しい仏法に導いてくださる方、一切の世界の衆生を争わせ、関係を破壊することは、その数を知ることができないほどです。また、五戒・八戒・十戒・十善戒・二百五十戒・五百戒・三聚淨戒・十無尽戒等々すべての戒、および一切の威儀戒などを破り、みずからは戒を破り、他人にも破らせ、それを見て喜んでいることは、その数を知ることができないほどです。これらのような多くの罪は、すべての大地にある眼に見えないほどの塵が無数であるように、私達が作るところの罪もまた無数であります。空の彼方は無辺であるが、私達が作るところの罪もまた無辺であります。生きとし生けるものを導く方便は無辺であるが、私達が作るところの罪もまた無辺であります。永遠の真実は無辺であるが、私達が作るところの罪もまた無辺であります。一切の世界は無辺であるが、私達が作るところの罪もまた無辺であります。衆生は無辺であるが、私達が作すところのおびやかし奪うことや殺し害することもまた無辺であります。仏と法と僧は無辺であるが、私達が作すところの犯し、損ない、おびやかし奪うことや殺し害することもまた無辺であります。戒めは無辺であるが、私達がそれをやぶりおかすことも無辺であります。このような罪は、諸々の菩薩から声聞や縁覚に至るまで知ることができます

せん。ただ仏、そして諸仏のみが私の罪を知つていられるのであります。今、仏と法と僧の前、一切の世界の前にて、真実を吐露し懺悔申し上げます。敢えて覆いかくしません。どうぞ、すべての仏と法と僧、一切の世界の衆生は、私の懺悔を受け入れ、私の清淨なる真実を心に止めてくださいますように。今日ただいまより始め、どうぞ、一切の世界の衆生とともに、邪なるものを捨て、正しいものに頼り、悟りにむかう志を起こし、慈しむ心でもつて互いに見つめあい、仏の眼でもつて相見合つて、悟りの世界まで仲間となり、真実の良き指導者となつて同じように阿弥陀仏の国に往生し、そして成仏できますように。これらのような罪は、永遠に断ち切り、以後決して作りません。懺悔し終わります。心を致して、阿弥陀仏に帰依申し上げます。

〔解説〕

善導作『往生礼讃偈』の中、「日中礼讃偈」のあとに述べられる懺悔文。『往生礼讃偈』の中では後ろの方になる。

『往生礼讃偈』は、日没・初夜・中夜・後夜・晨朝・日中の六時に、偈文（讃）を唱えて、懺悔礼拝するために善導が作った。冒頭に「一切衆生を勧めて、西方極楽世界の阿弥陀仏国に生ぜんと願ぜしむる、六時礼讃の偈」とあるように、極楽往生の行業をつむためのものである。

『無量寿經』等の浄土經典や浄土教の祖師の著作の要文を、五言・七言といった讃文に仕上げてある。

〔注〕

(1) 十二部經 經典の形態を、内容・形式によつて十二種類に分類

したもの。修多羅(經)、祇夜(重頌)、記別、伽陀、優陀那、如

是語(本事)、本生、方広、未曾有法の九部經に、尼陀那(因縁)、

阿婆陀那(譬喻)、優婆提舍(論議)を加える。

大正 四七一四四七上～中
淨全 四一三七四下

(2) 戒

五戒—優婆塞・優婆夷の守るべき戒。殺生戒、偷盜戒、邪婬戒、妄語戒、飲酒戒。

八戒—八斎戒。優婆塞・優婆夷が一日一夜の期限を切つて保つ出家の戒。

十戒—沙弥・沙弥尼の保つ戒。

十善戒—十惡(殺生、偷盜、邪婬、妄語、兩舌、惡口、綺語、貪欲、瞋恚、邪見)を戒めるもの。

二百五十戒—具足戒。比丘・比丘尼が保つべき戒。比丘尼は三百四十八戒を数える。

五百戒—比丘尼の三百四十八戒を概数で示していう。

三聚淨戒—大乘菩薩戒(摂律儀戒、摂善法戒、摂衆生成戒)

十無尽戒—十重禁戒(大乗の菩薩が犯してはならない十種類の重大な禁止事項。殺・盜・婬・妄語・酷酒・說四衆過・自讚毀他・慳惜加毀・瞋心不受悔・謗三宝の十の事項を自らおこない、他人にさせることを禁止する。)

三尊礼

南無至心歸命礼西方阿彌陀仏

彌陀身色如金山 相好光明照十方 唯有念佛蒙光攝 当知本願最為強
六方如來舒舌証 專稱名號至西方 到彼華開聞妙法 十地願行自然彰
願共諸衆生往生安樂國

南無至心歸命礼西方阿彌陀仏

觀音菩薩大慈悲 已得菩提捨不証 一切五道內身中 六時觀察三輪心
應現身光紫金色 相好威儀転無極 恒舒百億光王手 普摸有緣歸本国
願共諸衆生往生安樂國

南無至心歸命礼西方阿彌陀仏

勢至菩薩難思議 威光普照無边际 有緣衆生蒙光触 增長知慧超三界
法界傾搖如転蓬 化仏雲集滿虛空 普勸有緣常憶念 永絕胞胎証六通
願共諸衆生往生安樂國

帰依し、心から歸命して、阿彌陀仏に対し礼し申し上げます。

阿彌陀仏の身体は金の山のようであり、その姿からの光はあらゆる方向

を照らしています。ただ念佛「の衆生」のみがその光に浴することがでありますので、まさに弥陀の本願が最もすばらしいものであることを知るべきであります。

〔東西南北上下の〕六方の諸仏は舌をのばして、専ら阿弥陀仏の名号を称するならば、西方〔極楽〕に至ることができるなどを証明していられます。彼（の国）に到れば、蓮華が開いて、「阿弥陀仏の」すばらしい教えを聞くことができ、菩薩の願いと行はおのずからあきらかに備わり修まります。

どうぞ、諸々の衆生と一緒に〔極楽淨土に〕往生できますように。

帰依し、心から帰命して、阿弥陀仏に対して礼し申し上げます。

観音菩薩は大慈悲をもって、すでに菩提を得ているのにそれを捨てて悟られず、（生死を繰り返すすべての世界）をその身体の内におさめ、（いつでも）「その世界を」見渡して、（人に）応じて〔法を〕説いていられます。

ます。

目の前に現れたその姿は紫金に輝き、形やたたずまいはまったくすばらしくこの上ありません。つねに百億の光の如き手をのばして、広く有縁のものをとりこみ、（極楽）国へ送り帰らせてくださるのです。

どうぞ、諸々の衆生と一緒に〔極楽淨土に〕往生できますように。

帰依し、心から帰命して、阿弥陀仏に対して礼し申し上げます。

勢至菩薩は「人間の」思議を（はるかに超えており）、そのすばらしい光はどこまでも極まりなく照らしています。縁の有る衆生がその光に触れ

たならば、知慧がふくらみ増し、（凡夫の住む世界）を超えます。（一切の世界）が揺れ傾くこと、あたかも風に吹かれて転がるよもぎの如くであり、「空には」化仏が、雲のように集まつて満ち満ちています。広く縁有るものに、常に〔勢至菩薩を〕心に憶し念じ、永遠にこの世に生まれることを絶ち、六種の自在なる力を悟ることを勧めます。

どうぞ、諸々の衆生と一緒に〔極楽淨土に〕往生できますように。

〔注〕

善導作『往生礼讃偈』「日中礼讃偈」所収

大正 四七一四四六中

淨全 四一三七一

称讃偈

南無阿弥陀仏 南無阿弥陀仏

南無阿弥陀仏 南無阿弥陀仏

釈迦如來真報土⁽¹⁾ 清淨莊嚴無勝是

為度娑婆分化入 八相成仏度衆生⁽²⁾

南無阿弥陀仏 南無阿弥陀仏 南無阿弥陀仏 南無阿弥陀仏
釈迦如來のおられる真の國土は、清淨であり、その尊く重々しいさまは

この上なくすばらしいものであります。

娑婆であるこの世を救うために、教化の方法を分け、八種のすがたで悟りを示して生きとし生けるものをお救いくださいます。

〔解説〕

善導作『般舟讚』所収。正式名称は「依觀經等明般舟三昧行道往生讚」とい、その名のとおり『觀無量壽經』を中心に、『無量壽經』・『阿彌陀經』・『般舟三昧經』をもとにして、極樂の相と往生の理を讚歎したもの。

始めの念仏四偈は「四念佛」と呼ばれる。この部分は四部形式の初段だけで、以下は略してある。

〔注〕

(1) 報土——一般的に報土という場合、報身仏の国土を指す。報身の阿彌陀仏の国土である極樂淨土は報土である。釈迦如來は應身であるが、ここでは佛國土と理解しておきたい。

(2) 八相——釈尊の生涯中、重要なものをまとめたもの。降兜率、托胎、出胎、出家、降魔、成道、轉法輪、入滅の八つをいう。「釈迦八相」とい、成道を重視して「八相成道」「八相成仏」などという。

・讃文は、長く続く讃文の中から四句抜き出されたもののため、ここだ
大正 四七一四四八中
淨全 四一五三〇上

けの訳により意味を理解することには、注意が必要。
本誓偈

弥陀本誓願 極樂之要門
定散等回向 速証無生身

阿彌陀仏の過去一世の誓願は極樂往生の重要な教えであります。定善・散善とともに行じ、その功德をふりむけて、はやく無生の身となるよう悟りましょう。

〔解説〕 善導著『觀無量壽經疏』四卷（以下『觀經疏』）の中、第一巻開卷劈頭、いわゆる「十四行偈」に述べられる偈文。

『觀經疏』は『觀無量壽經』の注釈書で、善導の著作五部九巻のうちの四巻を占める大部のものであり、善導の思想を知るうえで大変重要である。法然も『選択本願念佛集』に「貧道昔し茲の典を披閱して粗素意を識り立ろに餘行を捨ててここに念佛に歸す」と述べている。「茲の典」とはまさに『觀經疏』を指し、淨土宗にとつて根本典籍というべきものであろう。

「十四行偈」は五言四句一行の偈文が十四行並んでいるのでこう呼ばれているが、本誓偈は十一行目にあたる。一般的に、この偈はこの部分のみで理解されるが、十行目とともに理解すべきである。すなわち、

我等愚痴身 曠劫來流転 今逢釈迦佛 末法之遺跡

弥陀本誓願 極樂之要門 定散等回向 速証無生身

とあり、「我等愚痴の身、曠劫よりこのかた流転して、今釈迦仏の末法の遺跡たる、弥陀の本誓願、極樂の要門に逢へり。定散等しく回向して速やかに無生の身を証せん。」と読むことができる。

〔注〕

(1) 無生の身ーあらゆるものは本質的に実体がなく空であるので、生じたり滅したりしない。涅槃には生滅がないという点から、涅槃に入ること、涅槃を悟ることを「無生の身を証する」という。

讃仏偈

讃仏諸功德 無有分別心
能令速満足 功徳大宝海

大正 三七一二四六上

淨全 二一一上

広開偈

十方恒沙仏 六通照知我

今乘二尊教 広開淨土門

〔注〕

善導作『往生礼讃偈』「後夜礼讃偈」所収

大正 四七一四四四上

淨全 四一三六七上

あらゆるところに「おられる」ガンジス川の砂ほどの「無数の」仏よ、六神通によって、私を照らし出し知つてください。いま「釈尊と阿弥陀仏の」二尊の教えるところにしたがつて、あまねく淨土門を開きましょう。

〔注〕

善導著『觀經疏』第一卷 「十四行偈」、十三行目の偈文

大正 三七一二四六上

淨全 二一一下

仏のさまざまな功徳を讃歎するのに、あれこれ計らい区別する心などありません。よってはやく、その功徳の大きいなる宝の海で、充分に満たしてください。

自信偈

自信教人信

難中転更難

大悲伝普化

真成報仏恩

を消滅させるためであります。「そしてそれらを破す」鋭い剣はまさに阿弥陀仏の名号です。ただひとこえ念佛すれば罪がことごとく除かれるでしょう。

〔注〕

善導作『般舟讚』所収

大正 四七一四四八下

淨全 四一五三一上

みずから「仏の教えを」信じ、人をも信じさせることは、難しいなかで

も本当に難しいものです。「しかし仏の大いなる慈悲の心を伝えて広く教化すれば、それが真に仏の恩に報いることになるのです。

〔注〕

善導作『往生礼讚偈』「初夜礼讚偈」所収

大正 四七一四四二上

淨全 四一三六二下

請護念偈

哀愍覆護我 令法種增長

此世及後生 願仏常攝受

降魔偈

門門不同八万四 為滅無明果業因

利劍即是弥陀号 一声称念罪皆除

あわれんで私をまもり、「私の中の」法の種をふくらませ、この世とそしてのちの世を、どうぞ仏よ、常に受け入れてください。

〔注〕

善導作『往生礼讚偈』（六時の礼讚偈それぞれに、讚文の最後に必ず添えられている偈文。）

「仏教の」入口は「様々で」同じもののがなく、八万四千にのぼる「数が用意される」のは、無明や、「それによって生じた」結果、行いの原因など

大正 四七一「日没」四四〇中

「初夜」四四二上 「中夜」四四二下
 「後夜」四四四上 「晨朝」四五五中
 「日中」四四七下

淨全 四一 「日没」三五九上 「初夜」三六二下
 「中夜」三六四下 「後夜」三六七上

「晨朝」三七〇上 「日中」三七三下
 「初夜」三六二下 「中夜」三六四下

『勝鬘經』如來真實義功德章第一、勝鬘夫人が仏を讚える偈文の中

に出てくる。

大正 十二一一七中

發願文

願弟子等臨命終時心不顛倒心不錯亂心不失念身心無諸苦痛身心快樂如入
 禪定聖衆現前乘仏本願上品往生阿彌陀仏國到彼國已得六神通入十方界救
 摂苦衆生虛空法界盡我願亦如是發願已至心歸命阿彌陀仏

総回向偈

願以此功德 平等施一切
 同發菩提心 往生安樂國

どうぞ、弟子たちよ、いざ命が終わろうとするときには心がひっくりかえらず、心が乱れず、心失わず、身も心にも様々な苦痛がなく、身も心も快く、あたかも精神統一された状態で、「極楽の」聖衆が目の前に姿を現し、「阿彌陀」仏の本願によって(極楽浄土)に上品(という立派な位の)往生ができますように。(極楽)に(往生したならば)、六神通を得て、あらゆる世界に帰りきたつて、苦しんでいる衆生を救いとりましょ

[注]

う。空の彼方、一切の世界は尽きることはありません、私の願いもまた(広く尽きないように)ありたいことです。願いおこすことをおわります。心いたして阿彌陀仏に帰依し申し上げます。

善導作『往生礼讚偈』「日没礼讚偈」の最後に述べられる、淨土往生についての願いと決意たるものまとめたもの。

大正 四七一四四〇下

淨全 四一三六〇上

[注]

どうぞこの功德を、ひとしくすべてに施し、みな同じように悟ろうとす
 る心をおこして、(極楽浄土)に往生できますように。

善導著『觀經疏』第一巻 「十四行偈」、最後十四行目の偈文

大正 三七一二四六上

三歸礼

帰仏得菩提	道心恒不退	願共諸衆生	回願往生	無量寿国
帰法薩婆若	得大總持門	願共諸衆生	回願往生	無量寿国
帰僧息諍論	同入和合海	願共諸衆生	回願往生	無量寿国

仏に帰依して悟りを得ましょ。仏道の志は常に退かないようにしたいです。どうぞ、諸々の衆生と共に願いをめぐらして（極楽淨土）に往生できますように。

法に帰依して一切智でありましょ。大いなる総持の法門（知恵を体とし、善を失わせず惡を起こさせない力を持たせる法門）を得たいです。どうぞ、諸々の衆生と共に願いをめぐらして（極楽淨土）に往生できますように。

僧に帰依して論じ争うことをやめましょ。一緒に、和合の海に入りました。どうぞ、諸々の衆生と共に願いをめぐらして（極楽淨土）に往生できますように。

〔注〕

善導作『往生礼讚偈』「日没礼讚偈」の最後部分に收められている。

大正 四七一四四〇下

淨全 四一三五九下

回向文・一枚起請文・一紙小消息

竹内真道

(3) 善品—善の種類

(4) 回向—自分の修めた善の功徳の影響力を、他者を救うためにふりむけること。それがひいては自己のさとりに趣向する。

(5) 追善—死者のために生存者があとから追つて善事を行うこと。

その善事の影響力で死者が死後に幸せになるよう願う。

(6) 増上—増し育てる外よりの助け。

(7) 菩提—本来はさとりの意味。転じて冥福（死後の幸福）の意味

に世間では用いられている。

(原文和訳)
どうぞ、今まで私が修めましたところの種々の善行の功徳をすべて悉く「亡き人を救う為に」ふりむけられ「そしてまた自らの菩提に趣き」ますように。

「今ここに亡き人の」菩提を増上することを「願い」追善いたします。

(原文)

広大慈恩

(原文和訳)
「追善」の語は文献では主に「追薦」としてみられ、『樂邦文類第五』（宋の石芝宗曉編　淨土往生に関する文を収録したもの）には「追薦冥福」

(大正四七一二五中) の語がみられる。「願以上來」は『日用念誦』（享保十一年「一七二六」刊）の晨昏礼誦の回向にみられ、「所修善品　皆悉

回向」は同じく『日用念誦』の斎供儀の回向にみられる。「増上菩提」は『日用念誦』では「速證菩提」（晨昏礼誦の回向文）として出ている。

(註)
(1) 願—願わくは・願うところは
(2) 上來—前から今まで

(解説)

(書き下し)

広大なる慈恩⁽¹⁾

(註)

(1) 『礼誦法』には書き下しなし。

(原文和訳)

「み仏の」広大なお慈悲の恵みに「感謝いたします」。

(解説)

『日用念誦』の晨昏礼誦の回向にみられる。

(原文)

大尊儀⁽¹⁾ 増上御菩提

(書き下し)

慈恩に酬い上る⁽²⁾

(註)

(1) 尊儀—尊貴な偉大なすがたの意及びそこから転じて貴人の位牌を指す。

(2) 『礼誦法』には書き下しなし。

(書き下し)

大尊儀の御菩提を増上せん⁽²⁾

(原文和訳)

「列祖の方々、お師匠様の」慈恩にむくいたてまつります。

(註)

(2) 『礼誦法』には書き下しなし。

(原文和訳)

御歴代天皇陛下のご菩提の増上を「お祈り申し上げます」。

(解説)

「尊儀」は仏・菩薩の尊貴で偉大な姿の意味で『南海寄歸伝』一巻にあり。

(原文) 上酬⁽¹⁾ 慈恩

(書き下し)

報恩謝德

(書き下し)

恩に報い徳に謝さん⁽¹⁾

(註)

(1) 上酬—酬い上る（むくいたてまつる）。

(1) 『礼誦法』には書き下しなし。

(原文和訳)

「列祖の方々、お師匠様の」^①恩に報い、お徳に感謝いたします。

(解説)

出典不明。

(原文) 普賢行願 ^②究竟円満 ^③

(原文)
莊嚴淨土

(註)

(1) 普賢行願—普賢菩薩の行願を指すが、一般に大願行に対する呼称に用いられる。

(2) 究竟—極め尽くす、達成する。

(3) 円満—完全なる成就。

(書き下し)

普賢行願究竟円満せん ^④

(註)

(4) 『礼誦法』には書き下しなし。

(原文和訳)

あまねく一切の衆生を賢善に救おうとされる大行願が達成成就されますように。

(解説)

「普賢行願」は普賢菩薩の行と願として『大日經』(大正一八—53中)にあり。さらに『普賢菩薩行願讚』には還相の回向の意味で用いられる(大正十一八八〇上)。

(註)

(1) 莊嚴—美しく飾ることまたは飾られること。

(書き下し)

淨土を莊嚴せん ^⑤

(書き下し)

(註)

(2) 『礼誦法』には書き下しなし。

(原文和訳)

淨土がみごとに飾られますよう 「お供養いたします」。

(解説)

『日用念誦』の晨昏礼誦で衆生に対する回向にみられる。

(原文)

増崇品位

(書き下し)

仏道を増進せん^②

(書き下し)

品位を増崇せん^①

(註)

(1) 『礼誦法』には書き下しなし。

(原文和訳)

仏道「修行」が増進されますように。

(註)

(2) 『礼誦法』には書き下しなし。

(原文和訳)

等級・位がますます高くなりますように。

(解説)

出典不明。

(解説)

出典不明。

(原文)

證大菩提

(原文)

増進^① 仏道

(註)

(1) 證——到達すること。

(書き下し) 大菩提を證せん^②

(註)

(1) 増進——増大し発展すること。

(註)

(2) 『礼誦法』には書き下しなし。

(原文和訳)

大いなる冥福を得られますように。

(書き下し)

菩提を増上せん^{〔1〕}

(解説) 出典不明。

(原文)

増進菩提

(書き下し) 菩提を増進せん^{〔1〕}

(註)

(1)『礼誦法』には書き下しなし。

(原文和訳)

菩提が増進されますように。

(解説)

出典不明。

(原文)

増上菩提

(原文和訳)

菩提を追善いたします。

(解説)

出典不明。

(原文) 神⁽¹⁾⁽²⁾超⁽³⁾淨⁽⁴⁾域業⁽⁵⁾謝⁽⁶⁾塵⁽⁷⁾勞⁽⁸⁾ 見⁽⁹⁾仏⁽¹⁰⁾聞⁽¹¹⁾法⁽¹²⁾速⁽¹³⁾入⁽¹⁴⁾無⁽¹⁵⁾生⁽¹⁶⁾

拔苦与樂 超生淨土

(原文)

(1) 神—精神・心。

(2) 超—中間過程をとびこえて完全なさとりに入ること。

(3) 淨域—清らかな地域・西方淨土。

(4) 謝—退ける・縁を切ること。

(5) 嘘⁽¹⁷⁾勞—煩惱。

(6) 無生—生ずることがない、生滅変化がないことから迷いの世界を超えていること。

(註)

(1) 『礼誦法』には書き下しなし。

(書き下し)

(原文和訳)
苦しみが抜かれ樂を与えられ迷いの世界を超えて淨土に往生されますようになります。

入らん⁽¹⁸⁾

(註)

(7) 『礼誦法』には書き下しなし。

(解説)

「拔苦与樂」の語は法然上人の『漢語燈錄卷一』にあり(大正八三一一〇

(原文和訳)

神魂は西方淨土に入り、「淨土往生の」業「である念佛の行」は煩惱を断ち切り、仏にまみえて仏法を聞きすみやかに眞実の世界に入らせたまえ

(解説)

『日用念佛』では晨昏礼誦の別回向で中陰に用いるとされ、また斎供儀の別回向にも用いられている。

〔一枚起請文〕

(原文)

（原文）
もろこし我朝にもろもろの知者達の沙汰し申さるる觀念の念にもあらず。又學問をして念の心をさとりて申す念佛にもあらず。ただ往生極樂のた
めには、南無阿彌陀仏と申して、疑いなく往生するぞと思ひとりて申す
ほかには、別の子細候わづ。但し三心四修と申すことの候は、皆決定し
て南無阿彌陀仏にて往生するぞと、思つうちにこもり候なり。此外に奥
深きことを存ぜば二尊のあわれみにはずれ、本願にもれ候べし。念佛を
信ぜん人はたとい一代の法をよくよく学すとも、一文不知の愚鈍の身にな
して、尼入道の無知の輩に同じうして、知者のふるまいをせずしてた
だ一向に念佛すべし。證のために両手印をもつてす。

淨土宗の安心起行此一紙に至極せり。源空が所存此外に全く別義を存ぜ

ず。滅後の邪義を防がんがために所存を記し畢

建暦二年正月二十三日

大師在御判

(原文和訳)

「私の申してきました念佛とは」中国やわが日本の知識人の方々が論じて申されている観相の念佛でもありません。また學問をして念佛の核心を悟つて申す念佛でもありません。ただ往生極樂のためには南無阿彌陀仏と申して疑いなく往生するぞと思ひとつて申す以外には、別の方法などございません。ただし三心^(一)や、四修^(二)といわれることにつきましては、全て間違い無く南無阿彌陀仏で往生するぞという、思いの中に含まれているのです。「私が」このほかに奥深いことを考えていれば、「釈尊・弥陀世尊の」二尊のあわれみにはずれ、「弥陀世尊の」本願の「救い」からはぶかれることになります。念佛を信じていこうとする人は、たとえ「釈尊が」一生涯に説かれた「全ての」仏法をよくよく学んだとしても、「結局」その一文も知らない愚かな者であると「自覺」して、僧尼「の姿だけして仏教の知識は何もない」無知な人々と同じであるとわきまえで、知識人のふるまいをしないでただひたすらに念佛申すべきであります。両手の手形をもつて「ここに」証拠とします。淨土宗における「心の持ち方である」安心と「行のあり方である」起行についてはこの一紙に尽くされています。源空の所信はこのほかにまったく別の意味はありません。私が死んだ後、誤った解釈がなされることを防ごうとして所信を記

したのであります。〔以上。〕

建暦二年（1212）正月二十三日

大師在御判

（註）

（1）三心—念佛者の心のあり方を述べたもので、至誠心（眞実の心）・深心（深く信じる心）・廻向発願心（自他の善根をふりむけて淨土往生を願う心）の三つの心。

（2）四修—念佛者の規範である恭敬修（阿弥陀仏と極楽の聖衆を恭敬礼拝すること）・無余修（余行を混えないこと）・無間修（誦誦・觀察・礼拝・称名・讚歎供養の正行を中断しないこと）・長時修（生涯にわたつて正行を継続すること）の四つの法。

（解説）

淨全九一一

〔一紙小消息〕

（原文）

末代の衆生を往生極楽の機にあてて見るに、行すくなしとても疑うべからず。一念十念に足ぬべし。罪人なりとも疑うべからず、罪根深をも嫌わじとのたまえり。時くだれりとも疑うべからず、法滅以後の衆生

（註）

（1）十惡—殺生・偷盜・邪淫・妄語・惡口・兩舌・綺語・貪欲・瞋恚・恚見。

なおもて往生すべし況や近來をや。我身わろしひても疑うべからず。自身はこれ煩惱具足せる凡夫なりとのたまえり。十方に淨土多けれど西方を願うは十惡⁽¹⁾五逆⁽²⁾の衆生の生るる故なり。諸仏の中に弥陀に歸し奉るは三念五念に至るまで自ら来迎し給う故なり。諸行の中に念佛を用るは、かの仏の本願なる故なり。今弥陀の本願に乗じて往生しなんに、願として成ぜずということあるべからず。本願に乗ずることは信心の深きによるべし。受け難き人身を受けて、あい難き本願にあいて、發し難き道心を發して、離れ難き輪廻の里を離れて生まれ難き淨土に往生せんことを悦びの中の悦びなり。罪は十惡五逆の者も生まと信じて、少罪をも犯さじと思うべし。罪人なお生まる、況や善人をや。行は一念十念なを空しからずと信じて、無間に修すべし。一念なお生まる、況や多念をや。阿弥陀仏は不取正覺の言を成就して、現に彼の國にましませば、定んで命終の時は来迎したまわん。釈尊は善哉我教に従いて生死を離ると知見したまい。六方の諸仏は悦しい哉我證誠を信じて不退の淨土に生ると悦び給らんと。天に仰ぎ地に臥して悦ぶべし、このたび弥陀の本願にあう事を。行住坐臥にも報ずべし、彼の仏の恩徳を。頼みても頼むべきは乃至十念の言。信じても猶信すべきは必得往生の文なり。

(2) 五逆—殺父・殺母・殺阿羅漢・破和合僧・出仏身血。

(原文和訳)

末法の人々を極楽往生の素質能力があるかどうか見てみると、修行が少ないからといって「往生できないと」疑つてはなりません。一念でも十念でも「往生の行として」足りるはずです。罪人であつても疑つてはなりません。罪の根が深くても「弥陀世尊」は嫌わないでおせられていました。時代が下つてゐるかくといつても疑つてはなりません。仏法消滅以後の人々でさえも往生できるのですから、ましてや今の時代はなおさらです。我が身の悪さを思つても、疑つてはなりません。「善導大師も」「自分自身は煩惱のとりことなつてゐる凡夫である」とおつしやつてゐるではありませんか。十方に淨土は多くありますが、西方淨土を願うのは、十惡や五逆罪を犯した人々でも生まれることがで能いからです。多くの仏の中で阿弥陀仏に帰依したてまつるのは、三遍や五遍の念佛まででも「阿弥陀仏」自ら迎えに来て下さるからです。多くの行の中で念佛を用いるのは、それがあの「阿弥陀仏」の根本の願いだからです。いま、阿弥陀仏の本願に「身を」任せて往生しようとするとき、「阿弥陀仏の」誓願として「それが」成就しないということは決してありません。本願に任せることには、信心の深さに依るだけということです。受けがたき人間の身を受けて、会いがたき本願にあつて、発こしがたき仏道への心をおこして、離れがたき輪廻の世界を離れ、生まれがたき淨土に往生する

というのは、喜びのなかの喜びです。罪については十惡や五逆罪を犯した者でも生まれる「ことができる」のだと信じた上で、小さい罪も犯さないでいようと思いなさい。罪人でさえ生まれるのですから、ましてや善人はなおさらのことです。行については一遍や十遍の念佛でさえも空しいものではないと信じた上で、長く続けて行いなさい。一念でさえ生まれるのでですから、ましてや多念はなおさらのことです。阿弥陀仏は不取正覺の誓いの言葉を成就して、今現にあの国におられるのですから、必ず命終わるときはお迎えに来て下さることでしょう。釈尊は「喜ばしいことだ、私の教えに従つて、迷いの世界を離れようとしている」とご覧になつてゐることでしよう。六方の多くの仏も「喜ばしいことだ、私たちの証明したことを信じて、退失することのない淨土に生まれるのだ」と喜んでいらっしゃることでしよう。天を仰ぎ地に伏して喜びなさい、このたび阿弥陀仏の本願にお会いしたことを。毎日の生活の中で報いなさい、あの仏の恩徳に。頼みともなお頼みとするのは「『無量寿經』の」十念までも「往生する」の言葉、信じてもなお信じるべきは「善導大師の」「必ず往生を得る」の文句であります。

(解説)

淨全九一五六六

「別回向」

はなく「所修功德」は「所集功德」となっている。

(原文)

願以上來 供養三寶⁽¹⁾ 詠經念佛 所修功德 (靈名) 追善增上菩提

(註)

(1) 三宝—仏法僧

(書き下し文)

願くは上来、三宝を供養し詠經念佛して修する所の功德を以て「靈の」菩提を増上することを追善せん。

(原文和訳)

- (1) 称揚—ほめたたえること
(2) 増進—増大し発展すること

(2) 『礼誦法』には書き下しなし。

(原文和訳)

どうぞ今まで三宝を供養し詠經念佛して私が修めましたところの功德を「亡き人の幸せにふりむけられますよう」。菩提の増上を追善いたします。

(解説)

『日用念誦』の斎供儀の別回向にみられる。ただし「追善増上菩提」の語

(註)

(1) 維—これ 次の語を指し示して強調する。

(原文)

願わくは上来修する所の、礼讚、大乘妙典、仏說〇〇〇経、称揚⁽¹⁾称名の功德をもつて回向す (靈名) 追善増進⁽²⁾ 菩提。

(註)

(1) 称揚—ほめたたえること

- (2) 增進—増大し発展すること

どうぞ今まで私が修めましたところの礼讚、大乘妙典、仏說〇〇〇経、称名の称揚の功德を「亡き人の冥福に」ふりむけられますよう。菩提がさらに増しますよう追善いたします。

(原文)

維⁽¹⁾ 時某月某日 (靈名) ○回忌の忌辰⁽²⁾を迎へ、恭しく香華燈燭淨供を献じ、礼讚を唱え、大乘妙典を読誦し、念佛を称揚し奉る、あおぎおもんみれば、この善根をもつて (靈名) 淨報⁽⁴⁾を莊嚴せんことを。

(註)

(2) 辰一時や日を指す。

(3) あおぎおもんみる—仰ぎ惟る「仰アガム」は請う・敬う「惟る」はよくよく考えてみる。

(4) 浄報—善い報い。

(註)

(1) 大悲願王—衆生済度のため大いなる哀れみによる誓願をたてて願主。

(2) 発遣教主—衆生にすすめて阿弥陀仏の浄土へ行かせる教主のこと。

(3) 六方—東西南北上下。

(4) 恒沙—ガンジス河の砂「の数ほどの」。

(5) 證誠諸仏—「釈尊の説く阿弥陀仏についての經は」誠の言葉であると証明している諸仏。

(6) 界会—一つの領域に属するものがすべて集まること。

(7) 大海衆—異なるカースト出身者も出家すれば平等であること を、多くの川の水も海に入れば一味となり清浄であることにたとえたもの。ものの多いこと。

(原文)

奉酬大悲願王阿弥陀仏、發遣教主釈迦牟尼仏、六方恒沙證誠諸仏、觀音勢至諸大菩薩、極樂界会清淨大海衆等、一切三寶広大慈恩

(書き下し文)

大悲願王アマダツ阿弥陀仏、發遣教主釈迦牟尼仏、六方恒沙證誠諸仏、觀音勢至諸大菩薩、極樂界会清淨大海衆等、一切三寶の広大慈恩に酬い奉らん

(原文和訳)

大いなる哀れみによる誓願をたてた願主阿弥陀仏、往生浄土をおすすめになる教主釈迦牟尼仏、六方にましますガンジス河の砂ほどの数の證誠されている諸仏、觀音・勢至などの諸大菩薩、極樂に集まつておられる清淨なる方々、「及び」すべての仏法僧の広大なる慈恩にむくいたてまつります。

(解説)

「發遣」の語は『觀經疏』二河白道の譬喻にあり。『日用念誦』では晨昏

礼誦の回向に「奉酬本師釈迦牟尼仏。西方阿弥陀仏等。一切三宝広大慈恩。」とある。

（原文）

天皇陛下宝祚延長 聖化無窮玉体安穩

（原文）

神武天皇大尊儀、御歴代天皇大尊儀、増上御菩提

（書き下し文）

神武天皇大尊儀、御歴代天皇大尊儀の御菩提を増上せん

（書き下し文）

天皇陛下宝祚⁽¹⁾延長 聖化⁽²⁾無窮にして玉体⁽³⁾安穩ならん

（註）

（1）宝祚——天子の御位。皇位。

（2）聖化——天子の徳化。

（3）玉体——天子の体。

（原文和訳）

今上天皇陛下の御位が「さらば」延長され、その徳化はきわまりなく、そのお身体は安穩であらせられますように。

（解説）

「聖化無窮」は『諸回向宝鑑』にみられる（復刻版五四）。『日用念誦』では「今上皇帝。福基永固。聖化無窮。」とある。

（原文）
天下和順 「祝聖文に同じ」

高祖光明善導大師、宗祖円光明照和順大師、二祖大紹正宗国師、三祖記主禪師、三国伝燈諸大列祖等 上酬慈恩

（書き下し文）

高祖光明善導大師、宗祖円光明照和順大師、二祖大紹正宗国師、三祖記

主禪師、三国伝燈諸大列祖等の慈恩に酬い上らん

(註)

(1) 伝燈—法燈を伝える意。

(註)

(1) 普賢行願究竟円満—前出

(原文和訳)

高祖光明善導大師、宗祖円光明照和順大師、二祖大紹正宗國師、三祖記
主禪師、及びインド・中国・日本の仏法を伝えられた偉大なる祖師方の
慈恩にむくい奉ります。

(解説)

出典不明。

(解説)

出典不明。

(原文)

寺門清寧、道縁具足、無諸障礙、淨業增長

(書き下し文)

寺門清寧しし、道縁だいえん具足きそくし、諸の障礙無く、淨業は增長せん

(註)

(原文) 当寺開山○○上人、中興○○上人、歴代諸上人及び以て法類法眷先亡諸
諸上人等、普賢行願、究竟円満

(書き下し文)

当寺開山○○上人、中興○○上人、歴代諸上人及び以て法類法眷先亡諸
上人等の普賢行願究竟円満ならん

(原文和訳)

(1) 清寧—清く安らかに治まること。
(2) 道縁—仏道の因縁。

(3) 淨業—淨らかな行い 淨土往生の行因である世(世俗の善根)・
戒(持戒の善根)・行(出世間の善根)の三福 または淨土往生
の業である念佛。

当寺開山○○上人、中興○○上人、歴代諸上人及びそして法類法眷先亡
の諸上人等の普賢行願が究竟円満いんまん でありますように。

(原文和訳)

寺門は清く安らかで、仏道結縁し、もうもろの妨げなく、淨業は大きく發展しますように。

(解説)

『日用念誦』の晨昏礼誦の回向にみられる。

(原文)

師僧父母、一切檀越、存者得樂、福壽無量、亡者離苦、超生淨土

(書き下し文)

師僧父母、一切檀越、存者は樂を得、福壽無量、亡者は苦を離れ、淨土に超生せん

(原文和訳)

師僧や父母、一切の檀信徒において、この世の人は樂を得、福壽は無量であり、亡き人は苦を離れ、越えて淨土に往生されますように

(解説)

『日用念誦』の晨昏礼誦の回向にみられるが、「一切檀越」と「存者得樂」の間に「結縁衆生」が入る。

(原文)

天災地変、横難殃死、三界万靈、有縁無縁、乃至法界、平等利益

(原文)

当寺開基以来、諸檀越、日牌月牌、新亡中陰諸精靈等増進菩提⁽¹⁾

當寺開基以来、諸檀越、日牌月牌、新亡中陰の諸精靈等増進菩提⁽²⁾

(書き下し文)

当寺開基以来、諸檀越、日牌月牌、新亡中陰諸精靈等の菩提を増進せん

(註)

(1) 開基—寺院創建時の世俗の経済的支持者。開山の対。

(2) 日牌月牌—毎日位牌を祀り供養するのを日牌、毎月供養するのを月牌。

(原文和訳)

当寺開基以来の諸檀信徒、日牌月牌新亡中陰の諸精靈の冥福がさらに増しますように。

(解説)

出典不明。

(書き下し文)

天災地変横難の殃死、三界万靈、有縁無縁、乃至法界、平等利益あらん

(原文和訳)

天災地変不慮の災難によるわざわいの死「の靈」、三界（欲界・色界・無色界）の万靈、仏菩薩に縁のある者もない者も、あらゆる所にいたるまでの「諸靈」に平等の利益がありますように。

(解説)

出典不明。

仏說觀無量壽經第九真身觀文・敬礼偈・法樂偈 (神祇)・一切精靈偈・歎仏偈・心淨偈・攝益文

〔大正との異同〕

齋藤舜健

(1) 佗を他に作る

(2) 婉を宛に作る

(3) 眼の次に清浄をおく

(4) 青を清に作る

(5) 佗を他に作る

(6) 相の次に中をおく

(7) 好の次に中をおく

(8) 偏を遍に作る

(9) 明をとる

(10) 眼を明に作る

(11) 心の次に諸をおく

(12) 毫の次に相をおく

(13) 現を見に作る

(14) 授を受に作る

(15) 偏を遍に作る

(16) 身をとる

(17) 此を是につくる

仏說觀無量壽經第九真身觀文
仏告阿難及韋提希此想成已次當更觀無量壽仏身相光明阿難當知無量壽仏
身如百千万億夜摩天閻浮檀金色仏身高六十萬億那由佗恒河沙由旬眉間白
毫右旋婉轉如五須弥山仏眼如四大海水青白分明身諸毛孔演出光明如須弥
山彼仏圓光如百億三千大千世界於圓光中有百万億那由佗恒河沙化仏一
化仏亦有衆多無數化菩薩以為侍者無量壽仏有八万四千相一一相各有八万
四千隨形好一一好復有八万四千光明一一光明偏照十方世界念仏衆生攝取
不捨其光明相好及與化仏不可具說但當憶想令心眼見見此事者即見十方一
切諸仏以見諸仏故名念仏三昧作是觀者名觀一切仏身以觀仏身故亦見仏心
仏心者大慈悲是以無緣慈摸諸衆生作此觀者捨身他世生諸仏前得無生忍是
故智者心當繫心諦觀無量壽仏觀無量壽仏者從一相好入但觀眉間白毫極令
明了見眉間白毫者八万四千相好自然當現見無量壽仏者即見十方無量諸仏
得見無量諸仏故諸仏現前授記是為偏觀一切色身想名第九觀作此觀者名為
正觀若他觀者名為邪觀

仏說觀無量壽經第九真身觀文

和訳

私は阿難と韋提希に仰った。「この観想が成功したならば、次にはさらに
無量寿仏の身体の姿と光明とを観想しなければならない。阿難よ、「次の
ように」知りなさい。無量寿仏の身体は、「欲界の最高位にある」夜摩天
に「存在してもおかしくないほど」閻浮檀金「のような紫がかつた金
色」の百千万億倍ほどに「麗しい」色であり、仏の身長はガンジス河の
砂の数の六十万億那由佗倍の由旬である。眉間にある白い毛の集まりは、
右周りに優雅に渦巻いており、須弥山の五倍ほどの大きさである。仏の
眼は「須弥山の周囲にある」四つの大海ほどの大きさで、「その色は」青

い「部分」と白い「部分」がはつきり分かれている。身体にある毛穴からは光明が流れだしているが、「一つの毛穴から流れ出す光明の大きさは」須弥山ほどある。⁽⁴⁾ 彼の仏の頭の周りにある光の輪は三千大千世界の百億倍の大きさである。その光の輪の中には「本仏である無量寿仏によつて作り出された」ガンジス河の砂の数の百万億那由佗倍の数の化仏がいる。その一人一人の化仏にはまた、数多くの、数で量れないほどの「無量寿仏によつて作り出された」化菩薩がいて、侍者として「仕えて」いる。「さて本仏である」その無量寿仏には八万四千の特徴となる姿がある。その一つ一つの特徴となる姿にはそれぞれ八万四千の付隨的な姿がある。その一つ一つの付隨的な姿にはまた、八万四千の光明があるのだ。その一つ一つの光明は、十方の世界を照らし尽くし、その中にいる仏を念じるような衆生を照らしてこれを救い取つてお捨てになることはない。その光明と姿と付隨的な姿及び化仏を詳しく解きあかすことはできないから、「この観想をする行者如來たゞ、心の眠によつてはつきりと見るように観想し「て知ら」なければならない。「さて」以上の「無量寿仏の眞身に閲する」事柄を見るものは「眞実の仏の姿を見るのであつて、かつ、一仏は諸仏と平等であるから」そのまま十万にまします全ての諸仏を見奉ることになるのだ。諸仏を見奉るのであるから「この観想を觀仏」であるところの「念佛三昧と名付ける。この観想を実成することを、一切の仏身を觀想の対象とする、と名付ける。「この観想を実践すれば」仏の「眞実の」身体「にあらわれた大慈悲心より現れた相好」を觀想するのであ

るから、また仏の心を見ることになる。仏の心とは大慈悲そのものであつて、「その大慈とは、衆生と法に対する執着を」断ち切つて起こす慈によつて諸々の衆生を救い取る「心」である。

この観想を実践するものは「自身の」身体を「現在いる婆娑世界」という他世に治て置き、「本団である無量寿仏の淨土にて」諸仏の御前に生まれ、無生忍を獲得するのである。だから「この観想を実践するものである」智者は心を「無量寿仏という一つの対象に」つなぎとめてあきらかに無量寿仏を感想しなければならない。「そこで無量寿仏を觀想する方法を説明すると」無量寿仏を觀想するものは「八万四千ある相好の内」一つの相好から「観想の行に」入る。ただ、眉間にある白い毛の集まりだけをきわめて明瞭に完全に觀想する。眉間にある白い毛の集まりを見ることができたものには八万四千の「白い毛の集まり以外の」相好は自然に目の当たりになつてゆくのである。無量寿仏を見奉ったものは、そのまま十万の計り知れない諸仏を見奉るのである。量り知れない諸仏を見奉るのであるから、諸仏が目の当たりに出現なさつて「往生淨土と将来の成仏との」授記を「異口同音に」お与えになる。

以上が一切の「諸仏の」物質的身体を全面的に觀想することであつて、第九觀と命名する。この觀想を実践することを正しい觀想といい、もし他の「觀が混入した」觀想をするならば、耶觀というのである」と。

註

解説

(1) この感想とは第八像想觀を指す。

(2) 閻浮檀金は、閻浮堤の香醉山と雪山の間にある閻浮樹の森林を流れる河の川底から取れる砂金のこと。義山の『無量寿經隨聞講錄』(以下、義山の説は全て同書)によれば、この砂金はただ人間界にのみあつて、夜魔天には存在しない、その色がすぐれていることを表現するために夜魔天の名を借りたのだという。

(3) 以下、大きさ・數に関する紀述は、義山によれば、実際の大きさを示すのではなく、報身仏である阿弥陀仏には実際には限定された大きさはないのであるが、その無限の大きさを示すために仮に六十万億恒河沙由旬などの数詞・単位を用いて表現したのである。

(4) 形ではなく大きさが須弥山の如く であるという (義山)。

(5) こここの訳は義山の釈に従う。意味は、婆婆世界で命が尽きてか

敬礼天人大覺尊 恒沙福智皆円満
因圓果滿成正覺 住壽凝然無去來

(6) 形ではなく大きさが須弥山の如く であるという (義山)。

和訳

ら。「身を他世に捨てて」と訓じた場合、他世は婆婆世界を指すが、「身を捨てて他世に」とした場合には死後の世界を指すことになる。

(6) 一切の色身について、次の二つの解釈が可能である。一つは観想した全ての諸仏、もう一つは阿弥陀仏の全ての相好である。

天人の「師たる」大覺世尊に敬礼します。「その仏の」ガンジス河の砂の数ほどの福德と智慧はみな円満であります。

因位の修行が完全に備り、果としてのさとりの徳が満足し、正しいさとりを成就なさいました。とどまる」と久しく、不变であつて、去来もありません。

解説

唐の般若が訳出した『大乗本生心地觀經』卷第一、序品に見える偈である。所在は大正三一二九四下に上二句、二九五上に下二句があつて、経中では、上二句と下二句とは一連の偈文の最初と中間に分れて置かれている。

本経は、仏が王舍城の耆闘崛山にて説かれたものである。序品に説くところによれば、会座には比丘・菩薩・神々・国王たちが集つていた。世尊は宝蓮華師子座にお座りになつて師子奮迅三昧という瞑想に入つていらつしやつて、様々な神通・変化をあらわし、大光明を放つた。それに對して、その会座にいた師子吼菩薩が仏の功徳を讃歎し、説法をして頂くようにお願いをする。その仏の功徳を讃歎した偈の中にこの偈文がある。

ものはありません。だから、「如來を」見たてまつるもののが見厭てしまうことはないのです。

本偈は、『華嚴經』(八十巻本)卷四、世主妙厳品第一之四に見られる。所在は大正一〇一一六中である。

世主妙厳品では様々な神々が登場して、それぞれ様々な解脱門を獲得するが、この偈が見られる箇所では、十人の主水神が登場し、その内、平等利益一切衆生慈解脱門を獲得した普興雲幢主水神が、仏の威神力をうけて一切の主水神をあまねく見渡して、偈を説いた。その冒頭におかれるのが本偈である。

一切精靈偈

一切精靈生極樂

上品蓮台成正覺

菩提行願不退転

引導三有及法界

法樂偈（神祇）
清淨慈門利塵數
共生如來一妙相
一一諸相莫不然
是故見者無厭足

和訳

清淨なる慈みという入口は、無数の国土を粉々にしたほどに数多いです。

「それらは」そろつて如來の唯一なるすぐれた姿を生みだします。

「それら」一つ一つの相で、「如來のすぐれた姿を生みださ」ないような

和訳

一切の精靈が極楽に生れ、上品往生を遂げた者が座する蓮の台の上で正覺を成就する。「彼等の」菩提の行願は不退転であつて、さらに三界と法界を導く。

解説

本偈の出典は不明である。上二句は『大毘盧遮那經』（所謂『大日經』）、下二句は『理趣分』（『大般若經』「理趣分」）にあるとされるが、実際にはない。ただし、千葉県に現存する板碑に「弥陀觀音大勢至 安樂界中 諸聖衆 為我往生增上縁 一切自來常護念 聖靈決定生極樂 上品蓮台 成正覺 菩提行願不退転 引導三有及法界」と刻まれている。この板碑には正元元年（一二五九年、鎌倉時代中期）の銘があるので、本偈が七百年以上以前に、すでに存在していたことを伝えている。この板碑については川勝政太郎「下総の板碑と造立背景」『史迹と美術』第四七輯一一を参照。なお、本偈の前半は往相廻向を、後半が還相廻向をあらわすという。

この偈が説かれた由来は、如來が舍衛国にいらつしやつた時、波斯匿王とその妃である末利夫人が、すでに阿踰闍國に嫁いでいた娘の勝鬘夫人について、彼女は聰明であるから仏の教えを容易く理解するであろうと考え、彼女に旃提羅を使者として遣わして如來の眞実の功徳を賞め讃える内容の手紙を伝えた。その手紙を読んだ勝鬘夫人は、感激して如來の姿を見奉りたいと願つた。すると如來は光明を放つて姿をあらわされた。（以上が序分）。そこで、如來を讀えて勝鬘夫人が本偈から始まる一連の偈を説いたのである（ここから後が正宗分となる）。

以上の粗筋からもわかるように、元來、この偈は勝鬘夫人が釈尊に對して、敬礼し帰依して説いた偈である。そして、この偈は奈良時代から「釈迦歎仏偈」として行われてきた。しかし、淨土宗では、阿彌陀如來を讚歎する偈として唱える。

如來の妙なる身体は、世間に等しきものがございません。比べるものなく、不思議であります。だから、今、敬礼いたします。
如來の身体は、尽きることがございません。智慧もまた同様であります。
【如來の】全ての法は常住であります。だから、私は帰依するのであります。

解説

心淨偈

処世界如虛空

如蓮華不着水

心清淨超於彼

稽首礼無上尊

「大正との異同」

世界を世間に作る。如蓮華を若蓮花に作る。着を著に作る。尊を聖に作る。

和訳

「如來は」世間にいらつしやることあたかも虚空のようであり、「また泥の中に咲く」蓮華は決して「その清らかな華が汚泥に」ふれて「汚れ」ないのと同様であるが、「如來の」心が清淨であることはその「蓮華」以上である。「そのような」この上ない尊者にこうべを地面に垂れて敬礼致します。

解説

畠承遠が西晋の時代に訳出した『超日明三昧経』卷上に見られる偈である。所在は大正一五一五三一上である。

本經は、如來が維耶離捺氏國にいらつしやった時、比丘八千人、菩薩八万人、その他神々、阿闍世王・波斯匿王をはじめとする國王、その眷属たちが一緒にいた。その時、如來は大衆の中にいて威神力はただ一人すぐれており、如來の放つ光明はあまねく一切を照して、その光をこうむらない

ものはなかつた。その時、その会座の中に普明菩薩がいた。この菩薩が、まず、如來を讃える偈を説いて、その上で、無上正真道にすみやかに至るための三昧ついて質問した。その仏を讃歎する偈の中に、この偈がある。

撰益文

光明徧照 十方世界 念仏衆生 摂取不捨

和訳

「阿弥陀仏の相好より放たれる一つ一つの」光明は、十方の世界を照らし尽くし、その中にいる念仏を申すような衆生を照らしてこれを救い取つてお捨てになることはない。

解説

『觀無量壽經』第九真身觀文中に見られる文である。『觀經』に説く散善の念仏が定善に通じるのはこの文を根拠としている。『觀經疏』によれば、ここで、光照の遠近を明し、光の及ぶところで摂益を蒙ることを明すとする。この文の主語は光明であり、動詞は照（他動詞）であつて、目的格を取ることになる。その目的格を、十方世界とするか、十方世界念佛衆生とするかという二つの解釈が成立する。前者は「光明徧▽照十方世界」の句により報身仏の常光が周徧すること、つまり十方の念仏をするものしないものあらゆるものを照し尽くす（つまり色光）ことを示し、「念佛衆生摂取不捨」の句によつて念佛する者のみを救い取ること（つま

り心光）を明らかにする。後者によれば、この文全体で攝取の光明、つまり、十方の念佛の衆生のみを照しその他を照さないということを示すのみである（つまり心光のみを示していることになる）。義山はいずれの読み方も成り立つが、『観経疏』によるなら前者が正義であるといい、鎮西義ではこれに従うべきであると論じている。

その他の解説は、真身觀文を見られたし。

香偈（願此香煙雲）・三宝礼・開經偈・開經偈 (念念思聞淨土教)・送仏偈

新井俊定

願此香煙雲 偏滿十方界 供養一切仏 尊法諸賢聖

無辺仏土中 受用作仏事 普薫諸衆生 同生安樂刹

（書き下し文）

願くは此の香煙の雲、偏く十方界に満ち、一切の仏と尊き法と、諸の賢聖を供養す。

無辺の仏土の中に、受用して仏事をなし、普く諸の衆生を薰じ、同じく安樂刹に生ぜん。

（和訳）

どうぞこの香の煙が雲となつて総ての世界に行きわたり、一切の仏と尊い教えと賢明なる聖人を供養し、限りない仏の国土の中で仏の働きを受けて「その煙が」普くも ろもろの衆生にゆきわたり、「皆を」等しく極楽浄土に往生させますように。

（解説）

香偈の代用の文として用いられる。

『往生淨土懺願儀』（遵式 九六四—一〇三二）著作年代一〇一五年
『正藏四七卷四九〇以下』この書は、『無量寿經』『稱讚淨土經』等の經典によつて十種の行法を修すべきことを示したもので、そのうち「第四燒香散華」の項からの取意とみられるが、原文とくらべると次のようなちがいがみられる。

願此香華雲	遍滿十方界	供養一切仏	尊法諸菩薩
無量声聞衆	以起光明臺	過於無辺界	無辺仏土中
受用作仏事	普薫諸衆生	皆發菩提心	

天台宗では日常の供養文として唱えられている。

智昇『集諸經禮讚儀』上 〔正藏四七一四五六中〕、

『法華三昧懺儀』〔正藏四七一九五〇下〕等に類似する文がみられる。

『諸回向寶鑑』卷二に「焼香回向文亦曰」として、

願此華香	滿十方界	供養一切 仏化仏並 菩薩無數	聲聞衆受
此香華雲	以為光明	廣於無辺界	無量作仏事

とあり、出典を「三昧生經」としている。

（註）

（1）香—香は仏の使いとも言われる。

（2）仏事—仏の教化をさす。衆生を救う事業活動（中村元『佛教語大辭典』一一九二）

三 宝 礼

一心敬礼十方法界常住仏

一心敬礼十方法界常住法

一心敬礼十方法界常住僧

て跪（ひざまづく）復云」とある。

浄土宗の法要での威儀は五体投地の礼（上品の礼）をする。

また、「一心に十方法界常住の仏を敬礼し奉る」と読むものもある。

（宍戸編『浄土宗法儀解説』）

（書き下し文）

一心に敬て十方法界に常住する仏を礼したてまつる

一心に敬て十方法界に常住する法を礼したてまつる

一心に敬て十方法界に常住する僧を礼したてまつる

開經偈

無上甚深微妙法 百千万劫難遭遇

我今見聞得受持 願解如來真實義

（書き下し文）

無上甚深微妙の法は 百千萬劫にも遭い遇うこと難し

我今見聞し受持することを得たり 願くは如來の真實義を解したてま

つらん

（和訳）

この上もなく深くすぐれた法には、百千万劫という長い年月を経たと

しても出会うことは難しいことです

私達は、今まさに「その法を」見聞して受持する機会を得ました。ど

うぞ 如來の眞実の意味を理解することができますよう

（解説）

仏・法・僧の三宝を敬い帰依することをたたえる文

『往生淨土懺願儀』（正藏四七一四九一下）に出る。

そこには「一心敬礼」の前に「一切恭敬」という句がついている。ま

た原文には「常住僧」のあとに割り注で「唱えおわって各々香炉を執つ

（解説）

出典不詳

開經偈は經典読誦の前に必ず読まれる偈文であり、各宗派においても共通に用いられる。

〈解説〉

開經偈を記載する文献として、問題はあるが、源信（九四二—一〇一七）の『讀誦用心』が最初であり『律苑事規』（一三二四）『大通禪師語錄』（一四二五）『諸回向清規式』（一五六六）などがあり浄土宗では『日用念誦』『淨業課誦付録』に記載されている。

詳細は大澤亮我氏「開經偈について」（『教化研究』三一八六—九〇一—九九二—一三））参照。

善導大師『淨土法事讚』上（淨全四一九、正藏四七一四二八中）に出る『淨土法事讚』から引かれる文はいくつかあるが、いずれも偈文部分からの引用であるが、この文は偈文の形を取っていないところから抜き書きされたものである。

法然上人の『如法經次第』（『昭法全』八二七）にみえる。

念念思聞淨土教 文文句句誓當勤
憶想長時流浪苦 專心聽法入真門

送仏偈

請仏隨緣還本国 普散香華心送仏
願仏慈心遙護念 同生相勸恩須來

（書き下し文）

念念に淨土の教えを聞くことを思い 文文句句に誓て當さに勤むべし
長時流浪の苦を憶想して 専心に法を聴いて真門に入れ

（書き下し文）

請じたてまつる仏縁に随つて本国に還えりたまえ、
あまねく香華を散じて心に仏を送りたてまつる、
願くは仏の慈心遙かに護念し、同生相勸須く尽く来るべし。

（和訳）

念念刻刻、常に淨土の教えを思聞し、「經に説かれる」一文一句を「その通りに」誓いをたてて精進努力すべきである。
遠い過去より繰り返してきた苦しみに思いをいたし、心を集中して教法に耳をかたむけ、眞実の門に入るべきである。

（和訳）

どうぞもうもうの仏たちよ、それぞれの縁に随つて本国にお還えりください。

普く香を薰じ華を散らして心をこめてお送りいたします。

どうぞ仏よ、慈悲の心を持つて遙かかなたより護り念じていただけます
よに、同生相いすすめことごとく「我々を護もり念じ」ください。

〈解説〉

勤行、法要を終わるときに道場にお迎えした（勧請）した諸仏・諸菩薩
に感謝の心をこめてお送りする文。

善導大師『淨土法事讚』下（淨全四一三下）
正藏四七一四七三中
に出る。

偈文は「請仏隨縁還本国」とあるが、『淨土法事讚』には「諸仏隨縁還本
国」（＝諸仏縁に隨いて本国に還る）とある。また「同生相勸め須く尽く
来るべし」と読ませるが、原本では「同生相勸む尽く須く来るべし」と
読める。

香偈・四奉請・三奉請・還相回向偈・勢至回向文・三身札

福西 賢雄

本偈文は唐・善導大師（六一三～六八二）著述による『淨土法事讚』（上下二巻）「のなか」

上巻の「行道の讚梵偈」部分に於る。語句は、全く相違なく七字一句の偈頌形式の出典である。

（1）香偈

願我身淨如香爐 願我心如智慧火 念念焚燒戒定香 供養十方三世佛

（書き下し）

願くは我が身淨きこと香爐のごとく、願くは我がこころ智慧の火のごとく、念念に戒と定の香をたきまつりて、十方三世の、み仏に供養してまつる。

（和訳）

どうぞ私のこの身体が清淨なこと、まさに香炉のようではありますよう
に。そして、どうぞ私のこの心は智慧の火のようではありますように。念
念刻々、常に戒と常の香をたいて、十方（東西南北、上下、四維）三世
(過去世、現在世、未来世)にましますみ仏を、供養いたします。

（解説・注）

道場莊嚴極清淨 天上人間無比量 過現諸仏等靈等 人天龍鬼中法藏
全身碎身真舍利 大衆持華散其上 瞻仰尊顏繞七市 梵響聲等皆供養
願我身淨如香爐 願我心如智慧火 念念焚燒戒定香 供養十方三世佛

（淨全本）

良忠の『法事讚私記』によれば、

願我身淨等者身譬香爐 智慧譬火 戒定譬香行道供仏時即作此偈 展事
理供養也 とある。

出典 淨全一四・八頁

大正一四七・四二七下

（2）四奉請

奉請十方如來	入道場	散華樂
奉請弥陀如來	入道場	散華樂
散華樂		

（書き下し）

請じ奉る十方如來、道場に入りたまえ散華樂。

請じ奉る釈迦如來、道場に入りたまえ散華樂。

請じ奉る觀音勢至諸大菩薩、道場に入りたまえ散華樂。

請じ奉る釈迦如來、道場に入りたまえ散華樂。

(和訳)

十方の如來にお願いいたします、この道場へお入りください、散華樂。

釈迦如來にお願いいたします、この道場へお入りください、散華樂。

弥陀如來にお願いいたします、この道場へお入りください、散華樂。

觀音、勢至また諸の菩薩にお願いいたします、この道場へお入りください、散華樂。

さい、散華樂。

散花樂

依大般若經散花品

奉請釈迦如來入道場散花樂

奉請十方如來入道場散花樂

奉請彌陀如來入道場散花樂

散花樂散花樂

奉請觀音勢至諸大菩薩入道場散花樂

道場莊嚴極清淨散花樂

天上人間無比量散花樂

出典　淨全一六・六七四～六七五頁

大正一四七・四七六頁上

とある。

釈迦如來にお願いいたします、この道場へお入りください、散華樂。

(3) 三奉請

奉請彌陀世尊　入道場　奉請釈迦如來　入道場

奉請十方如來　入道場

会念佛略法事儀讚」(通称『五会法事讚』) 中にある。五会念佛を中心

(書き下し)

請じ奉る彌陀世尊、道場に入りたまえ(入らせたまえ)。

請じ奉る釈迦如來、道場に入りたまえ。

請じ奉る十方如來、道場に入りたまえ。

が特長。

原典とは語句を異にし、

(和訳)

弥陀世尊にお願いいたします、この道場へお入りください。釈迦如

来にお願いいたします、この道場へお入りください。

十方の如来にお願いいたします、この道場へお入りください。

※過現諸仏等靈儀 人天竜鬼中法藏 全身碎身真舍利 大衆合掌皆供養
 (一人の場合、「大衆」を「我今」或いは「弟子」とよみかえる。華を持つ場合は、「合掌」を「持華」とよみかえる)

(書き下し)

過現の諸仏等の靈儀(等)、人天竜鬼の中の法藏 全身碎身の真舍利 大衆合掌して皆、供養す。

奉請弥陀世尊
 奉請釈迦如來
 奉請十方如來
 道場莊嚴極清淨
 過現諸仏等靈等
 全身碎身真舍利
 入道場
 入道場
 入道場
 天上人間無比量
 人天竜鬼中法藏
 大衆持華散其上
 (『淨全本』)

時は三奉請文のみ独立して唱えられるようになった。

偈文は、双方とも善導大師『淨土法事讚』(上下二巻)上巻の「行道の讚梵偈」部分に於る。両偈文とも、『淨全本』等に載るものと、勤行式に見える形には差異があり、次のようにある。

(和訳)
 過去より現在世に至る諸仏如来等の靈儀、また、人、天、竜鬼界の法藏(仏の説いた教法)全身碎身の眞の舍利等に我々は合掌して皆供養いたします。

(解説・注)

元來、三奉請文を四奉請に代えて唱えたときには先出の「過現諸仏等靈儀の文」をワンセットとして(並列に)唱えるよう規定されており、近

出典 淨全四一八頁

大正四十七一四二七下

(4) 還相回向偈

誓到弥陀安養界 還來穢國度人天 願我慈悲無際限 長時長劫報慈恩

(書き下し)

誓つて弥陀の安養界に到り、穢国に還來して人天を度せん。
願くは我れ慈悲際限なく、長時長劫に慈恩を報せん。

(和訳)

(私が往生して) 弥陀如来の安養淨土に到つたなら、必ず穢土娑婆世界に
還來して、人間や天を救うことを誓います。どうぞ、私の慈悲の力は際
限がありませんように。限りなく長い間かけて仏の慈悲の恩に報います。

(解説・注)

能化、貴人に用いられることで知られるこの偈文もまた、善導大師『淨
土法事讚』(上下二巻)下巻からの引用である。下巻においては『阿彌陀
經』を十六段に分け、各段に長行形式の(厳密には七字一句の讚文が寄
り集まっている)讚歎文をよせる体裁をとつており、本偈文は、その讚
文からの抜粋である。語句等は差異がない。前後の讚文は次の通り。

與仏聲聞菩薩衆 同遊舍衛住祇園 願閉三塗絕六道 開顯無生淨土門
人天大衆皆來集 瞻仰尊顏聽未聞 見仏聞經同得悟 畢命傾心入寶蓮
誓到彌陀安養界 還來穢國度人天 願我慈悲無際限 長時長劫報慈恩

衆等回心生淨土

セント

レ

二

・

・

出典 淨全四一十六頁

大正四十七一四三一中

(5) 勢至回向文

我本因地 以念佛心 入無生忍 今於此界 摄念佛人 帰於淨土

(書き下し)

我れ本(もと)因地は、念佛心をもつて無生忍に入らん。今、此界にお
いて、念佛人を攝取して淨土世界に帰入せしむ。

(和訳)

私が(大勢至法王子)もと「菩薩として修行した」因位の時、念佛の心
をもつて無生法忍(不生不滅の理に徹底したさとり)に到達しました。今
この世界においても、念佛人を攝取して淨土世界に帰入せしめよう。

(解説・注)

四月に各地で開催される御忌会大法要にあたり、大本山芝増上寺などで、
法然上人の讚歎文として法要の締め括りとして唱えられることで知られ
ているこの偈文は、そもそもは『大仏頂如來密因修證了義諸菩薩万行首

『楞嚴經』（十巻、唐・般刺蜜帝訳）卷第五に出るものである。『仏典解題辞典』（春秋社）によれば『大仏頂如來密因修證了義諸菩薩万行首楞嚴經』は、『首楞嚴三昧經』の広本、略本、四種のうち広本の漢訳であり法相系の諸師はこれを偽經であるとし、望月信亨博士も中国撰述經典と位置づけている、との記述もみえる。原典との語句の相違はない。原典での前後周辺は次のとおり。

大勢至法王子。與其同倫五十二菩薩即從座起。頂禮仏足而白仏言我憶往昔恒河沙劫。有仏出世無量光。十二如來相繼一劫。其最後仏名超日月光彼仏教我念佛三昧。・・・・我本因地以念佛心入無生忍今於此界摸念佛人歸於淨土。仏問円通我 無選擇都攝六根淨念。・・・・

出典 大正十九一二八中

(6) 三身礼

南無西方 極樂世界 本願成就身阿彌陀仏
南無西方 極樂世界 光明攝取身阿彌陀仏
南無西方 極樂世界 来迎引接身阿彌陀仏

(書き下し)

西方極楽世界の本願成就身阿彌陀仏に南無す。
西方極楽世界の光明攝取身阿彌陀仏に南無す。
西方極楽世界の来迎引接身阿彌陀仏に南無す。

（和訳）
西方極楽世界に「現在され」本願を成就された身である阿彌陀仏に帰依いたします。
西方極楽世界に「現在され、臨終には」来迎し、救いとつてくださる身である阿彌陀仏に帰依いたします。

（解説・注）
『淨土宗大辭典』には『日用念誦』に典拠ありとの解説あり、原本には、

初敬礼次、燒香 常如 次礼仏
一心敬礼 極樂世界本願成就身阿彌陀仏
一心敬礼 極樂世界光明攝取身阿彌陀仏
一心敬礼 極樂世界来迎引接身阿彌陀仏
とある。原典は不明。

第二篇 浄土宗日常勤行式の源流と展開

第一章 浄土宗日常勤行式の源流

第一節 元祖時代の勤行

榎 泰 純

一、法然上人の勤行

上人人にかたりての給はく、われ聖教を見ざる日なし、木曾の冠者、花洛に乱入のとき、たゞ一日聖教を見ざりきと、のちには念佛のいとまをおしみて、称名の外は他事なかりけり、後学よろしくそのあとをまなぶべきにや、（法然上人行状絵図・5巻）

この有名な文章に示されているように、法然上人は学問の人であり、

後には専修念佛の行者であった。比叡山におられた時には、天台僧とし

て、日常の勤行は、『法華懺法』と『例時作法』とを行つておられたであ

らうこととは、どこにも伝記中にはないが、当然のことであろう。朝は『法

華經』を中心とした『法華懺法』を、夕には『阿弥陀經』と『念佛』と

を基本とした『例時作法』をする、これらは、全部、そのままするのではなく、略式のものを行じていたかもしれないが。

この『阿弥陀經』の流布について、次のようなお詞が伝えられている。

凡この阿弥陀經は、我朝に都鄙處々に多く流布せり。法華經と、最

勝王經とは、諸宗と学徒、兼学すべきよし、桓武天皇の御時、宣旨を下されて、定置れしかば、演説者とて、法華を解説する師は多くなりたれども、暗誦する人なかりければ、法花を暗誦すべきよし、かさねて宣旨を下されけるのち、持經者多くいできたれり。法花は加様に宣下によりてこそ、流布せられたり。阿弥陀經は、其沙汰なけれども、自然に流布して、処々の道場に、みな例時とて、毎日にかならず阿弥陀經をよみ、一切の諸僧、阿弥陀經をよまずといふ事なし。それたとへに浄土教有縁のいたすところなり。

事のおこりをたづぬれば、叡山の常行堂より出たり。彼常行堂の念佛は、慈覚大師、渡唐のとき将来し給へる勤行なりとぞおほせられる。〈阿弥陀經の大意をのべ給ひける御詞〉

このように『阿弥陀經』は『例時作法』を通して暗誦され、全国的に流布したというのであり、法然上人は、叡山を下られてから、『例時作法』という形ではなく、浄土三部經の一經として読誦されたのである。

隆寛律師のいはく、法然上人のゝ給はく、源空も念佛のほかに、毎日に阿弥陀経を三巻よみ候き。一巻は唐、一巻は呉、一巻は訓なり。しかるを、この經に詮するところ、たゞ念佛申せとこそとかれて候へば、いまは一巻もよみ候はず。一向念佛を申候也と、

隆寛
四十八年に阿弥陀經
すなはち心えて、やがて阿弥陀経をさしをきて、念佛三万遍を申しきと、〈隆寛律師伝説の詞、其一〉

ここには、始め『阿弥陀経』を読誦しておられたことを伝えるのみならず、天台宗で讀んでいる唐音（漢音）と淨土宗でしている呉音、それによる三通りの方法があつたことがわかる。この記事の正否は、厳密には確定できないが、不明確な淨土宗初期の法式を考える上で、重要な記事として、ここに示しておきたい。『阿弥陀経』読誦と念佛から一向念佛、専修念佛へと、その毎日の行法が移動したことがわかり、弟子の隆寛律師も、師にならつて四十八回の読誦と念佛から、三万遍の念佛へと変化していくことを伝えている。

法然上人の『阿弥陀経』読誦に関連して、「十万巻読誦」について述べておこう。

阿弥陀経十万巻よみ候べしと申て候は、いかに。

答、これもよみつべからんにとりての事に候、たゞつとめをたかく

つみ候はんれうにて候。〈百四十五箇条問答・12〉

この十万巻をどう読むかについて、

阿弥陀経をば、一日なん巻ばかりあててか、よみ候べき。

答、阿弥陀経は、ちかひて一生中に、十万巻をだによみまいらせ候ぬれば、決定して往生すと、善導和尚のおほせられて候也。毎日に十五巻づゝよめば、二十年にて十万巻にみち候也。三十巻づゝよめば、十年にみち候也。〈百四十五箇条問答・19〉

と、十万巻の基礎を善導大師が十万巻読めば往生できると述べられたといふところにおいて、十五巻で二十年、三十巻で十年という年限を考えた行法のあつたことを伝えている。当時の人たち、以前からの人たちの数による善根を示す信仰形態のあつたことがわかる。それに対する法然上人の答えが以上の二つであるが、上人は、この数に拘つておられるのではなく、「たゞつとめをたかく」むために「十万」という数が、一応必要なことを述べられておられるだけである。しかし、当時、この数が気になつて仕方のなかつた淨土教信者のいたことが想像され、専修念佛の教えのひろまつている時期の、多面性のある念佛の一端を覗かせていく。

二、万遍念佛

然則源空は大唐の善導和尚の、をしへにしたがひ、本朝の恵心の先徳の、すゝめにまかせて、称名念佛のつとめ長日六万遍なり、死期やうやう、ちかづくによりて又一万遍をくはへて、長日七万遍の行者なりとぞ、おほせられける、〈法然上人行状絵図・6巻〉

善導大師の教え、惠心僧都の勧めによつて六万遍、晩年は七万遍の称

名念佛を行つたと伝えているが、これは、本伝のみならず、次の諸伝も、同じように伝え、他の人たちにも教えていたといふ。

○毎日七万遍の念佛を唱て、おなじく門弟のなかにもをしへはじめ給ける、（四卷伝・1巻）

○毎日七万遍の念佛をとなへて、あまねく道俗貴賤をすすめ給へり、（琳阿本・3巻）

○始テ六万遍ヲ唱、上人其後一万遍ヲ加テ、毎日七万遍ノ念佛ノ行者ナリ、（十六門記・8門）

このようない多念を勧めた法然上人の真意はどこにあつたのであろうか。日所作は、からなずかずをきはめ候はずとも、よまれんにしたがひてよみ、念佛も申候べきか。

答、かずをさだめ候はねば、懈怠になり候へば、かずをさだめたるがよき事にて候。（百四十五箇条問答・13）

經典も念佛も「かずをさだめ候はねば、懈怠」の心が生じて、さぼつたり、やらなくなつてしまふので、「かずをさだめたるがよき事」であると、その理由を述べられ、毎日毎日の、同じようなものであると、ついつい、さぼりたくなる人間性の弱さに目を向けられ、それを防ぐために、定数念佛の必要性を答えられている。

念佛をば、日所作にいくらばかりあてゝか、申候べき。

答、念佛のかずは、一万遍をはじめにて、二万三万五万六万、乃至三十万まで申候也。このなかに御心にまかせておぼしめし候はん程

を、申させおはしますべし。（百四十五箇条問答・18）

このように、その人びとによつて選べばよいので、念佛する行者、信者たちに、その数はまかされている。それでは、どのような行法で行つたらよいのか、それはなぜなのであろうか。

毎日の所作に、六万十万の数遍を、ゞゞをくりて申候はんと、二万三万を、ゞゞをたしかにひとつづゝ申候はんと、いづれがよく候べき。

答、凡夫のならひ、二万三万あつとも、如法に如法にはかなひがたからん。たゞ数遍のおほからんにはすぐべからず。名号を相続せんため也。からなずしもかずを要とするにはあらず、たゞつねの念佛せんがためなり。かずをさだめぬは懈怠の因縁なれば、数遍をすゝむるにて候。（百四十五箇条問答・143）

数が多い方がよいけれど、一番大事なことは、数珠によつて数を正確に数えることにあるのではなく、「名号を相続」させるために必要なのであると強調されている点である。心の持ち方が問題なのである。

毎日御所作六万遍めでたく候。うたがいの心だにも候はねば、十念一念も往生はし候へども、おほく申候へば、上品にむまれ候。釈にも上品花台思慈主、到者皆因念佛多と候へば。（往生淨土要心）

極樂往生を疑わない信の念佛であれば、「十念一念も往生はし候」ことを示し、更に信の念佛が多ければ、「上品にむまれ」る点をも加味され、多念を勧めておられる。

所作おほくあてがひてかゝんよりは、すくなく申さん一念もむまる
なればとておほせの候事、ま事にさも候ぬべし。たゞし礼讃の中に
は、十声一声定得往生、乃至一念無有疑心と釈せられて候へども、疏
の文には念佛不捨者は是名正定之業と候へば、十声一声むまと信じ
て、念々にわするゝ事なく、となふべきにて候。又弥陀名号相続念
とも釈せられて候。さればあひついで念ずべきにて候。
と、信の念佛であれば、「十声一声」でもよいことを『往生礼讃』や『観
經疏』を引用して説明されておられ、更に、

一食のあひだに、三度ばかりおもひいでんはよき相続にて候。つね
にだにおぼしめしいさせ給ひ候はゞ、十万六万申させ給ひ候はず
とも、相続にて候ぬけれども、
と、食事中であつても意念によつて念佛の相続できることを述べられる。
しかし、

人の心は当時見る事、きく事にうつる物にて候へば、なんとなく御
まぎれの中にはおぼしめしいでん事かたく候ぬべく候。御所作おほ
くあてゝ、つねにゞゞをもたせ給ひ候はゞ、おぼしめしいで候ぬと
おぼえ候。たとひ事のさはりありて、かつせおはしまして候とも、あ
さましやかきつる事よとおぼしめし候はゞ、御心にかけられ候はん
ずるぞかし。とてもかくても御わすれ候はずは、相続にて候べし。
と、念佛を相続しなければならないことを意識することが大事で、何か
の都合で、できなかつたとしても、心にかけて忘れないことが必要であ

り、それが相続することに繋がつていく。

又かけて候はん御所作を、つぎの日中いれられ候はん事、さも候な
ん。それもあす中いれ候はんすればとて、御ゆだん候はんはあしく
候。せめての事にてこそ候へ。御心えあるべく候。〈往生淨土要心〉
できなかつたから、次やろう、明日やろうとするのは、心の油断を呼
ぶもので悪いことで責められるべきことだと結んでおられる。

一念であれ、多念であれ、念佛する心の、信の大切さを教えられ、專
修念佛の中に行法があつたことがわかる。

三、百万遍念佛

前項の「万遍念佛」は、長時・相続する念佛であつたが、ここにもう
一つ「百万遍」の念佛というのがある。

百万遍の事、仏の願にては候はねども、小阿弥陀經に若一日、若二
日、乃至七日念佛申人、極樂に生ずるとはかゝれて候へば、七日念佛
申べきにて候。その七日の程のかずは、百万遍にあたり候よし、人
師釈して候時に、百万遍は七日申べきにて候へども、たへ候はざら
ん人は、八日九日などにも申され候へかし。さればとて、百万遍
申さざらん人のむまるまじきにては候はず、一念十念にてもむまれ
候ほどの念佛とおもひ候うれしさに、百万遍の功德をかさぬるにて
候なり。〈往生淨土要心〉

この文にある通り、「もし善男子、善女人あつて、阿弥陀仏を説くを聞

きて、名号を執持すること、もしさは一日、……もしさは七日、一心不乱なれば」、命終の時、聖衆は来迎し、行者は「阿弥陀仏の極楽国土に往生することを得」という『阿弥陀經』の文により、この七日七夜にする念佛が百万遍になるという考え方から、「百万遍念佛」が思考され、行じられたのである。經典は、七日間「名号を執持すること」であつて、その数は述べてはいないが、この「七日」と「百万遍」とが結合してしまうと、その期間内にしなければならないという制約が生じてしまう。しかし、

法然上人は、これにたえられない人は、「八日九日なんどにも申され」とよいと、期間の延長を認められる。そこにあるのは「百万遍の念佛をしよう」という「信」の重さを認めておられるので、その期間ではない。ここに重要な視点があると思う。「一念十念にてもむまれ候ほどの念佛」と思つてする、その心が「百万遍の功德をかさ」ねることを強調される。これは「別時念佛」であり「日常」ではないが、法然上人当時、このようない形態の念佛があつたことを示すものとして、ここに別項をたて、記しておく。

四、門弟たちの勤行

(1) 専修念佛

念佛の行は、かの仏の本願の行にて候、持戒誦經誦咒理觀等の行は、かの仏の本願にあらぬをこなひにて候へば、極らくをねがはむ人は、

まづかならず本願の念佛の行をつとめてのうへに、もしことおゝなひをも念佛にしくはへ候はむとおもひ候はゞ、さてつかまつり候。(熊谷の入道へつかはす御返事(五月二日付))

突如出家した鎌倉の武将熊谷直実は、仏教的な素養や行法はともしい。そこで法然上人は「念佛の行」は阿弥陀「仏の本願の行」であるから、他のことに目を向けず、「本願の念佛の行をつとめ」るよう勧め、彼は「念佛」一本で進んでいった。

右京権大夫隆信朝臣は、ふかく上人に歸し、余仏余行をさしをきて、たゞ弥陀の一尊をあがめ、ひとへに念佛の一行をつとむ。つねに上人にしたがひて、建仁元年に出家をとげ、法名を戒心と号、一向専念の外他事なかりけり、(法然上人行状絵図・12巻)

この隆信は、自分の意志で「念佛の一行」を選び、「一向専念」している。

法性寺の空阿弥陀仏は、いづれの所の人といふ事をしらず、延暦寺の住侶なりけるが、觀山を辞して、聚洛にいづ、上人にあひたてまつりて、一向専念の行者となつて、經もよまず、礼讚をも行ぜず、称名のほか、さらに他のつとめなく、在所をさだめず別の寢所なし、沐浴便利のほか衣をぬがず、行徳あらはれてひとこれをたうとむ。つねは四十八人の能声をとゝのへて、一日七日の念佛を勤行す。所々の道場いたらざるところなし。(法然上人行状絵図・48巻)

上人門弟の中に、法性寺の空阿弥陀仏は、經もよまず、礼讚にも及

ばず、只一向専念の行をたて、多念の棟梁専修の大将也、行徳人に知られ、名望世にかうぶらしむる、尊貴也といへ共、面をむかふればからならず崇敬し、智者也といへども、口をひらけば悉く伏膺せしむ。

四十八人の能声を調、一日七日の勤行を修する事、所々の道場に至らざるなし。〈九巻伝・9巻下〉
読経・礼讚もせず、「只一向専念の行」のみをし、「一日七日」の別時念仏の「勤行を修」していた。

(2) 念仏の他、礼讚・読経

このひじり〈聖光房弁長〉淨土門にいりしよりのちは、毎日に六巻の阿弥陀經、六時の礼讚ときをたがへず、又六万反の称名をこたることなし、初夜のつとめをはりて、一時ばかりぞまじろまれける、そ

のゝちはおきるつゝ、あくるまで高声念仏たゆむことなかりけり、
〈法然上人行状絵図・46巻〉

聖光は『阿弥陀經』『六時礼讚』「称名念佛」と、六時ごとに行つている。

このひじり〈善恵房證空〉はことに恭敬修を専らにして、不淨のときは四十八度など手をぞ説ける、毎月十五日には、からならず廿五

三昧を行じて、見聞の亡者をとぶらひ、有縁無縁をいはず、早世の

人あればこれをわすれず、忌日にはからならず阿弥陀經をよみ念佛して、ねむごろに廻向し、談義のおはりにも、同音の阿弥陀經、念佛さだまれる式なり、毎日に淨土の三部經を読誦し、名号六万反をとなへて、半夜に及まで睡眠せず、暁更には法門を暗誦して、仏号をとなへ給事、おこたりなかりき、〈法然上人行状絵図・47巻〉
證空は、一人の時は、「淨土の三部經」の読誦と「六万反」の念佛、談義など他者と一緒に時は、「同音の阿弥陀經」の読誦と「念佛」が「定まる式」と定型化している。

武藏国那珂郡の住人弥次郎入道実名註は、上人の教誡をかうぶりて一向専念の行人となりにけり、たまはるところの御消息を秘蔵して、出離の指南になむそなへ侍ける、からならずしも数反をさだめず、おもひいでたるかとおぼしくしては、つねに西にむかひて高声にぞとなへける。
そのゝちあひともに晨朝の礼讚を行づるに、光舒救毘沙の句にいたりて、礼讚をとゞめて、念佛三遍となへて、端坐合掌して、いきたえにけり、〈法然上人行状絵図・25巻〉

この弥次郎入道は「一向専念の行人」ではあつても、「からならずしも数反をさだめ」ない、やや自由な念佛をしているが、臨終前に「晨朝礼讚」をし念佛している。

この「六時礼讚」については別稿（注）で詳論したので、概要を記しておく。

○建久三年（一一九二）秋、大和入道見仏が八坂引導寺で、後白河

院のために、心阿弥陀仏が先達（調声）、見仏・住蓮・安楽が助音で、
共行の六時礼讃を行つた。能信が法則を作り、住蓮が声明にしたと
もいう。

○後鳥羽院が熊野詣の間に、小御所の女房たちが住蓮・安楽に礼讃
をさせた。「六時礼讃ハ善導和上ノ行也トテ、コレヲタテテ」行つて
いた。

○住蓮と安楽は死罪になる時、礼讃をして（又途中で）から念仏を
して死のうとしていた。

このように、多人数で行う「共行の礼讃」と一人で行う「各別の礼讃」
という二形式があり、それら礼讃には「善導和上ノ行也」という意識の
もとに行われていた。

以上のように、「元祖時代の勤行」を見て來ると、そこには、後世のよ
うな「勤行式」というようなものはあまりなく、ただ人によつて、（1）
念佛のみ、（2）阿弥陀經+念佛、（3）礼讃+念佛、（4）礼讃+阿弥陀
經+念佛（礼讃は経前・経後がある）という形式でなされていてものと
考えてよかろう。そこにはまだ諸種の偈文等は、あまり加わつていな
かつたのではないか。しかし、少し時代が下ると、「勤行の文」なる
ものが、書写されるようになつて、形式が整い、勤行式らしいものが出
来て行つたのではないか。その一例を引用して、本稿を閉じることにする。

西明寺の禪門、若冠の時に、つねに念佛の安心など、小倉の草庵へ
ぞたづねられる、（中略）されば弘長二年（一二六二）のころ、上
人の孫弟敬西房弟子 法蓮房 関東下向のとき、上人の伝を進たりけるに、數

日披覽の後、上人の徳行をたうとみて、念佛の安心をたづねられけ
れば、往生の故実勤行の文などをかきてたてまつりけり、禪門自筆
の返状云、故実ならびに勤行の文給候ぬ、よくよく見候て、往生の
心をすゝむべく候ハ々取詮つゐに翌年弘長二年十一月廿二日亥刻、臨終正念
端坐合掌して、往生をとげられる、（法然上人行状絵図・26巻）

（注）「淨土宗初期の六時礼讃—『徒然草』第三二七段の理解の前提とし
て—」（『仏教文化研究』第18号・昭47・3）

第二節 良忠時代の日常勤行式

小林尚英

第一章 例時作法よりの影響

日本天台の淨土教は鎌倉時代の純粹淨土教発生の母体となるものであるだけに、古来より種々の角度から研究されており、ことに近代においては、多くの学者によつて研究され、その成果も種々発表されている。当時日本天台に受容された淨土教は、法華懺法と併せて弥陀念佛が受け入れられていたものと考えられる。これは法華弥陀同体説的信仰の現れであつて、四種三昧の行法の中、特に常行三昧（弥陀念佛）と法華三昧（法華懺法）とが中心となつて修行されていたことを証明するものであろう。この両三昧の修行は、何れも懺悔滅罪的な精神が、修法の中核をなしているものであつて、これら両三昧が盛行するということは、自己反省の思想、自意識の思想が台頭してきたことを物語るものであつて、こうした思想が次第に普及することによつて、鎌倉時代の新文化を創造し、純粹淨土教が発生してきている過程を物語つてゐるものと見ねばならぬ。かかる思想信仰が次第に進展することによりて、いわゆる朝題目夕念佛の儀式儀礼が常則となり、日本天台の日常勤行式の規則が定められるようになつて来たものと思われる。朝題目夕念佛ということは、朝の勤

行に法華懺法を修し、夕の勤行に例時作法を修することを意味するもので、これは、日本天台中古以来の慣習で、僧侶が日常の勤行にこれを修するのみならず、信徒の仏事に於てもこれを勤めるのを通例とするのである。従つて日本天台の淨土教受容は、前述の如く、初めは四種三昧を中心と受容されたものであるけれども、中古以来は朝題目夕念佛の形態に於て受容されるようになつたものである。しかば、朝題目夕念佛の形式は、何時頃から始めたものであるかというに、その起源を明瞭にすることがすこぶる困難であるけれども、『日本往生極樂記』に、昼は法華經を読み、夜は弥陀仏を念ずとあり、『大日本國法華經驗記』に、朝は法華を読み、夜は念佛すとあり、『三寶繪詞』の村上の御代の条に、十五日の朝には法華經を講じ、夕には弥陀仏を念じてとあり、『中右記』の保安元年九月廿九日の条に、朝聞法華懺法、自滅六根之罪障、夕唱弥陀念佛九品往生とあり、『梁塵秘抄口伝集』卷十に、あしたに懺法をよみて六根を懺悔し、夕には阿弥陀經をよみて、西方の九品往生を祈ること五十日つとめ侍るとあり、『後拾遺往生伝』卷中に、法華懺法を行じ、不断念佛を修すとあるが如きは、朝題目夕念佛が次第に形式化して来る過程を物語る証拠となるものではあるまいか。朝題目、即ち法華懺法の方は、本問題には直接関係がないから、しばらくこれを置き、夕念佛、即ち例時作法が何時頃から常則とされるようになったかといふに『法然上人行狀繪図』卷二十四に、

処々の道場に、みな例時とて、毎日かならず阿弥陀經をよみ、一切

の諸僧、阿弥陀經をよまずと云ふ事なし。これ偏へに、淨土教有縁のいたす所なり。事のおこりを尋ねれば、叡山の常行堂より出でたり。彼常行堂の念仏は、慈覺大師、渡唐の時将来し給へる勤行なりとぞ仰せられける。(井川編『法然上人伝全集』一四六頁)

とあるところより見れば、すでに鎌倉時代に於ては、例時作法は常則として毎夕これを勤めていたものであることがわかる(『仏解』十一卷二八二頁、例時作法の解説参照)。田島徳音は、「懺法例時註」の説を引用して、華山法皇安和元年(九六八)寛弘五年(一〇〇八)御時代から例時として叡山の三昧堂で修行される様になつたと主張しているが、兎も角、平安朝中葉以降より、例時作法が次第に普及するようになり、ついにその法則を制定して日常勤行の規式としたものと思われる。この作法は、左の次第によりて修行されることになつていて。

先三礼、次七仏通戒偈、次黄昏偈、次無常偈、次六為、次四奉請、次甲念佛(三遍)、次阿弥陀經、次甲念佛(三遍)、次合殺、次廻向、次後唄、次三礼、次七仏通戒偈、次初夜偈、次九声念佛、次神分、次靈分、次祈願、次大懺悔、次五念門

となつていて、その中、大懺悔の文は、三階教の偈文が用いてあり、最後の五念門には、初めに善導の『往生礼讚』の初夜偈の文、即ち龍樹の「十二礼」の文が引用され、続いて阿弥陀仏の三十二相等の偈文が記されてある。「例時作法」の中に、懺悔偈があり、五念門があるということは、日本天台の淨土教受容の特色を物語るもので、特に注意を要することが

らである。これはいうまでもなく、『摩訶止觀』的受容の型態を意味したもので、恵心の淨土教に於ては、五念門の中、觀察門を重要視している所以のものも、一連のつながりを持つてゐるものであるといえるであろう。又經典に於ては、『阿弥陀經』と『觀無量壽經』が重視されるのも、止觀的受容の型態から來た結果に外ならない。以上極めて簡単に円教的受容を述べたのであるが、これは要するに、圓教の実践は止觀にあるわけであるから、勢い止觀的受容、懺悔滅罪的受容がその中心をなすものであるといえるであろう。⁽¹⁾

例時作法

本作法は慈覺大師円仁が五台山から法照禪師が行つた念佛三昧法(引声念佛)を伝え、これを仁寿元年(八五一)叡山東塔常行三昧院で初めて修したのに起源し、毎年七月の庭立、八月の大念佛、修正会が此の三昧院で本作法によつて勤行され、又例時に修することは一日も絶えずに続いた。元龜の寇火で灰燼に帰し、後、東塔に法花常行の二堂も再建されたが寛永年中の暴風雨に際して破壊された今まで、今日は東塔にはなく、西塔のみ二堂が建てられている。西塔の常行堂は寛平九年(八九七)静觀僧正(増命)が天長二年に円澄大法師の建立した法華堂と通殿を造つて建てたもので二堂共に桁梁各五間の堂である。俗にこれを擔い堂という。堂建築の様式も他の堂とは異なつて三昧堂式といわれるものである。この作法が慈覺大師の伝えたそのままであるか如何かは未だ充

分に研究されていない。引声念佛は別に伝えられて本作法とは同一ではない。又常行三昧であれば『摩訶止觀』二に記されている『般舟三昧經』に基づいたものでなければならない。然るに止觀とも異なっている。本作法は阿弥陀經を行道しながら読誦し、甲念佛、合殺、九声念佛（これが引声念佛と調子が類似している）が中軸をなす。故に弥陀經讀誦の行道と念佛に調子をつけて座つて唱えることが本作法の根本であり、これに大懺悔（おほいさんげ）（これは三階教で用いる懺悔文と同一）。何故に天台宗の作法中に三階教の作法が用いられているのかは未詳。但し唐智昇撰集『諸經礼懺儀』下巻には三階教の作法があるから、これによつたものか。或いは慈覺大師が長安若しくは五台山から伝えたものか未詳）や五念門（六時礼讚や龍樹の往生礼讚偈を併せて作つたもの）等があり、又六時の偈の中、黄昏偈と初夜偈とを掲げて（1）半夜、（2）後夜、（3）晨朝、（4）日中の四偈が略されている。想うに法華懺法に六時偈を記して置いたから、日常用いる二時の偈だけを出し他の四時は略したものではなかろうか。例時とは何を意味するか。一般に天台宗では「朝題目夕念佛」と言つてゐる。これが天台宗の勤行式であるといふのであるが、恐らく三昧堂衆は「懺法は朝座、例時は夕座」に修したから、これによつて朝題目、夕念佛なる語が生まれたのであろう。この朝夕二時の勤行が例時として叡山の三昧堂で行われたのは華山法皇（安和元一寛弘五・九六八一一〇〇八）御時代から確定されたという（懺法例時注の説）。此説によれば「夕の例時の作法」であるから例時作法と名づくという意。現

今の天台宗では顯教の追善法要の場合には多く例時か懺法かを用うる。此の他法華讀誦、散華對揚を唱える四箇法要等を用うることもある。本書の印行本は三本ある。一は「文龜二年（一五〇二）壬戌仲夏日於紅染寺方丈書訖。執筆周興。星廻五十三」の奥書のある叡山南谷藏版本。此の周興執筆本が東叡山護国院蔵であつたが、明治年中清水谷慶順師が浅草善龍院へ転住された際所持されたから恐らく大正大震災の時に鳥有に帰したであろう。原本の如くに樹下慈尚師が写した本が今は寛永寺文庫に収藏されている。二は写本年月不明ではあるが古体を備えているのが魚山大原寺蔵本である。三はこの魚山本と同一字体で書かれた声明懺法版印がない。四是東叡山藏版本。これは古活字で印刊したかに見えるが或いは版本かも計られない。此本も執筆の年月は不明。魚山版かと思われるが藏版印がない。五は東叡山勸学寮藏版本。これは学寮版といわれ、誤字や訓仮名の誤りがあつて善本ではない。六は明治年間に學寮版を複刻したものがあり、七は妙法院版。これは南谷版の複刻。南谷版の古い仮名を改めて悪くした所が一ヶ所ある。本書は衆罪伽陀を初めに置くが、六根懺悔の作法でない本作法の偈陀としては如何。むしろ懺法の巻首に附した總禮伽陀（我此道場如帝珠々）の方が適當していると考えられる。次に三禮。これは旧華嚴經に出づ。次に七仏通戒偈。次に黄昏偈。次に無常偈。次に六為。四恩三有に廻願する。次に四奉請。善導大師の礼讚の文。散華樂の樂曲で、伶家の付物の如きもの。次に甲念

仏（かんねんぶつ）。甲音乙音の中、甲音の調子の念佛。次に阿弥陀経。漢音で読む。漢音吳音に就て、吳音は対馬音ともいい、大学寮の試業、官寺の年分度者の試業に夫々漢吳音の試業が行われ、玄蕃寮の役人、大学寮の博士、紀傳博士、音律博士等が試業場に立合い二音の吟味をしたといふ。天台宗では例時の弥陀経と懺法と密教の九方便五悔、唱禮の仏名等は漢音を厳格に守つて発音している。次に甲念佛。次に合殺（かつさつ）。これは樂家がなす乱声と云い、換頭といい、団樂旋（とらでん）などというと同じ。音声の調べ即ち音の取りさがりは入破々声急音等と同じである。次は廻向。この中で遷化大師とは何大師を指すか未詳。或いは伝教大師ならんか。本願聖靈も不明。或いは仁寿元年（八五一）に常行三昧院を建立する時の本願上人某等を指すか。或いは相應内供が胎藏弥陀五仏像を安置したからこれを指すか。可考。次に後唄。處世界偈ともい、月燈三昧經、普超三昧經の文。後唄に対して前唄というのがある。前唄は如來妙色身の偈をいう。この如來唄は勝曼經の文である。唄とは唄匿といい奏曲節奏という意の梵語。次に三禮。一切恭敬は天台大師が加えた句であると伝えられている。次に七仏通戒偈。次に初夜偈。次に九声念佛。次に神分。次に祈願。祈願文は法会の都度これを作つて調声（導師）唱える。次に大懺悔。次に五念門。五念門とは第一礼拝門。これは稽首天人所恭敬から願共衆生生彼國まで。第二讚歎門。これは鳥瑟膩沙無見相から皆願速證菩提果まで。『淨業課誦』附録には第二門中の「清淨慈門刹塵數。共生如來一妙相。一一諸相莫不然。是故見

者無厭足」の四句偈を神祇念誦の文といい、和論語には熊野權現の託宣、加茂明神の神託の文であるといふ。第三作願門。これは願我往生極樂界から遍遊から利樂一切衆生界まで。第四觀察門。これは願我往生極樂界から遍遊一切衆生界まで。第五回向門。これは以此禮讚仏功德から共觀弥陀仏道まで。最後に願共諸衆生往生安樂國の四句偈を六時礼讚から引用して畢る。思うに慈覺大師が五台山から音曲を伝えたことは五大院安然撰『金剛界對受記』六にあり、法照禪師の『五會法事讚』を将来したことも『入唐新求聖教目録』に出て又『同聖教目録』には智者大師修三昧常行院一卷を将来している。此等の他に『淨土依憑經論章疏目録修行錄』六には『阿彌陀懺法一卷、慈覺。常行三昧堂行法一卷、慈覺』とあるから、本書の原形は慈覺大師編者であつたと考えられるが、現行本は後人が添補或いは修訂を加えたと思われる点がある。『往生論』の五念門を添えた如きがそれである。恐らく本書は阿彌陀懺法といふべきものか。文龜年代（一五〇一—一五〇四）頃、例時作法と通称し、周興が略称を用いたために、遂に本名が忘れられ、略名が書名に改められるに至つたのであろう。可考。⁽²⁾

例時作法

衆罪如霜露
是故應至心
慧日能消除
懺悔六情根

先三禮

同音

一切恭敬 自歸依佛 當願衆生 深入經藏
體解大道 發無上意

自歸依法

同

當願衆生 深入經藏 智慧如海

自歸依僧

同

當願衆生 級理大眾 一切無礙丁

次七佛通戒偈

同音

願諸衆生 諸惡莫作 諸善奉行 自淨其意 是諸佛教 和南聖衆丁

次黃昏偈

同

白衆等聽說 黃昏無常偈 此日已過 命則衰滅 如少水魚 斯有何樂

諸衆等 當勤精進 如救頭燃 但念虛空 無常勤慎 莫放逸丁

次無常偈

同

諸行無常 是生滅法 消滅滅已 寂滅爲樂

如來證涅槃 永斷於生死 若有至心聽 常得無量樂

次六爲

爲十方施主念釋迦牟尼佛丁

爲皇帝陛下念藥師琉璃光佛丁

爲三世四恩念阿彌陀佛丁

爲大師等尊靈念妙法蓮華經丁
爲一切神等念摩訶般若波羅蜜經丁

爲法界衆生念文殊師利菩薩丁

次四奉請

散華樂 散華樂

同

奉請十方如來 入道場 散華樂

奉請釋迦如來 入道場 散華樂

奉請彌陀如來 入道場 散華樂

奉請觀音勢至諸大菩薩 入道場 散華樂

奉請彌陀如來 入道場 散華樂

奉請觀音勢至諸大菩薩 入道場 散華樂

次甲念佛

同 同音之後一揖行道

南無阿彌陀佛 阿彌陀佛 阿彌陀佛

佛說阿彌陀經

同

如是我聞 一時佛在 舍衛國 祇樹給孤獨園 與大比丘衆 千二百五十人俱 皆是大阿羅漢 衆所知識 長老舍利弗 摩訶目犍連 摩訶迦葉 摩訶迦旃延 摩訶拘縗離婆多 周離般他伽 難陀 阿難陀 羅睺羅 憜梵波提 賓頭盧 頗羅墮 迦留陀夷 摩訶劫賓那 薄拘羅 阿菟樓駄 如是等 諸大弟子 幷諸菩薩摩訶薩 文殊師利法王子 阿逸多菩薩 乾陀呵提菩薩 常精進菩薩 與如是等 諸大菩薩 及釋提桓因等 無量諸

天大衆俱

爾時佛告・長老舍利弗・從是西方・過十萬億佛土・有世界・名曰極樂・其土有佛・號阿彌陀・今現在說法・舍利弗・彼土何故・名爲極樂・其國衆生・無有衆苦・但受諸樂・故名極樂・又舍利弗・極樂國土・七重欄楯・七重羅網・七重行樹・皆是四寶・周匝圍繞・是故彼國・名爲極樂・又舍利弗・極樂國土・有七寶池・八功德水・充滿其中・池底純以金沙布地・四邊階道・金銀瑠璃・頗梨合成・上有樓閣・亦以金銀瑠璃・頗梨車渠・赤珠馬腦・而嚴飾之・池中蓮華・大如車輪・青色青光・黃色黃光・赤色赤光・白色白光・微妙香潔・舍利弗・極樂國土・成就如是・功德莊嚴又舍利弗・彼佛國土・常作天樂・黃金爲地・晝夜六時・而雨曼陀羅華・其土衆生・常以清旦・各以衣襪盛衆妙華・供養他方・十萬億佛・即以食時・還到本國・飯食經行・舍利弗・極樂國土・成就如是・功德莊嚴復次舍利弗・彼國常有・種種奇妙・雜色之鳥・白鵲孔雀・鸚鵡舍利・迦陵頻伽・共命之鳥・是諸衆鳥・晝夜六時・出和雅音・其音演暢・五根五力・七菩提分・八聖道分・如是等法・其土衆生・聞是音已・皆悉念佛・念法念佛・舍利弗・汝勿謂此鳥・實是罪報所生・所以者何・彼佛國土・無三惡趣・舍利弗・其佛國土・尚無三惡道之名・何況有實・是諸衆鳥・皆是阿彌陀佛・欲令法音宣流・變化所作・舍利弗・彼佛國土・微風吹動・諸寶行樹・及寶羅網・出微妙音・譬如百千・種樂同時俱作・聞是音者・皆自然生・念佛念法・念僧之心・舍利弗・其佛國土・成就如是・功德莊嚴

舍利弗・於汝意云何・彼佛何故・號阿彌陀・舍利弗・彼佛光明・無量照十方國・無所障闇・是故號爲・阿彌陀・又舍利弗・彼佛壽命・及其人民・無量無邊・阿僧祇劫・故名阿彌陀・舍利弗・阿彌陀佛・成佛以來・於今十劫・又舍利弗・彼佛有無量無邊・聲聞弟子・皆阿羅漢・非是算數・之所能知・諸菩薩衆・亦復如是・舍利弗・彼佛國土・成就如是・功德莊嚴又舍利弗・極樂國土・衆生生者・皆是阿鞞跋致・其中多有・一生補處・其數甚多・非是算數・所能知之・但可以無量無邊・阿僧祇劫說・舍利弗・衆生聞者・應當發願・願生彼國・所以者何・得與如是・諸上善人・俱會一處・舍利弗・不可以少善根・福德因緣・得生彼國・舍利弗・若有善男子善女人・聞說阿彌陀佛・執持名號・若一日・若二日・若三日・若四日・若五日・若六日・若七日・一心不亂・其人臨命終時・阿彌陀佛・與諸聖衆・現在其前・是人終時・心不顛倒・即得往生・阿彌陀佛・極樂國土・舍利弗・我見是利・故說此言・若有衆生・聞是說者・應當發願・生彼國土

土

舍利弗・如我今者・讚歎阿彌陀佛・不可思議功德・東方亦有・阿閦佛・須彌相佛・大須彌佛・須彌光佛・妙音佛・如是等・恒河沙數諸佛・各於其國・出廣長舌相・遍覆三千大千世界・說誠實言・汝等衆生・當信是稱讚不可思議功德・一切諸佛・所護念經

舍利弗・南方世界・有日月燈佛・名聞光佛・大焰肩佛・須彌燈佛・無量精進佛・如是等・恒河沙數諸佛・各於其國出廣長舌相・遍覆三千大千世界・說誠實言・汝等衆生・當信是稱讚不可思議功德・一切諸佛・所護念

經

舍利弗・西方世界・有無量壽佛・無量相佛・無量憡佛・大光佛・大明佛・寶相佛・淨光佛・如是等・恒河沙數諸佛・各於其國出廣長舌相・遍覆三千大千世界・說誠實言・汝等衆生・當信是稱讚不可思議功德・一切諸佛・所護念經

舍利弗・北方世界・有焰肩佛・最勝音佛・難沮佛・日生佛・網明佛・如是等・恒河沙數諸佛・各於其國・出廣長舌相・遍覆三千大千世界・說誠實言・汝等衆生・當信是稱讚不可思議功德・一切諸佛・所護念經

舍利弗・下方世界・有師子佛・名聞佛・名光佛・達摩佛・法幢佛・持法佛・如是等・恒河沙數諸佛・各於其國・出廣長舌相・遍覆三千大千世界・說誠實言・汝等衆生・當信是稱讚不可思議功德・一切諸佛・所護念經

舍利弗・上方世界・有梵音佛・宿王佛・香上佛・香光佛・大焰肩佛・雜色寶華嚴身佛・沙羅樹王佛・寶華德佛・見一切義佛・如須彌山佛・如是等・恒河沙數諸佛・各於其國・出廣長舌相・遍覆三千大千世界・說誠實言・汝等衆生・當信是稱讚不可思議功德・一切諸佛・所護念經

舍利弗・於汝意云何・何故名爲・一切諸佛・所護念經・舍利弗・若有善男子・善女人・聞是諸佛・所說名及經名者・是諸善男子・善女人・皆爲一切諸佛・共所護念・皆得不退轉於・阿耨多羅三藐三菩提・是故舍利弗・汝等皆當信受我語・及諸佛所說

舍利弗・若有人・已發願・今發願・當發願・欲生阿彌陀佛國者・是諸人等・皆得不退轉於・阿耨多羅三藐三菩提・於彼國土・若已生・若今生・

若當生・是故舍利弗・諸善男子善女人・若有信者・應當發願・生彼國土

舍利弗・如我今者・稱讚諸佛・不可思議功德・彼諸佛等・亦稱說我・不可思議功德・而作是言・釋迦牟尼佛・能爲甚難・希有之事・能於婆婆國土・五濁惡世・劫濁見濁・煩惱濁・衆生濁・命濁・中得阿耨多羅三藐三菩提・爲諸衆生・說是一切世間・難信之法・舍利弗・當知我於・五濁惡世・行此難事・得阿耨多羅三藐三菩提・爲一切世間・說此難信之法・是爲甚難・佛說此經已・舍利弗及諸比丘・一切世間・天人阿脩羅等・聞佛所說・歡喜信受・作禮而去佛說阿彌陀經

次甲念佛

如作前法
立調聲取花頭先誦

同

南無阿彌陀佛 阿彌陀佛 阿彌陀佛

次合殺

行道句頭每句散花
立調聲取花頭先誦

同

阿彌陀佛 阿彌陀佛 阿彌陀佛 阿彌陀佛 阿彌陀佛

阿彌陀佛

句已上二
結音

次廻向

調聲先誦
樂取次第前

我等所修念佛善

句已上二
結音

迴向極樂彌陀佛
調聲先誦
樂取次第前

哀愍攝受願海中

句已上二
結音

消除業障證三昧

當所神等增法樂

句已上二
結音

遷化大師等成正覺

貴賤靈等成佛道

句已上二
結音

天衆神祇增威光

句已上二
結音

慈覺大師增法樂

句已上二
結音

七世恩所生極樂

本願聖靈生極樂

上品蓮臺成佛道

聖朝安穩增寶壽

天下安樂興正法

十方施主除災患

念佛大眾成悉地

命終決定生極樂

面奉彌陀種覺尊

菩提行願不退轉

引導三有及法界

同一性故證菩提

同

次後唄

萬音後調聲登禮讚花
樂誦畢復禮讚花

處世界如虛空

如蓮華不著水

心清淨超於彼

稽首禮無上尊丁

次三禮

三禮如前
至當當當禮聲金一丁。平座調聲
樂同音禮等

次七佛通戒偈

如前

次初夜偈

調聲舉一丁。平座調聲
通聲舉一丁。誦初夜偈

同

白衆等聽說

初夜無常偈

煩惱深無底 生死海無邊

樂睡眠丁

次九聲念佛

聲金一丁。誦韻調聲

同

阿彌陀佛 阿彌陀佛 阿彌陀佛

阿彌陀佛 阿彌陀佛 阿彌

阿彌陀佛 阿彌陀佛 阿彌陀佛

阿彌

次神分 次靈分 次祈願

丁九發念舉調聲金一
神分等在別

次大懺悔

普爲四恩三
報禮佛懺悔
香爐誦胡跪取

同

至心懺悔 如是等 一切世界 諸佛世尊 常住在世 是諸世尊 當慈念

我 憶念我 證知我 若我此生 若我前生 從無始生死以來 所作衆罪

不自覺知 若自作 若教他作 見作隨喜 若塔若僧 若十方僧物 若自

取 若教人取 見取隨喜 或作五逆四重 無間重罪 若自作 若教他作

見作隨喜 十不善道 自作教他 見作隨喜 所作罪障 或有覆藏 或無

覆藏 應墮地獄 餓鬼畜生 及諸惡趣 邊地下賤 及彌戾車 如是等

所作罪障 今於十方 三世諸佛 懈愧發露 皆悉懺悔 至心發願 願我

等從今日 乃至無上菩提 於一切處 常得值遇 普賢文殊 觀音勢至

地藏菩薩 令我恒得親近 恭敬供養 發菩提心 永不退轉 常生淨處

淨佛國土 斷除三障 永離衆難 成無上道丁

子丁。愚佛

右金二丁置香爐 調聲衆僧平坐 取本誦五念

次五念門

隨時用否

稽首天人所恭敬 阿彌陀仙兩足尊

在彼微妙安樂國 無量佛子衆圍繞

金色身淨如山王 奢摩他行如象步

兩目淨若青蓮華 故我頂禮彌陀尊

面善圓淨如滿月 威光猶如千日月

聲如天鼓俱翅羅 故我頂禮彌陀尊

觀音頂戴冠中住 種種妙相寶莊嚴

能伏外道摩惱慢	故我頂禮彌陀尊	舌相廣長覆面相	常得上味適悅相
無比無垢廣清淨	衆得皎潔如虛空	梵音和雅等聞相	常光面各一尋相
所作利益得自在	故我頂禮彌陀尊	體相縱廣量等相	身相修廣端嚴相
十方名聞菩薩衆	無量諸魔常讚嘆	容儀洪滿端直相	七處充滿愛樂相
爲諸衆生願力住	故我頂禮彌陀尊	肩項圓滿殊妙相	膊腋悉皆充實相
金底寶間池生華	善根所成妙臺座	胸臆身半師子相	身色光耀金體相
於彼座上如山王	故我頂禮彌陀尊	身皮細滑離塵相	毛孔一生右旋相
十方所來諸佛子	顯現神通至安樂	陰相藏密象王相	兩臂修直摩膝相
瞻仰尊顏常恭敬	故我頂禮彌陀尊	雙脣漸次纖圓相	足跟廣長稱趺相
諸有無常無我等	亦如水月電影露	足趺修高稱跟相	指間輓網金色相
爲衆說法無名字	故我頂禮彌陀尊	諸指圓滿纖長相	手足柔軟勝餘相
彼尊無量方便境	無有諸趣惡知識	千幅輪文圓滿相	足下平滿等觸相
往生不退至菩提	故我頂禮彌陀尊	清淨慈門利塵數	共生如來一妙相
彼尊佛刹無惡名	亦無女人惡道怖	一一諸相莫不然	是故見者無厭足
衆人至心敬彼尊	故我頂禮彌陀尊	我今略讚佛功德	於德海中唯一滯
我說彼尊功德事	衆善無邊如海水	迴此福聚施群生	皆願速證菩提果
所獲善根清淨者	願共衆生生彼國	彼國清淨無惡趣	人天不復更惡趣
烏瑟膩沙無見相	髮毛右轉紺青相	其身皆是真金色	其形同一無好醜
面輪端正滿月相	眉間毫相右旋相	能識宿命無量劫	能見十方諸佛土
眼睫紺青不亂相	眼精紺色分明相	能聞十方諸佛說	能知十方衆生心
四十齒齊逾雪相	四牙鮮白鋒利相	一念超過無量國	不起想念貪愛心

安住正定至菩提
 彼佛壽命無限量
 人天壽命亦無量
 十方諸佛稱彼佛
 臨終迎接得往生
 彼國人天相好具
 食頃供養無量佛
 皆能演說一切智
 萬物嚴淨無稱量
 讀誦皆得辨才智
 彼國清淨現諸刹
 佛光所照得柔軟
 聞名女人離女質
 聞名信樂得禮敬
 所有快樂如漏盡
 菩薩聞名具諸根
 命終之後生貴家
 逮得三昧見諸佛
 菩薩聞名得不退
 我建六八超世願
 此願若不滿足者
 我誓不成等正覺

佛光遍照十方界
 彼國聲聞無數量
 人天不聞不善名
 彼佛十念生極樂
 往生行願必果遂
 菩薩究竟至補處
 所須供具皆如意
 悉得金剛堅固身
 菩薩悉見菩提樹
 智慧辨才不可量
 所有妙香薰十方
 菩薩聞名得無生
 聞名菩薩常梵行
 彼國衣服隨念至
 樹中影現諸佛刹
 亦得清淨解脫定
 亦復具足衆德本
 彼國菩薩悉聞法
 亦得三種深法忍
 必至無上菩提道
 無上菩提道終

衆生無邊誓願度
 煩惱無邊誓願斷
 法門無盡誓願知
 無上菩提誓願證
 願我臨欲命終時
 面見彼佛阿彌陀
 我既往生彼國已
 一切圓滿盡無餘
 願我往生極樂界
 以本願力往娑婆
 阿彌陀佛真金色
 白毫宛轉五須彌
 光中化佛無數億
 四十八願度衆生
 觀音勢至大名稱
 具足慈悲救世間
 以此禮讚佛功德
 臨終悉願往西方
 願共諸衆生
 願共諸衆生
 值遇彌陀尊

煩惱無邊誓願斷
 無上菩提誓願證
 盡除一切諸障礙
 即得往生安樂刹
 現前成就此大願
 利樂一切衆生界
 修習念佛三昧故
 最初引攝結緣者
 相好端嚴無等倫
 紺目澄淨四大海
 化音薩衆亦無邊
 九品咸令登彼岸
 功德智慧俱無量
 遍遊一切衆生界
 莊嚴法界諸有情
 共觀彌陀成佛道
 往生安樂國

願共等微音唱畢金二丁作法終

(『正藏』七十七卷一一六九〔二七三〕)

注

- (1) 惠谷隆戒著『浄土教の新研究』一三七～一四五頁
 (2) 『仏解』十一卷二八二頁～二八三頁

第二章 聖光上人の日常勤行式

ここで、法然の令範とは勿論、『選択集』第二章段に明かす五種正行（助正二行）と二行の価値批判等を指すのであろうが、とくに聖光の芳觸を堅護したことを強調しているのは、観隨等が聖光の思想と行跡をいかに重視したかを示すものであり、蓮宗の法式を誦經・礼讚・念佛の三をもつて示しているのも、かような傾向のあらわれといえよう。

そこで、まず、聖光の伝記を通じてその行跡をかえりみると、『四十八

巻伝』四六所収（『法然上人伝全集』二九九頁）の聖光伝には、

（上略）淨土門にいりしよりのちは、毎日に六巻の阿弥陀経、六時の礼讚ときをたがへず、又六万反の称名をこたることなし、

と伝え、『聖光上人伝』（淨全十七一三九二頁）にも、

蓋聞、從謁法然上人歸仏他力以來、六時礼讚、六巻小経、不違正時、勤行相続、六万称名、毎日不闕

とあつて、誦經・礼讚・称名、礼讚・誦經・称名としてその所行を伝えているが、著作の上でこれをみると、『念佛名義集』巻中には、

加様ニ淨土宗ノ法門ノミナラヌ、余法ヲモ教ヘ給ヒシ事ニテ候シガ、

其後、露塵許リモ不違進、阿弥陀経六巻、六時礼讚、七万返ノ念佛、毎日不怠、（『淨全』十一三七四頁・下）

とあり、『念佛三心要集』にも、

加様ニ候シカハ、其後、露塵違奉ズシテ、阿弥陀経六巻、六時礼讚、六万返念佛、殊解ラス、（『淨全』十一三九二頁・上）

とあり、弟子良忠の『決答授手印疑問鈔』下所収の「善導寺聖人御房長時御勤并御臨終次第事」には、

（上略）長時御勤自生年卅六夏至七十七春一分不違時剋、六時礼讚、六巻阿弥陀経御勤候、御念佛毎日六万返也（『淨全』十一五十九頁・上）と伝え、三十六歳より七十七歳にいたる聖光の所行を礼讚・誦經・念佛として伝えているが、さらにこの続文には、昼夜六時にわたる聖光の所行を詳細に伝えて、

初夜之後暫打臥給、至子半驚中夜行法被始候、後微音念佛後夜繼、又後夜ヨリ夜曙マデ御念佛音懈怠事少不見候、晨朝・日中・日没礼讚御堂候、夜中大略六万返御勤候様也、御念佛中、時々助給阿弥陀仏雜言被仰候、如法勇猛見給候、八旬老体至寒熱之時、少不怠御座候也、昼時々披閱聖教、或談義事候、談義最中日中時來、一文一句誦サシテ、ヤガテ始阿弥陀経、行礼讚念佛御坐（『淨全』十一五九頁・上）といい、ここでは誦經・礼讚・念佛の次第でその所行を伝えているが、観隨等が注目した聖光の芳觸とは暗にこの『疑問鈔』に語り伝えられるような所行を指しているのかも知れない。ちなみに良忠の所行をみると、

師聖光のそれを踏襲して、

六万（称）名以為日課、小經六部毎日不闕、六時礼讚不失蓮漏、『淨
全』十七一四一〇頁・上）
レニ
レニ

と伝えている。

以上、聖光の所行等から見出される誦經・礼讚・念佛の次第は国師（聖光）の芳觸として注目され、『六時勤行式』差定の中核として採用される上で有力な根拠となつたのであろう。

以上の考察により、『六時勤行式』の差定構成は、原則的には法然のいう五種正行（正助二行）称名正定業の説に依準し、また聖光が『授手印』において明らかにしたごとく、宗義としての五種正行、正助二行は所詮称名念佛の一行に歸一するという教旨をうらづげとしながら、かつ聖光の芳觸を堅護してこれを誦經・礼讚・念佛としてたくみに差定内の中核にとりこみ、また、『淨業課誦』、『日用念佛』等の差定も大いに活用し、その時点で行われていた諸勤行など「古今を折衷」して組みたてられているのである。^{〔1〕}

注

（1）大谷旭雄論文「蓮門六時勤行式」の制定と展開（『三康文化研究所年報』一六・一七号一五六頁～五九頁）。

第三章 良忠上人の日常勤行式

前述の如く、良忠の所行をみると、師聖光のそれを踏襲して、『然阿上人傳』に、

六万（称）名以為日課、小經六部毎日不闕、六時礼讚不失蓮漏（『淨
全』十七一四一〇頁・上）
レニ
レニ

と伝えている。また『一言芳談』の伝えるところによると、礼讚のあと

の念佛について次のように語っている。

然阿上人いはく、「別時まではなくとも、六時礼讚の次の念佛、心すまさむ時などは、別に用心して、見仏の思いに住すべし」云々。（一

三六）

六時礼讚をそれぞれの時になす時、その後の念佛について「心すまさん時」には、散善の念佛ではなく、「見仏の思ひ」をなす定善に近い念佛をするように注意されておられる。心すまない時の念佛は、散善の念佛でよかつたのであろうか。二祖上人のことを述べられた時のように、各自ばらばらに行う時などは、もしこの後に念佛が行われれば、散善の念佛にならざるを得ないであろうから。ということは住蓮や安樂の場合に見て來たような同音の礼讚、次の念佛の時には定善に近い状態でなされたのではなかろうか。これは重要な点だと思う。同様な内容が『決答授手印疑問鈔』下にも、

三種行儀処

問、如行儀各別、亦彼用心可各別候覽、又歸命往生引摂三想中、以何用心可備候覽、又此三想、可摂三心心品可有候覽、

答、行儀雖異、用心可同被仰候、又此三種行儀外、用心念佛行儀可有也、別時臨終二儀、俱

止諸想可住見仏一念見、當時念佛行住坐臥行故、本意思住此想、自

有乱不乱也、先師被伝仰候、又此三種行儀外、用心念佛行儀可有也、

其故、別時無、若六時礼讚次念佛、若心澄之時、別用心可住見仏想

^{云々}、(『淨全』十一五七頁・下)五八頁・上)

といつて、前述と同様、三種行儀の外に用心念佛の行儀として、六時礼讚の次に念佛して、もし心が澄んだ状態になつたとき、見仏の想で念佛すべしといつてゐる。

すなわち用心念佛とは、六時礼讚の次に心が澄んだとき見仏の想いに住して行う念佛である。ともかく三種行儀以外に用心念佛を主張してきたことは、聖光では見られない良忠の特色である。この用心念佛は当然六時に行われる六時礼讚とも関係してくる。

この『決答授手印疑問鈔』(一二五七年成立)以外の文でも、前述の『一

言芳談』(一二九七年～一三三一年の間成立)に、

然阿上人いはく、「別時まではなくとも、六時礼讚の次の念佛、心す

まさむ時などは、別に用心して、見仏の想いに住すべし」

といつてゐるが、これは明らかに『決答鈔』の文を受けたものである。以上、良忠の日常勤行式の場合は聖光の影響をうけて、誦経、礼讚、念佛

を中心とした日常勤行生活であつたと思われる。その中でも念佛を彼は見仏の想いに住する用心の念佛を主張されたのであつた。

第四章 下總板碑からみられる偈文

(一) 下總板碑からみられる「一切聖靈生極樂」の文

まず三祖良忠と下總板碑との関係について述べていくと、香取郡小見川町上小堀の長泉院墓地で発見された正元元年八月二十四日銘の下總板碑については、すでに発表したがその要旨を述べると、この板碑は下總板碑の中で最古のものであつて、その特色は板碑に刻まれている偈文の中に浄土教の特色を出した「一切精靈」偈の文と良忠著『淨土大意抄』の中でもみられる「往生増上縁」の文が載せられていることである。す

なわち偈文に、

弥陀觀音大勢至 奉造立

安樂界中諸聖衆 率都婆一本

為我往生增上縁 右志者為過去

一切自來常護念 主君道阿彌陀仏

聖靈決定生極樂 御聖靈成仏得道也

上品蓮台成正覺 正元元年
和八月廿 日

菩提行願不退転 施主定阿彌陀仏

引導三有及法界 敬白

とあるによつて明らかである。これによるとこの板碑にある偈文の制作者は淨土教に造詣が深い僧侶（良忠と推定される）だと思われる。これは施主である臣下の定阿弥陀仏は淨土教に縁がある僧侶に偈文を依頼し、主君である木内胤朝のために板碑を正元元（一二五九）年八月二十四日、上小堀の地に建立したことになる。上小堀の地に建立したとすると、良忠は建長元（一二四九）年より建長六（一二五四）年の秋まで上小堀周辺を中心に居住していたと想定されるので、臣下である定阿弥陀仏はこの間、直接良忠に会つて、影響をうけたことは充分予想される。従つて以上のことから考えられることは、臣下である定阿弥陀仏は正元元年のとき、建長元年に亡くなつた主君の木内胤朝の追善のために板碑を志し、偈文の制作は良忠かその門下に依頼し、同年八月二十四日に上小堀の地に建立したことが一応理解できる。

そこでこの板碑の制作者が良忠かその門下であるということをさらに考えてみたい。この正元元年銘の板碑の後、正元二（一二六〇）年四月七日銘の板碑を同じく上小堀の地より発見する。この板碑は高さ八七センチ、幅三六センチで、前述の正元元年の板碑よりはかなり小さい。この板碑の裏面には次のように掲げられている。

右志者為過去聖靈成仏白道也

正元二年四月七日

敬白

十方世界

正元元年九月三日

光明遍照

右志者為慈父

ささらに天蓋と蓮花座が備わり、小見川町上小堀の板碑と同系列であることが知られる。銘文も同様に上段に偈文、下段に願文がある。

これによると、この偈文の制作者は明らかに正元元年銘の板碑の制作者と同一人物である。ただ異なる箇所は前者の板碑の前面は、釈迦の種子と同一人物である。ただし前記の板碑の前面は、釈迦の種子

子バクであるのに対し、後者の板碑の場合は弥陀の種子キリクということがだけである。さらに注目することはこの正元二年銘の板碑は上小堀の地にあつたといわれている淨福寺跡地から、ほんの一〇〇メートル程の距離である。そうするとこの板碑に於ける偈文の制作者は良忠、あるいはその門下であるということが一層鮮明になつてくる。

註

（1）拙稿「淨土大意抄とその成立背景について—特に淨福寺と下総

板碑を中心として—」（『淨土學』三六輯）

（2）下総板碑からみられる「光明遍照」の文

まず最初に惣持院跡から発見された正元元年銘板碑⁽¹⁾から説明していくと、黒雲母片製、完全に保存され、総高一五五センチ、ただし最下辺はコブ状に自然石のまま残してあり、そこは地中に埋めて立てたもので、立てられていた時は一二五センチ、上幅三五センチ、下幅三八センチで、わずかに下へ広がる。厚さ八センチで、梵字は弥陀の種子キリクが、葉研彫で美しくあらわされている。

ささらに天蓋と蓮花座が備わり、小見川町上小堀の板碑と同系列である

ことが知られる。銘文も同様に上段に偈文、下段に願文がある。

念仏衆生

聖靈証大菩薩也

この偈文は関東板碑において最も普遍している光明遍照の文で、『観経』からの引用偈文であり、浄土教信仰による造立を示したものである。亡父の聖靈の追善として造立されたものであるが、父の名も造立者の名も記されていない。しかし当然この地方の上層の人の作善である。九月三日という特定の日は、おそらく慈父の命日であり、造立供養の日であつたのであろう。小見川町上小堀の板碑とは十日にも見たぬ差でおくれて造られているが、川勝政太郎博士によると、天蓋・梵字・蓮花座が上小堀板碑ほどに雄大感がない。同系列であるが作者が違うようであると述べている。⁽²⁾しかし両板碑は浄土教信仰による造立であるということで相一致する。

次に地福寺の正元元年銘の板碑を説明してみたい。川勝博士によると、この板碑は粘板岩製、形式は前述の惣持院跡の板碑と酷似し、同一作者の手によって施工されたものであろうとしている。⁽³⁾この板碑は中程で二片に割れ、一部に石のめぐれがある。高さ一二〇センチ、下幅三五・五センチ、上幅三四・五センチ、厚さ六センチである。上段に偈文、下段に願文がある。

光明遍照　右志者為師長父母
十方世界　正元元年
念仏衆生　^{（くわい）}不捨　往生極樂頓証菩提也
僧□慶所造立也

本尊は金剛界大日のパンであるが、光明遍照の文があり、師と長上、父母の極樂往生のための追善の石塔として、僧□慶が造立したもので、やはり浄土教信仰が背景になっている。菩提の文字は「ササ、」になつていて、以上によるところの二板碑はこの地方では、上小堀板碑に次ぐ最古のものであつて、武藏板碑の形式を移入したものであり、しかも浄土教信仰が背景になつていていることからも良忠との関係はもとより、恐らく性心が導入したものと考えられる。

註

(1) この板碑は昭和四十四年六月十六日同地の竹藪より出土したも

のである(『千葉県史料』金石文篇一一七四頁)

(2) 「下総の正元板碑と造立背景」(『史迹と美術』四七一号)二八頁～三〇頁。

(3) 『前掲論文』三〇頁。

(二) 下総板碑からみられる「其仏本願力」の文

鎌倉市材木座光明寺にある弥陀種子板碑について説明してみたい。この板碑は下総板碑の研究家石井保満氏によると、下総板碑のなか長泉院式系統のものであるとしている。⁽¹⁾長泉院式系統の板碑は小見川町上小堀に発生し、東は同町五郷内樹林寺にまで拡がり、西は佐原市香取の丁子にまで及ぶが、田を隔てた隣集落の津宮へは伸びず、津宮は竜性院板碑

の示すように地福寺式の影響を受けている。長泉院式は津宮には影響を与えたが、遠く竜ヶ崎市下貝塚の金剛院に足を伸ばし、更には、武藏板碑の分布圏を越えて鎌倉市まで達する。

そこで鎌倉光明寺の弥陀種子板碑について述べていくと、この板碑は高さ一三一センチ、幅四四センチで、偈文は、

其仏本願力 聞名欲往生 皆悉到彼國 自致不退転

である。⁽²⁾服部清道氏は紀年を弘長二年と読んでいる。現在は剥離が進んで、「長」の文字がかすかに確認できる程度である。紀年の両側には造立趣旨などが四行にわたって記されていたようであるが、ほとんど判読できない。天蓋・種子・蓮座を身部の中ほどに配置する形式は、下総板碑にみられる特徴であり、武藏板碑が種子を上部に配するとの構図を異にする。この板碑はこうした特徴をはつきりと示す初期のものである。「其仏本願力」の偈は『無量寿經』下巻を出典とする。以上のことから鎌倉光明寺の板碑と前述の小見川町上小堀にある二基の板碑は相互に関連性があり、おそらく下総板碑を導入したのは武藏国藤田郷（埼玉県大里郡寄居町）出身の性心ではなかろうか。周知のように性心は康元元（一二五六）念頃、下総で良忠に師事し、その後頭角をあらわし、翌年には『決答授手印疑問鈔』を筆録し、かつ良忠の鎌倉移住の時に随從した坂東者のなかにその名が出ている。それ故に一連の下総板碑を考えた場合、その板碑の偈文、すなわち一切精靈偈の文、聞名得益偈の文などを合わせてみたとき、偈文の制作者は良忠としても、下総板碑の導入は性心であ

る這一応想定できる。

註

（1）建長一（一二五〇）年に建立されたと伝えられる下総国香取郡下小堀にある淨福寺は、最初上小堀にあつたといわれている。

それについての確実な資料はないが、私自身現地の人の案内で上小堀にあつたといわれる淨福寺跡地を見てきた。それは小高い所にあつて、現在畠になつていてある。

（2）石井保満氏によると、この板碑の制作者を藤田派の祖、性心ではなかろうかとしている。その理由として彼は武藏国藤田郷（埼玉県寄居市）の出身であることから、武藏板碑に馴染んでおり、下総の地に導入し易かつたものと思われるとしている。

（本原稿は論文として不充分なので完成原稿としては、平成十二年九月発行の『仏教論叢』四十四号に掲載する予定です）

第一篇 第一章 『六時勤行式』に至る勤行の歴史

第一節 室町時代から江戸時代初期の勤行式について

(1) 『浄土宗法度』

大澤亮我

浄土宗は江戸時代以前までは天台宗の対宗と理解され⁽¹⁾、独立した一個の宗派として観られていなかつたことは周知のことである。そこには寺院制度、血脉相承、法服、法式、僧侶養成が宗として確立していない等々の理由が挙げられる。

こういった批判に対し聖閻は三十余部百数十巻の著作を述べ、僧侶養成に従事し、伝宗伝戒の規則を定めて後世の檀林制度の基礎を築き、澄円は『淨土十勝論』や『獅子伏象論』等を著して虎闘の相承の批判に対抗し、更に廬山慧遠の遺風を追慕し袈裟を天台袈裟より廬山衣に改めた。また良定は『淨土血脉論』に本宗の伝統血脉を明示し、浄土宗の独立宗派としての正当性を主張したのである。こうした時代の中で浄土宗がどのような勤行を修していくのか幾つかの点から考察してみたい。

種々謀計令誑惑衆生是順魔之所行速可令追払事

上記の様な状況の中、浄土宗が一独立宗派として浄土宗教団の組織化・制度化が謀られることになつたのが所謂『浄土宗法度』の制定である。これは觀智国師が弟子の廓山・了的の二師に文案を起草させたもので知恩院満誉尊照と協議し幕府より徳川家康署判の法度として下されている。この法度をもつて浄土宗の現在の勤行式が定められたと理解する向きもあるので、ここでこの『浄土宗法度』に就いてみていくこととする。この法度は浄土宗の根本法規となり元和元年（一六一五）公布された三十五箇条の法度であり、『元和条目』・『三十五箇条法度』とも呼ばれている。制条法度と言つても多岐にわたつており、知恩院宮門跡や伝法、法談、本末、僧位、寺院住持、法服、座次、安居等に関するものである。この中、勤行に関係するものと言えば唯一、第二十七条に、⁽³⁾

と示される条項ぐらいである。これは當時行なわれていた安心起行の乱れ、宗の不統一さを物語るもので、とくに六字の名号を欠き三字の名号を修する者までいたことに対しての宗としての肅正を計るものでもあつたと思われる。⁽⁴⁾

この浄土宗法度は元和二年にも徳川秀忠によつても再び公布されている。この法度をさして観智国師や弟子の廓山等の伝記のなかに「紀宗脈円戒檀林定真宗法式於諸山云々」⁽⁵⁾ 或は「新莊嚴増上寺 純宗門規格法式・殿堂鐘樓方丈 云々」⁽⁶⁾、また「時製淨家三十餘箇之法式 云々」⁽⁷⁾ と記録されてゐることにより、現在の勤行式が観智国師の編作であるという誤解が生じてきたものと考えられよう。ここに言う「法式」は広い意味での制度、習慣等の決まりごとを指す法式であり、現在一般に言う狭義の儀式作法等の法式ではないことは明らかであるが、しかし浄土宗が宗としての統一が計られたのは紛れもなくこの時代であるから、当然のこと狭義の法式の統一整備も意図されてゐると考えられるべきであろう。例えば先の澄円が天台袈裟を排して廬山衣(袈裟)を用いたが、それを浄土宗として規定統一を計つたのが廓山、了的の二人である事もその一例である。このことについては『檀林小石川伝通院志』に撰門によつて⁽⁸⁾ 廓山始め東照宮の台命によりて同法了的とともに南都に至り法相宗を学ひ東大興福等の制条を稟得せしかば此御法会の時上へ奏達し是まで宗門の法服制度天台に類せしかば改めて莊嚴服紗の二衣五々九七五の袈裟を新裁し宗門永世の規格を正す

是より先法服は飯沼弘経寺にて鎮脅祖洞上人よりおこり又廬山の派末泉堺旭蓮社澄円菩薩の制等ありといえども國郡により一致ならず己隨によりて或は禪衣或は白衣或は浅黒鼠壞色等なりしを今度御法会の新裁より永く一宗の法服と規定せる事二師の功業と謂へし

と語られ、慶長十九年(一六一四)の伝通院殿の十三回忌法要の時からの規定であると述べられている。観智国師や廓山、了的によつて、こうした規定が示され、出家者の檀林への修学義務化が法式の修得に於いても大きな役割をなつたことも事実である。

この様なことから考へると現在の浄土宗の勤行式がこの時代に成立したものと見るのは妥当な事とは言えないが、檀林教育によつてある種の勤行式の統一化がなされた時期としては理解されても良いであろう。

註

(1) 虎關禪師の『元亨釈書』卷二十七

(2) 『勤行式解説』(浄土宗開宗八百年記念慶讚準備局 昭和46年発行)

石井教導「浄土の教義とその教団」

藤井正雄「お經」浄土宗15頁

(3) 増上寺資料集1—88

(4) 大原念佛と言われた彈誓(一五七三)、「一六一三」の伝記に「三字念佛」(続淨6—250)とある。このような異種念佛の流行

を指し示すものと考えられる。

- (5) 『觀智國師伝』(増上寺資料集1—184)
 - (6) 『觀智國師伝』(増上寺資料集1—580)
 - (7) 『廓山和尚伝記』(増上寺資料集1—193)
 - (8) 浄全19—656～7
- 淨土袈裟が廬山衣(袈裟)であることは少し時代は下るが延寶年中のこととして

「延寶年中二天台衣呂サン衣ノ出入有之 云々」(『紫雲山歴代録』「法会(御回在)の調査研究報告書」所収 101)や延寶八年(一六八〇)九月に奉行所への願に「如來御供之僧中淨土袈裟掛不申參候へ者 云々」「末寺に淨土宗の長老を抱へさせ淨土宗学ひ衣躰を替えさせ法式を乱、大念佛宗混亂ニ罷成候故、云々」と更にその覺に「一、去年霜月十五日より廬山衣ニ替へ被申候 云々」(錦渓山歴代相承譜「法会(御回在)の調査研究報告書」所収一三〇～一三二)とあり、融通念佛宗に対しても部の者が淨土宗の法服や法式を用いることを主張し問題化した事があり、そのなかに淨土宗の袈裟を廬山衣であると明記している。

- (9) このような例は寛文五年の『諸宗寺院法度』の「一、諸宗法式不可相乱 若不行儀之輩有之者 急度可及沙汰事、一、不存一宗法式之僧侶、不可為寺院住持事」や貞享二年の『定(下知

状』の「毎歲於増上寺諸檀林之住持各令会合、元和元年以来被仰出以御条目、糺淨土一宗之法式、學問無懈怠様可有沙汰事」等に見られる。

(2) 条目等に見られる勤行の諸相

条目、法度、定書は一の規範として寺院や僧侶に示されたものであつて、その中にも少し勤行に関係する事項がみられるのでここで少し触れたい。その一に『談義所壁書』がという書がある。これは、永禄六年(一五六三)に感應存貞(一五七四)が談義所(後の檀林)に対し安養虎角と協力して三十三箇条を制定したもので、檀林における基礎となる法規を定めたものである。この三十三箇条の中、一から四までには

一、帰敬三寶之事、

二、敬上慈下之事、

一、勤行番次位不可乱、付 香花・灯明・茶湯等可為嚴密、至油斷者過料之事、升錢、

一、日中當番之衆、護念經之内可出、不然者過錢之事、
といつた条項があり更に追加法度として一から三に

一、例時之勤行不可致疎略事、

一、毎日朔日・十五日・升八日之客殿當番之僧、勤行以前影前可令開帳事、

一、毎月廿六日之從初夜至晨朝、別而叮寧可勤行、選択已上堅可致

参拝之事、⁽¹⁾

と示されている。ここでは「日中当番之衆、護念経之内」「從初夜至晨朝」とあるように例時の勤行（六時）が行なわれ、日中には阿弥陀経が読誦され、毎月二十六日の初夜から晨朝まで間は特別に丁寧な勤行を勤むべきことを規定している。

また天正十七年（一五八九）には道残の法度として『金戒光明寺法度之事』が定められている。この一条に⁽²⁾

一、六時勤行一時も不可懈怠之事、

と有り また元和元年（一六一五）七月二十五日の『金戒光明寺琴誉盛林寺内法度』には⁽³⁾

一、六時勤行不可有懈怠事、

と六時の勤行を必ず勤べき事を規定し、また貞享三年（一六八六）の『門末寺院法度』には⁽⁴⁾

一、仰先規の御条目諸寺院の作法不可混乱、就中長時の勤行不可懈怠事、

と、当然行なわれるべき長時の勤行（六時）であるから特に僧たるもの

は長時の勤行を怠ける事の無いように規定されている。これらが当然の勤行として位置付けられ、勤行といえばそれは六時勤行（長時の勤行）を指し示していたものと理解される。

また寛永九年（一六三二）九月二十五日の『照誉了学所化入寺捷書』に

は、付けたりとして

三經不讀僧者無用之事

と記されるように浄土三部経も読めないような僧は寺に必要が無いと入寺の資格をも定めている。こうした資格は勤行の基本に『浄土三部経』の読誦が置かれていたことを示すものとして理解される。

註

(1) 増上寺資料集第一巻9／11や蓮馨寺文書（宇高亮哲「関東淨土宗檀林古文書選」所収 430）

(2) 浄全20—410

(3) 増上寺資料集1—13

(4) 増上寺資料集1—209

(5) 長時とは四修の一つで『選択集』に善導大師の『往生礼讚』の「畢命為期誓不中止即是長時修」をひいて「為使成就此三修行皆以長時屬於三修所令通修也」と説明している。（浄全7—46／49）『往生礼讚』に基づく概念であるから当然、六時勤行を指している。

(6) 後になれば嘉永三年（一八五〇）の『諸寺院僧徒取締』の「出家人之法者（中略）供養三寶をも三時の勤行をも精修ならず云々」（増上寺資料集3—311）や安政六年（一八五九）正月の『曼陀羅堂規定取極』の「一長日晨朝・日中・日没三時勤

行、不可有怠慢事」（増上寺資料集4・322）とあるように三時の勤行が一般的なものとなっていたようである。

(7) 増上寺資料集1—118

(3) 伝記類に窺われる勤行

室町から江戸初期において勤行に言及する資料は非常に限られている。ここで扱う伝記類も少ない資料の内の一つと考えられる。資料として了吟の『新撰往生伝』（寛政年間）、宣誓心阿の『鎮流祖伝』（寶永元年）、觀徹の『淨宗護国伝』（正徳二年）、巖的の『淨土列祖伝』（寶永二年）、了智の『緇白往生伝』（元禄元年）や各上人伝が有る。その中、日常の淨業について言及しないものも多くあり、日課を記すもの、臨終行儀を記すもの様々であるが、日常の行業について見てみると幾つかの点が注目されてくる。つまり日々の淨業としては融通念佛、般舟三昧、六時勤行もしくは六時の礼讚、誦經、日課念佛などがそれにあたる。

一、融通念佛

まず融通念佛について見ると融通は「一人一切人 一切人一人 一行 一切行 一切行一行」という自他の念佛が融通するという思想に立脚したものである。

伝記によると敦賀の西福寺良如（～一四一二^①）やその弟子良信（～一四二五^②）が融通念佛を修したことを伝えており、またその西福寺から淨華院に転じた亮徹（～一五八七）の伝記にも

「又綿密修融通之妙法後嗣法於大拙上人司淨花院倬翊贊蓮教^③と融通の妙法を修していたことが伝えられている。西福寺が非常に盛んに融通念佛を修していたことが窺えるのである。この西福寺には永享二年（一四三〇）の『淨鎮置文』と称する古文書があり、そこには西福寺のことを

当寺不思議靈場 上下円融勝地也（中略）為融通常行三昧之道場也^④と記していて、西福寺が融通念佛道場として営まれていたことを示している。但しここに言う融通念佛道場とは『置文』の如く、また常行三昧の道場でもある。具体的にそれが如何様に修せられたかは判らないが、「六人定供僧、自晝辰時致夜戌尅、一時宛無懈怠可有称名念佛、自亥尅大衆曼陀羅前通夜、然間晝夜十二時、為融通常行三昧之道場也」とあることからすれば六人の供養僧を定め、辰（朝八時）から戌（夜八時）まで称名念佛を唱え（融通念佛）、亥（夜十時）より大衆揃つて朝まで通夜（常行三昧）を勤め、昼夜続けて修したところから融通常行三昧之道場としている。このことは西福寺に残る道殘（～一五九三）の次のような記録からも確かめることが出来よう。^⑤

□時 散卷勤行次第

□時

□昏 為自他結縁 称名三昧

□□三昧 為法界 險中一座

この次第と先の『置文』よりすると次のようになつてくる。

両時

晨昏 為自他結縁 称名三昧

常行三昧 為法界 險中一座

つまり、晨昏（朝から夜まで）の自他結縁のための称名三昧は融通念佛、陰中（夜を通して）は法界のために常行三昧を修することが定められていたのである。⁽⁶⁾ このような昼に称名三昧、夜に曼陀羅の前で常行三昧が修せられ、そこに誦經（諷經）の結縁があれば誦經が行なわれたようである。

融通の法に基づく称名念佛は行として特に不斷の念佛⁽⁷⁾として修されるわけであるが、次第に浄土宗の中に取り込まれ、次第にその特殊性を失なつていったものと考えられ、伝記の中でも江戸期に入るとその記述は全く姿を消してゆくのである。しかしその勤行式は浄土宗のそれと大いに関係するものがあるように思われる。それは寛文年間には融通念佛宗の法式等は浄土宗の長老が指導に当たっていた事が知られており、さらにも元禄九年には一時的にせよ大念佛寺の住持に増上寺了也の弟子の了専が決定したほどに、両宗の関係が密接なものであった事が知られている⁽⁸⁾ことからも確かめられよう。ここでその勤行式についてみてみると、時代は少し下がるが元禄十五年に刊行された『弥陀所伝融通妙宗課誦』がある。⁽⁹⁾ そのなかで特に注目されるのは「摸益文 大念佛 念謝 十念

連声念佛 総回向 十念」と次第する大念佛回向の部分である。このの念謝とは別回向であり、総回向は「法華經」の「願以此功德」であるが、摸益文を唱え連声念佛、そして総回向 導師十念という一定型は融通念佛宗の各勤行においても用いられているところであつて、浄土宗の勤行式との関わりにおいて留意しなければならないものである。また大念佛の前に晨朝には「発願文」を、日没には「日没礼讚」を修すことなども両宗の関連が窺われる所である。

註

(1) 「於良忍上人之像前受融通之大法於定法因而製造融通讚一篇

〔云々〕 浄全17—454

(2) 「又統持融通之妙伝 会如公每所創架橋之蓮宇 〔云々〕 浄全17

—455

(3) 浄全17—462

(4) 『西福寺文書』 62

(5) 『西福寺文書』 175

(6) 『西福寺文書』 175 「若諸諷經之於有結縁者 〔云々〕

(7) ここに言われる融通の称名三昧は「一人一切人 一切人一人

一行一切行 一切行一行」の融通思想に基づいた行法であるから、先のように六人の供養僧を定めて朝八時から夜八時まで統けられるもので、六時（十二時間）に亘つて一時（二時間）毎

に交代しながら称名念佛する方法を探っていたのではないだろうか（「一時宛無懈怠可有称名念佛」）。例えば現在、坂本の西教寺（天台真盛宗）にて修されている鉢鉈にての「一称一下の不斷念佛」の様なものもその一例と見做されよう。

（8）百万遍念佛や数珠繰り、六字詰め念佛等も融通思想に基づいた念佛行であろう。融通念佛はその『縁起』に「他力行を互いにかよはして自他同じく往生するを 自力三業をはなれたる願行具足の他力融通念佛とは申す也」（田代尚光『融通念佛縁起の研究』280）と簡略に説明されている。

（9）現今の浄土宗の中でも江戸初期には融通念佛宗であつた寺院が少くないこともこういったことを証明している。

（10）『法会（御回在）の調査研究報告書』（元興寺文化財研究所 昭和五十七年）p33以降と資料編 p133等参照

（11）これは文政十二年にも再刊されている。

二、般舟三昧

次に般舟三昧は元々『般舟三昧経』による天台の四種三昧の一つであるが、唐代以降は『阿弥陀経』に依拠するものである。⁽¹⁾この三昧を修するものとして伝記類には十数名をあげている。その中、舜昌（一二五五～一三三五）は如一国師より知恩院を受け継いだ人であり、伝記に

師常修般舟三昧遂感見弥陀之真身復一宵夢阿弥陀仏告師曰觀極樂之依正為正業師

曰垢凡云何観見之時仏放金光掌中現淨土覺而□之常做觀境⁽²⁾

と記されるように般舟三昧により阿弥陀仏の真身を感じし、さらに極楽の依正二報を観ることを正業とせよとの仏の夢告と、その導きによつて常に観境を修している。ここで大事なのは観想のための念佛が仏の告示として正業と表現されている事である。これは無観の念佛とは大きく異なるものであつて非常に天台的な色彩が色濃く表されている。⁽³⁾

また澄円菩薩（一二八三～一三七二）は光明寺で寂惠と定惠から白旗の正流を学び文保元年中國に渡り廬山の優曇普度大師よりその淨土教を受けている。元享元年（一二三二）に帰朝して堺に旭蓮社を建立して般舟三昧を修したことが伝えられている、また、十夜法要で有名な鎌倉光明寺の觀誉祐崇（一四二七～一五〇九）は真如堂の十夜法要を光明寺に移し永式とし、淨土宗の十夜法要の濫觴としている。この祐崇の伝には、⁽⁵⁾ 師平生如法修般舟三昧臨亡觀察不擾而實八日向西而座化とあつて平常の般舟三昧により臨終前に見仏し、そして往生したことが記されている。この祐崇の別伝には天台止觀の修業としても言及されている。

このように修された般舟三昧が天台の四種三昧中の常行三昧の行法であることは言うまでもないことで、阿弥陀仏の周りを常に行道し口には専ら阿弥陀仏の名号を称え、心に仏を念じながら不斷念佛の行を修するもので、最終的には見仏を目的としている。般舟三昧を修する人は室町から江戸中期に至るまで数多くの例があげられ、比較的に早くから自行

として盛んに修されていたようである。⁽⁶⁾

般舟三昧が一つの化他の行となつたのが所謂天台で云うところの例時作法であり、引声の阿弥陀経である。この自行としての常行三昧が般舟三昧であり、化他行としての常行三昧が例時作法と言えるのである。後者の例時作法には例時作法と声明例時、そして引声作法との三種があるが、この例時作法が浄土宗に与えた影響は非常に大きなものがあると思われる。そこでその次第を示しておくことにしよう。⁽⁷⁾

三礼 引声散華樂 四奉請 甲念佛

乙念佛 七音 五音 三音 結音 合殺

乙念佛 引声廻向 後唄

これは『魚山叢書』の宗済本の大まかな次第であるが、ここに言う甲・乙念佛、七音、五音、三音、結音、合殺はすべて「南無阿弥陀仏」「阿

弥陀仏」と称える音曲の念佛であつて、全体の骨組みは四奉請、念佛、阿彌陀経、念佛、廻向、後唄であつて江戸時代を通して用いられた四奉請、

阿彌陀経、念佛、廻向という法要の次第と非常によく似ている。言い換えれば、江戸時代に用いられた浄土宗の各種法要の次第は天台の一例時作法に基づいたものであると言うことが出来る。そうすればこの「例時作法」がいつごろから浄土宗に於いて用いられてきたのかが次に問題となつてくる。

「例時作法」自体は先の宗済本『魚山叢書』の最初の書写は永徳三年（一三八三）の本であり、金沢文庫には湛智が建永元年（一二〇六）に書写し、更に貞応二年（一二二三）宗快が書写した本が現在も伝わっている。

また文龜二年（一五〇二）には『例儀伽陀』の印行も行なわれている。元

祖法然上人もその『淨土三部經如法經次第』⁽⁸⁾のなかに「次例時作法如常」と言われるよう常に修されていたようであり、その後の諸師の伝記に見られるように知恩院の舜昌や澄円、聖総、聖問、祐崇、称念、香龍等が般舟三昧を修していた事からも比較的に早くから浄土宗の中に取り込まれていたものと考えられる。それは応永十五年（一四〇八）の『引声阿弥陀経』（前部欠 阿弥陀経 合殺 廻向 後唄 九声念佛等）が西譽聖總によって板行されている事実からも確認できるのである。また觀音祐崇（一四二七～一五〇九）が勅許をえて十夜法要を光明寺に移したことを伝えて、明応五年（一四九六）の源誉正空（？一五一九）『十日十夜略縁起』⁽⁹⁾に

唯願引声ノ誦經念佛並二十夜ノ法要ヲ移吾精舍而備永淨土勤行事奉望、云々

と引声阿弥陀経引声念佛と十夜法要を光明寺に移す事を願い出て勅許を獲た事を記している。つまり例時作法（引声阿弥陀経）と十夜法要を淨土の勤行として受入していることも、それを裏付けるものとなろう。

伝記に般舟三昧とあるからと言つて必ずしも全てが常行三昧であり、例時作法を意味しているとは言えないが、しかし般舟三昧と引声（例時作法）とは聖總、祐崇等によつて確實に結びつくものであり、般舟三昧が例時勤行として現在の浄土宗の勤行の基本となつたものであることはその四奉請、阿弥陀経、念佛、廻向という次第順序においても、更に現

在の四奉詣や後唄が漢音で唱えられていることからも間違いない事実であると言えよう。

註

- (1) 薗田香融「山の念佛」(藤島・宮崎編『日本淨土教の研究』所収) (『阿弥陀信仰』伊藤唯真編)
- (2) 『淨全』17-451
- (3) 無観の称名については良忠の『玄義文伝通記』卷五に本願念佛の正意であると述べている。
- (4) 『淨全』17-453
- (5) 『鎮流』淨全17-57
- (6) 宣教師のルイス・フロイスの見聞の百万遍知恩寺の項にお堂の周りを多くの人々が念佛を称えながら回っていたことを伝えている事も淨土宗的な般舟三昧の修業の一つと考えられる。『日本史』3五畿内篇・245 (中央公論社 松田毅一・川崎桃太訳)
- 「全市でもっとも参詣人の多い百万遍という阿弥陀の寺があつた。ここでは終日、ことに夕刻になつて、かの職人たちが店を閉じ仕事から解放されると、おびただしい群衆(が殺到して)喜捨をしたり、大声で(その)偶像に祈つたりした。ところで男女が主に信心している(仕種)の一つは、彼らが数珠をして「南無阿弥陀佛」と叫び(唱え)ながら、次々に(続い

て)歩を早め、寺院(建築)の外側を廻り、その際、入り口のところを通過するたびに(ごとに)、(両)手を挙げて偶像の前で頭を下げる事であつた。」

（7）『良忍上人の研究』資料編 (融通念佛宗教学研究所編)

- (8) 『昭和新修法然上人全集』829頁
- (9) 『淨土諸回向寶鑑』(必夢 元禄十一刊 卷四・三十一丁左) 源誉正空(〜一五一九)は觀音祐崇の後を受け光明寺の第九世となつてゐる。明応四年(一四九四)に勅許を得たとあるから、この縁起は翌年のものである。この縁起のほぼ同文が天和二年(一六八二)『十夜念佛縁起』として出版されている。必夢は註に「斯ノ縁起ハ光明寺方丈不出ニシテ秘書ト為スト雖予彼寺逗留ノ砌 之ヲ写シ末學ノ為メニ始テ世ニ広ム其外真如堂十夜縁起コノゴロ世ニ流布ス開テ見ツベシ」と記している。

般舟三昧の行業としては一つの理解として「二十五三昧会」も考慮されるべきであろうが。

三、その他

その他、勤行式が伝記に表れるところでは六時礼讃(六時勤行)、誦経、そして日課念佛などがあげられる。

六時礼讃は二祖、三祖上人の伝記に毎日唱えられていたこと周知のことであり、資料となる伝記の中にも多く触れられている。たとえば了実(〜一三八六)の伝には「称名日課數万六時礼讃之清範不舛漏次蓮規嚴肅

而云々⁽¹⁾とあり日課と六時礼讃之清範を蓮規として位置付けている。

一向専称八萬遍

また香龍⁽²⁾（一六二三）の伝には午時礼讃を称え念佛回向したことや聞

一向専称七萬遍

証（一六八八）が「夜六時諷誦善導和尚西方礼文專修淨業」と六時に

往生礼讃を修し淨業とした事等⁽³⁾が記されている。

一向専称六萬遍

また誦經については多くの伝記が『阿弥陀經』の誦誦をあげている。その他では例は少ないが『觀經』や『無量壽經』、『三部經』についても日々の誦誦經典として記載している⁽⁴⁾。

以上伝記に見られる勤行は特殊な融通念佛や般舟三昧といった行と、礼讃と誦經と念佛という元祖上人以来の行とに大体分けることが出来る。念佛を基本としながら天台淨土教の影響をうけた人々も多かつたようであり、様々な行相が伝記の上からは窺われるようである。

また日課の称名念佛は十万の念佛から三万遍の念佛、在家の人で六万遍から一万遍の念佛が日課として示されている。そのときの偈文についてはあまり記されず、わずかに臨終の際に「誦光明遍照文念佛十声誦願以此功德文念佛五遍」、「光明遍照文念佛⁽⁵⁾」、「發願文光明遍照文念佛⁽⁶⁾」と修して往生したことを伝えているだけではあるが、ここに臨終の際の事と雖も〈發願文〉・攝益文・念佛・〈總回向偈〉という一つの念佛に基づく勤行式を窺い知ることが出来る。

これら礼讃、誦經、念佛をまとめたような次第が『無能和尚行業記』⁽⁷⁾の中に記されている。そこには其御闡の次第として七種が記されている、つまり、

（1）（鎮流）淨全17—433

（別伝　『新撰』　514）

（2）（淨全17—716）

（3）（淨全17—748）

（4）了性伝（統淨6—257）雲臥伝（淨全18—459）以八伝（淨全17—454）称譽伝（淨全17—559）敬西伝（統淨16—529）可碩上人行業記（淨全17—754）等

（5）全行伝（統淨6—262）

（6）厭求上人行狀記（淨全18—79）　靈玄伝（淨全18—455）

一向専称十萬遍

(7) 沢穀上人行業記（淨全17—754）

(8) 称譽伝（淨全17—559）

(9) 無能伝（淨全18—117）

(4) 勤行資料について

室町時代から江戸時代初期にかけての日常の勤行式に関する殆ど知られていないが、次にあげる資料によつてこれらの時代の勤行の一部分を窺い知ることが可能と考えられる。

一 『三國正伝口授心伝集』

西譽聖聰の『三國正伝口授心伝集』は応永二十年（一四一三）四月二

十日に浄土宗の列祖六人の口伝を書き記したものであり、元祖大師の口伝をあげるなかの第十七条に専修之事として、⁽¹⁾

誦小経唱発願回向文等雖非一行三昧為念仏助又嚴為可云一行三昧

と、阿弥陀經の読誦や発願文・回向文等は称名念佛の助業であるが、厳修すれば一行三昧となりうるとの口伝を伝えている。そこには勤行においての阿弥陀經の読誦や発願文、回向文を唱えることも、専修念佛（一行三昧）の行であると理解され、それが元祖法然上人から代々口授されたきた口伝の（勤行）法であると西譽聖聰によつて伝えられ、その後も代々口伝として伝えられたことから、この時代の勤行法を位置づける上

で一つの範となるものである。

ここに二つの勤行式が浮かびがつてゐる、一つは一行三昧に基づく念佛の勤行式、もう一つは念佛に「誦小経唱発願回向文等」が付された勤行式である。この書からすれば基本には念佛勤行が置かれ、付隨した形で誦經・回向等の勤行式が置かれている。違う見方をすれば、この時代第二の「誦小経唱発願回向文等」が付された勤行式が要求されてきていたことを示している一方、念佛だけの勤行式が浄土宗の勤行式と位置づけられていたとも理解される。

註

(1) 『淨土伝燈輯要』卷上36右

二 法林寺藏『六時礼讚』と延寶版『六時礼讚』

次に檀王法林寺にある六時礼讚は元祖大師筆と伝えられる本で浄土宗寶とされている。識年や奥書が無く、いつ頃のものか定かでないが、応永八年（一四〇二）の識語がある本願寺本と同時代と考えられている。この本は日没から始まり日中に終わり、実唱のための博士が付され、所々に「六、ウ、初、二、三、甲、乙」等の、曲の高さ・出音の高低を表す表示がなされている。博士は現在とは全く異なつており、また「作梵」の表示もなされていない。また各時毎に「三帰礼」と「発願文」を唱えることになつてゐる。⁽²⁾

一方、延寶二年（一六七四）の無博士『六時礼讚』は明らかに勤行を想定した法則本となつてゐる。この本も各時毎に「三帰礼」と「発願文」を唱えることになつてゐる。

この両礼讚本を比較してみると、つぎのような異なりが見られる。延寶版には日没の前に「打作左右ノ磬子ヲ七五三 詠小經或ハ四誓ノ偈等ヲ」との註があり、礼讚の前に阿弥陀經や四誓偈を読む指示がなされている。これは法林寺本には無い。また礼讚の順は両者とも日没から始まつており、作梵は両者ともに無く、晨朝の六念法も両者ともにない。⁽³⁾ 広懺悔は法林寺本では日中、延寶版では晨朝の後に唱えるようになつてゐる。このように若干の変化が見られ、時代と共に六時礼讚の勤めにも変化が見られ、法林寺本では礼讚と発願文による礼讚の法要が示され、延寶版の六時礼讚では各礼讚の前に誦經（阿弥陀經・四誓偈等）が指示されていて、誦經と礼讚、発願文と次第する勤行式が六時にわたつておこなわれてゐることが示されている。この次第の後はおそらく両本とも念佛と続くのであるから（一）礼讚、発願文、念佛（二）誦經、礼讚、発願文、念佛と次第する勤行式と言えよう。（一）の次第は天台の礼讚の次第と一致しているものである。

註

（1）この礼讚本は黒谷本（浄土宗）からの引用の書込があるもので西本願寺に所蔵されている。

（2）現在、三帰礼は礼讚の中では唱えられない。また発願文は初夜の後に唱えられ各時毎には唱えない。

（3）天和元年（1681）の『淨業課誦』では作梵の指示がなされている。広懺悔は延寶版と同じく晨朝に読まるが、延寶版では無常偈の後なのに対し『淨業課誦』では無常偈の前である。また六念法は『淨業課誦』にも記されていない。

三　『大樹寺勤行総目録』

また徳川（松平）家の菩提寺である三河の大樹寺には『大樹寺勤行総目録』という書がある。この書は文龜元年（一五〇一）十二月二十六日付けの大樹寺開山勢譽愚底の花押のある勤行次第の記録である。勢譽愚底は徳川家の帰依を受け大樹寺を開創し、永正元年（1504）知恩院第二十三世となつてゐる。この総目録のなかに日常の勤行の記録がある。幾分長いものであるが全てをここに示すことにしよう⁽¹⁾

『當寺大樹勤行總目錄』
日没之時　於仏殿備香灯　阿弥陀經・礼讚例時不緩不急　念佛百遍、
為自他法界往生極樂、回向、十念。

次四誓偈　十四行偈　總回向

奉為今上聖化無窮　回向　十念

奉為□徳星法樂　回向　十念
為　旦那本命無辰法樂　回向　十念

初夜之時 於客殿備香燈 阿彌陀經・禮讚如前 念仏百遍、

為自他法界往生極樂、回向、十念。

中夜之時 付初夜行之依時各別行、阿彌陀經・禮讚如前 念仏百遍、

奉為諸祖報謝 回向 十念

奉為了曉・能譽・濟譽謝德 回向 十念

為西忠增進仏道 回向 十念

為總位牌名帳諸靈 回向 十念

為法界利生 回向 十念

但中夜別二行時八、初夜之次二四誓偈、念仏可用諸回向 十念

一、諸祖御報謝之日、同逮夜、四誓偈、念佛、回向 十念

一、了譽・了曉・能譽、同日御報謝、同逮夜、各々四誓偈、念佛、

回向 十念

一、桂堂紹庵月忌升七日 同逮夜、各々四誓偈、念佛、回向 十念

一、月堂月忌升二日 同逮夜、各々四誓偈、念佛、回向 十念

一、西忠月忌十日 同逮夜、各々四誓偈、念佛、回向 十念

此他隨時可加勤

後夜之時 於客殿備香燈 阿彌陀經・禮讚如前 念仏百遍、

為自他法界往生極樂、回向、十念。

次四誓偈、念佛、

奉為了曉・能譽・濟譽各回向、十念

次舍利禮七遍

奉為教主御報謝 回向 十念

晨朝之時 於仏殿備香燈 阿彌陀經・禮讚如前 念仏百遍、

為自他法界速生無生、回向、十念。

次四誓偈、念佛、

奉為西忠增道損生 回向 十念

次發願文 称名之間二過現名帳可卷舒

為過現名帳衆 回向 十念

奉為諸祖報謝 回向 十念

奉為了曉・能譽・濟譽報恩、合回向 十念

為芳樹淨尼 回向 十念

為資道物施入之衆 回向 十念

為當寺勸奉加結緣之衆 回向 十念

為法界利生 回向 十念

次四誓偈三卷

奉為鎮守三社法樂、各二回向、十念

次四誓偈 十四行偈 總回向 三牌法樂如前

次四誓偈三卷

奉為總別大小諸神法樂 回向、十念

一、鎮守御寶前、四誓偈一卷

奉為三社法樂 各二回向、十念

奉為總別大小諸神法樂 回向、十念

一、於客殿 晨朝之後 燒香 四誓偈、念佛

念佛

奉為諸祖報恩 回向 十念

奉為了晚・能譽・濟譽謝德各二回向、十念

奉西忠、回向 十念

為縊位牌諸靈 回向、十念

為法界 回向 十念

一西忠月忌十日日仏殿行事之外、於牌前燒香、四誓偈、念佛 回向

日中之時 仏殿香灯 阿弥陀經・礼讚如前 念仏百遍、

為自他法界利生、回向、十念。

次四誓偈 十四行偈 總回向 回向、十念

(中略)

右条々之行事、寮者常住之僧衆沙喝等、且為自他速得無生、且為寺役
法儀、無闕如可被 勤行旨如前

文龜元年十二月升六日

勢譽(花押)

特ニ於晝夜六時勤行之席乍誦歸僧息諍論同入和合海致鬪諍者心不相
應之儀 云々

他法界の往生極楽のために回向し十念するを基本としている。日没、晨
朝、日中の勤めは仏殿、初夜、中夜、後夜は客殿で勤められ、「付初夜行
之依時各別行」とあるように普通は初夜と中夜が統けて勤められていた

とあつて礼讚の中では唱えられていない三帰礼が、この六時勤行
毎に唱えられていたことも確認出来る。

この勤行式は六時に配当されて阿弥陀經と礼讚、念佛百遍を修し、自
他法界の往生極楽のために回向し十念するを基本としている。日没、晨
朝、日中の勤めは仏殿、初夜、中夜、後夜は客殿で勤められ、「付初夜行
之依時各別行」とあるように普通は初夜と中夜が統けて勤められていた
ことが判る。そして各種回向は四誓偈と念佛、回向にて行なわれ、後夜
に舍利札(七遍)にて釈迦如來の回向があり、晨朝には發願文を読み、四
誓偈にて神祇の法樂が回向されている。また読誦經典は阿弥陀經と四誓
偈そして十四行偈である。これらの次第をみると直に誦經と礼讚と念佛

が勤められ、開經偈や撰益文等の偈文などは記されていない。總回向偈
だけは日没や晨朝、日中の十四行偈の後に「總回向」とあるから用いら
れていたとも思われるが、十四行偈の最後の偈は總回向偈であるから、
總回向偈を用いるために十四行偈すべてを唱えたのか、總回向偈に限定
する意味で「十四行偈」と註したものであるのかとも考えられるが、十
四行偈とは別の總回向の文が唱えられたものと理解するのが妥當である
ようにも考えられる。⁽²⁾

この他この勤行式には続いて諸祖の忌日の事が示され朝に四奉請・阿
弥陀經・念佛如法にすることが記されている。⁽³⁾ 日常の勤行には用いられ
ていない四奉請がここに見られることは、先の般舟三昧の項で見た『例
時作法』の略式で法要が執行された例として理解される。また永正十年
(一五二三)に書かれた『大樹寺格式』には、⁽⁴⁾

上記のように示される勤行式は阿弥陀經 礼讚 念仏百遍 回向(自
他法界往生極楽)十念を基本に六時の勤行が行われ、それに付隨して總
回向が四誓偈 十四行偈 總回向 十念の次第にて日没、晨朝、日中の
三時に行われ、各種回向が四誓偈 念仏 回向 十念にて行われている。
そして諸祖の法事には四奉請 阿弥陀經 念仏如法の次第にて當まれて

いたことが知られるのである。このような実際の寺院での勤行式が残存していることは非常に珍しく、当時の浄土宗寺院での勤行の様子を知る格好の資料と言えよう。

註

- (1) 大樹寺文書 一五五〇一六二
 (2) 天和三年の声明集（増上寺前松村十兵衛刊）に付される偈文集

のなかに十四行偈に統いて総回向という今まで言うところの別回向文が記載されている。

- (3) 大樹寺文書 一五九
 (4) 大樹寺文書 一六六

四『徹心葬送次第集』に見られる勤行式

註

『徹心葬送次第集』⁽¹⁾は寛文九年（一六七一）二月に丁子屋三郎兵衛より出版されている。この書の著者は「鎮西末流沙門朽木七十老耄証譽筆記」⁽²⁾とあるように証譽という人物である。この人は筑後の善導寺十七代純蓮社証譽文龍のことであると考えられ、生没年代は不明であるが永禄年中（一五五八～）に善導寺の住職となっていたようである。その中

堅固 三寶常住 大衆和合之旨」を天神地祇鎮守等に祈念することが興隆佛法の作法であるとして、「邪義」という批判に対抗している。⁽³⁾ここでは誦經と礼讚、念佛をその往生淨土の行とし、それにこの作法を加味した勤行を淨土の勤行として受け入れている。また、回向の時にはその龕前回向に「四奉請弥陀經大衆同音称名回向之文導師十念」⁽⁶⁾、更に灰寄には「四奉請阿弥陀經十遍念佛回向 処世界如虛空等 導師十念」⁽⁷⁾という差定を組み、回向に四奉請阿弥陀經念佛回向と言う次第を取つてゐる。この『徹心葬送次第集』に示される勤行としては誦經・礼讚・念佛を、回向には四奉請 阿弥陀經 念佛回向（後唱）の次第を用いており、先の『大樹寺勤行總目録』の場合と同様でありこの時代の浄土宗寺院の一般的な勤行形式を伝えているものと考えられる。

- (1) この本には知恩院蔵『無縁集』文禄二年写（一五九三）や谷大藏写本、正大藏写本がある。神居文彰氏「無縁集鎮西聖光上人」（『宗教研究』32）参照
 (2) 寛政九年の写本に「鎮西本山善導寺十七代之住持純蓮社証譽上人」とある。（正大藏）
 (3) 浄土宗寺院由緒書1033・1047・1046
 (4) 『徹心葬送次第集』（寛文九年丁子屋三郎兵衛版行之）20左2

「威儀規則者老若如法不離三衣行一鉢行儀作法毎日入堂供香華誦經時々礼讚称名一時無怠慢也云往生真因一向專修之正助之行者也」と記し誦経と礼讚、念佛をその行とし、毎日「天下太平 寶祚長久 檀那安全 伽藍

(5) 同22右

(6) 同7左

(7) 同9右

結び

以上、室町時代から江戸時代初期にかけて行なわれていた勤行は融通念仏や般舟三昧等の影響を受けつつも、『大樹寺勤行總目録』に見られる様な勤行の形態を概ね採用していたと考えられ、元祖大師以来の伝統的な勤行様式を受け継ぎつつも次第に整備していくようである。つまりこの時代の勤行式としては

(一) 誦經（特に阿弥陀經）、礼讚、念佛

(二) 誦經と念佛

(三) 礼讚と念佛

(四) (發願文)・撰益文・念佛・(總回向偈)

という次第の勤行式と、そして回向法要としての

(五) 四奉請、阿弥陀經、念佛、回向

といった次第の勤行式が行なわれていた事が窺われる。

この中 摄益文・念佛・(總回向偈)の次第は浄土宗だけでなく、浄土教系の一つの行として比較的に早くから修されていた法と理解され、天台真盛宗、融通念佛宗、浄土宗西山派等でも行なわれており、浄土教系の行として比較的に早くから修されていた法と理解される。それは証空の

『曼陀羅八講論議抄』の問答の後に

十四行偈 次礼讚如常 光明遍照 十方世界 念佛衆生 摄取不捨
次念佛 次回向 如供式⁽¹⁾

という次第がくままれていていることからも確實なところである。回向は供式によると總回向と六種の回向であるから、特別な次第であるとしても礼讚や誦經などと結びつき、撰益文 念佛 總回向偈の式が元祖大師当時から存在していることは確認できうるところである。下つて天和三年(一六八二)刊の『声明集』に付された偈文集に念佛開闢文（撰益文）・念佛回向文（總回向偈）として記載され、『淨土諸回向寶鑑』（元禄十一年(一六九八)）にも同様に記されることから、念佛を中心とした勤行式が一つの勤行形式となつていていたことを裏付けている。

又この時代の日常の誦經は多くの場合『阿弥陀經』を中心としたものであり、そこに四誓偈等が附誦されたものであるとみられる。そして(五)の次第は例示作法（常行三昧）の勤行式でありこの時代では未だ回向法要でのみ用いられていたことが知られるのである。

この様にこの時代は上記の四つの勤行式を中心として日常の勤行式がなされていたものと考えられるが、そこには現在用いる各種偈文は必ずしも唱えられていないようであり、かつ現在のような勤行式も未だ成立していなかつたと理解される。言い換えれば各種偈文を選集して、常用の偈文集が天和三年(一六八三)に刊行され、漸く浄土宗の独自の勤行式が模索、整備されようとしていた時代であると言い得るのではないだ

ろうか。

最後にこの時代の境目にあたり雲臥上人（一六五六～一七一〇）が忍激上人（一六四五～一七一）に遣わした消息の第三条には⁽²⁾

六時礼讃は、安樂房がはか勢を付してより、淨土宗日用の大切なる法事と見えたり、爾今相伝有之や、然るに其はか勢の伝えを絶えて、

又六時の礼讃も、今は不行中に見えたり、若檀林如法執行稽古有之時は天下一同のはか勢に可有之、他宗は本山において、法事を稽古する故に、諸国一同なり淨土宗はたまたま一時二時相勤むる礼讃も

思ひ思ひ處々のはか勢にて、一同に無之故檀林の大きいなる無沙汰なり、向後稽古の学所を定めて、元祖鎮西より行い奉る所の法事を再興し、天下一同なるべきなり

とあり、安樂房の博士の相伝が絶えた事、六時礼讃が唱えられていない事、相伝する博士の不統一なる事が示され、忍激上人にその再興と統一

を懇願し、その稽古所の設置を求めている。このような意向を受けて忍激がその再興をはかり『淨業課誦』の出版（一六八一）をなし、その中心道場としたのが獅子谷法然院である。そこから敬首や宝州⁽³⁾、靈潭⁽⁴⁾等の多くの門人を輩出して、淨土宗の新たな一つの基点となつてゆき、淨土勤行式の新しい展開をみせることになつてゆくのである。さらに東では天台の大原向坊惠隆の増上寺への声明の伝授（一六五三）に伴う増上寺勤行への影響も考えられる。つまり声明集の出版（一六八三）と共に松村十兵衛より相前後して、礼讃本（一六七四）と淨土宗の主要な偈文を

集めた偈文集（一六八三）とが出版され、増上寺を中心とした法要の確立と整備が期されつつあつたことが理解される。この様に淨土宗の法要の整備、統一が東西において進められるとともに淨土宗の日常の勤行式が次第に整備されようとしていたのである。⁽⁶⁾

註

（1）大正藏83-395 『当麻曼陀羅供式』大正藏83-38

3

（2）淨土教報第百五十号

（3）『放生会羯磨儀軌』『授菩薩戒羯磨儀軌』等 享保一八

（4）『淨業課誦付録』等 享保一九

（5）性激『淨土礼誦法（日用念誦・六時礼讃）』等 享保十一

（6）これは上野寛永寺の徳川家の法要にたいする徳川家の菩提所としての増上寺の意図、つまり淨土宗法要の確立と独自性が問われていたとも考えられる。

付 浄土三部経と六時礼讃の流伝について

浄土三部経と善導大師の著述の室町時代から江戸時代初期まで流伝についてここで若干ふれてみたい。元祖大師滅後直ぐに明信によって建暦三年から『三部経』と『五部九巻』の刊行が始められ、建保五年には『般舟讃』が仁和寺経藏より発見され、貞永元年には入信によって『般舟讃』が刊行されている。また仙才によって『三部経』が仁治二年に改版され、建長三年には『往生礼讃』が刊行されている。このように盛んな出版が行なわれている。こうした状況に続いて室町、江戸時代のそれらの流伝について、幾つかの目録や研究等に基づいて年譜を作成すると次のとくになる。

[西暦]	[年号]	[記事]	[資料]	[備考]	[所蔵]
1299	正安元	觀無量寿經 無量寿經			大屋徳城
1302	正安四	觀無量寿經 五部九巻三部経	知真 知真		鈴木靈真 大屋徳城
1317	文保元	淨土三部経	向阿		清淨華院
1322	元享二	淨土三部経 五部九巻	知真 知真		
		無量寿經 無量寿經	大谷曼陀羅堂 大谷曼陀羅堂	訓点 訓点	毫摶寺 日下無倫
		觀無量寿經			毫摶寺
1323		阿弥陀経	向阿		知恩院
1325	正中二	阿弥陀経 阿弥陀経 阿弥陀経 阿弥陀経 阿弥陀経 阿弥陀経 阿弥陀経	了延 (永祿1 博士付 堯助) (正中2と同本)(明応4 1494 奥書) 正中2 応永16 奥書 (博士付) 鎌倉期 四声 鎌倉期		淨嚴院 光明寺 醍醐寺 毫摶寺 高山寺
		觀無量寿經	鎌倉末期		大徳寺
1346	正平6	觀無量寿經 觀無量寿經 觀無量寿經	(正平6 奥書) (正平6 奥書) 存覚		住田智見 住田智見
		無量寿經写	空善		山田文昭・ 毫摶寺
		無量寿經	南北朝	加点	毫摶寺
		阿弥陀経	南北朝	乗専筆	毫摶寺
1391	明徳二	阿弥陀経		博士付	醍醐寺
1399	応永六	淨土三部経			二見真定
1401	応永八	往生礼讃			本願寺
	?	往生礼讃			法林寺
1408	応永十五	阿弥陀経	西誉	(祖信孝誉 博士付)	増上寺
1415	応永二十二	淨土三部経	西誉	(義山版讃語)	
1426	応永三十三	出相阿弥陀経	融通		知恩院
1431	永享三	阿弥陀経	賢重		東大寺図書館
1435	永享七嘉吉三	淨土三部経		知恩院版	大谷大学
1443	嘉吉三	淨土三部経		(義山版讃語)	
1450		淨土三部経	賓徳写		知恩院蔵
1450		阿弥陀経	聖保写		総持寺蔵
1470	文明元	淨土三部経	立誉		西本願寺
	文明元	淨土三部経	立誉		石井光雄
	文明十八	阿弥陀経			増上寺
1493	明応二	觀無量寿經	訓点		円徳寺
	羽応二	淨土三部経		(義山版讃語)	
1502	(文亀二)	觀無量寿經			専修寺

		観無量寿經	室町期	南禅寺
1521	永正十八	阿弥陀經	博士	増上寺
1522	大永二	阿弥陀經写本	(永正18御室本の博士写)	大谷大学
		淨土三部經	(突如筆)	本願寺
		淨土三部經	室町中期刊	龍谷大学
1547	天文十六	阿弥陀經	室町中期刊	東寺
1554	天文二十三	六時礼讚校合す	舜玉	(言継卿記による)
		阿弥陀經		
			後奈良崖翰	知恩院
1578	天正六	淨土三部經	徳川家康写	増上寺
1586	天正十四	淨土三部經	笈誉	大光院
1590	天正十九	阿弥陀經		増福院
1591	天正二十	阿弥陀經	後陽成筆 曼陀羅供用	醍醐寺
		無量壽經	足利末期	知恩院藏
		觀無量壽經	足利末期	知恩院藏
1593	文祿二	阿弥陀經 写	室町期	四声 博士四声 仁和寺印 大谷大学
		阿弥陀經 写		
1605	慶長十	淨土三部經	袋中華	常楽寺
1609	慶長十四	梵字淨土三部經	呑龍	三浦良吉
	慶長十八	般舟讚	祖笈	法林寺藏
1626	寛永三	阿弥陀經	誓願寺寄進三部經の内	大光院
	寛永十七	淨土三部經	靈威	(義山版識語) 古梓堂文庫
1647	正保四	淨土三部經		叡山文庫
1653	承応二	無量壽經		建仁寺藏
1656	明暦二	五部九卷		
1658	明暦四	科註淨土三部經		
	万治二	五部九卷		
1669	寛文七	般舟讚		
1673	寛文十一	阿弥陀經	信替自心	光明寺
1672	延寶二	六時礼讚	松村十兵衛刊	
1675	延寶五	阿弥陀經 写	雲付書	法林寺
1679	延寶七	絵図観無量壽經		法然院
1681	延寶九	蓮門課誦		
1681	天和元	淨業課誦		
1683	天和三	声明集付偈文集		
1685	貞享二	蓮門課誦		
1687	貞享四	写本阿弥陀經	忍賀	大覺寺
1688	貞享五	淨土三部經	載誉家運	誓願寺
1691	元禄四	淨土三部經	義山	
1693	元禄六	科図淨土三部經		
1697	元禄十	淨土三部經	道恕	誓願寺
1697	元禄十	科図淨土三部經		

こうした時代の伝統を踏まえて浄土宗ではその結実となる書が刊行されることになる。つまり、忍激による天和元年(1681)の『淨業課誦』と義山による元禄四年(1691)の『淨土三部經』の出版である。言わば浄土宗の三部經と礼讚の定本となる本が刊行され、浄土宗の勤行の基本的読み方、唱え方がここに統一されていく事になる。また天和三年(1683)には『声明集付偈文集』が出され所用の偈文が明示されることになる。ここに浄土宗の法要関係の文献の出版が相次いでなされていく時代を迎えることとなる。

第一節 忍激以後『六時勤行式』に至る各種勤行式の検討

清水秀浩

江戸時代初期から中期に至る橋渡し役に、先ず忍激（正保一～正徳一）が挙げられる。彼は大藏經の対校者として、また戒律の研究家であり遵守者として京都獅子谷に法然院を開き、後進の育成に努めた学僧として知られる。

多くの著書の中、法式に関して『別時念佛三昧法諺註』と『淨業課誦』が挙げられる。前者は明和六年刊、別時念佛の心得と行儀作法についても言及する箇所があり、

六時ゴトニ仏ヲ礼讚シ阿弥陀經ヲ読ムナドハ常ノ行法ナリ別時ノ間ハコレヲ制ス

云々

というところからも、常の勤めは礼讚・誦經・念佛であつたことに変わりなく、後者において、当時読誦されていた經典の種類が、「阿弥陀經」はじめ、梵網菩薩戒經十無尽戒法品、觀經形像觀（第八觀）、同真身觀文、大經四誓偈、同流通分（仏告弥勒其有得聞彼仏名号以下を歎経勧學文として挙げる）、首楞嚴經勢至圓通章（このなかに我本因地 云々 の勢至回向文が出る）、發願歸敬偈（十四行偈）など、各種あつたことが判る。

この『淨業課誦』は忍激が天和元年（二六八一）撰集したもので、享保十九年（一七三四）から翌二十年にかけて彼の門下、宝洲によつて翻刻され、現在も現存する。この『淨業課誦』は、忍激が天和元年（二六八一）撰集したもので、享保十九年（一七三四）から翌二十年にかけて彼の門下、宝洲によつて翻刻され、現在も現存する。

就中、六時の礼讚には重構造による音の高さが示され、
初重甲 → 二重乙 → 三重甲 → 二重乙 → 三重甲 → 二重乙
と変化するのは恰も『新訂法要集』の如く、これより前、延宝二年（一六七四）増上寺前松村十兵衛開版の礼讚本においては

下音 → 中音 → 上音 → 下音 → 上音 → 下音

の順で、旧版折本『法要集』と同様であつて、礼讚の音変化に古來二様あつたことになる。『課誦』にはこのほか『法事讚』による淨業呪願（別回向のような文）や七礼敬、『往生要集』に基づく五種回向や四弘摠願（今の總願偈に同じ）などが記載されている。

宝洲（元文二）は持律の生活者として、また学僧として、『無能和尚行業記』の著者として知られるばかりでなく、法式面では忍激の『課誦』の続編である『淨業課誦附録』を享保十九年（一七三四）に著わして補足とした。

威儀・犍稚をはじめ、食作法・施食・益供・放生などの儀式の次第についても触れ、日常の次第と考えられるものに仏名礼懇会式の

香讚・三宝礼・四奉請・七敬礼・広懺悔

或いは半齊供儀に

举香讚唱礼三宝如恒規……次誦弥陀經或弥陀大呪唱西方四聖号

（波線筆者）

ともあり、以下諸靈回向偈（一切精靈生極樂）から

次念仏一會舉^ノ本日特薦靈名及群靈回向唱念四弘誓^ヲ三拜退殿^ヲ
まで、この頃の恒規とされた次第が垣間見られる。

偈文についても焼香讚（願我身淨ほか二種）、三宝礼、四奉請、甲念佛、後唄、舍利礼文は墨譜付で、略現在通りの名称が使用されている。ほかにも毎日早晨の誦念を促す六念、開經偈、神祇念誦（清淨慈門・諸仏救世者・神力演大光）、念佛降魔讚（門門不同八万四）、懺悔文（我昔所造・無始已來無量罪）、奉請伽陀（先請弥陀）、歎仏偈（如來妙色身・天上天下無如佛・天地此界多聞室）、普礼伽陀（我此道場如帝珠）などが列ねられていることから、現在使用する経偈の殆どは『諸廻向宝鑑』『淨業課誦』及び『課誦附錄』の出来た時代、即ち元禄から享保にかけて、一七〇〇年年初め迄には出揃つてのことになる。

更にこの『附錄』には、各々の出典に就ても明らかにしながら、偈文を改作して応用した部分が見られる。一例を挙げれば施餓鬼法の中の
 普為一切餓鬼斷除三障同得往生阿彌陀仏國帰命懺悔至心懺悔衆鬼所造諸惡業（中略）一切餓鬼皆懺悔懺悔已至心帰命阿彌陀仏や、放生儀に
 仏子所造諸惡業云々
 とあるが如きもので、礼讚の後偈や懺悔偈に一工夫が凝らされていることは一目瞭然である。

また宝洲は、享保十一年（一七二六）『淨土日用念誦』を刊行しているが、坤の巻に晨昏礼誦として次のような順を示している。

初敬礼（一切恭敬一心敬礼十方法界常住仏の文）

次散華（奉請弥陀世尊入道場散華樂^云過現諸仏の文）

次燒香（願此香煙雲の文）

次禮讚

次誦經或觀經弥陀經無量壽經菩薩戒經等

次念仏

次回向

次別回向：普回向已至心帰命極樂世界大慈大悲阿彌陀仏稽首

次說偈發願（礼懺諸功德の文）

次三歸礼

次無常偈

次發願而退

礼讚が誦經の前後に本文と後偈が分かれたりしていて、一見して現在の次第と大差あるように思われるが、敬礼・散華・焼香・礼讚・誦經・念佛・回向・三礼等の儀礼の構成要素は変わっていない。

この『日用念誦』は元治元年（一八六四）にも再刊されて、先の『宝鑑』『課誦』と共に広く宗内に浸透していたものである。晨昏の礼誦のほかに斎供儀が次の如く載せられている。

初燒香三拜

次奉請（一心奉請阿彌陀仏等…）

次呪食（ナウマクサラバの呪二十一徧或七徧）

次呪願（此食色香味）

次誦經菩薩戒經（或誦十重禁或至四十八輕戒）

次念仏

一百声

次回向（所修善品皆悉回向^{云々}）唱已如常三拜而退

これは朝夕の勤行に加えて日中の法儀と見なされるから、当時は朝夕の二座立て、或いは昼を加えた三座立ての勤行が普通であつたらしい。

『課誦附録』には晨朝発願の後帰敬讚念仏、日没発願後に般舟讚念仏、後夜發願の後には法事讚念仏を指示して、それぞれに博士が付してあり、

初重甲→二重乙→三重甲→二重乙の重変化があつて、特に般舟讚念仏の中に、現行称讚偈の原形が見られるることは注目すべきことである。また、

『日用念誦』に於て特筆すべき点は、三身礼が初出することで、略礼讚と

して

若有縁故事為急務及須斯法或唱七礼否則必當依上禮誦と方法を明示した後、

一心敬礼極樂世界本願成就身阿彌陀仏^{云々}

の三句が並べられている。ここでは『法事讚』の七礼（本師釈迦牟尼仏

はじめ尽十方虛空法界一切の三宝、西方極樂世界の阿彌陀三尊等を礼する讚文）と共に略礼の扱い乍ら、三部経や『選択集』の教説によつて阿彌

陀仏の徳相を三句に集約して表現されている。編者宝洲の創案に係るものか、先師忍激や無能の作になるものか、未だ考案者は不詳である。

なお略礼讚には敬礼・焼香・礼仏（七礼又は三身礼）のあと、讚嘆と

して三尊礼のうち阿彌陀身色の一尊と哀愍偈が長跪合掌にて指示され、統いて懺悔五悔或要懺悔・誦經・念仏・回向で拜退することになつてゐる。

一尊、哀愍という略法は江戸時代に既に行われていたのである。

これらと並んで、浄土宗の法要に必要な諸經要偈の集大成であり、且つ法要儀式の解説書的性質をもつ『諸廻向宝鑑』五巻が元禄十一年（一六九八）に刊行される。著者の必夢については、巻頭の自序に捺する香炉印などより、読誉竜山の号が読み取れ、越前敦賀の江帰山羊歩軒の住僧という以外、伝歴は判らない。

主に巻一は諸經を集め、巻二には諸偈を集めてありそれには阿彌陀經・舍利札文・歎仏之偈・四誓之偈・讚重頌・真身觀・後夜之偈・広懺悔・十四行偈・發願文などが記載されており、當時誦誦の小経の様子が判るが、中でも阿彌陀經は漢音に拠る仮名付けがなされて、この頃は天台や西山などの様に漢音で読むことがあつた為か、或いは吳音で常用していたので、特例の漢音読みを参考として載せたのか。これに続く施餓鬼と益供の偈文も、吳漢別々に用いていることもあり、興味深い問題である。

さて、日常勤行に関して現在なお用いられているのは次の通り。

焼香回向文（戒香定香解脱香・願我身淨如香爐ほか二例）

三礼の偈（能礼所神性空寂・我此道場如帝珠ほか五例）

釈迦回向文（敬礼天人大覺尊・處世界如虛空ほか二例）

釈迦歎仏之偈（如來妙色身）

弥陀回向文（願我臨欲命終時・弥陀本誓願ほか三例）

勢至回向（我本因地）

極樂聖衆回向文（哀愍覆護我）

祖師回向文（自信教人信ほか二例）

精靈回向文（其仏本願力・門門不同八万四ほか六例）

一切精靈回向文（一切精靈生極樂ほか一例）

懺悔回向文⁽⁶⁾（我昔所造諸惡業）

念佛開闢文（光明遍照）

念佛回向文（願以此功德 平等施一切）

諸宗回向文（願以此功德 普及於一切）

卷二では以上のほか、我々が日常頃聞き慣れたり見慣れたりしているものでは時食儀（食作法）の偈文や、袈裟を掛くる文（大哉解脱服）、打鐘の文（願此鐘声超法界）、鳴鐘偈（願諸賢聖）等が出揃い、卷三に於いては葬礼の導師、脇導師の式法、書式などがほぼ現在のような形であったことが窺える。卷四では諸神回向文（神力演大光）や天下泰平回向文（天下和順）も見られる。必夢と宝洲、それぞれの刊行に三十六年の隔たりがあるが、香偈を前者は焼香回向文、後者は焼香讚といい、懺悔偈を懺悔回向文・懺悔文と呼ぶなど、偈文名称は必ずしも一致していない。

この『宝鑑』には各法要についての詳しい次第は書かれていないが、断片的に表われているところは半齊儀（卷二）に、上香上華、三拜の後維那の句頭によつて四奉請を入道場から唱和し、続いて甲念佛・拈香呪食

（ナモサルバ⁽⁸⁾）此食色香味・弥陀經・尊号若干編・後唄（処世界）・回向・三拜・諸仏隨縁乃至願仏慈悲遙護念の記述、或いは入仏略式（卷三）の導師三礼茶湯伽陀護念経念佛などを見出すことが出来る。

この四奉請は墨譜から、天台の声明例時の譜であり、次の甲念佛も声明であるから、当時節物に於いては多分に天台声明の影響があつたことは確かであり、更にはこの甲念佛（三遍の節付念佛）が贊念佛・三念佛として鎮西・西山ともに法要に用いられてゆくこととも関連して、声明が与えた影響を見逃す訳にはいかない。

また、『宝鑑』の出された元禄時代前後は、義山（正保四～享保二）や音激（宝暦七～天保四）などが出て、三部経や法事讚などの音訓を正し、やがてこれが大雲（文化十四～明治九）に至つて、嘉永五年版『淨土三部経』—俗に云う大雲点本—として句讀・四声・返り点・送り仮名などが検討されて、読誦法の基本となつていくのである。

徳川中期の学僧であり、日課称名六万八万の行者といわれる四休庵貞極⁽⁸⁾（延宝五～宝暦六）は、『淨土寺院朝夕勤行並回向文』のなかで、

淨土宗大小寺院。朝夕二時三四時等之勤行。第二祖鎮西上人善導寺法則勤行。初夜、後夜、始燒香、次三拜、初、礼讚。次弥陀經。次、念佛。後、回向。

右即以五種正行。亦讚嘆正行。亦是助正兼行也。謂禮讚⁽⁸⁾礼拜正行亦是讚嘆正行也。讀經⁽⁸⁾讀誦正行也。所称之名号選択本願称名正行也。能稱調声亦是讚嘆門⁽⁸⁾。一仏⁽⁸⁾菩薩等壇上位次、第八像觀指南依⁽⁸⁾。

彼土真仏擬奉。本尊敬礼奉觀察正行小分當。香華燈明及也飲食等供養即是供養正行也。

と言つて、本宗の莊嚴法及び勤行が五種正行に配当されることを、理論的に簡潔に述べている。また、この五正行に回向を加えて、淨家軌則六修法として定義付けるのが、必夢の『宝鑑』卷一の説明である。

貞極は京都生まれで、師籍三州岡崎（愛知県）を経て小石川伝通院へ修学した。この時代の法要式を伝えるものに、東京下谷寿永寺の寛延二年（一七四九）の常課方法記録⁽⁹⁾が残っている。差定の主なところを拾つてみれば、

晨朝卯刻上堂

香讚 三宝礼 欸仏偈 梵網戒品 礼讚 念仏回向 退去

半斎供^{已刻上堂}

香偈 三宝礼 變食呪二十一遍 大經東方偈 念仏回向 退去

日没^{申刻上堂}

香讚 三宝礼 歡仏偈 阿彌陀經 礼讚 念仏回向 施食

初夜^{戌刻上堂}

香讚 三宝礼 歡仏偈 我建偈（四誓偈） 礼讚 念仏回向 退去

との指示がある。更に月分として朔日に大經一部、八日の儀法に五十

三宝礼、十五日は布薩で梵網戒經（晦日にも布薩あり）、二十日は中興開

山忌として觀經の読誦を定め、あるいは年分には、正月元日乃至七日無

量寿經を読誦しての祝聖会、三月三日・五月五日・七月七日・九月九日

は十無尽戒品を読んで祝聖の法会が行われたようである。
さて、音激は『淨業蓮社小清規』（寛政十年刊）に於いて、日々の行法について規約を設け、

一殿中各具六時禮讚淨土三經梵網戒品日日輪誦禮讚每日起於後夜終於初夜中夜使常行衆禮念不必舉讚五悔可移日中誦之

一毎日後夜誦弥陀經晨旦日沒輪誦觀經無量壽經每誦一卷四分之一週而復始不可亂次

一梵網戒品日日齊仏變食呪畢誦之一品十重四十八輕割為六分每誦一分六日一周經完復始

などと、所依の經釈の輪讀を日課として組み込んだ。また淨業策進の衆は、起居動作全てに放逸すること莫れど、行儀にも罰礼（五百礼・百礼・三十札）を定めた中に、

一、本殿課誦禮讚了未至者二下罰誦經了方至者中罰^{一七五五}

ともあるから、誦經前に礼讚を行つていたことが明白である。

同じ頃、信問（宝暦五～文政三）が出て、盛んに在家用の勤行式に力を注いでいる。文化三年（一八〇六）の『御忌勸誘記』⁽¹⁰⁾には「御忌講勤行の作法左のごとし」として、

先三拜真誦念佛三遍すつ

次發願文（読めない者は念佛のみにて可）

次光明遍照の文

次惣廻向（願以此功德の文）十念

次別廻向（願以上來所修功德円光大師上酬慈恩）十念

次亡者廻向（願以上來所修功德某甲增上菩提）十念

次三拜、次元祖円光大師上酬慈恩

と唱へて、三拜、次に如來の本誓は一毫もあやまりなし願くは仏決定して引接したまへ、と同音に唱へて一同平伏、次一枚起請文拝読

を奨めている。宗祖六百回遠忌を目前に控えて、同行衆にも家毎の報恩の勤めを促したもので、附録として仏壇の莊嚴（本尊は弥陀三尊と両大師、或いは弥陀二仏を祀ること、靈膳・茶湯の心得）等に就いても述べてある。

果たして当初より出家用と在家用と勤行式が二様あつたものか、途中から在家には無理であろう、誦經と礼讚を除いた簡単な差定を組んだものか。この『勸誘記』に先立つこと五十年前の寛延四年（一七五一）、祐天の弟子祐海（一六八三—一七六一）が『在家朝夕看經之法式』を出し

て、
初看經者勤行言同二時三時五時六時勤道俗共縁務繁由多二時也且
看經三段分即上中下也
と、在家信者にも上中下の三段を考え、その上分とは、
入道場・焼香（願我身淨の文を唱うるも良し）・三札・懺悔（念々
称名常懺悔の意にて念佛懺悔す）・發願（善導大師の發願文を読む
もし）・開白（光明遍照）・長念佛（打鐘・木鉦にて調声）・廻向

之文（願以此功德）・別廻向（大恩教主釈迦世尊・南無西 方極樂世界阿弥陀仏・ほか觀音勢至九品の聖衆・両大師・先祖代々から三界万靈に至る）十念・三札
であり、更に志あらば阿弥陀經の誦誦・礼拝念佛等も尊い行いであるとしている。これに対し、下分看經之式では、弥陀一仏に対して只念佛許りを勧めたもので、略儀のように思われ勝ちだが、これこそ宗門の極意、大經の「一向專念無量壽仏」の文を引いて、單直仰信の專修念佛こそ淨土の本機であることを示している。

従つて現在のように、諸種の日常勤行式の經本を出家在家ともに共用し、香偈から送佛偈までを載せてあることに対しても、一考も再考をも要するのである。

少し趣の変わつたところでは、文化八年（一八一一）、広島西蓮寺の教譽頓海によつて、宗祖六百回御忌に際し、『円光（弘覺）大師行狀和讚』が校正増補して出されている。その附録に『晨昏持誦法』が挙げられていて、
初宗義開出之文（一心專念佛名号）
次往生之業念佛為先
次讀誦（一枚起請文）
次光明遍照
次念佛
次御回向（大師勅号を唱へ上酬慈恩・十念）

次総回向文

次発願文
長跪訓説

次念仏礼拝

して退殿するものである。經典読誦に代えて祖師の法語を探り入れ、奉請や懺悔などの通常の偈文を排して、敢えて『觀經疏』や『選択集』の要文を抽出したところに特色があるが、何故か撰益文も総回向文も音誦で、発願文のみ訓説の指定である。

文政四年（一八二二）になると『淨土宗在家念佛勤行式』が発行されて、

三（唱）礼・発願文（音・訓）・光明遍照・念佛・願以此功德・十念・

別回向文・十念・三（唱）礼・引接文（如來ノ本誓ハ云々）

そして、念佛の後に唱えるように『小消息』など二、三の法語も載せられている。これも先の祐海の『看經式』同様、念佛を中心必要最小限の偈文のみに絞つて、在家用に仕立てられている。

京都小松谷藏版になる『曼荼羅勤行式』は、文政九年（一八二六）のもので、

香偈・三宝礼・奉請（一心奉請弥陀世尊云云の三奉請と過現諸仏の文）・至心懺悔（南無懺悔十方仏以下訓誦）・無上甚深微妙法・阿彌陀經（訓誦）・十念・発願文（訓誦）・光明遍照（訓誦）・念佛・願以此功德（訓誦）・十念・別回向（奉酬西方願王阿彌陀如来…普回向已至心帰命極樂世界大慈大悲阿彌陀仏）・衆生無辺誓願度・念佛三拜・諸仏隨縁之文・十念

の順は、殊に懺悔に礼讚の要懺悔を訓説している点を除けば、送仏偈まであって全く現在の勤行式通りになつてている。別回向の中に「曼荼羅講中」の先亡回向と現存者の祈念をする部分があるためにこの名称が付いているが、内容は日常勤行式である。ただ、既述の法式資料を見る限り、懺悔に関して昔は盛んに広略要の三懺悔が読まれた名残りか、最近までは我昔所造の偈をも略懺悔と呼び、その句頭に「至心懺悔」と冠して唱える風もあつたのである。

訓説を重視した勤行は、翌文政十年（一八二七）の『淨業略勤行式』にも現れる。

香偈・三宝礼・奉請・十念・懺悔・開經偈・阿彌陀經（訓説）十念・

一枚起請文・発願文（訓説）・撰益文（訓説）・称名一會・総回向文（訓説）・普回向（此界一人念佛名云々）・三敬礼（三身礼）

これは黒谷藏版として金戒光明寺第五十世明薈顕海の代に刊行され、時代的に同じ頃で然も地域的に近場という条件から、必然的にほぼ同じような差定構成となつてゐる。

同時代の人で京都専念寺の順阿隆円が著わした『吉水瀉瓶訣』『淨業信法決』（文政六年）⁽¹⁾は伝法関係の資料であるが、この中にも

香偈・三宝礼・四奉請・表白（瀉瓶訣）歎仏（信法決）…念佛回向（光明遍照文・念佛一會・回向）・四弘誓願・三拜念佛を差定の中に組まれてあることから、我々が現在行つてゐる勤行法の大筋は、文政年間までに出来ていたと思われる。

文政十年刊『施食益供弁誤』施餓鬼儀軌からは、當時勤行の次第が一定しつつあることを示唆する件が見られる。即ち喚鐘・洒水・三宝礼・奉請・供華・香偈・旋達・嘆仏・懺悔等は「何ノ法要ニモ是非ニ此ヲ最初ニツトムベシ。」と云い、「極略ストモ三礼ト奉請ト香偈ト懺悔トハ是非ニ闕ベカラズ。」とも指摘している。そして施餓鬼法の後、法要の後半部は本尊前にて発願文、光明徧照、念佛百声、願以此功德ノ文、同音十念、總別回向、同音十念、四弘願、三皈礼、十念授与と続いて、現在のような差定立てとなっている。

周知の如く、本宗に於ける年中行事はじめ特殊法要などは、全て日常勤行を基本において組成されている。従つて昔の法儀も、その次第の根幹を探れば、必ずと当時の勤行の有様が判つてくるであろう。一例に曼陀羅供を取り上げると、宝暦十二年（一七六二）に当麻曼陀羅出現一千年を記念して『当麻曼陀羅懺法』（当曼供則と略称）が出来ている。

これに拠ると、先ず洒水と散華のあと導師の開導告諭が読まれ、次に導師焼香して香贊（願此香煙雲之文）を執炉長跪して唱えることから始まる。次に三宝礼（現行と同じ）・奉請・歎仏・願生偈・敬礼と続くもので、奉請は一心奉請云々の文で五奉請し、歎仏は帰命十方一切仏の文、敬礼は一心敬礼……願共諸衆生回願往生無量寿國の文で、弥陀の五智身初め曼陀羅に描かれた諸尊賢聖衆を礼するもの（二十一礼）、それから長跪合掌して普為師僧父母の文と五悔を唱えて懺願し、開經偈・阿弥陀経・称仏一会・宣疏・三帰礼・四弘誓願と続くものである。偈文は現在と多

少違つたものを用いているが、この配列は明らかに、香偈・三宝礼・奉請・歎仏・（敬礼）・懺悔・誦經・念佛・三帰・四弘と、現行勤行式の要素の殆どを含んでいる。またこれより十四年後、安永五年（一七七六）に出された麗沢堂版『当麻曼荼羅供禮誦法』には、洒水・焼香（願我身淨の文）・散華（散華樂・神呪）・奉請（一心奉請で五位を奉請）・嘆仏（帰命本覺真法身）・供養（阿伽・塗香等八種の供養・具略隨意）・表白・三十七尊礼・五悔・開經偈・護念經・称仏一会・總回向・發遣（オンバサラボキシャボク）と次第とする。本書は神呪（真言・陀羅尼）を用いていることが特異であるけれども、奉請→送仏の形をとつた一例であり、また開經偈の条に如常とあるから、當時誦經前の無上甚深の偈は日常化していたのである。

両書の出来た同時期に『淨土宗門安心起行淨業修行次第』が著されている。これは明和四年（一七六七）八事山諦忍比丘述と本書にはあるが、實際は任阿^[14]（心蓮社淳營）の撰になるものである。

ここでは、勤行前の意得^[15]——手水・念想・献灯献香のこと——より、一枚起請文及び註釈、そして称名の助業・淨土欣求の蓮友のためにとして、無能作の発願和讚といろは和讚に至るまでの二十三項目に就いて触られている。中には合掌・礼拝といった威儀作法の教示もあるが、唱え物としては先ず来迎引接を願つて、善光寺如來の詠歌（待ちかねてなげくと告げよみな人にいつもとて急がざるらん）を唱えて十念するところから始まり、焼香讚（願我身淨の文）、三宝（帰敬）礼（日没礼讚の冒

頭南無釈迦牟尼仏と南無十方三世の二句)、続いて弥陀觀音勢至礼拝(同じく日没礼讚の南無西方乃至故我頂礼生彼國の文)で都合五礼してから罪障懺悔をなすものである。指示されている偈文は「無始以來無量罪乃至念佛威力皆消滅命終決定生極樂」で、「懺悔し已て至心に阿弥陀仏に帰命し奉る」と云つて十念、更に「曠劫已來無量の惡業を造現在此身には十惡を恣にす、是等の罪障を消滅して助け玉え」と重ねて十念する。次に發願文を訓読し、念佛開闢文(摂益文の訓点付)のあと念佛し、「勤行の長短ハ行者の意楽に任す」べきであるとしている。続けて別回向の仕様として本師阿弥陀如来以下、教主釈迦牟尼仏・六方恒沙諸仏・觀勢二菩薩・六道能化地藏菩薩・來迎二十五菩薩・三國伝來諸大祖師・諸天善神等に報謝を為し、また天下泰平万民安穩等の祈願のあと、先祖代々六親眷属、及び戒名俗名で回向の終わりに「有縁無縁怨親法界平等利益願共諸衆生往生安樂国」を唱えて暫し念佛を勤めて總回向文、十念と次第してい

る。

この総回向文は「衆人同修の時は訓読音讀宜しきに随ふべし」としたあと、別に亡者回向祈願

と唱えて十念、更に知死期の願として
たまへ
上來回向し奉る一切諸精靈等如來の神力を以悉く極樂淨土引接し

仰ぎ願はくは上來所修の功德を以て我等命終に臨まば必死の時至る

事を告たまひ仏及聖衆現前して上品蓮台に引接したまへ

と毎時勤行の終りに此の願文を唱えて祈願せよと云い、合掌叉手して十念を指示してある。最後に『往生要集』の如來本誓云々の文を、弁阿・勢觀等先師の用いられし文として訓読し十念して一礼し、十念(合掌叉手)で退座するものである。

従つて、法要の流れとしては香偈・三宝礼・懺悔・十念・發願文・念佛開闢文・念佛・回向・十念・總回向文・十念・祈願・十念・一礼・十念なのであるが、總回向の前後に回向・祈願を振分けてあるのは、前者が恩徳報謝・万民豊樂・先亡追善の“対他”の為の回願であるに対し、後者は上來所修の回向の精靈と共に、自身の安樂、引接を願うものであつて、主に“対自”に回願の主眼が注がれているようである。なお註として「御經讀誦せんと思はゞ心に任せて大經觀經弥陀經六時禮讚等勤修すべし」と云つて、淨經讚歎開經偈(『法事讚』の念々思聞淨土教の文)を特に掲げてある。

また、一八〇〇年代中頃と思われるものに、沙門法清述『淨土勤行法』がある。これは各偈文をいろはの順に並べ、後でこの順にて一括して解説を付したものである。

い 烧香文(願我身淨如香炉)
は 奉請文(三奉請)
ろ 三宝礼(一心敬礼)
に 懺悔文(我昔所造諸惡業)
ほ 開經偈(無上甚深微妙法)

ヘ 阿弥陀経

ヒ 発願文（訓読）

チ 開闢文（光明遍照・訓読）

リ 御念佛

ヌ 回向文（願以此功德・訓読）

ル 別回向文（願以上來所修功德）

を 四弘誓願文（衆生無邊誓願度）

わ 後三礼

か 供養呪食文廿二返（曩莫薩嚩）

よ 呪願文（此食色香味）

た 施食

れ 呪願文（汝等鬼神衆）

このうち『法事讚』所収の三奉請には「弥陀世尊」となっているが、ここでは他の二句に合わせて「如來」の語で揃えてある。また解説中に、阿彌陀経に関して

此經は我宗にかぎらず、諸宗ともに例時の勤行に誦誦する所の経文であると云い、発願文に対しては

此經は勤ごとに唱て、臨終正念聖衆來迎上品往生六通自在利益衆生

を、真実心に祈るべし（傍点筆者）

との意持が説かれてある。詰まり一座の法要において、阿弥陀経と発願文を必ず読んでいた一例であり、念佛の項では

ふせがね、木魚を、鳴してなりとも、六字、分明に、高声に唱ふべし、勤行の長短は人々の機根次第

としながらも、ここでは「大かた線香一炷を定規」であるとし、特に「仏前勤行の念佛は別時行儀の内」なりと定義付けているが、日常の念佛は日課として尋常行儀の中に含むべきところ、称名正行に精励するよう重点を置き、やゝもすれば誦經・礼讚が主で、念佛が従となり勝ちな現行法儀の反省点をも感ずるものである。後の三礼に就いては、

かならず救我たすけたまえと、おもひて三返がへしの念佛にて、礼拝して仏前を

退くべし

とあつて、三帰礼や三身礼でなく、三唱仏名禮であつた。本書の刊記は付されていないが、別回向文の中に宗祖の大師号が弘覺（文化八年六百回遠忌の謹号）迄讀まれ、未だ慈教の名（文久元年六五〇回遠忌の謹号）が見られないことと、徳川家歴代將軍や夫人方の院殿号が挙げられる中、嘉永元年寂の天親院殿（十三代家定室任子・鷹司氏）の名が見出せる八四八ことから、嘉永以降文久年間以前の発刊であろうと考えられる。更に諸回向の終り結願の文にある、

專修結縁衆生信疑謗譽日課念佛同行衆等如來大悲哀愍護念願行相続
必得往生13

の語は、今も山口県大日比の勤行に残つてゐるものである。

斯様に、江戸中期から後期にかけては次々に法式資料が出版され、文化文政の頃には式次第も整備されて、通常は二時三時、或いは丁寧に六

時の勤行がつとめられてきた。香衣騷動で有名な縁山五十九世六十世宝

（南無西方願王阿弥陀如來、南無大恩教主釈迦牟尼如來、南無大慈

大悲觀世音菩薩、南無得大勢至菩薩、其外十方三世諸仏薩埵哀愍護

贊顯了（～天保二）が出した「安心相承加行規定」五力条の中に

一、触香・入道場・塗香・香偈・三宝礼等畢、至誠可誦広懺悔事

一、六時勤行礼讚可為如法事、

附、日中可誦誦三經事、

一、日課三万称以上、誓可励修事

などと定めているから、行中はやはり六時勤行であつた。

江戸時代も後期になると、充実した勤行式による解説書も出版される。弘化二年（一八四五）には浪華好花堂野亭が『浄土宗回向文和訓図会』三巻を著わした。即ち巻之上には円光大師の略伝を、巻中には善導大師一河白道之譬喻并大意と看經之心得を、巻之下には元祖大師一枚起請略解と題して述べたあと、

浄土宗の人々ハ朝夕看經の後にて頂き誦し元祖上人の浅からぬ御高恩報謝にハ怠らず称名念佛し奉り玉ふべき也
と結んでいる。巻上の序に勝尾寺の真阿（安永九～嘉永三）が、「こゝに野亭居士一篇を述べ、影して回向文和解といふ。：在家有信をして其法要を曉り知しむ」と言うから、在家信者向きの勤行式講話という内容でもある。

先ず焼香文（願我身淨）・三宝三礼（一心敬礼）・十方如來奉請文

（南無西方願王阿弥陀如來、南無大恩教主釈迦牟尼如來、南無大慈大悲觀世音菩薩、南無得大勢至菩薩、其外十方三世諸仏薩埵哀愍護

念・十念・懺悔文（我昔所造）・發願文（音誦）・念佛開闢文（光明遍照）・念佛数百遍・戒名俗名回向

の順で掲げた後、百万遍念佛の起源に就いて触れ、利劍名号の文（門々不同八万四）を載せる。次に切回向として弥陀・釈迦以下諸尊列祖及び先亡諸靈並びに同行衆の息災延命等を回願する文を読み上げ、各々に十念した後、願以此功德の四句の文を読み、焼香して焼香文を唱え、四弘誓願文・称名拜礼（三礼九拜）した後、導師の一枚起請文拜誦を聴聞すべしとなつてある。朝夕仏壇に向かつての看經作法に、百万遍のことが併記されているので少々複雑な体裁をとつてゐるが、奉請文に四奉請や三奉請でなく、独自の回願調とでも云うべき文を採用してあること以外、極立つた特徴はない。

併し、こうして見てくると、在家勤行式の中で最も古い部類に属する祐海の『看經式』から、更に九十年以上も経た『和訓図絵』まで、通して言えることは、勤行の中・心となる、所謂正宗分と呼ばれる部分の構成が、發願文以下光明遍照・念佛一會・總別回向と続く“誦經抜き”的形式に仕立てられていることである。そして、こうした在家向きの勤行式は、やがて後に教会衆勤行法となつて展開してゆくのである。

一方、江戸中期には大筋が固まり、段々と整えられてきた出家側の勤行法も、遂に安政年間、縁山学頭即薦觀隨をして『蓮門六時勤行式』として一応の纏まりを見るに至つた。

日常勤行式に影響を与えたもの

保^{一七二五}十年、三人の弟子を京都へ派遣して引声の研究に当たらせたことが、この時できた『引声阿弥陀經』の跋文に記されている。

御忌を勅会にて厳修した始まりは、五百回遠忌の宝永八年（一七一一）である。またこの年は、忍澂が没した年でもあった。この大遠忌は東漸大師号を下賜されての慶事であり、就中正月二十二日の中日法要には、衆僧の中に讚衆左右各五人・梵音衆左右各六人・散華衆左右各五人・唄

師各一人といった声明衆を含む、未曾有の大法要となつた。「円光東漸

師五百年御忌法事次第」^{〔15〕}によると、總礼伽陀・導師三礼登高座で始まり、

唄・散華・讚鉢・梵音・唱導神分表白謡誦發願四弘祈願仏名讚嘆隨意廻向・後伽陀・導

師下高座執香炉礼拝など供舞入りの盛儀で、錫杖の名が見当らないものの、四箇法要によって行われたという。

御忌だけに止まらず、格別の法事には声明を用いた形跡があり、享保^{一七三二}

七年四月の有章院様逮夜の記録に「奉請 惣札 重誓偈 読經 礼讚 後伽陀 御飯齋廻向」とあるが如きもので、声明を主体とした法要の場合、前伽陀（或いは前唄）と後伽陀（又は後唄）に挟まつて、経を読み華を散じて仏徳を讃嘆する等といふ一連の形式を踏襲したものであつた。特に本宗の場合、大師号を頂戴しての勅会、大檀越徳川家を抱えての大法要と、法儀にも古式を参照して体裁を整える必要があつた。

一方、鎌倉光明寺第八世觀音祐崇（～永正六年）によって始められた

本宗の十夜法要は、二百年以上も経過すると衰頽し、これの復興に力を注いだのが、同五十七世義善觀徹（明暦三～享保十六年）であった。享

一五六七
一五〇九
一七三一

（前略）然^ル以^テ東海之地未^シ有流行山主大和尚命^ニ三小子令^セ伝習之欲^ヲ擴充之為^{ントシ}感發人心^ヲ攝化之巧便也爰^ニ洛陽某精舍有^ニ善音芸^ヲ人乃從效習焉^シ瞻写^一中^ニ二^ノ本^ノ訂^シ正^シ音節^ヲ錄梓^シ藏版乎^ニ蘭若^ニ云享保十年歲次乙巳仲夏上浣

常福会下沙門

涼澄

全修

義春

順徹

こうして復興された引声の法要は、天台の例時作法によるものであり、三礼（三帰）・七仏通誠偈・黃昏偈・無常偈・六為・四奉請・甲念佛・阿彌陀經・甲念佛・合殺・回向・後唄・三礼・七仏通誠偈・初夜偈・九声念仏・神分・靈分・祈願・大懺悔・五念門と次第する行法は、元文四年（一七三九）同六十二世洞譽玄達筆の『引声阿弥陀經』や、宗祖六百回遠忌記念『常行三昧法則』（文化七）にも、その儘受け継がれていた。偏依善導の宗風乍ら、儀式において今なお四奉請や心淨偈を用いているのは、天台の法儀を修していた名残りである。

百万遍知恩寺の御忌法事式（寛政六年澄海筆）の中にも、十九日日中の

の

前伽陀^{〔16〕} 敦礼天人附樂 読經 讚鉢 噎匿 散華行道 唱導 後伽陀^{〔17〕} 頤以此功德 附音樂 真称念佛一會（伏鉢） 御十念

と次第するものや、二十五日日中の

伽陀 讀鉢 唴匿 散華 梵音行道 錫杖 仏名 唱導 後伽陀 御十念
後唄 双鉢念佛 願以此功德之文 御十念

などは二箇、或いは四箇の声明曲を用いたものであるが、中には

四奉請 三念佛 弥陀經行道 引声念佛

とした十八日逮夜の法事や

四奉請 三念佛 弥陀經行道 後唄引声 双鉢念佛 御十念

の二十五日晨朝法事は、節の有無や相違は別としても、天台例時の勤行の影響下にあることは明白である。また二十五日の御廟参では

四奉請 四誓偈 引声念佛 自信教人信之文 御十念

と記されているが、この自信偈を指して我々は回向文といい、西山派では後唄（節無しでも）と呼んでいる。経後、或いは念佛一會後法要の終結に当たつて唱える回向句としての扱いながら、これを廻世界梵（後唄）の変化したものと捕えたとき、この流れは奉請・誦經・念佛・後唄という略儀の例時作法と見做される。従つて四箇の声明曲による大法要と例時作法、加えて諸宗共通の儀礼などを参考にして取捨選択、浄土宗化して煮詰めて行けば、宗門古来の誦經・礼讚・念佛の三本柱を基調として形を崩さぬ限り、やがて整つた勤行式が出来てきて当然であつた。

文化二年（一八〇五）八月、緑山第五十四世倫譽念海が、坊中老僧らを召して法事勤行の至誠精修を教諭せしめた。これには維那・衆僧の心得を書き連ねてあり、

阿弥陀經を所依とし、例時勤行ニも持誦する事深く仰信すへし、

（中略）御伝翼賛・語燈錄等幾返も会読致し、三心具足の念佛日課肝要二候、声明等稽古出情いたし、弥陀懺法のはかせも、断絶無之様可と種々教導した中に、例時勤行の語と阿弥陀經持誦ということから、先述の影響が窺われ、また六方段に至つて合掌を促すなど、現在と作法上の相違は多少あるが、威儀・健稚に就いてまで言及してある。

行者盤鑰など能教導し、法務式法相整候様可被致候（中略）道場法席にて威儀鄭重者勿論之儀、常恆共精々心掛、餘力有時は蓮門清規威

儀略述なども披見し、相互ニ鑑省検整して、平素放墮の僻習ニ不被侵様、深く相慎可申候、

というものであつた。江戸後期になると、式次第の定型化と共に、法儀全般の端嚴さが改めて求められたのである。

こうした時代の知恩院の日鑑等を探ると、先ず元文二年十一月の源智五百回忌に「四奉請護念佛經、大僧正御開辟ハ發双偈光明遍照文次に引声念佛」の記述以降、明和五年五月に

於大師前毎月廿五日勤行之節一章宛為報恩致持誦候
と『選択集』輪讀が定められ、このあと統いて明和七年に五十六世覺譽大僧正制條⁽²⁾

一、仏祖守制誠如法勤行可為丁寧事
が定められ、同九年には五十七世檀譽大僧正制條⁽²⁾として、

一、惣而仏事勤行古來宗風之通執行昼夜礼誦等無懈怠致勤修異体異

風之行儀無^レ之様可相守之事

との書翰が出ている。端正な行儀を求め、乱れた法儀は肅正するという願いは、東西共に同じであつた。また、本山の儀礼は末寺の参考となり、影響を及ぼすことは間々あること^(一)であり、特に日常勤行を考える上で、葬儀の次第が一番手短であるので二、三挙げると、文政十年六月に遷化した六十五世迎^(二)嘗^(三)の密葬、

御焼香三拜畢而四奉請弥陀經三念佛自信教人信文次後唱念佛、願以

此功德

或いは、天保九年四月寂の六十八世嘗⁽⁴⁾嘗⁽⁵⁾の表葬式次第⁽⁶⁾のなか、

四奉請弥陀經三念佛一會願以此功德之文

の部分に、当時の日常勤行を彷彿とさせるものがある。

片や増上寺には、寛永の頃より承応年間（惠隆・林的・戒順などの來山）を経て、声明に対する研鑽が積まってきたこともあつて、『年中定規便覽』乾の四月十七日の条⁽⁷⁾に、安国殿日中の誦誦法要を「弥陀經三卷声明前後⁽⁸⁾有之」、「次本堂於黒本尊前護念經誦誦、念佛一會、畢而御結縁御十念御授与」とか、「年中定規」下の七月分に開山忌が十七・十八の両日執行されて、その法要式⁽⁹⁾は、「讚鉢・捻香・梵唄・散華・四奉請・礼讚・弥陀經行導・開闢念佛・御十念（逮夜法要）」の順で、或いは「讚鉢・錫杖・散華・礼讚・弥陀經・念佛一會・御回向・御十念」であったといふ。梵音の曲名がないものの、所謂四箇法要を真似たものに、宗門古来の伝統である誦經・礼讚・念佛を上手く折衷した差定を組成しているのである。

文化十三年識、文政二年騰嘗実海の序文を掲げる縁山版『布薩法則』は、大原阪本三井之法明泉涌建仁各山と縁山所伝の式を対校して定めたと跋文に述べるが、聞鐘偈（降伏魔力怨）で始まり、種々の布薩作法に混在して散華偈（散華莊嚴淨光明）、梵唄（如來妙色身）、焼香偈（戒香定香解脫香）、後唄（處世界如虛空）、三帰礼（自歸依仏當願衆生）が唱えられることは、取りも直さず儀礼に不可欠な要素が、礼拝と讚歌（唄）、そして香華供養であったことを示している。

従つて、香偈・三宝礼・奉請・歎仏の順で行われる本宗儀礼は、客の応接にも相当する礼法で、極当然の道理の上に成立してきた流れと言える。

縁故宗派という点で、西山派を見てみたい。延宝九年（一六八一）深草真宗院の中興竜空の代に『蓮門課誦』⁽¹⁰⁾が発刊される。通西慈空の筆受、専意一向が墨譜を付けたもので、晨課の梵網經・釈尊寶号三称・普回向・肆誓偈・晨朝礼讚（節付の廣儀悔有り）・讚念佛・諸靈舉名・念佛一會・三拜からはじまり、日中には肆誓偈・礼讚・發願の後三念佛・十方恒沙仏・肆誓偈・連声念佛（若王偏）・一切精靈生極樂・念佛一會・三拜で昼課は終つてゐる。日没は阿弥陀經（漢音）・三念佛（漢音）・回向（漢音）・肆誓偈・礼讚・無常偈・發願・讚念佛・諸靈舉名のあと念佛一會・三拜で外堂施食儀と続く。初夜・中夜は無常偈付で礼讚のみを載せ、後夜は同様ながら讚念佛と真身觀が付いていて、このあと斎仏儀（四奉請・甲念佛・呪食・上供・弥陀經・聖号若干偏・後唄・回向・三拜・奉送・請仏隨縁の文）と、臨斎儀（食作法）となつ

ている。

特に忍激の『課誦』と同年の刊行であるばかりでなく、礼讚の重構造（種類及び位置）の一一致、更に『課誦附録』にある讚念佛と、この『蓮門』所収の晨朝・日没・後夜の讚念佛の博士が殆ど同じであるところから、両者の関連性は密接であり、また宗祖真蹟と伝わる檀王法林寺本や応永八年の西本願寺本に次いで、博士付の礼讚本としては古い部類に属するもので貴重である。⁽²⁸⁾

この外、西山派のものとして、文政三年（一八一〇）刊『命の親』に、在家勤行式として香偈・三宝礼（南無常住仏）・四奉請・開經偈・四誓偈・三念佛・後唄（諸世界如虚空）・三尊礼・發願文（音誦）・啓白（光明遍照）・回向（願以此功德）・別回向（來迎願王阿弥陀如來）・一枚起請文・四弘誓願・三拜・退坐と次第して、統いて懺悔文と三帰戒（南無歸依両足尊）・三竟の文が付いている。用否随意ということであろうか。此書は天保四年にも再版されるが、別回向の祖師回願に鎮西・西山両上人の名を並記しているのは、翌文政四年の『淨土宗在家念佛勤行式』でも見られることである。両書の刊行には一年の違いしか無いが、両派の者が共に利用できる便宜を図った点と、両派の在家勤行の接点を知る上でも、高く評価すべきである。

また、往生伝とか臨終行儀に関して一言触れておくと、出家の例として、寛文十一年（一六七二）摂州放出村出田寺の空山和尚が「善導の發願文を誦し光明遍照の偈を唱へ高声念佛体をせめて願以此功德の文高ら

かに誦しておハリ念佛第七返めに晏然として息たえぬ」⁽²⁹⁾といい、在家では、大日比西円寺の資料に、宝暦十二年（一七六二）金子仙次郎という七才の童子が、飯沼弘経寺恵枝和尚より「道俗時衆等各發無上心ノ文「広さんけノ文」「發願文光明遍照の文願以此功德ノ文等ヲ教へられ」⁽³⁰⁾たといい、また文政二年（一八一九）五月寂、真誉了称居士終焉記に、「合掌三拜し光明遍照の文を唱へ高声念佛勇ミ進んで相唱へ願以此功德の文を唱へ」⁽³¹⁾たと伝えられるなど、在家出家の別なく、命終という一大事に際しても肝心な行法とされたのが、今見てきたような發願文、摂益文、念佛、そして總回向の文であった。換言すれば、出家行儀と在家行儀の最大公約数的なこの法則こそ、日常勤行とは絶対不離の関係にある要素であり、不可欠の条件でもあった。

その他、法式史の上では宝暦元年（一七五一）より同三年にかけて惹起した、不退円説（京都下鳥羽法伝寺住）の木魚事件⁽³²⁾を看過する訳にはいかないが、これに関しては史学的立場から研究も為されているので、茲には触れない。

なお、昔の記録を見る限り、万部会と共に施餓鬼が多く修されていたこととも関連するが、密教の影響下に、根本陀羅尼を用いた勤行もあつたのである。即ち天保十四年（一八四三）版『淨土勤行回向文』がそれで、蓮門日用勤行式として次のような差定を組んでいる。

初焼香供養偈（香偈）
次敬礼三宝（三敬礼）

次懺悔文
三遍

次三帰戒
一遍

次三竟
三遍

次肆誓偈

阿弥陀如来根本陀羅尼
(梵字)

南無阿弥陀仏
十唱

次發願文
(訓説)

光明遍照

次正定業

願以此功德

次回向
(願以上來ゞ普回向已まで八種類)
三鉢

次一枚起請文

次四弘誓願

次三拜
南無阿弥陀仏南無阿弥陀仏南無阿弥陀仏

以上、幾多の法式経本や人師について、勤行式の推移を眺めてきた。途中、如何に華麗に莊嚴に演出されても、或いは逆にどんなに極略されても、誦經・礼讚・念佛の柱は不变のものであつた。江戸中期から後期へ、

最初の忍激に話を戻すならば、

唱上香偈。敬礼三宝。四誓偈一過。次舉後夜讚。連声念佛千遍……立

四弘誓願。三拜と表われる次第の本質は、何ら変わつていかなかつたのである。

註

(1) 本宗で最も古い礼讚本(檀王法林寺藏)にも「甲・二乙など」と読める符号が記されている。墨譜の付けてある左右によつても重の区別ができるようになつてゐる。

(2) 更に本書は、明治二十八年(一八九五)掘尾貫務により校訂されて、『淨土禮誦法(仏道教經附全)』のなかに「日用念誦」として収められた。但、この時、念念思聞淨土教の文と誓願偈(誓到弥陀安養界)と送仏偈の三種を付加している。

(3) 『諸回向宝鑑』卷三に二七日の回向并塔婆之文として、釈迦如來真報士云々の四句をあげてある。

(4) 『仏教論叢』第31号所収「淨土宗法式雜考(2)」P160

参照

(5) 『淨土宗布教伝道史』に讚譽とするのは間違ひである。

(6) 『宝鑑』卷二の出家剃髪法式や剃髪略式の懺悔は、共に我昔所造の偈を用いている。

(7) 『仏教論叢』第32号「淨土宗法式雜考(3)」P130～1
31参照

(8) 角田俊徹『四休庵貞極全集』昭和五年刊

(9) 『増上寺史料集』四P30～32

(10) 『仏教論叢』第30号「淨土宗法式雜考」P155～158

(11) 『淨土伝灯輯要』所収

(12) 岩田宗一『声明関係資料年表』P106 任阿については大阪生玉九應寺六世であり、八事山諦忍との接点の考察が大沢亮我によつて試みられている。

(13) 安永八年（一七七九）始行、法岸筆『唯称蓮華三昧会』にある文。またこの念佛会には毎月一日と廿五日朝六ツ時開闢で、懺悔ノ文発願文ヲヨミ光明遍照文ヲヨミ木魚念佛乃至惣廻向願以此功德ノ文如常別回向などと表されている。

(14) 『増上寺史料集』3 P185

(15) 『知恩院史』P627～631

(16) 『知恩院史料集』P241

(17) 『淨土宗全書』20 百万遍知恩寺誌要P331～338

(18) 『増上寺史料集』3、山門通規5、P290～

(19) 『知恩院史』p1294

(20) 同右 P377

(21) 同右 P378

(22) 同右 P381

(23) 同右P394

(24) 同右P403

(25) 『増上寺史料集』2 P79

(26) 同右 2 P298～299

(27) 本書は貞享二年（一六八五）再版の後、安政六年（一八五九）

近年では昭和五十年にも永觀堂より復刊されて、西山派における礼讚本の基準教本として今に至る迄広く使用されている。

(28) 法藏館『声明辞典』P167・P267～268

(29) 『浪速叢書』第一卷P228 摂陽奇觀卷之十七新著聞集第十三往生篇

(30) 『大日比西円寺資料集成』〈往生伝之部〉P41～42

(31) 同右 P292

(32) 『鷹陵史学』第3・4号所収「開山不退上人本山江被召出候問答之一件記」の史料的性格について・「不退上人木魚念佛出入一件史料」（平祐史）等参照。然して後『六時勤行式』には「念佛鉢或ハ木魚」にて可とするまでに至ったのである。

(33) 珂然（一六六九～一七四五）編『獅谷白蓮社忍激和尚行業記』に「獅谷六時行法定式」後夜の差定による。

第一篇——第二章 観隨の勤行

第一節 『蓮門六時勤行式』の制定と展開

はじめに

大谷旭雄

淨土宗の宗徒が日常に修する勤行式は一般に日常勤行式と呼称されているが、これが一宗の宗定として正式に認められるようになつたのはそういう昔のことではない。

明治四十三年十月、淨土宗務所認定として刊行された『淨土宗法要集并声明⁽¹⁾』では「通常法要式」といい、大正十三年四月刊行の宗定『淨土宗法要集⁽²⁾』では「日常勤行法」と称している。かくて、昭和十四年十二月に出版された宗定『淨土宗法要集』（初版⁽³⁾）においてはじめて「日常勤行式」と称するに至つてゐるのである。

この「日常勤行式」の差定はいつ、何人によつて組みたてられ、制定

されたかについては今まで明らかにされなかつたといつてよい。一説には瑠璃庵敬首和上が享保年間（一七一六～一七三六）に「淨土読誦法」として、香偈より送仏偈に至る差定を組織したと伝えられるが、現在のところ定かな証拠も見あたらないようである。

ところで、「日常勤行式」の解説、啓蒙書は決して少なくないが、中村弁康氏がその著『日常勤行式講讚』の巻末で「噫、私達の日常勤行式は、一体誰が之を造つて呉れたのであろう」といつて、その作者を思慕し探索しているのをはじめ、香月乘光教授もその制作者と起源に関しては未調査であることを表明されているのである。

昭和五十二年（一九七七）、立正大学に出講した際、筆者は同大学付属図書館においてはからずも『蓮門六時勤行式』と表題する一巻の書に出合い、基礎調査の結果、これが現行の「日常勤行式」の起点にたつものとの確信をえたのである。

この書は表紙に、

蓮門六時勤行式

附小字訓 完

とあり、大玄の撰述した『蓮門小子訓』と合冊されて一巻となつてゐる。そのうち『六時勤行式』そのものは前序、勤行差定、解説、および縁山学頭、觀隨が安政四年（一八五七）五月に識した後跋を含めて僅か六丁ほどの内容である。

以下、本論ではこの『六時勤行式』をとりあげ、その制定と編者、差定制定の背景、特色等について考察し、さらに、明治九年（一八七六）三月に布達された『淨土宗鎮西派規則』に見られる「恒式」、および、明治八年に制定された『淨土宗教會規則并施設方法』に指示されている『教會行儀式』をとりあげ、その展開の一端を窺つてみたいと思う。

一、六時勤行式の制定と編者觀隨

『六時勤行式』の前序によると、

六時勤行式者以誦經禮讚念佛為蓮宗之法式大師開宗以來軌格宗徒所遵行也、

とある。六時勤行式とは誦經・礼讚・念佛の三を勤修することであり、これは蓮宗（淨土宗）の法式として法然の開宗以来の軌格であり、ながく宗徒に遵行されてきたというのである。

この誦經・礼讚・念佛等の三は後跋では、

蓮門行法軌則有正助二業焉

といつてゐるように、読誦正行、觀察正行、礼拝正行、称名正行、讚歎

供養正行などいわゆる淨土行者の実践要目としての正助二行（五種正行）の内容を具体的に表現したものであり、後述するが聖光の所行はことにこの三をもつて伝えられる場合が少なくない。

この誦經・礼讚・念佛など蓮宗の法式もこの『六時勤行式』が制定される頃になると、

然ノ弊風浸興法儀殆^{ハシル}ノ
然^{トモ}或省略、或加修、正雜混淆、長短不同
と評され、また、

然^{トモ}弊風浸興法儀殆^{ハシル}ノ

と指摘されることき状態にあつたのである。しかし、かような批評は誦經・礼讚・念佛等のすべてを指すものでなく、誦經と念佛については祖訓に随順するといつてゐるから、批判の中心はとくに礼讚に向けられていたものと推察される。したがつて、その続文に、

或日沒一時礼讚、或唯夏中、或唯別時、礼讚、余時不修、總是失宗^{チレ}之法則、溷祖靈訓、

といつて、その弊風を描写し、宗の法則を失墜せしめ、祖訓を溷淆するものとして憂慮しているが、さらに本文中の解説にもこの礼讚の弊風を指摘して、

又国所ニ依テ讚ノ末へ願共ニ止テ、諸衆生往生安樂國ノ八字ヲ略去シテ次礼ノ南無至心ヲ發声スルアリ、其略スル所以ヲ尋ルニ、短略ヲ好ムヨリ起テ其弊風ノ推移リシナリ、或人云、維那ノ調声ヲ習フ時願共ニテ息ヲ休メ、声ヲ調ヘテ南無至心ト發声スル故ニ、八字ハ

他ニ任セテ唱ヘズ、意ニ於テ発声ノ程ヲ計レハナリ、其維那ノ癡力
余衆ニ移リ来テ一癡風ト成レルナリ、是ヲ以テ日用念誦ニハ故ラニ
讚ゴトニ、願共諸衆生等ノ十字ヲ措クハ、密力ニ略ヲ好ム「ヲ警策
スルナリ、夫レ此ノ五言二句ハ導師ノ礼讚集記ノ元意ニシテ、行者
願行ノ帰趣スル肝要ノ句ナリ、若誦セザル時ハ大師ノ本意ニ悖リ、
勤行ノ至要ヲ闕クベシ、乞フ轍ヲ改メテ祖恩ヲ謝スベシ、

といつてゐるのである。

また、觀隨はこのような現状を痛く病んで憂慮したものに好譽宝洲などの古哲があり、この『六時勤行式』に先立つて『淨業課誦』、『日用念誦』等を著わしたといつてゐる。

しかし、この二著に対して觀隨が、

然猶仍舊貫用不任己情而不齎也、

といつて批判しているように、これらも結局、この現状を改正せしめるものでなかつたのである。そこで、増上寺学頭觀隨はこの問題ととりくみ、おそらく自ら発起して、十八檀林諸山の耆宿（學識経験者）と相いはかり、協議を重ね、古今の勤行を折衷して新たに『六時勤行式』としての差定を組みたて、制定したものと思われる。後跋にはその間の事情を伝えて、

是以諸山耆宿相議折衷古今以定勤行式法、……、

安政四年丁巳五月

と記している。これによつて『六時勤行式』は安政四年（一八五七）五月、増上寺学頭觀隨を中心に組織制定されたことを知るのであり、それは今日より数えて約百四十年（百四十一年）前にあたるのである。

この『六時勤行式』はその前序に、

所庶例時勤行必準大師令範、堅護國師芳躅、如一宗畫一無少差
而已

というように、一宗の勤行式として全国的な統一（一宗畫）をめざすものであつたのである。『増上寺日鑑』の安政四年八月十三日の条には、

……一山一樣相調候、不遠諸國一風可相成候間、向後猥改變致間敷旨被仰候事、

とあり、これがまず増上寺一山内において調整統一（一山一樣）され、さらに全国的な統一（諸国一風）をめざして制定刊行されたことを伝えており、いわば宗定的意図で刊行されたことを知るのである、当時の淨土宗における増上寺の位置からみて、この『六時勤行式』はいわば幕藩時代における淨土宗の宗定勤行式ということができよう。

また『六時勤行式』は昼三時（晨朝・日中・日没）、夜三時（初夜・中夜・後夜）の昼夜六時に修する勤行式という意味であるが、当時の出家僧としてはむしろこの六時の勤行こそ日常の勤行式だったのである。

ところで、この『六時勤行式』以前にかような差定が制定されていたという記録もなく、しかも、これが淨土宗大教院をはじめ、明治維新以後の諸勤行式の基礎となつたことは確かであり、淨土宗における現行の

日常勤行式はこの『六時勤行式』をもつて濫觴とするといえるのである。

なお、儀礼としての『勤行式』は対自儀礼に当り、自己の信仰の開発・

桂昌院様
御別當

仏心院

目黒祐天寺

西久保大養寺

増上寺役者達

同觀隨

専

禮讚部十九年 賢興

同觀隨

清揚院様御別當 有章院様御別當

とあり、安政二年（一八五五）の時点においてもなお、冠誉慧巖の御代役者をつとめていたことを知る。

净化をめざす修道儀礼に属するといわれるが、『六時勤行式』の制定前後に於ける増上寺の記録をみると、安政二年九月に行われた照耀院廿三回忌には「四智讚 次 四奉請 次 礼讚 次 阿弥陀經 次 念仏一會」次回向」という差定の次第で法要が営まれているが、これを「昭耀院廿三回忌法要式」といい、安政四年六月十九日の知願院百ヶ日の法要では「讚歎 伽陀 開經偈 觀經一卷 後伽陀 念仏一會」という次第で法要が行われているが、ここでも「知願院百ヶ日法要式」と称しているのである。この記録による限り、死者に対して追善回向する回向儀礼としての法要は、法要式（対他儀礼）と称して、先の勤行式と区別しているのである。

『六時勤行式』の制定刊行に中心的役割を果した学頭觀隨については、不詳の点も少なくないが、ここで現在までに知りえた足跡をふりかえつておこう。

まず、嘉永六年（一八五三）十月十六日付『温恭院殿御実紀』に記載される「賜時服于御代替御礼之寺院。」には、

時服二づゝ
瑞蓮院
通元院

その後、観隨はいつ、学頭に推举されたかは明らかではないが、安政四年五月の時点では学頭であったことは確かであり、その就任は安政二年五月以後まもない頃と推せられる。

蓮馨寺三十八世、等譽明賢が、安政五年九月二十日に記した伽藍譜（『関東浄土宗檀林古文書選』所収）によると、

（中略）于爰即譽觀隨公、世出龍象、嘗為縁山幹貢數有功、序進學徒第一座（下略）

とあり、観隨をして世出の龍象とたたえ、また縁山幹貢（役者）在任中のかずかずの功績を讃え、やがて学頭（学徒第一座）に昇達したと伝えている。おそらく『六時勤行式』の制定刊行は観隨の学頭在任中、最大の事業であつたに相違ない。

その後、観隨は安政五年九月十九日、川越蓮馨寺第三十九世住職として進董したが、同日付の『増上寺日鑑』には、

新田大光院江川越蓮馨寺、同寺江学頭觀隨　_{〔源川〕}靈巖寺江鴻巣勝願寺、
同寺江二藏嚴城、

とあり、この日の移動で、観隨は蓮馨寺へ、二藏嚴城は勝願寺に赴任しているのである。なお、『蓮馨寺歴代過去帖』には法名を、

心蓮社即譽上人行阿善順觀隨大和尚

とあり、安政五年九月十九日に住職、同十一月廿八日に仰付により同寺に入山している。蓮馨寺住職としての業績の数々は同寺の『過去帖』にくわしいが、元治元年（一八六四）十一月四日、蓮馨寺において入寂し

ている。行年不詳。のちに功績により「中興」号を授与されている。

二、差定制定の諸背景と特色

先述したことく、観隨等は『六時勤行式』の制定にあたつて、宗祖法然の令範に準拠し、ことに二祖聖光の芳觸を堅護しつつ、また、忍激・宝洲等の古哲などがあらわした著作も考慮し、さらに現今法式も参考とし、「古今を折衷」して新たな勤行の差定を組み立てたのである。

ここで、法然の令範とは勿論、『選択集』第二章段に明かす五種正行（助正二行）と二行の価値批判等を指すのであろうが、とくに聖光の芳觸を堅護したことを強調しているのは、観隨等が聖光の思想と行跡をいかに重視したかを示すものであり、蓮宗の法式を誦経・礼讚・念佛の三をもつて示しているのも、かような傾向のあらわれといえよう。

そこで、まず、聖光の伝記を通じてその行跡をかえりみると、『法然上人行状絵図』四六所収の聖光伝には、

（上略）淨土門にいりしよりのちハ、毎日に六卷の阿弥陀經、六時の礼讚ときをたかへず、又六万反の称名をこたることなし、
と伝え、『聖光上人伝』^{〔10〕}にも

盍聞、從謁法然上人帰仏他力以來、六時礼讚、六卷小經、不違正時、
勤行相続、_{〔11〕}六万称名、毎日不闕、_{〔12〕}

とあって、誦経・礼讚・称名、（礼讚・誦経・称名）としてその所行を伝えていているが、著作の上でこれをみると、『念佛名義集』卷中^{〔13〕}には、

加様ニ淨土宗ノ法門ノミナラズ、余法ヲモ教へ給ヒシ事ニテ候シガ、其後、露塵許リモ不違進、阿弥陀經六卷、六時礼讚、七万遍ノ念佛、毎日不怠、

とあり、『念佛三心要集』にも、

加様ニ候シカバ、其後、露塵違奉ズシテ、阿弥陀經六卷、六時礼讚、六万遍念佛、殊懈ラズ、

とあり、弟子良忠の『決答授手印疑問鈔』下所収の「善導寺聖人御房長時御勤并御臨終次第事」には、

(上略) 長時御勤自生年卅六夏至七十七春一分不違時剋、六時礼讚ト、六卷阿弥陀經御勤候、御念佛毎日六万返也、

と伝え、三十六歳より七十七歳にいたる聖光の所行を礼讚・誦經・念佛として伝えているが、さらにこの続文には、昼夜六時にわたる聖光の所行を詳細に伝えて、

初夜之後暫打臥給、至子半驚中夜行法被始候、後微音念佛後夜繼、又後夜ヨリ夜曙マデ御念佛音懈怠事少不見候、晨朝・日中・日没礼讚御堂候、夜中大略六万返御勤候様也、御念佛中、時々助給阿弥陀仏雜言被仰候、如法勇猛見給候、八旬老体至寒熱之時、少不怠御坐候也、昼時々披閱聖教、或談義事候、談義最中日中時來、一文一句誦サシテ、ヤガテ始阿弥陀經、行礼讚念佛御坐(下略)

といい、ここでは誦經・礼讚・念佛の次第でその所行を伝えているが、観随等が注目した聖光の芳觸とは暗にこの『疑問鈔』に語り伝えられるよ

うな所行を指しているのかも知れない。ちなみに良忠の所行をみると、師聖光のそれを踏襲して、

忠伝)

と伝えている。

以上、聖光の所行等から見い出される誦經・礼讚・念佛の次第は国師(聖光)の芳觸として注目され、『六時勤行式』差定の中核として採用される上で有力な根拠となつたであろう。

次に『六時勤行式』の制定以前に撰述され、觀隨等が注目を払つた書に『淨業課誦』と『淨土禮誦法』所収の「日用念佛」がある。

はじめて『淨業課誦』二巻のうち、上巻は獅谷忍澂が天和元年(一六八一)に撰述したものであるが、その下巻(付録)は忍澂の弟子宝洲が享保十九年(一七三四)に上巻に収録されなかつた要用、須知の事項を集録したものである。その下巻に所載される焼香讚(後の香偈)、三宝礼、四奉請、開經偈、誦經(弥陀經)、念佛一會、四弘誓、三拜(退殿)と次第する差定は『六時勤行式』のそれと比較して類似するところが多く、その影響はきわめて顕著である。

つぎに、同じく宝洲が編した『淨土禮誦法』巻二は享保十一年(一七二五)に刊行されたが、その上巻は『六時礼讚』を収録し、下巻が『日用念佛』である。ことに下巻の「日用念佛」に所収される「晨昏礼誦」には、「敬礼、三奉請、燒香(願此香煙雲)礼讚、誦經、念佛、回向、説偈

発願、三帰礼、無常偈、発願而退」と次第する差定の一部は、先の『淨業課誦』とならんと、観隨等が参考にしたものの中の一つであつたにちがいない。

この外、『六時勤行式』中によく指摘はないが、あるいは考慮されたものではないかと推せられるものがある。その一つは忍激の『獅谷六時行法定式』である。その内容は珂然（一六六九～一七四五）の撰した『獅谷白蓮社忍激和尚行業記^[14]』に記録されていて知ることができるが、その後夜の差定をみると、

唱上香偈。敬礼三宝。四誓偈一過。次挙後夜讚。連声念佛千遍……
立四弘誓願。三拜而退、

とあり、ことに『六時勤行式』にみる念佛一千遍の先例として影響が考えられる。

この外、従来「日常勤行式」への影響が指摘されてきたものに、四休庵貞極の『淨土寺院朝夕勤行並回向文』がある。これによると、

淨土宗大小寺院。朝夕二時三四時等之勤行。第一祖鎮西上人善導寺法則勤行。初夜、後夜、始燒香、次三拜、初、禮讚。次、弥陀經。次、念佛。後、回向。

右即以五種正行。亦讚嘆正行。亦是助正兼行也。謂禮讚、禮拜正行亦是讚嘆正行也。誦經說誦正行也。所称之名号選択本願称名正行也。能稱調聲亦是讚嘆門當。一仏二菩薩等檀上位次、第八像觀指南依。彼土真仏擬奉。本尊敬礼奉觀察正行少分當。香華灯明及也飲食等供養

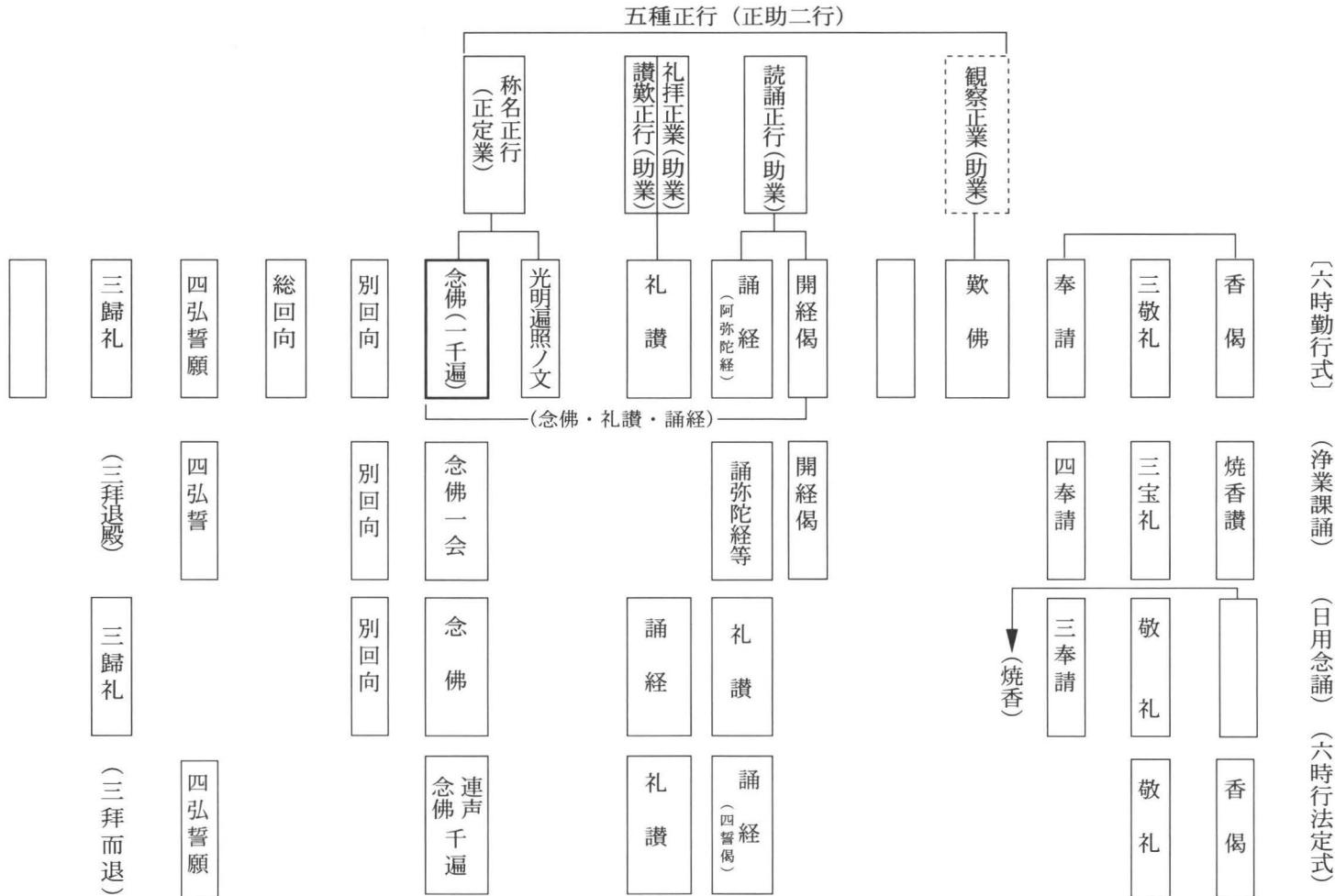
即是供養正行也。

とあり、この善導寺法則の勤行差定はやはり、誦經・礼讚・念佛という聖光の所行がふまえられており、これをもつて五種正行、助正兼行の勤行として詳細に説明されており、『六時勤行式』と類似するものが感じとられる。あるいは観隨等はこれを参考にしたのかも知れない。

この外、必夢が宗門初学の訓蒙の便に供するため、元禄十一年（一六九八）に撰した『淨家諸回向宝鑑』五巻には、宗門の誦經、回向文等が多数集録されており、明治以後の勤行式には少なからずその影響が指摘されるが、この『六時勤行式』には、その影響は指摘できないようである。

以上の考察により、『六時勤行式』の差定構成は、原則的には法然のいう五種正行（正助二行）称名正定業の説に依準し、また聖光が『授手印』において明らかにしたごとく、宗義としての五種正行、正助二行は所詮称名念佛の一行に歸一するという教旨をうらづけとしながら、かつ聖光の芳觸を堅護してこれを誦經・礼讚・念佛としてたくみに差定内の中枢にとりこみ、また、『淨業課誦』、『日用念誦』等の差定も大いに活用し、その時点で行われていた諸勤行など「古今を折衷」して組みたてられているのである。そこで、『六時勤行式』の差定と『淨業課誦』等との関係を考慮しながら、図示すれば、次頁の図のごとくである。

いま、この『六時勤行式』の差定次第をみると、一部欠除したものもないではないが、現行の「日常勤行式」の差定の原型は完全にできあがつ



ているのである。

図のとく、この差定中には読誦・礼拝・讚歎・称名の四正行がたくみにとりこまれてゐるが、観察正行はいづれに配してゐるのであろうか。『六時勤行式』自体には何ら説明もなく明らかではないが、しいて云えば「歎仏」がこれに当るのはなかろうか。つまり、貞極が「本尊^二敬礼^{シレハ}観察正行^{少分^{ニル}}」といつてゐるよう、堂内の尊像を瞻視しながら、「如来妙色身、世間無与等、無比不思議、是故今敬礼、⋮」と唱えて、如來の妙色身を讚歎敬礼することは、まさに観察正行の少分に当るといえるのではなかろうか。

かような見方ができるとすれば『六時勤行式』には全く五種正行、助正二行の宗義がとりこまれてゐるのであつて、換言すれば、それは助正兼行の具体的な実践法といえるのである。従つて、この『六時勤行式』にそつて勤修するものは、助業としての歎仏（観察正行）→誦經（読誦正行）→礼讚（礼拝正行、讚歎供養正行）と順次に修し重ねられることによつて、いよいよ念佛の機縁が熟し、さらに本願正定業の称名念佛にまで進んで各時一千遍の称名は最高潮に達するのである。かくして、積み重ねられた念佛の功德を回向し、さらに四弘誓願を唱え、三帰礼をもつて終わるのである。

また、『六時勤行式』の差定には現行の「略懺悔」および「送仏偈」にあたる部分が欠除しているが、「略懺悔」がないのは礼讚中に説かれている廣・略・要の三懺悔を分けて修することになつてゐるからである。ま

た「送仏偈」がないのは、『六時勤行式』以前の法要式等には殆ど先例はなく、また、『六時勤行式』が元來、五種正行の具体的実践法であることからいえば「三帰礼」で終了しても矛盾はないであろう。但し、差定の当初に仏を奉請しているところから、当然、送仏すべきであるとの心情をもつて、後世、「送仏偈」なるものが付加されたのである。

なお、正定業の念佛として『六時勤行式』は一時一千遍、つまり、日課六千遍の念佛を修するよう規定されているが、これはおそらく法然・聖光等の日課六万遍に対して、せめて宗徒としてその十分の一に当る六千遍を修せしめようという意図であり、誦經としてとくに『阿弥陀経』が指示されているのも、この『勤行式』が聖光の所行を重視した結果であろう。

むすび

以上、『蓮門六時勤行式』一巻をとりあげて検討した結果、この『六時勤行式』こそ現行の浄土宗の『日常勤行式』の原点にたつものであることが確かめられた。これは増上寺学頭、觀隨を中心として、十八檀林諸山の耆宿の協議をへて古今を折衷して、幕藩時代のいわば宗定勤行として組み立てられ、制定されたのであるが、それは安政四年五月のことであり、今から百四十一年前のことである。これによつて、中村弁康氏の探索に一応の解答を与えることができたと思つ。

(註)

- (1) 編輯発行 千葉満定。増上寺法務課発行。
- (2) 編輯発行 見山任達。浄土宗務所発行。
- (3) 編輯発行 江藤激英。浄土宗務所発行。
- (4) 村瀬秀雄『日常勤行式の解説』
- (5) 岩崎敲玄『浄土日常勤行式略解』(大正三年刊) 角田俊徹『淨土宗勤行集略解』(大正三年。六年。八年刊) 横井孝中『淨土宗勤行法解説』(大正四年刊) ほか。
- (6) 『同書』二二三。
- (7) 『淨土宗日常勤行の話』八。
- (8) 藤井正雄『仏教の儀礼』十五以下。
- (9) 『法然上人傳全集』二九九。
- (10) 『淨全』十七～三九一。
- (11) 『淨全』十～三七四。
- (12) 『淨全』十～三九二。
- (13) 『淨全』十～五九。
- (14) 『淨全』十八～二十一。

第二節 『蓮門六時勤行式』の編者観隨

—その足跡と業績—

大 谷 旭 雄

序 言

冠誉慧巖（一七九三～一八三一）は嘉永四年（一八五二）三月廿六日、⁽²⁾ 章誉智典（第六十五世貫主）の引退のあとをうけて増上寺第六十六世貫主に晋董した。⁽¹⁾

以来、慧巖は万延元年（一八六〇）十二月に隠居、⁽²⁾ 同二年正月十八日（二月廿八日改元）、六十八歳で示寂するまで、まさに幕末の激動期を十一年間にわたって、増上寺貫主として在任したのである。

その間、慧巖のもとで業績を残した学匠は決して少なくなかつたであろうが、あえて後世の浄土宗に多大の影響を与えた人師をあげるとすれば、法譽大雲、順譽徹定、即譽觀隨等の三師ということになろう。また、觀隨、徹定ともしばしば行動をともにした眼譽了従の活躍も注目すべきであろう。

まず、大雲（一八一七～一八七六）は仏法の不可信を説いた徳川斉昭

の『明君一班鈔』に対し『無明鈔』を著わし、また、ともすると因襲におぼれ、俗化をたどる当時の傾向のなかで、純粹宗義の失退を恐れ『静思請問』を編して慧巖に教示を仰ぎ、同じ学席にあつた徹定とは弁難往復して激論をたたかわすなど、佛教、浄土宗義の擁護に努めたと伝えられる。しかし、何といつても、大雲の名を今日に知らしめているのは嘉

永五年の中秋、『淨土三部經』の音訓両読の乱れを是正し、統一をはかつて印刻刊行した『訓点清濁三部經』であり、この大雲が付した符点を「大雲点」と称し、現行の音訓両読の基礎となつていることは周知のことである。

つぎに徹定についてみると、編纂、刊行そして多くの序、跋文、疏文などを記述⁽⁵⁾している。そのうち、とくに注目されるのは嘉永四年仲秋、了従とともに編輯された『闍山取藏古本搜索錄』二巻であり、また同五年三月、慧巖の命をうけ、かつて忍激が法然院所蔵の黄檗版大藏經と建仁寺の高麗版とを校訂した『対校錄』を贋写⁽⁶⁾していることである。この外、徹定は安政四年九月には『了譽上人伝』を撰述しているが、これは後述するように『釈淨土二藏頌義』の編纂に参画した徹定が分担して撰述し、その冒頭に併載されたものである。なお、徹定は慧巖の最晩年に当る万延元年二月、耶穌教対策の第一弾として『統興學編』一巻を撰し、また同年八月には『闍邪集』を覆刻、さらに『闍邪管見錄』二巻を編するなど、耶穌教を弁駁し、佛法の護持に懸命な努力を払つていてことを忘れてはならない。

つぎに觀隨についてはまず、安政四年五月に制定刊行され、勤行式の一宗統一をはかった『蓮門六時勤行式』をあげなければならない。これについてはすでに『三康文化研究所年報』第十六・十七号に拙論を発表したが、勤行、法儀の溷乱を憂慮し、檀林諸山の耆宿と協議し、古今を折衷して制定されたものであり、今日の日常勤行式の基礎として特に注

目されるものである。

また、觀隨には了従とともに慧巖の命旨をうけて尽力した『釈淨土二藏頌義』三十卷、『同見聞』八卷（「頌義本末」⁽⁸⁾）の重刻再版がある。この刊行には凡そ三ヶ年に及ぶ時間を費やし、総経費「金六百六拾九両壹朱、銀二百八拾七文」にのぼる巨額の資金が投じられたのであり、この再版事業がいかに大規模であったかを窺うことができよう。

本論においてはまず『増上寺史料集』等によつて知られる僅かな資料を探つて觀隨の五十五年にわたる生涯の足跡をたどり、併て觀隨が了従とともに心血を注いで成就した『釈淨土二藏頌義』、『同見聞』の重刻再版事業に焦点をしぼつて作業の実態を管見して、その業績をふりかえり、この事業に参画した徹定が編んだ『了譽上人伝』についても一考してみたいと思う。

一、即譽觀隨の足跡

即譽觀隨の伝歴を知るまとまつた伝記はなく、今日までその寂年すら明らかでなかつたのである。しかし、その後の調査で、嘉永年間の中葉以降、とくに増上寺、冠譽慧巖のもとにあつた時代（嘉永四年三月～安政五年九月）、さらに蓮馨寺住持時代（安政五年九月～元治元年十一月）の行動・業績を伝える幾つかの資料が見いだされ、霧中にあつた觀隨の足跡も徐々に解明されつつある。

ところで、文政年間（一八一八～一八二九）における増上寺山内の学

寮数は八十三学寮に及んだといわれるが、各寮には寮庵の学僧を統率し、教育の任に当る寮主（寮坊主、学寮主）があつた。

また、各学寮は例えば「新谷」、「天神谷」、「袋谷」というように「谷」ごとに区割され、統率されていたが、各谷の責任者を「谷頭」と称していた。この谷頭は各寮主から月番に提出される願書や申請は必ず谷頭を経由し、その署名、捺印を必要とした。嘉永三年七月、了察（月番）に提出された「三島谷玄洲新規作業願書」をみると、

嘉永三_戌年
番人 番人
了察 和尚 玄洲_卯
御月番 谷頭 觀隨_卯

とある。これは玄洲寮が嘉永三年二月五日の火災で類焼したことから、その建替に関する願書であるが、これによつて觀隨はこの頃、三島谷の谷頭であったことが知られるのである。また、嘉永四年六月、月番の貞也に差しだした「三大雲和尚寮作事願書并繪図面」にも

嘉永四年
六月

大雲印
谷頭觀隨印

目黒

西久保

大養寺
祐天寺

増上寺役者
同

とある。これも先記の火災で大雲寮が類焼したことにもなって提出された再建願書である。ここには大雲寮が所属する谷名が記されていないが、この願書の包紙にある記録⁽³⁾および類焼地域などから三島谷の所属とみるのが妥当であろう。

その後、嘉永四年仲秋（仲秋）、徹定、了従によつて全輯された『闇山取藏古本搜索録』（小島章見氏藏）には搜索の対象となつた増上寺山内の学寮名が列記⁽⁴⁾されているが、そこにはすでに大雲寮、徹定寮、觀隨寮、了従寮などの寮名が見られ、この時点では、それぞれ寮主であったことを知るのである。

嘉永六年七月廿二日、將軍、徳川家慶（慎徳院）が薨御し、家定（溫恭院）にひき継がれた。同年十月十六日付の『溫恭院殿御実紀』によると、この御代替の御礼として有縁の各宗寺院、僧侶に「時服」が下賜されている。この時、金地院、温持院、權僧正、品川東海寺には四点が白書院の縁類で伊勢守より申渡されているが、一方、柳ノ間では伝通院をはじめとする諸寺、諸僧にそれぞれ二点づつの「時服」が申渡されている。そこには

とあり、この時、昌泉院、常照院は寺化役者、専達、觀隨は所化役者の任にあつたことを知るのである。

ところで、増上寺に置かれた總錄所は浄土一宗の行政を司る機関であつたが、その事務は増上寺住持を中心として山内から推薦された所化役者（二名）、寺家役者（二名）によつて執行されたという。⁽⁵⁾

その所化役者は別に「大僧正御代役者」等とも称したことは岡崎市、隣松寺に所蔵される僧賢興（のちに賢徵）の入寺、修了証⁽⁶⁾によつて知ることができる。

増上寺寮舎一纏
源興院
常照院
昌泉院
增上寺役者

同
觀隨

礼讚部十九年 賢興

右之僧於上座 合有之候付

賢徵 改名依願令許容畢

冠誉大僧正御代役者

安政二卯年
五月二十一日

觀 隨 ㊞

了 廟 ㊞

ここで觀隨は了廟とともに大僧正冠誉慧嚴の御代役者（所化）として自署捺印し、賢興が九部修学といわれる檀林修学のカリキュラムのうち、十九年目にして「礼讚部」に部転したことを証明しているが、これによって所化役者の職務の一端を窺うことができる。ある。

觀隨は『月番日鑑』⁽⁸⁾等によれば、慧嚴が増上寺貫主に晋董してまもない嘉永四年十二月四日に所化役者に推挙されて以来、安政三年十一月二日に至る約五年間にわたり、その任にあつた。その間、安政三年九月、觀隨は増上寺山内、熊野鎮守殿で行われる月例法樂修行の施物配当規定を伝達しているが、これも所化役者としての觀隨の行動を伝えるものであろう。

觀隨がその後、いつ頃から学頭職についたかは定かではないが、安政四年五月には学頭として『蓮門六時勤行式附小子訓』一巻を刊行している。

当時、淨土宗における勤行（誦經・礼讚・念佛）は弊風が浸興し、法儀もおおいに溷乱していたが、また威儀作法の面でも、單なる拳手動足の振舞として軽視され、是非を弁別するものも稀な状況にあつたのである。

かような現状を歎いた觀隨はまず檀林諸山の耆宿と協議し、古今の勤

行法を折衷して新たに「六時勤行式」を制定して一宗統一をはかり、さらに威儀作法を整えた勤行のあり方を示す意図から、貫主慧嚴が初学者（軀烏の沙弥）のために日用の威儀作法を述べたという「蓮門小子訓」を合冊して上梓したのである。

また、觀隨は同年九月、了従とともに『重刻糸淨土三藏頌義』三十巻、『同見聞』八巻を同時に刊行している。この大がかりな重刻再版作業の実態については後述するが、觀隨等が記した跋によると、「凡そ三たび裘葛を喚んで業を卒す」とあり、作業期間は凡そ三ヶ年に及んだのである。しかし、この事業のいわば決算書といえる『頌義再板諸入用覚』には……

卯年六月より当巳十二月迄、三十二ヶ月」とあり、正確には安政二年（乙卯）六月に始動し、同四年九月刊行に至る二十九ヶ月（最終決算としては三十二ヶ月）、約二年四ヶ月をかけて成就した大事業だったのである。

かように学頭としても数々の業績を残した觀隨は安政五年九月、増上寺をあとに川越蓮馨寺、第三十九世住職として晋董した。同年九月二十日、等譽明賢の記した歴代譜には觀隨を評して

于爰即譽觀隨公、世出龍象、嘗為縁山幹丈數有功 序進學徒第一座
(学頭)

と記し、幹事、学頭としてかかけた数々の功績と学徳を讃えている。

『蓮馨寺過去帖』によれば、觀隨は先住、等譽明賢（第三十八世）が新田大光院へ転住したことにもない、安政五年九月十九日付で第三十九

世住職とし晋董、同年十一月廿八日に入山している。

蓮馨寺の法灯は恭誉貞獻一等誉明賢へと繼承されてきたが、山門の諸堂舎は大破し、言語に絶する惨憺たる荒廃状態⁽³⁾にあつたのである。この一山諸堂の再建こそ、新董草々の觀隨がまずとり組まねばならない課題だつたのであり、その復興は一に觀隨の双肩にかかつていてある。

『過去帖』によると、觀隨は入山まもない十二月四日、ただちに山内の現状を調査し、地蔵尊に誓文をささげて復興成就を祈願している。さらにも同十五日に参府、十六日には増上寺役所、方丈内法類等と示談して評決を仰ぎ、總錄所に再建願書を提出している。この結果、増上寺貫主慧嚴并に諸檀林方の賛同と評決をえて再建に着手したことを伝えている。

かくして、蓮馨寺の総合的再建が成就されたというが、どれ程の歳月を要し、いかなる努力が払われたかについては未だ明らかではない。今後、『蓮馨寺日鑑』をはじめ、再建に関する「別記」⁽⁴⁾等の諸記録を通じて解明される必要があろう。

かようすに蓮馨寺の再建復興にも多大の貢献をささげた觀隨であつたが、今日までその生年、寂年ともに明らかでなかつたのである。しかし、それは『川越蓮馨寺即譽觀隨和尚遷化跡御当山伴頭順恭和尚住職記』⁽⁵⁾の記録によつて明らかとなつた。それによると、觀隨遷化の報は元治元年十一月九日、蓮馨寺役者、戒心によつて、増上寺役所に書付をもつて届けられたが、翌十一月十日、増上寺役者が記した覚書には次のように記している。

二、『頌義』再版の契機と作業実態

増上寺貫主慧嚴の命旨をうけて『釈淨土二藏頌義』(以下『頌義』)、『同見聞』の重刻再版作業に当つた觀隨、了從等は了譽聖問(七祖)を天台宗における荊溪湛然に匹敵する淨土の祖師と崇め、また淨土の大統を

覚

川越
蓮馨寺

即譽觀隨

世壽五十五
法蘋四十一

右安政五年九月二十日御當山伴頭_与住職被
仰付候然ル所病氣_ニ而去四月致遷化候

_二

_三

_四

_五

_六

_七

_八

十一月十日 増上寺

役者

とあり、これによつて、觀隨は文化七年(一八一〇)に誕生、十五歳で出家、元治元年(一八六四)十一月四日、世壽五十五歲(法蘋四十一歲)をもつて蓮馨寺において入寂したのである。觀隨の墓塔は整理されて仁譽順恭(第四十世)、孝譽〇〇(第四十一世)のそれとともに歴代墓地内に安置されている。

なお、同月七日、蓮馨寺において密葬式⁽⁶⁾が行われ、同年十二月七日、増上寺役所は觀隨に対し、数々の業績を讃えて「中興号」⁽⁷⁾を伝達しているのである。

継承し、曇鸞、道綽、善導、源空の教育を祖述し、憲章した列祖として讃仰しているが、さらに浄土の教法がとかく退歩的な状況におかれたなかにあつて、これを復興恢復せしめた聖問の努力と功績をたかく評価して、

我宗之有問祖也 猶天台之有荊溪也 繢承大統伝弘法灯 祖述鸞綽
之芳躅 憲章導空之嘉模 真宗之教法遂獲恢復者實問祖之力也

かような聖問に対する評価は当然のことながら慧厳を中心とする増上寺の中枢が聖問教学を基盤とする檀林修学の伝統を堅持する立場にあつたことをもの語っている。

しかし、こうした態勢下にあつて、これを根底から覆す事態が生じていたのである。それは観隨等が

然輓近、有唱一種學風者畜疑于祖範以為蓮門之霸主 倒戈以自攻
嗟何言之過也

と伝えて慨歎しているように、詳しい真相は明らかではないが、当時、祖範（聖問）に疑問を投げる批判的な学風を唱導するものが怡頭していたのである。

慧嚴は貫主としてこの事態を深く憂慮し、祖範を護る具体的な対応策をこうする必要にせまられていたにちがいない。

慧嚴はこれら批判者を涇渭（正邪）を混淆し、真偽を半濫するもの、さらに聖問の真意を正しくみきわめることのできない「僻見の徒」ときめ

つけているが、「頌義」、「同見聞」の重刻再版計画はかれらの怡頭を契機として、その適切な護法策としてうちだされたのである。観隨等が「出於尊者（慧嚴）護法之丹衷」というのはかような事情をもの語るものであろう。

かのような結論は「頌義」等が檀林教学の基盤として重視されながらも、実際には『頌義』の修学を通じて聖問の真精神が確実に把握されていないところに、僻見の徒を生む要因があると判断したからであり、またそれを学ぶにしても『頌義』の旧版（定本）がすでに粗笨となり、その原典にふれることも難しい状況にあつたのである。

かくして慧嚴は『頌義』を再版して、広く増上寺一山の学徒に再読研究の機会を与え、とくにかの僻見の徒に対してはそこに諸宗（性頓一乘）に超過する最上至極の浄土門（相頓一乘）の教旨を領会せしめて、その僻見を正そうとしたのであろう。

さらに、慧嚴は貫主に就任以来、衰微化をたどつていただ檀林の風儀を憂慮し、みずから訓諭を布達して頻りに学業の策励を促していることに注目すると、この『頌義』の再版計画は単に僻見の徒に対する護法策の一環としてだけではなく、かれらの怡頭を機に『頌義』を中心とする檀林教学の復興恢復を期する目的も含んでいたということができよう。

この『頌義』等の再版計画はただちに実行に移されたが、

安政乙卯之夏 貫主冠尊者以頌義暨見聞舊版粗笨俾校讎再刻之闔
山諸子奉旨從事於此

と伝えるように、底本と定めた旧版がすでに粗笨となっていたため、そのまま重刊することが不可能だったのである。そこで、安政二年夏（六月）、慧厳は旧版に校訂を加え、新たにこれを再版（重刻）刊行するよう増上寺一山の学士（闡山諸子）に命じてその作業が開始されたのである。この作業の中心は『頌義』の跋後に

丁巳九月穀旦、縁山輪下 観隨
了従 同誌

とあるから、觀隨・了従の二師とみて間違いない。

このように複数の代表者（責任者）をおいた編纂、刊行の事例は慧厳の時代にしばしば実例を見ることができる。たとえば嘉永四年仲秋に編纂された『闡山取藏古本搜索録』⁽⁷⁾も徹定と了従を代表とするものであり、また元治元年十二月に刊行された『重刻往生要集義記』⁽⁸⁾も実は慧厳によつて企画されながら在世中に実現できなかつた事業であり、闡叡教音（第六十七世貫主）がその意志を継承し、大雲、雲瑞、玄信などの三師を作業の総督として結実したものなのである。

これによつて慧厳時代の大規模な編纂刊行はいづれも複数の責任者をおいて実行されたことが窺えるが、いま、『頌義』等の再版が觀隨・了従の二師を代表者としていることはこの事業の規模の大きさを物語るものである。

二師のうち、觀隨は先述したとく、長く貫主慧嚴の御代役者（所化

役者）をつとめて信頼も厚く、この事業が発起された時点ですでに学頭職になつた学匠であり、しかも年齢的には了従より七歳の年長であったことなどを考慮すると、まず觀隨が代表者として命旨をうけ、その作業の規模と実績から了従が補佐的に責任者として加えられたものと推せられる。

その眼薈了従（一八一七～一八六五〈隠居〉）の詳しい伝歴は殆ど明らかではないが、まず、先記『搜索録』に了従寮⁽¹⁰⁾の名があり、嘉永四年の時点ですでに自察を保持していたことが知られる。また安政五年二月、同六年四月の頃には増上寺山内、袋谷（学寮）の谷頭、万延元年十月の頃には大衆頭をつとめ、文久二年の時点では月行事職にあつた。その後、同年十一月三日、了従は越前、運正寺住職として進董⁽¹¹⁾、慶応元年五月十八日、病に臥し、同寺を弁察に譲つて隠退している。

かような経歴をもつ了従が觀隨を補佐し、責任者の一人に加えられたのは勿論、多才な能力と業績が認められた結果であろうが、とくに徹定とともに『搜索録』の編纂に当り、その調査、考証に果した業績が高く評価されたのであろう。

ともあれ、觀隨・了従を中心にいわば再版作業スタッフが編成されたことは想像に難くないが、散見する資料の中から作業に参画したもののが分担を探つてみよう。

まず、了従は『頌義再版諸入用覚』⁽¹⁵⁾によると、再版作業の世話役をつとめ、とくに校訂を担当し、自ら校訂上の凡例「五則」⁽¹⁶⁾を規定している。

また、安政二年六月、年番の善法に對して自記した「頌義校合入用請取帖」を提出しており、併て、經理会計の役をも担当していた。

その了従を支援したのは同じく再版作業の世話役でもあつた了湛⁽¹⁷⁾である。その動向伝歴は全く不明であるが、この作業で畠の表替に当つた記録等から推すれば校正の作業場、あるいは版本の収藏庫等の諸設備の整備に当つたものと推せられる。

この外、この校訂作業には明脱法律なる僧が参加しているが、作業での立場、伝歴も明らかではない。しかし、この律師に対し、作業開始の当初から、完成時に至るまで、長期にわたり、特別の手当と謝礼⁽¹⁸⁾が支払われており、校訂作業の専従責任者だった可能性が濃い。

また、後述するごとく、安政四年版『頌義』の巻頭にはまず、著者、聖岡の肖像がおかれ、ついでその略伝が『了誉上人伝』として併載されているが、その『了誉上人伝』の撰述を担当したのは養鶴徹定⁽¹⁹⁾だつたのである。くわしくは後章においてふれたいと思う。

なお、岩崎成実（羽霞城僕）⁽¹⁹⁾は版本のもと字を譁書している。

校訂作業は順序として、まず『頌義』の底本を選定する作業から開始されたであろう。

いま、現時点できりうる安政版以前の諸版をふりかえると、慶長十四年版⁽²⁰⁾をはじめ、同十七年版、寛永五年版、寛永七年版、寛永九年版、慶安四年版、寛文十一年版などが知られるが、このとき、底本として選定されたのはいずれの版本だつたのであろうか。

そこで、安政四年版に掲載されたものの配列次第を示すと、

一 了誉上人肖像

二 讀 頌

三 了誉上人伝（安政四年九月 南溪 竹徹定謹撰）

四 凡例五則（了従識）

五 序文（天正庚辰 安譽虎角作）

◎ 本文（釈淨土三藏頌義 || 三十巻 ||）

六 後序（寛永庚午（七年） 釈魯頑）

七 跋後（觀隨 了従同誌）

八 藏板印（三縁山藏板）

九 刊記（安政四年九月……）

となつてゐる。これによつて、觀隨等は本文の前に虎角の序文、後に魯頑人（靈巖）の後序をもつ、寛永七年版⁽²²⁾、あるいはそれを重刊した寛永九年版⁽²³⁾を底本として選定したことが知られるのである。どうやら觀隨等は寛永七年以前の諸版の存在を知らなかつたらしい。

作業はさらに選定された底本に対する校訂に移つたが、觀隨等が⁽²⁴⁾先是明顕山祐麟纂輯⁽²⁵⁾雲臥妙瑞公之講本以注解諸文⁽²⁶⁾疏通群疑⁽²⁷⁾因今據之參校彼此弁折異同⁽²⁸⁾鉛槧事畢……

というように、校訂はとくに明顕山（祐天寺）の祐麟が著した『頌義』の

注疏を所依としてすすめられたのである。

この貌誉祐麟（～一八五三）の事歴は『祐天寺誌』⁽²⁵⁾の記載の外は殆ど知られないが、多少補足することができる。

祐麟は山城国下久世木村の出身で、知恩寺五十四世、順誉祐水⁽²⁶⁾について得度、のちに勝願寺三十五世、潮誉香堂（～一八二二）の資となり祐心と称した。文政二年二月の頃には増上寺山内、袋谷に自寮をもち、のちに幹事職にすんで祐麟と改名した。文政十年七月晦日、天従の退役⁽²⁸⁾にともない、第六十世貫主、宝誉顯了の御代役者（所化）となり、同一年九月廿七日、目黒、祐天寺第十世として進董、天保年間、開山祐天以来、四世の嗣法沙門として伝法の相伝に当るなど、二十数年にわたつて住職をつとめ、嘉永六年十月十一日に入寂している。

この祐麟が著したという注疏は証誉雲臥（一六四二～一七一〇）や性誉妙瑞（～一七七八）等が講じた講本を纂輯し、諸文に注解を加えつつ、群義を疏通したものと伝えているが、現存しない。しかし、それは当時の学匠の間で権威ある『頌義』の注疏として認められていたにちがいない。

なお、現時点では祐麟が纂輯したという雲臥、妙瑞等の講本も知りえないのであり、妙瑞については『頌義』に関わる講本が存在したという記録も見当らない。しかし、雲臥は『頌義底本』を修成し、また『頌義抜萃』⁽²⁹⁾を刊行したと伝えられ、現に同名の諸本も存在しているが、未だ雲臥のものとして確認するに至っていないのである。

なお、正大図書館⁽³⁰⁾には雲臥が東漸寺において、元禄三年（一六九〇）四月朔日から同年十月十三日に至る間、首尾九十一座にわたつて講じた講本の書写本が『二藏頌義引文解釈考』として所蔵されているが、あるいはこれが祐麟の纂輯した雲臥の講本中の一本だったかも知れない。

再版作業は校正をおえると、版下の文字が淨書され、さらに版本の彫刻、摺立（印刷）、装潢（製本）と進展し、やがて安政四年九月付をもつて『頌義』三十巻（十五冊合帙）、「同見聞」八巻はそれぞれ百部ずつが刊行の運びとなつた。

再版作業の所要期間は先述したごとく「凡三換裘葛卒業」とあるように、安政二年六月開始以来、凡そ三ヶ年に及んだというが、正確には二十九ヶ月（二年五月）であった。しかし、『頌義再板諸入用覚』によると、収支決済をふくめて、全ての作業が完了したのは安政四年十二月のことであり、実際は三十二ヶ月、二年八ヶ月に及ぶ長期の作業だったのである。

しからば、二年八ヶ月に及ぶ長期の時間をかけて完成したこの『頌義』等の再版に要した諸費用はどれ程だったであろうか。先記『頌義再板諸入用覚』によると、版木の彫刻費（金貳百九十九両貳朱、銀五十六文）、摺立費（印刷）「金六拾八両六分貳朱、銀貳文目五分」、その他、校合費をはじめ設備費（置替、蔵板蔵等）、明脱等への人件費（謝礼）などを合せると、その総額は実に「金六百九拾九両壹朱、銀貳百八拾七文」にのぼる巨額の資金が投じられたのである。

いま、安政六年十一月七日、江戸城本丸が炎上した際、増上寺が幕府に再建資金として上納した額が、壱千百両であつたことから考えても、この再版事業がいかに大規模であつたかを察知できよう。ちなみに一両を五、六万として換算すると三～四千万円が投じられたことになろうか。

三、徹定撰『了誉上人伝』について

先述したことく、『頌義』等の重刻再版作業は觀隨、了従を中心に再版スタッフを編成して進められたが、そこに順誉徹定（養鷗）も参画し、この『頌義』本来の著者である了誉聖問の略伝（『了誉上人伝』）の撰述を担当した。

徹定が多くの縁山学匠の中からとくに『了誉上人伝』の撰述者として選ばれた経緯については明らかではない。しかし、徹定は天保十三年十月、縁山有縁の僧、百余人の漢詩を集め『縁山詩叢』二巻を編纂し⁽¹⁾、嘉永三年にこれを刊行しており、詩文における徹定の造詣は広く周囲の認めることで、想像に難くないのである。さらに嘉永四年、了従とともに『搜索録』二巻を編し⁽²⁾、とくに聖問の著作に関しても、縁山学寮内に止まらず、常福寺などの関係寺院を歴訪して、その真蹟、著述の搜索考証⁽⁴⁾をしている実績からみても当然の人選といえよう。

徹定は天保十三年正月廿六日、自寮（徹定寮）の建替願書を大仁（谷頭）と連名で提出しており、この頃、すでに徹定寮の寮主であつたが、同年四月には瑞誉巨東（第六十三世貫主）より新谷学寮司を拝命している。

ところで、この新谷に属した徹定寮は天保十三年極月に画かれた『三縁山絵図』にもその所在が明記されているが、徹定寮にごく近接した南角（新谷たつみ角）にあつたのが聖問ゆかりの西蓮社である。そこには報恩藏と称した経蔵があり、また聖問の肖像が安置されていたのである。安政の頃、この西蓮社の社主であった玄道は檀越の川村氏と相謀り、聖問の塑像を重修（修理）したが、このとき徹定は請われて木牌に識語を記している。それが安政二年の結夏日に徹定みずから筆をそめた「重修聖問公塑像記」⁽⁵⁾である。

増上寺における結夏（夏安居）は『元和条目』第二十条によると、四月十五日より六月二十九日に及ぶものであり、徹定の識語がこの間に記されたことは明らかであるが、それはおそらく五月末日から六月初頭のことであつたと推せられる。

徹定によれば、聖問の塑像は享保年中（一七一六～一七三五）演譽白隨（第三十八世貫主）によつて塑造（創作）され、古くは増上寺大殿の左檀に安置されていたというが、それは聖問の三百回忌に当る享保四年（一七一九）のことであつたと推せられる。なお、同年九月、聖問の祥忌月（応永二十七年九月寂）、増上寺では三百回忌が厳修され、また聖問の頌文から四句の論題を提挙して報謝の法問⁽¹⁰⁾が実施されている。

その後、宝暦年中、あるいは寛延三年（一七五〇）五月、門譽覺瑩（第四十四世貫主）のとき、月行事であつた練譽雅山は学徒策励のために經閣（經藏＝報恩藏）を建立し、明本一切經を納め、さらに大殿にあつた

聖岡像をここに遷して本尊として安置したという。

先述したことく、『頌義』等の再版作業は安政二年夏（六月）に始動したが、それがまた『塑像記』の記された同年結夏月と一致するのは一体、何を物語るのであろうか。その真相を伝える記録もなく、徹定自身も何も語つていないので、いずれも聖岡に関わるものであり、全く無関係のこととは思えない。おそらく、『頌義』等の再版作業が開始されるに先立つて、その著者である聖岡の塑像が損傷していたことに気づき、観随等の作業スタッフはまずこれを修理し、聖岡の照覧を仰ぎつつ、この大事業に着手したものと推せられる。

奥書によれば徹定の『了誉上人伝』は安政四年九月に撰述され、ただちに『頌義』本文の巻頭に併載されて同月に刊行されたのである。

その内容は僅か九二四字にすぎない小伝であるが、『頌義』の本文に併載された伝記の役割を忘れず、『頌義』の紹介と価値を知らしめる努力が払われている。

そのことは徹定が『頌義』をして、浄土一宗の軌範^[12]として具備された

重要書であることを強調し、また聖岡の著作を列記して、とくにその冒頭に意識的に『頌義』、『同見聞』を位置づけているところからも窺うことができる。

また、『教相第十重』、『円頓菩薩戒儀』、『日本紀私記』、『麗氣記鈔』などの聖岡の真蹟が今なお常福寺に所蔵^[13]されていることを紹介し、さらに、新たに確認されたものを含めて二十二部にのぼる聖岡の著作を列記して

いるのはいずれも聖岡の学徳を端的に知らしめる意図であろうが、このような徹定自身の搜索と考証によって得た貴重な成果をふまえて撰述されているところに他の聖岡伝にない本伝の特色^[14]がある。しかし、『頌義』に併載されて伝えられてきた本伝は從来、ともすると見逃^[15]されがちであつたのは遺憾である。

ところで、筆者の調査ではこの徹定の『了誉上人伝』に先行して成立した聖岡伝は凡そ十五種を数えることができる。そのうち、別伝としては真誉相閑撰『了誉上人伝』（貞享二年刊）、『了誉上人行業記』（元禄九年刊）、鷺洲撰『了誉上人絵詞伝』（文政二年）などがあり、その他、高僧伝^[16]、往生伝^[17]、列祖伝^[18]、関係寺院誌^[19]などに収録された諸伝記がある。

なお、筆者は近時、「増上寺資料」の中に、聖岡滅後二十四年に当る天和三年（一六八三）八月、生譽靈玄（第三十世貫主）の撰した『了誉伝』の存在を知ったが、それは貞享二年（一六八五）刊行の『了誉上人伝』をわずかにさかのぼるものであり、おそらく現時点で知りうる最古の聖岡伝ということになろう。

徹定が以上の諸伝のうち、いずれを所依として撰述したか、にわかに特定し難く、未だ綿密な比較検討も加えていないが、管見の及ぶ限りではとくに『鎮流祖伝』、『淨土列祖伝』等の影響が指摘できそうである。

先述したことく徹定は伝文中に他の真蹟とともに『日本紀私記』が今なお常福寺に所蔵されていることを特記しているが、同寺所蔵の『同鈔』によると、安政四年八月に常福寺に赴いてこれに後跋を記している。

つまり、このことは徹定が『頌義』が刊行される直前まで聖問の真蹟調査を行つてることを示すものであり、ここに聖問伝の撰述に当つて、真剣かつ実証的な徹定の姿勢を窺うことができるるのである。

むすび

即誉觀隨は増上寺第六十六世貫主、冠誉慧嚴大僧正のもとにあつて活躍し、多くの業績をのこしたのであり、法譽大雲、順譽徹定とともに増上寺慧嚴時代の三傑と称することができよう。

その觀隨は増上寺山内、三島谷学寮の「谷頭」として活躍、その後、約五年間にわたつて貫主慧嚴の厚い信頼をえて御代役者（所化役者）をつとめ、さらに学頭に進んで多くの業績をのこしている。

そのなか、特筆すべきことは、今日の「日常勤行式」の基礎となつた『蓮門六時勤行式』を制定、刊行し、その統一普及に尽力したことであり、また、慧嚴の命旨をうけて眼譽了従とともに心血を注いで再版刊行せしめた『釈淨土三藏頌義』三十巻、『同見聞』八巻の重刻再版事業をあげなければならない。

かような数々の業績をのこしながら、觀隨の足跡は從来、ほとんど知られなかつたといつてよい。そこで、本論ではまず、増上寺史料等に散見する断片的な資料によつて、嘉永四年三月以降、安政五年九月に至る凡そ八年間の足跡、および蓮馨寺住持時代の概略をふりかえつたが、これによつて霧中についた觀隨の伝歴も僅かながら明らかになつたと思う。

つぎに、觀隨、了従の記した『頌義』の跋後等を手がかりとして、『頌義』等が再版されるに至つた契機を窺い、また『頌義再板諸入用覚』、『頌義校合入用請取帳』などの関係資料によつて、事業に参画したスタッフを探り、底本の選定、校訂作業、さらに所用期間と経費等を明らかにし、できる限り、この大規模な作業の実態を解明しようと試みた。

さらに、この再版作業に参画し、聖問伝（『了誉上人伝』）の撰述を担当した徹定に注目し、撰者として徹定が選ばれた経緯をはじめ、徹定が自記した『重修問公塑像記』が『頌義』再版作業の開始時と期を一にしているところから、塑像の修復と再版作業とが無関係でなかつたことを想定し、さらに『頌義』の巻頭に併冊されたわずか九二四字にすぎない『了誉上人伝』の特色などを窺つてみた。

ところで、『頌義』等の再版計画には貫主慧嚴の意向として少なくとも二つの対応策がふくまれていた。つまり、その第一は檀林教学の基盤となつてきた聖問教学（祖訓）に対し、批判的な学風を唱導するものが怡頭していたことから、これを檀林の危機として受けとめ、すこぶる憂慮した慧嚴がその対応策（護法策）としてうちだしたものであり、第二には衰微化をたどつていた増上寺を中心とする檀林学業の現状を考えると、聖問の原点（『頌義』）にたちかえつて根本から檀林教学を建て直さんと

しかし、それは勿論、十分でなく、これを布石として今後、さらに断片的に点在する資料を收集して、より正確な觀隨伝を編むことをめざしたい。

した復興策でもあつた。

註

序 言

(1) 『慎徳院殿御実紀』十五(『国史大系』卷49)

(2) 同年十二月十日隠居、同十九日には山内学寮に移住している

(『御交代記』)

(3) 『略伝集』大雲の条(『浄全』十八～五六八)

(4) 四声により訓点を付し、音訓法を示した。

(5) 木本弘昭氏『徹定上人年譜稿』(『佛教文化研究』36号、参照)

(6) 註5 九七。

(7) 『蓮門六時勤行式の成立と展開』。

(8) 通常、『略頌』一巻、『頌義』三十巻をさしていうが、『頌義再板諸入用覚』等では『頌義』と『同見聞』を「本末」といつている。

おそらく觀隨等がめざした排邪、護法の成果は檀林学寮制度の崩壊と

ともに、その結果をみないままに終止し、明治の維新へと向かつていっ

たと思われる。

しかしながら、貫主慧厳の命旨をうけてその再版に尽力し、檀林教学の護持と復興にかけた觀隨等の熱情は三十二ヶ月に及ぶ期間と七百両にも及ぶ巨費を投じてまで成就せしめた『頌義』等の再版作業の中に斟酌することができるるのである。

(1) 慧嚴の増上寺在任期間は嘉永四年三月より、万延元年十二月(隠居)に至る十年間であるが、そのうち、觀隨が慧嚴のもとにあつて活躍したのは安政五年九月に至る凡そ八年間。

(2) 学寮五八宇及天徳寺一山が炎上した(『慎徳院殿御実紀』十四(『国史大系』卷49)『淨土宗大年表』七三七。

(3) 「三大雲和尚寮作事願書」の「三」は三島谷の略称であろう。袋

谷の玄法寮から提出された願書の包紙にも袋谷を略して「袋

玄法寮……」とある。

(4) 小島章見氏『徹定上人の著作論考』(『佛教文化研究』36号。三一

七～三八)。

(5) 『国史大系』卷五〇。四九以下。

(6) 「江戸時代の宗内機構」(増上寺史料編纂所「所報」6。参照)

(7) 愛知県岡崎市、隣松寺(木村貞賢氏蔵)

(8) 『増上寺史料集』附卷。二六四～二六五。

(9) 『山門通記』六(『増上寺史料集』三卷。三一一～三一三)

(10) 拙論『蓮門六時勤行式の成立と展開』

(11) 『増上寺史料集』附卷。一四八。

(12) 宇高良哲氏編『関東浄土宗檀林古文書選』四五〇。

(13) 蓮馨寺過去帖。

(14) 註13に「一山惣再建成就旨趣者別記在之」とあり、「別記」の

存在を指示しているが、存否は不明。

(15) 『増上寺史料集』附卷。四〇六。

(16) 『蓮馨寺日鑑』同日の条。

(17) 註16同日条。

(11)

(1) 「跋重刻淨土二藏頌義後」(『淨全』十二～三五〇)

(2) 同右(『淨全』十二～三五一)

(3) 註1三五)。

(4) 註1三五)。

(5) 貫主就任の翌年。嘉永五年十月五日、山内各寮主に布達し、ま

た同年、増上寺録所は諸国一宗寺院に登山僧への学業策励を布

達している。(『山門通記』六(『増上寺史料集』三卷。三一五。

三三一〇))

(6) 註1三五〇)。

(7) 小島章見氏『徹定上人の著作論考』(『佛教文化研究』36～三五

以下)

(8) 同書の序に教音は「嚮我冠公(慧嚴)欲重刻之。遂不果而示寂。

是以余繼其意」とある。(『淨全』十五～一五七)

(9) 『重刻往生要集義記』跋(註8三七〇)

(10) 註7二三六～三七。

(11) 「袋谷学愍寮再興願書」

(12) 「袋谷玄法寮土蔵修復願書」

(13) このように『頌義』凡例執筆以前に、既に相当の役職を経歴し

ていることがうかがえる。

(14) 「越前運正寺眼薢了從和尚隱居跡御當山一文字席弁察住職記」

(15) 『増上寺史料集』附卷一四八。

(16) 『淨全』十二～十一。

(17) 註15。

- (18) 註15によると、金七拾貳両および謝礼として金五拾両。
- (19) 安政四年版『頌義』巻末（正大一五五一～九六）
- (20) 藤堂祐範氏『浄土教古活字版の研究』（『浄土教文化論』三二二）
- (21) 『淨全』十二所収のものは元板と配列を変え、『了譽上人伝』を跋後に収載しており、原型をくずしている。
- (22) 「凡例」に「頌義浩繁故未及印刷 寛永中靈巖上人開刻布世」とあり、了從等は開刻を靈巖に始まるとみていたことが窺える。
- (23) 刊記に、寛永九壬申仲秋吉旦、重刊とある。
- (24) 注1三五〇。
- (25) 昭和五十九年十一月、祐天寺刊。
- (26) 靈巖寺二十世も歴任。『淨源脈譜』（『淨全』十九～一六四。ほか）
- (27) 『三縁山志』巻八（『淨全』十九～四三〇）
- (28) 同（宝誉）御代、文政十亥年七月晦日入没夫從後役祐麟とある。
- (29) 大島泰信氏『淨土宗史』（『淨全』二十～六七二）
- (30) 一五五一～二五〇。
- (31) 『頌義再板諸入用覚』に「本末百部」とある。
- (32) 『増上寺日鑑』、『淨土宗大年表』七四九。
- (1) 泰閑の序文。牧田諦亮氏『徹定上人の生涯』（『佛教文化研究』第36号～十六）
- (2) のちに行誠は『結縁録』の中で、徹定を評して「詩文の作家なり、著述もあり」といつている。註（1）十五。
- (3) 小島章見氏藏（『佛教文化研究』第36号参照）
- (4) 問師著作部に六〇品目を数えている。註（3）三六。
- (5) 『縁山志』巻四。酉蓮社（『淨全』十九～三三七）
- (6) 天保十三年『三縁山絵図』。
- (7) 藤堂恭俊博士の御配慮で、自筆原本の複写をみることができた。
- (8) 「一如舊例之夏安居從四月十五日期六月二十九日……聊不可有延促事」とある。
- (9) 演譽白隨伝。『三縁山志』巻十（『淨全』十九～五〇三）
- (10) 法門、論議ともいい、宗義に関する問題を提挙し、これについて問答論議すること。これに定期法問と臨時法問とがあり、臨時法問には城中法問と報謝法問とがある。このうち後者は元来、徳川氏祖宗の年忌、祥月等に追善の為に修するもの（『淨土宗史』）『淨全』二十～六五三）といわれるが、これに準じて修せられたのであろう。
- (11) 『縁山志』巻四。西蓮社（『淨全』十九～三三七）には寛延三年

(一七五〇) 五月とあつて徹定の所伝と異なる。

(12) 『淨全』十二～三五一。

(13) 四点の真蹟をあげて「今尚藏常福寺」というのは自らの搜索考証の結果を伝えるものであろう。

(14) 他伝にもふれられてはいるが、聖問は内学に限らず、神籍や和歌に長じていたことを強調しているのも本伝の特色であろう。とくに和歌に関しては頓阿に師事し、多くの歌友があつたこと、また伝中に兼宣、慈心院某寺に贈った和歌を披露している。

(15) 野沢俊岡氏『聖問禪師伝』に紹介されているが、恵谷隆戒氏『概説淨土宗史』一二二)『望月佛教辞典』、『佛教大辞彙』、『新淨土宗辞典』等にはみえない。

(16) 野沢氏は本書の跋に常福寺十八世とあることから真誉相閑の作としている。(『聖問禪師伝』五三)

(17) 高泉『東国高僧伝』(貞享四)、師蛮『本朝高僧伝』(元禄十五)など。

(18) 了智『緇白往生伝』(元禄元)、了吟『新撰往生伝』(寛政五)など。

(19) 古畠『淨土十六祖図伝』(元禄元)、靈山『淨統略讚』(宝永二)、嚴的『淨土列祖伝』(宝永二)、心阿『鎮流祖伝』(宝永元)など。

(20) 撮門『小石川伝通院志』、『爪連常福寺志』

(21) 『縁山志』卷十(『淨全』十九～四九一)。増上寺に晋董(天和二

年八月)した翌年に当る。『真宗七祖伝』、『釋妙序注』など數十卷の撰述ありといふ。

第一篇 第四章 大教院時代の勤行

第一節 大教院時代における宗政

林田康順

〔二〕はじめに―問題の所在―

増上寺学頭、即誉觀隨を中心とする学識経験者により編纂・制定された『蓮門六時勤行式』が、安政四年（一八七五）に成立してから十一年後、日本は大きな転換期を経て、明治という新時代を迎えた（一八六八）。維新政府は、欧米列強に対抗するため、江戸幕府以来の封建制度を打破し、富国強兵政策をとり、次々と改革を断行し、天皇を中心に据えた中央集権国家の確立を急いだ。

そうした明治初期の時代は、浄土宗を含めた宗教界にとっても混乱の時代であった。特に、従来、封建制度の枠内で国教的役割を果たしてきた仏教界にとっては、未曾有の困難な時代でもあった。なぜなら、明治政府は、その政権の拠り所、精神的支柱を、「神聖ニシテ侵スヘカラス」^{〔1〕}存在としての「万世一系ノ天皇」に求めており、政権成立当初の宗教政

策は、天皇を最高祭司とする国家神道の保護・育成によつて「臣民」^{〔3〕}といふ名の一般国民にも、その精神を植え付けようとしていたからである。そして、政府による神道・仏教の分離、仏教輕視政策の結果が、廢仏毀釈という暴挙の発生を引き起すこととなる。仏教界は、めまぐるしく変わる明治政府の機構に厳しく管理・統制され、その政策に幾度となく翻弄されながらも、地道に抵抗を重ね、明治五年（一八七二）には、神仏合併大教院が誕生した。しかし、その実態は神主仏從大教院という有様であった。そして、東西真宗の脱退に端を発した合併大教院の崩壊後、淨土宗大教院をはじめ各宗独立した大教院が、明治八年（一八七五）に開設され、明治十八年（一八八五）に及んだ。その後、自由民権運動の高まりと共に、明治二十二年（一八八九）には大日本帝国憲法（以下、明治憲法）が発布され、その第二十八条に、不完全とはいえ「信教ノ自由」が明文化される。

ところで、当該時期の浄土宗史を概説した主要な著書・論文として、次

の九書が挙げられ、そこに記載されている主要事項の有無を年代を追つて比較してみると【表Ⅰ】のようになる。

【表Ⅰ】「浄土宗史概説主要九論考」主要記載事項比較一覧表

- (1) 岩崎敲玄氏『浄土宗史要』第二篇 第八章 「維新後の大勢」、第九章 「本宗教の変遷」二八四頁～三二二頁（明治四三年（一九一〇））
- (2) 大島泰信氏『浄土宗史』第四期 「改新時代」（大正三年（一九一五））→（『浄全』第二〇巻再録、六八五頁～六九七頁）
- (3) 藤本了泰氏「明治時代の浄土宗」（『現代仏教』一〇五号、三九五頁～四〇六頁）（昭和八年（一九三三））
- (4) 恵谷隆戒氏『略述浄土宗史』第四篇 「革新期」一八六頁～二四八頁（昭和九年（一九三四））
- (5) 恵谷隆戒氏『概説浄土宗史』第四篇 「革新期」二三七頁～三〇四頁（昭和十一年（一九三六））
↓（『浄土宗選集』第七巻再録、一二三二頁～二九三頁）
- (6) 香月乗光氏・伊藤唯真氏『浄土宗』七 「近代浄土宗の進展」（『日本の宗教』二）一三八頁～一五五頁（昭和三六年（一九六一））
- (7) 成田俊治氏・伊藤唯真氏・平祐史氏『浄土宗史』第七章 「近代の浄土宗教団」一〇九頁～一二五頁（昭和四十年（一九六五））
- (8) 大橋俊雄氏「浄土宗近代百年のあゆみ」（『浄土宗近代百年史年表』一頁～六六頁）（昭和六二年（一九八七））
- (9) 浄土宗布教伝道史編纂委員会編『浄土宗布教伝道史』第四章 「明治時代」
「一、概観」、「二、明治前期（元～十年代まで）」二四七頁～二八一頁（平成五年（一九九三））

浄土宗関係主要記載事項

慶応三年

知恩院・増上寺による維新政府援助

門跡制度廃止

総録所制度無力化

慶応四年（明治元年）

浄土宗教団にも廢仏毀釈

増上寺に興学所、後、勸学講院設置

明治二年

宣教使設置、大教宣布の詔

養鶴徹定、諸宗同徳会盟總代に就任

福田行誠、諸宗同徳会盟会頭（教頭）に就任

明治三年

知恩院に勸学所、後、勸学本場設置

山口に講學場を設置し、伝法を授く

名譽学天、知恩院大僧正として初の巡錫

○	○ ○	○		(1)
○ ○		○	○ ○	(2)
		○	○ ○	(3)
○ ○	○ ○	○	○ ○	(4)
○ ○	○ ○	○	○ ○	(5)
○ ○	○	○ ○	○ ○ ○	(6)
○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	(7)
○ ○	○	○ ○	○	(8)
○ ○	○	○ ○	○	(9)

					明治四年
					知恩院、『明治勸誘記』刊行
					明治五年
					三条の教則制定
					教導職設置、本宗僧侶次々に任命
					神仏合併大教院を紀州邸に開設、後、増上寺に移転
					大教院に神道の神々を祀る
					福田行誠、大教院教頭に
					養鶴徹定等、宗規釐制を教部省に提出
					『布教綱要』発布、淨土宗教導職管長に就任
					『説教規則』発布、説教師、説教場を指定
					明治六年
					大講義以下、権少講義以上をして毎月一説の講録を教部省に提出
					増上寺大殿焼失
					明治七年
					関東十八檀林の伝法特權を京都四箇本山に割譲
					駿東以東を増上寺、以西を知恩院が統轄
○	○	○	○	○	
○ ○	○	○	○	○	
○ ○	○	○	○	○	
○ ○		○	○	○	
○ ○		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		
○ ○		○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		
○ ○		○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		
○		○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		
○	○	○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		○

	○	○	(1)
	○	○ ○	(2)
		○ ○	(3)
○	○ ○	○ ○	(4)
○	○ ○ ○	○ ○ ○	(5)
	○	○ ○	(6)
	○	○ ○	(7)
○	○ ○ ○	○ ○	(8)
		○	(9)

養鶴徹定、『吉水正統系略譜』出版

明治十年

明治九年

公選により石井大宣に代り養鶴徹定が管長就任
 ※『淨土宗鎮西派規則』制定
 『淨土宗鎮西派規則』制定
 西山派が独立し、單称淨土宗に

増上寺、教部省より許可を得、大本山と名乗る
 神仏合同説教差し止め
 合併大教院廃止、淨土宗大教院を増上寺、中教院を各府県に設置
 ※『淨土宗大中教院事務章程規則職制』通達
 ※「信教の自由」の口達
 ※『淨土宗教會規則並施設方法』制定経緯及び通達

明治十一年

知恩院に大教院を移す

東西両区に分け、養鶴徹定西部・石井大宣東部管長に就任

明治十二年

岸上恢嶺、『説教帷中策』九巻刊行

明治十五年

森亨闇・広安真隨等『扶宗記事』刊行

明治十七年

教導職制度廃止

明治十八年

両部管長制を廃止し、五箇本山交番管長制に

養鶴徹定、淨土宗管長に就任

宗務所を浅草誓願寺に置く

福田行誠等による縮刷大蔵經刊行なる

※大教院廃止

○ ○ ○ ○	○		○	○
○ ○ ○		○		○
○ ○			○	○
○ ○ ○ ○	○	○	○	○
○ ○ ○ ○	○	○	○	○
○ ○ ○ ○				○
○ ○ ○ ○				○
○ ○ ○	○	○	○	○ ○
	○		○	

このように、著書の性格や、分量の大小によって、その記載事項に多少の異同が認められる。しかし、ここで注目したいのは、※を記した事項、すなわち明治八年九月四日の『浄土宗大・中教院事務章程・規則・職制』の通達、同十一月二七日の『信教の自由』の口達、同十二月の『浄土宗教会規則並施設方法』の制定経緯及びその通達、明治九年（一八七六）三月の『浄土宗鎮西派規則』の制定経緯について、九書すべてが、なんら触れることなく、また、明治十八年五月十日の浄土宗大教院廃止についても、一書のみが、協議の末の決定事項として羅列しているにすぎない点である。

そこで、当該時期の浄土宗史の主要年表として挙げられる次の五書についても、特にこれらの事項の記載の有無を探つてみると【表Ⅱ】のようにになる。

【表Ⅱ】「浄土宗史年表主要五論考」特定記載事項比較一覧表

- (1) 越智専明氏『浄土宗年譜』七四丁右～七六丁右
 (明治三十一年（一八九八）)
- (2) 伊藤祐晃氏『新編浄土宗年表』（『通俗浄土宗学講座』上篇、八七頁～八八頁（大正十五年（一九二六））
- (3) 藤本了泰氏『浄土宗大年表』七五九頁～八〇〇頁
 (昭和十六年（一九四一）)

(4) 「浄土宗略年表」（『浄土宗大辞典』第四卷添付、七一～七九頁）

（昭和五七年（一九八二））

(5) 大橋俊雄氏『浄土宗近代百年史年表』六九頁～一一一頁

（昭和六二年（一九八七））

		明治八年	明治九年	明治八年	明治九年
		※『浄土宗大・中教院事務章程規則職制』通達	※『浄土宗鎮西派規則』制定経緯	※『信教の自由』の口達	※『浄土宗教会規則並施設方法』
○				○	
○				○	
○				○	

このように、大教院廃止こそ多くのものに記載があるのに對し、それ以外の事項については、年表に記載のあるものさえ少なく、『浄土宗教会規則並施設方法』の制定経緯及びその通達、『浄土宗鎮西派規則』の制定経緯などは、五書すべてが一切触れていないのである。また、管見であるが、その他の先学にもこれらの事項に触れた論考は見いだせない。

しかし、これらの事項は、信教の自由の獲得という背景からみた場合、

明治時代の浄土宗、いや仏教界を考える上に非常に重要な分岐点となるものといえる。

そこで、こうした激動する時代の明治政府の宗教政策と大教院時代の浄土宗政の動向について、先学の論考や辻善之助氏をはじめとする通仏教的なもの、他宗派・他宗教のもの、法学からのものなどを視野におき、次の二点に主眼を置き論を進めたい。

第一に、明治八年十二月、浄土宗大教院より各教会に通達し、近代初

の宗定在家用勤行式である『教会行儀式』が所収・記載されている『浄土宗教会規則並施設方法』及び、明治九年三月、同じく浄土宗大教院により通達し、やはり近代初の宗定（出家用）勤行式である『恒式』が所収・記載されている『浄土宗鎮西派規則』が、それぞれ刊行になった経緯と意義について検討する。

第二に、明治初期の仏教界において、僧侶や一般国民が有した信教の自由の発現形態はいかなる変遷を経たのか、さらに、それが明治八年十一月の「信教の自由」の口達を契機にしてどのように改変し、浄土宗で

はいかに受容されたのかについて検討する。

なお、序論として、現在では比較的当然の権利と考えられているものの、その発現形態については、必ずしも周知されているとはいえない信教の自由について、明治憲法と現日本国憲法とを比較しつつ概観したい。

〔註〕

- (1) 『大日本帝国憲法』第三条
- (2) 『大日本帝国憲法』第一条
- (3) 『大日本帝国憲法』第二章

〔二〕序論—信教の自由—

(1) 大日本帝国憲法における信教の自由

自由民権運動の活発化に抗しきれなくなつた明治政府は、明治十五年（一八八二）三月、伊藤博文等をヨーロッパに派遣し、各国憲法を学ばせた。伊藤博文は、岩倉具視に宛てて書簡を送り、ベルリンやウイーンでグナイストやシュタインに君權主義の色濃いプロシア憲法を中心に学んだことを伝えている⁽¹⁾。明治十八年（一八八五）十二月、政府は、太政官制度を廃止して内閣制度を発足させ、初代内閣総理大臣伊藤博文を中心とし憲法の編纂を進め、二十二年（一八八九）二月十一日、明治憲法は発布された。

明治憲法が欽定憲法で、天皇主権の憲法であることは周知であるが、國民の人権には、次の三つの制約があると考えられる。⁽²⁾

1—後國家的性格

2—恩恵的人権

3—法治主義

つまり、明治憲法下での人権は、「万世一系ノ天皇」の「統治」⁽³⁾する「大日本帝国」⁽⁴⁾に生を受けた「臣民」に、天皇が付与し、非常時には天皇「大権」⁽⁵⁾によつて剥奪され、かつ、「法律ノ範囲内」⁽⁶⁾の権利という、実に不完全なものだつた。そうした明治憲法の第二八条に信教の自由が明記されている。

日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ
信教ノ自由ヲ有ス

しかし、「国家神道に対し事実上国教的な地位が与えられ」と判例にも述べられており、政府による国家神道政策と本条文とは相容れないと思われる。政府は両者の整合性をいかにして持たせたのだろうか。

伊藤博文が記した明治憲法の公的注釈書とされる『憲法義解』によれば、本条の信教の自由は広義に解釈されている。⁽⁸⁾その説示を受けて本条の信教の自由の限界を示す「安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ」を、「世俗法的な徵兵、納稅、順法の義務等に限るもので精神的良心問題には無関係」⁽⁹⁾と解され、あるいは、「国家神道尊崇が当然に含まれるとは考えにくい」と解される説示もある。

しかし、当時の憲法学の第一人者である美濃部達吉氏の『逐条憲法精義』によれば、臣民の義務を、「国家及び皇室に忠順なる義務及び之に伴うて国家及び皇室の宗廟たる神官、歴代の山陵、皇祖皇宗及び歴代の天皇の靈を祭る神社等に対し不敬の行為を為さざる義務」として、国家神道への忠誠を強く要請し、「此等の義務を否定し、之を排斥することを教義とする宗教は、本条に依り保障せらるる信教の自由の外に在る」と述べ、国家神道を、「法律上の形式に於いてはそれは宗教とは區別」され、「帝國の國教」⁽¹⁰⁾であるとしている。また、内務省参事官の塚本清治氏により取扱ひの上に於て斯の如くに神社を明かに宗教上のものとして居ない⁽¹¹⁾としている。このように当時の政府や法学者は、国家神道が宗教であるという事実をわきにおき、それは、国家の祭祀機関であり、法規にいう宗教ではなく、公的地位を認め国民に崇敬すべきことを要請したとしても信教の自由の原則に反することはない、としたのである。

しかし、いわゆる津地鎮祭事件の控訴審判決で、神社神道が宗教でないとする主張に一々反駁を加え、「神社神道が宗教であることは法律家及び宗教学者の間では全くの通説と云つてよい。宗教というものが何であるかについては各種各様の定義があるが一般に広く用いられかつ妥當とされているのは『人間を越えたもの、即ち靈あるいは神というものの存在を信じ尊崇の念をもつこと』である」と述べているように、神道が宗教ではないとするのは詭弁に過ぎず、それが戦前の国家神道にもあては

することは明白である。したがつて、当時の政府がとつた立場を堅持する限り、国民は、宗教としての国家神道崇敬を強制されることになり、信教の自由が明白に侵されることになる。そのことは裏を返せば、国家神道という価値観に少しでも抵触する宗教、つまり、すべての宗教をして、政府に迎合する立場をとらせる必然性が含まれていた。

以上のように、明治憲法下における信教の自由は、「国家神道の価値観に抵触しない」という条件の下にしか成立し得ない不備な権利であり、戦前の一元的な国家状態を考えるまでもなく実に脆弱な面をもつていたのである。

《註》

- (1) 博文來歐以来、中略、独逸にて有名なるグナイスト、スタンインの両師に就き、國家組織の大体を了解する事を得て、皇室の基礎を固定し、大權を不墜の大眼目は充分相立候間、追て御報道可申上候。實に英、米、仏の自由過激論者の著述而已を金科玉条の如く誤信し、殆んど国家を傾けんとするの勢は、今日我国の現情に御座候へ共、之を挽回するの道理と手段とを得候。
- (2) 中略、両師の主説とする所は、邦國組織の大体に於て、必竟君主立憲体と協和体の二種を以て大別と為し、『明治百年史叢書一四四卷、伊藤博文伝』中巻、二九六、二九七頁、昭和四五年(一九六九)復刻)

(2) 美濃部達吉氏『逐条憲法精義』第二章「臣民権利義務」序論、

三三二四頁～三三九頁(昭和二年(一九二七))参照。なお、この三種は、現日本国憲法の人権の三つの特徴である「1. 前国家的性、2. 自然権としての人権、3. 法の支配」と比較される。

(3) 『大日本帝国憲法』第一条

(4) 『大日本帝国憲法』第一条

(5) 『大日本帝国憲法』第十七条

(6) 『大日本帝国憲法』第二十二条

(7) 『民集』三一巻四号五三九頁

(8) 蓋シ本心の自由は、人の内部に存する者にして、固より国法の干渉する区域の外に在り。中略、故に内部に於ける信教の自由は完全にして、一の制限を受けず。而して外部に於ける礼拝

布教の自由は、法律規則に対し必要な制限を受けざるべからず。及臣民一般の義務に服従せざるべからず。(岩波文庫『憲法義解』五九、六〇頁(昭和十五年(一九三五)))

(9) 葦津珍彦氏『国家神道とは何だったのか』一〇五頁(昭和六二年(一九八七))

(10) 平野武氏『明治憲法下の政教関係』(『公法研究』五二号、六四頁、平成二年(一九九〇))

(11) 前掲、美濃部達吉氏『逐条憲法精義』第二章「臣民権利義務」第二十八条、三九九頁～四〇二頁

(12) 『法令全書』十五卷三三三頁（内務省達乙第七号、明治十五年
一月二十四日）

(13) 塚本清治氏「神社制度の概要」（『神社教会雑誌』一〇一号、五
頁）（明治四四年（一九一一））

(14) 『民集』三一卷四号六三五頁～六三六頁

(2) 日本国憲法における宗教の自由

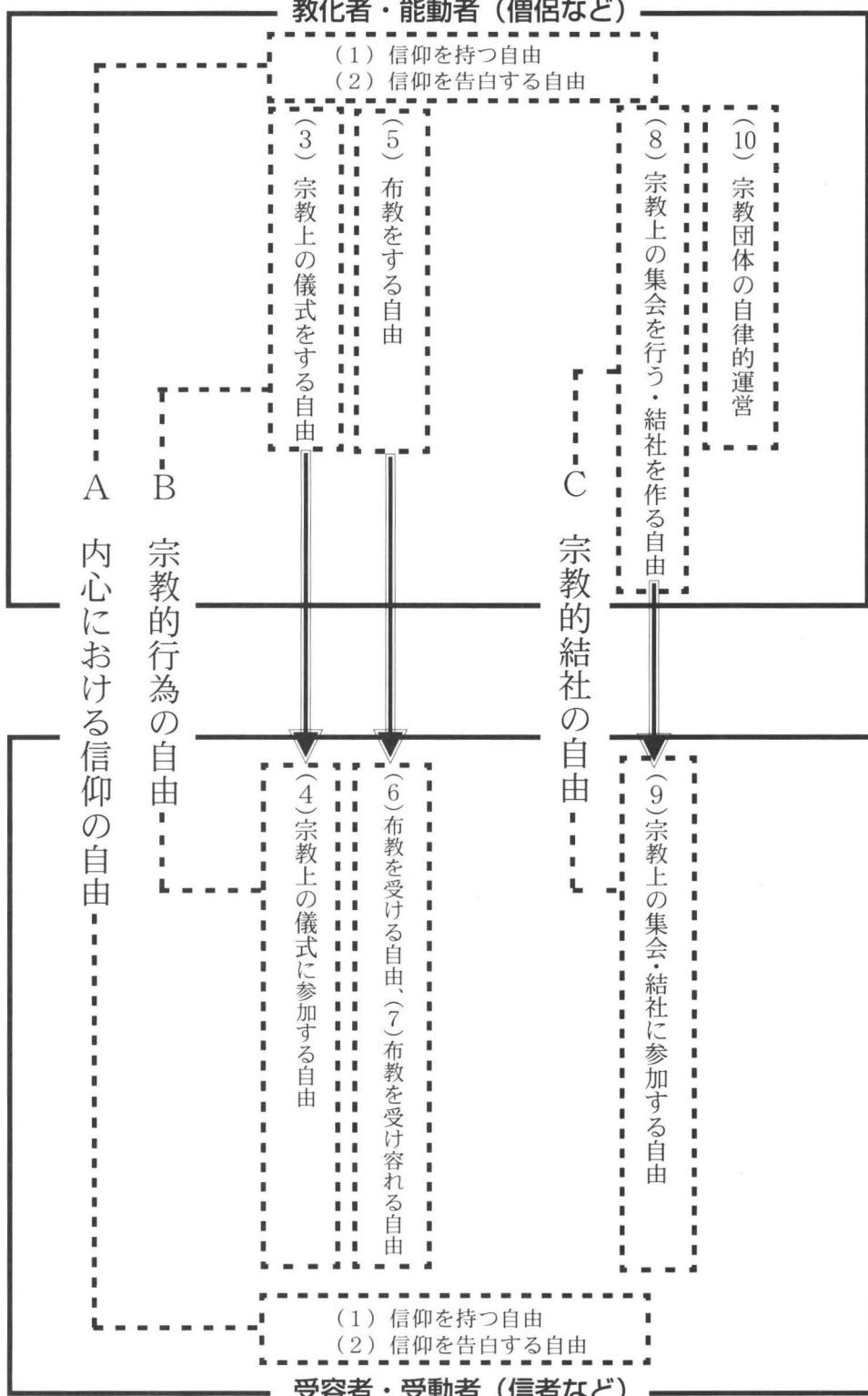
連合国は、ポツダム宣言に「十、中略、宗教及思想の自由、中略、は、確立せらるべし。」⁽¹⁾と示し、国家神道の廃止を目指した。政府は、GHQ草案をもとに、憲法の制定に取り組み、日本国憲法が、昭和二十一年（一九四六年）十一月三日に公布、翌五月三日に施行された。日本国憲法は、主権在民、基本的人権の尊重、平和主義を三つの柱とし、第二十条、及び、第八十九条に信教の自由と政教分離の原則が明文化されている。信教の自由は、制度的保障としての政教分離と表裏して成立し、「公共の福祉（やむにやまれぬ公益）による制約」と「濫用の禁止」⁽²⁾という限界はあるものの、基本的人権の中、もっとも重視される精神的自由権の一つである。⁽⁴⁾ それでは信教の自由には、どのような発現形態があるのだろうか。一般的に宗教教団は、宗教教義などを、他に対し発現し、それを生活の主体としている教化者・能動者（僧侶・神官・神父・牧師など）と、そうした発現を受け容れて教義に基づき日常生活を送っている受益者・受

動者（信者）とから構成されている。宗教法人法第二条の文言を借りれば、「宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教育育成することを主たる目的」として生活を営んでいる者と、「信者」である。そうした教団で、この両者がそれぞれに必要とする信教の自由の積極的発現形態を、佐藤幸治氏⁽⁵⁾と小林節氏⁽⁶⁾の説をもとに図式化すると【表III】のようになる。

信教の自由の発現形態は相互に重複しているのはもちろんであるが、概括的にまとめると、おおよそそのように分類できると思われる。つまり、(1)と(2)はおよそ自己の内心に留まり得て信教の自由の根本であり、教化者・受容者ともに必要な権利である。それに対して、(他)に対して自己の信仰する宗教の儀式を行うという(3)、(他)に対して自己の信仰する宗教教義の布教をするという(5)、(他)に対して自己の信仰する宗教教義に沿った集会を行い・結社を作るという(8)、(研究・財政や人事、及び、その法嗣を養成する機関などについて教団)の自律的運営という(10)の四者は、信者を教化・育成する教化者にとって必要な権利で、それこそが教化者の存在価値といえる。一方、(4)は(3)から、(6)・(7)は(5)から、(9)は(8)から、それぞれ派生し、受容者に特有の権利と捉えられる。

戦前の神道国教化政策の下では、こうした自由が、完全な形で実現されることは不可能であった。しかし、明治八年（一八七五）に信教の自由の口達が出され、最高法規である明治憲法に信教の自由が明文化され

【表Ⅲ】 信教の自由の（積極的）発現形態



ることによって、「国家神道の価値観に抵触しない」という条件付きではあるが、ほぼその権利は実現される。しかし、明治初期の宗教界は、地道な抵抗を重ねることによって、次第にそうした権利を獲得、受容することができたのである。

《註》

(1)『岩波大六法』三二六四頁

(2)第二十条一項「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。」、二項「何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。」、三項「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。」

第八九条「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。」

(3)『民集』三一巻四号五三九頁～五四〇頁

(4) 小林節氏『改訂版憲法』三七頁（平成五年（一九九三））

(5) 佐藤幸治氏『現代法律学講座五、憲法』三三七頁（昭和五六年（一九八一））

(1) 内心における信仰の自由（積極的信仰の自由・消極的信仰の自由・積極的信仰告白の自由・消極的信仰告白の自由）

(2) 宗教的行為の自由（積極的宗教的行為の自由・消極的宗教的行為の自由）

(3) 宗教的結社の自由（積極的宗教的結社の自由・消極的宗教的結社の自由）

(6) 前掲、小林節氏『改訂版憲法』三七頁

(1) 信仰を持つ、持たない自由

(2) 信仰を告白する、しない自由

(3) 宗教上の儀式をする、しない自由

(4) 宗教上の儀式に参加する、しない自由

(5) 布教をする、しない自由

(6) 布教を受ける、受けない自由

(7) 布教を受け容れる、受け容れない自由

(8) 宗教上の集会を行う、行わない、結社を作る、作らない自由

(9) 宗教上の集会・結社に参加する、しない自由

(10) 宗教団体の自律的運営 （番号筆者）

【三】 本論

本論を考察するにあたり、便宜上、明治初年から浄土宗大教院が廃止される明治十八年までを大きく次の四期に分け、順を追つて考察したい。筆者の与えられた課題範囲は第二期以降であるが、信教の自由の視点からみた場合、第一期を含めた各時期毎に、その変遷過程が確認できると思われる所以敢えて四期を設定した。⁽¹⁾

(1) 仏教軽視政策時代

(明治元年～五年三月)

(2) 神仏合併（神主仏從）大教院時代

(明治五年四月～八年四月)

(3) 浄土宗大教院時代I

(明治八年五月～十七年七月)

(4) 浄土宗大教院時代II

(明治十七年八月～十八年五月)

《註》

(1) なお、管見では明治期の宗教界を時代をおつて分類したものと

して次のものが挙げられる。

(1) 下村寿一氏「明治時代の宗教行政」では、初期（明治元年～十七年）、中期（～三二年）、末期（～四五年）としている。（『現代仏教』一〇五号、昭和六年（一九三一））

(2) 徳重浅吉氏「明治仏教研究資料論」では、第一期（明治元年～七・八年）、第二期（～十七・八年）、第三期（～三

五年・六年）、第四期（～大正五・六年）としている。（『宗教研究』一〇一一、昭和八年（一九三三））

(3) 桜井匡氏「明治宗教史の時代区分」では、第一期（明治元年～八年）、第二期（～二一年）、第三期（～三二年）、第

四期（～四五年）としている。（『宗教研究』一九六、昭和四二年（一九六七））

(4) 藤原弘道氏「変革期における浄土宗教団の教育史的総観」

では、前期（明治元年～十七年）、中期（～三二年）、後期（～四五年）としている。（『東山学園研究紀要』十二・十三合併号、昭和四二年（一九六七））

(5) 宮地正人氏「国家神道形成過程の問題点」では、神道国

教化政策期（明治元年～四年）、教部省政策期（～十年）、國家神道「理論」の確立期（～十七年）としている。（『日本近代思想大系五、宗教と国家』、昭和六三年（一九八八））

(1) 仏教軽視政策時代

(1) 慶應三年（一八六七）一月、明治天皇が即位した。江戸幕府は、薩長を中心とする倒幕の動きを懷柔すべく、十月十四日に「共二皇國ヲ保護仕候」という大政奉還の上表文を朝廷に提出した。⁽¹⁾しかし朝廷は、十二

月九日、「諸事神武創業之始ニ原」⁽²⁾く旨の王政復古の大号令を発し、總裁・議定・参与の三職を設け、將軍慶喜に官位辞退と領地の返上を命じ、江戸幕府は崩壊に向かう。

慶応四年（明治元年）（一八六八）一月十七日、政府は三職七課を定め、神社は神祇課の管轄に属した。⁽³⁾二月三日には、新たに三職八局の制を設け、神社は神祇事務局の管轄に移つた。⁽⁴⁾三月十三日には、「祭政一致」を押し進めるべく神祇官を再興した。⁽⁵⁾十四日には、明治天皇自らが政治を行う国威宣揚の御宸翰⁽⁶⁾と共に、五箇条の御誓文を発し、公議世論の尊重や開国和親の外交方針と共に、「大ニ皇基ヲ振起」⁽⁷⁾するとした。十五日には、五榜の掲示⁽⁸⁾を示し、キリスト教・徒党・強訴・逃散の禁止などと共に「朝命ニ悖リ」、「皇國ノ御維新モ不相立」行為を厳しく戒めた。そして十七日には、神祇事務局より神仏分離令の嚆矢ともなる諸国神社の別当・社僧復飾の令が達せられ、以下、こうした主旨の法令が続々と発せられる。⁽⁹⁾政府の神仏分離政策は、たとえそれが、仏教を直接、非難・攻撃すべき趣旨ではなかつたとしても、いわれなき廃寺・合寺など各地で廃仏毀釈の暴挙が引き起こされ、浄土宗寺院も、その例外ではなかつた。⁽¹⁰⁾閏四月二一日には、政体書を定め、古制にならつて太政官を復活し、立法・行政・司法三権の一切の権力を握つた。また、太政官七官の内、神祇官に神社が管理された。⁽¹¹⁾

明治二年（一八六九）一月二三日には、版籍奉還の上表⁽¹²⁾がなされた。四月、各宗の実力者が集まり、政府による神道国教化政策を憂え、諸宗同

徳会盟を結成し、その東京における盟主として養鶴徹定上人（以下、「徹定」と記す）が選出され、福田行誠上人（以下、「行誠」と記し諸上人の敬称を略す）が精神的盟主としてそれを支えた（徹定、行誠は、明治の浄土宗や仏教の擁護・発展の書、政府への建白書提出など、その活動には超人的なものがあり、多くの先駆者が論究を加えているので、本稿での言及は最小限度に止めることとする）。七月八日には、再び官位制度を改め、神祇官を太政官と併置し、太政官の下に六省をおき、神社は神祇官に管轄された。この際「掌宣布大教」として宣教師が設置され、十月九日、宣教師は「神祇官へ被接候事」とされた。

明治三年（一八七〇）一月三日には、「宣明治教以宣揚惟神之大道」という大教宣布の詔が発せられ、宣教師をして布教せしめようとし、四月二三日には、その心得書が示された。⁽¹³⁾一方、その公的管轄機関も明確に定められていかつた仏教界は、島地黙雷等の活躍により、八月九日、民部省社寺掛の管轄となり、閏十月二十日には、社寺掛が廢せられ寺院寮に管轄は移る。閏十月七日、宣教師は、広島において仏教教団に対して、管轄機関の設置と前後して、次のような「難問十二題」への解答を求めた。⁽¹⁴⁾

仁法二教・神仏本迹・仏法国益・神明帰仏・鎮護國家・生死感業・三世因果・須彌有無・洋教新古・二法一決・葬式益無益・法古事勤これらの表題から察するに、政府は、管轄機関の設置の見返りとして、

仏教教団に対し、神道との調和を計ることができるとかどうか、さらには脅威となつてきたキリスト教にどう対抗していくのかを試すための踏み絵として解答を求めたのではないだろうか。なお、この難問十二題に関する結果として、藤堂恭俊氏は、「この問題に関する模範解答がいかに切望され⁽²⁵⁾」、その結果として、「浄土宗侶としては福田行誠と養鶴徹定とが解答をよせている⁽²⁶⁾」と述べ、詳細な検討を加えられている。

明治四年（一八七一）一月五日、社寺領中、境内地を除き悉く上地せしめられ、寺院の經濟的基盤が大きく失われる。⁽²⁷⁾ また五月十四日、神社の社格が、天皇が幣帛料を供進する官幣社と、國家・地方官が供進する國幣社などに分けられた。⁽²⁸⁾ 七月十四日には、廢藩置縣の詔⁽²⁹⁾が発せられ、中央から府知事・県令が派遣された。同二七日には民部省が廃せられ、同二九日には太政官を八省を統率する最高機関たる正院・立法審議機関たる左院・行政上の連絡機関たる右院の三院とし、八月八日には神祇官を神祇省とした。⁽³⁰⁾ 同十九日には、神祇省直轄神社を除いた神社と教派神道と共に、仏教は大藏省戸籍寮社寺課に管轄が移った。

以上、第一期を概観したが、国家制度の中に神社を位置づけようとする神道国教化政策は、政府によつて次々と行われた。明治政府は、その

精神的支柱を天皇、及び、国家神道に求めた。こうした動きは、その基盤が確立していない明治政府にとって、その政策を潤滑に機能させるための国民へのソフト面からの懷柔策であるとも考えられる。

この時期の政策を振り返るに、まず驚かされるのは、明治三年七月の

民部省社寺掛の設置に至るまで、仏教寺院を直接管轄する公的機関が全くなかつたことである。管轄機関のない状態では、政府との折衝などすべての面で不都合な面が多くなつてしまつ。この政策は、仏教教団をながいがしろにする以外のなにものでもない。こうした仏教輕視政策が、寺院の廢寺・合寺などの廢仏毀釈を巻き起こす。当初、「寧ろ之を歓迎する意向であつたらしい」政府も、その急激なることに、「かたがた政府に於ても、多少は考慮を払うたであろう」として、「指令の態度が頗る慎重になり、手続の鄭寧になつたことが著しく目に着く」⁽³¹⁾ ようになり、管轄機関の設置に至る。そして政府は、キリスト教弾圧に対する西歐列強からの強い批判に対し、高遠な思想を有する仏教教団を自陣営に取り込むべく画策し、その手始めであり、踏み絵のようなものが、宣教使から各宗に言い渡された「難問十二題」への解答提出だつたのだろう。

こうした状況をみると、政府は、信教の自由の発現形態の中、(1)と(2)、つまり、その自由がおよそ自己の内心に留まり得るもののみに對してしか与えておらず、未だ儀式を行う自由、布教の自由、集会・結社の自由、教団の自律的運営など叶うべくもなかつたと思われる。

《註》

(1) 『法令全書』一卷一頁

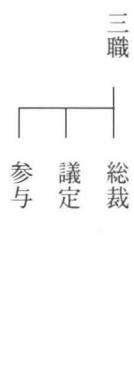
(2) 『法令全書』一卷六頁

(3) 『法令全書』一卷一七頁

《図1》慶応四年（一八六八）一月



（4）『法令全書』一巻二七頁
《図2》慶応四年（一八六八）二月



（『法令全書』、『明治史要附表』（昭和四一年（一九六六）復刻）、
梅田義彦氏『改訂増補日本宗教制度史（近代編）』第一章「序説」

第五節「宗教行政機関の変遷」二一〇二二二頁、（昭和四六年（一九七一）、笛山晴生氏等『詳説日本史史料集』二四三頁（平成五年（一九九四）など参照。以下の官制図も同じ。）

（5）此度王政復古神武創業ノ始ニ被爲基諸事御一新祭政一致之御制度ニ御回復被遊候ニ付テハ先第一神祇官御再興御造立ノ上追々諸祭奠モ可被爲興儀被仰出候（『法令全書』一巻六三頁）

（6）『法令全書』一巻六四頁

（7）『法令全書』一巻六五頁

（8）『法令全書』一巻六五頁

（9）今般王政復古旧幣御一洗被爲在候ニ付諸国大小ノ神社ニ於テ僧形ニテ別当或ハ社僧抔ト相唱ヘ候輩ハ復飾被仰出候若シ復飾ノ

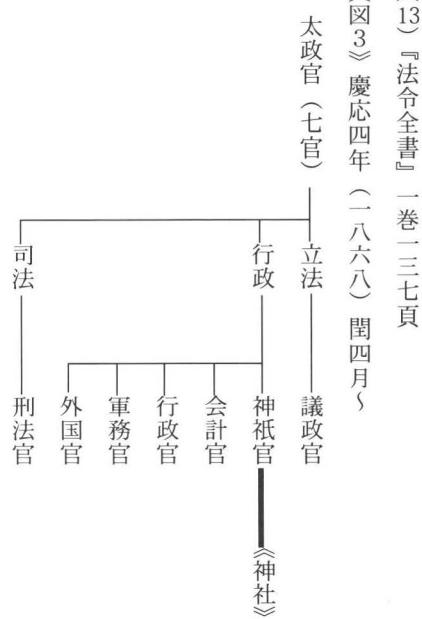
儀無余儀差支有之分ハ可申出候仍テ此段可相心得候事

『法令全書』一卷六九頁)

(10) 梅田義彦氏は、「神仏分離の令とは、明治元年、新政府によつて執られた宗教政策にもとづく行政処分であつて」と述べ、明治元年から二十年に至る十三の法令を挙げ、正確には「神仏判然の令というべきである」としている。(前掲、梅田義彦氏『改訂増補日本宗教制度史(近代編)』第一章「序説」第二節「神仏分離の令」五頁～十五頁)

(11) 辻善之助氏『日本佛教史研究』第四卷二二「神仏分離の概観」、『同』第六卷六「廢仏毀釈」(昭和五九年(一九八四))、及び、村上專精氏、辻善之助氏、鷺尾順敬氏編『明治維新神仏分離史料』全五巻(大正十五年(一九二六))など参照。

(12) 前掲、藤本了泰氏「明治時代の浄土宗」、及び、前掲、成田・伊藤・平氏『浄土宗史』第七章「近代の浄土宗教団」など参照。



(14) 『法令全書』二卷四二頁

(15) 前掲、辻善之助氏『日本佛教史研究』第四卷二三「廢仏問題による僧侶の覚醒」には、『仁和寺記録』に基づいて「徹定が、その盟主となつた」(二二四頁)と述べ、行誠をして、「精神的盟主は、正にこの人にあつたかの如き感がある」(二三六頁)と述べている。これについて、桜井匡氏が、『明治宗教史研究』第二章「佛教の復興と発展」二「護法活動」 2「同盟会の名称と盟主」(昭和四六年(一九七一))で再考しているが、明確な結論は出されていない。なお、藤原弘道氏は、前掲「変革期における浄土宗教団の教育史的総観」(四九頁)において、「諸宗同盟会の輪講廻読が諸宗總覺へと発展し、この諸宗總覺が教部省時代にできる大教院の萌芽となつたのである」として、その意

義を述べている。

(16) 『法令全書』二巻二四九頁

『図4』明治二年（一八六九）七月

神祇官 — 《神社》

太政官 — 宮内 — 六省

兵部

民部

社寺掛（三年七月）

《神社（神祇官直轄神社を除く）・教派神道・仏教》

寺院寮（三年閏十月） 《教派神道・仏教》

大蔵
刑部
外務
兵部

(17) 『法令全書』一巻二六二頁

(18) 『法令全書』二巻四〇〇頁

(19) 『法令全書』三巻一頁

(20) 『法令全書』三巻一頁

(21) 島地黙雷に関する論考は多いが、ここでは、豊富な資料を背景として詳説された吉田久一氏『日本近代仏教史研究』第二章「大

教院分離運動について—島地黙雷を中心に—」（昭和三四年（一

九五九）を参照されたい。なお、後に述べるが、辻善之助氏は、前掲『日本仏教史研究』第四卷二二「明治維新の廢仏問題と政府の態度」で、政府のこうした態度の変更が、必ずしも島地黙雷の建言のみでなかつたとする見解を表明している。

(22) 『法令全書』三巻二九八頁、『図4』参照。

(23) 『法令全書』三巻四五九頁、『図4』参照。

(24) 行誠の記した『廣島問答』の序に「庚午閏十月七日、聞宣教師到藝州廣島、出問目十二題、以問諸各宗」（『行誠上人全集』三

七三頁）とある。なお、この「難問十二題」の呼び名と、問題の名称・順序は一定していないが、ここでは、『淨土宗大年表』（七六七～七六八頁）によった。

(25) 藤堂恭俊氏「淨土宗明治教・学人の著作刊行とその時代背景—

明治元年から八年まで—」（『淨土宗学研究』三号二九八頁、昭和四四年（一九六九））

(26) 藤堂恭俊氏「明治時代における宗学の形成とその理念」（『東山

学園研究紀要』十四号一〇〇頁、昭和四四年（一九六九）

(27) 『法令全書』四巻五頁

(28) 『法令全書』四巻一八七頁

(29) 『法令全書』四巻一八四頁

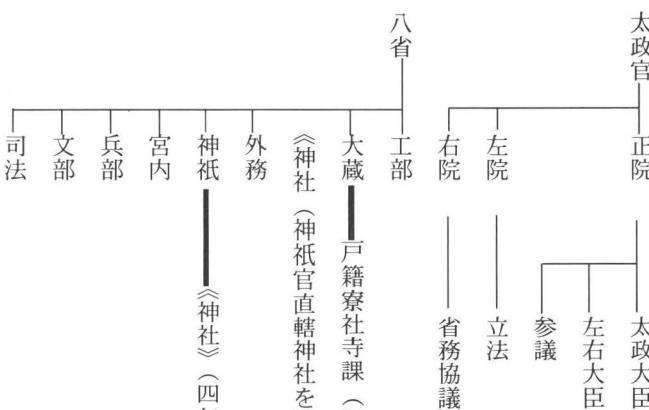
(30) 『法令全書』四巻二九四頁

(31) 『法令全書』四巻二九六頁

(32) 『法令全書』四卷二二六頁

(33) 『明治百年史叢書一七一、明治職官沿革表、合本一』四四頁、及び、『同、合本二』二二頁（昭和五三年（一九七八））

《図5》明治四年（一八七一）七月～



《神社》（神祇官直轄神社を除く）・教派神道・仏教

教育部省設置後一ヶ月、四月二十五日、その教化政策を担当する十四級からなる無給の教導職が教育部省に置かれた。⁽²⁾ その三日後、教導職へ説教の指針とする次のような教則三条が公布された。⁽³⁾

教則

第一条 一、敬神愛國ノ旨ヲ体スヘキ事

第二条 一、天理人道ヲ明ニスヘキ事

第三条 一、皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守セシムヘキ事

右ノ三条兼テ之ヲ奉体シ説教等ノ節ハ尚能注意致シ御趣意ニ不悖様

厚相心得可申候事

(34) 前掲、辻善之助氏『日本佛教史研究』第四卷、二二二「明治維新の廢仏問題と政府の態度」二〇二一～二〇四頁

(2) 神仏合併（神主仏徒）大教院時代

明治五年（一八七二）三月十四日、仏教教団は、大蔵省戸籍寮社寺課、神祇省の廃止と共に、神祇省直轄神社と同じく、その管轄機関が教部省へと移つた。⁽¹⁾ この頃から政府の宗教政策、特に仏教政策に転換期がやつてくる。すなわち、これまでのよう公的機関から除外するという方針

から、公的機関に取り込み、国家神道拡大布教の一翼を担わせようとする方針へである。その理由は、数的にも多く、布教手腕にも巧みな僧侶を除外するよりも、取り込み利用するメリットに気づいたからであろう。それが教導職制度と神仏合併大教院の創設である。

その内容は、一見して分かるように、國家・天皇への恭順を求めるものであり、教導職に、その布教の任が与えられた。そして、その三条の教則に拘束される教導職に、各宗僧侶、及び、知恩院隨譽俊光、増上寺

等譽明賢、金戒光明寺定円、徹定、神谷大周など浄土宗僧侶も、次々と任命・進叙された。⁽⁴⁾ ちなみに、明治九年十二月刊行の『明治史要附録概表』⁽⁵⁾によれば、全国の教導職は七二四七名、神官は四二〇七名、僧侶は三〇四三名であり、浄土宗僧侶は、真宗の七二八名に次いで、六三三名であった。六月九日には、各宗毎に教導職管長一名を設置し、末派寺院の取り締まりをさせ、別紙にて「宗規僧風」を「釐正」すべきことを命じる教部省達が出され、⁽⁶⁾ 十月三日には、教部省達番外として、重ねて、各宗一管長を定める旨が命じられた。⁽⁷⁾ こうした教部省達を受け、七月には、「總本山知恩院のこと、京都三箇本山のこと、増上寺のこと、紫衣檀林のこと、黃衣檀林のこと」の五箇条からなる『宗規釐正』が、知恩院徹定・増上寺明賢・金戒光明寺定円の連署によって、教部省に提出され、⁽⁸⁾ その後、十月十九日、徹定が浄土宗初の教導職管長に就任した。⁽⁹⁾ 九月十八日には、法相宗、華嚴宗、律宗、兼学宗、融通念佛宗を他の宗派に所轄させる教部省達が出され、⁽¹⁰⁾ 華嚴宗が浄土宗の所轄に入った。⁽¹¹⁾ 四月二十五日には、僧侶の肉食・妻帯・蓄髪が認められ、さらに、九月十四日には、僧侶も苗字を名乗ることとなつた。⁽¹²⁾

こうした動きに対して仏教側は、金戒光明寺定円をはじめとして十九名の連署をもつて大教院設立の願いを教部省に提出した。⁽¹³⁾ 仏教側は、この建白書に「神道ヲ始メ」と記し、政府の意を損ねないようにしているものの、守勢一方の仏教の再興が祈念されていたことは疑う余地もない。これを受けて政府は、十一月二十四日、神仏合併大教院開設の件につき「三

条ノ意ヲ体認」させるとした上で、諸宗管長宛に教部省達を下した。⁽¹⁴⁾ この合併大教院開設は神社神官にも伝えられ、これを受けて九月十四日には、東京紀尾井町の紀州邸に大教院が設けられ、明治六年（一八七三）二月五日には、増上寺に大教院が移されることが決まった。⁽¹⁵⁾ しかし、仏教側の祈念とは裏腹に、設立された大教院は、合併とはいえ神道一色に染まつたものであつた。つまり、五年十月二七日に認可された大教院規則には、⁽¹⁶⁾

第一條 本院ハ教部省ノ令ヲ奉シ三条ノ旨趣ヲ体認シ諸教導職ノ材識ヲ長育スル所ナリ故ニ輩下ニ一大教院ヲ置キ以テ中小教育院ヲ總轄スル事

第二條 教院ハ特ニ敬神ノ実ヲ表シ衆庶ノ標準トナラサル可ラス故ニ清潔ノ地ヲ撰ヒ

天之御中主大神

高皇產靈大神

神皇產靈大神

皇祖天照大御神

ヲ奉祀シ以テ畏敬ノ礼ヲ尽ス事

但平素衆庶ノ參拜ヲ許ルス

とあり大教院が、三条の教則を遵守すること、神道の神々を本尊として祀ることが示され、仏教的な面は全く見られないのである。増上寺でも、本尊阿弥陀如来像は四月には台徳院殿御靈屋に遷座させられ、神道の

神々が祀られた。⁽¹⁹⁾ その様は、「僧侶・神官一堂に会して衣冠束帶し、或は製裘法服を纏ひて神前に拍手し、又、手から、魚鳥等の肉類を献供するが如き奇觀を呈する」⁽²⁰⁾ ような状態であった。大教院の下に設けられた中教院も、⁽²¹⁾ ほぼ同様の規則があり、やはり神道の神々がまつられた。

また明治六年には、教部省から、十一兼題と十七兼題が、「教導職の説教を練る為に」布達された。⁽²²⁾ 十一兼題とは、

神德皇恩・人魂不死・天神造化・顕幽分界・愛國・神祭・鎮魂・君臣・父子・夫婦・大祓であり、十七兼題とは、

皇国国体・道不可変・制可隨時・皇政一新・人異禽獸・不可不学・

不可不教・万国交際・国法民法・律法沿革・租税賦役・富国強兵・

產物製物・文明開化・政体各種・役心役方・権利義務

である。前者は、儒教的思想も盛り込まれているが、全体として神道的色彩が強く、後者は、皇国としての日本を知らせる啓蒙的なものであり、やはり神道の思想を背景としている。しかし、両者共に仏教思想の欠片もない。こうした二条の教則・十一兼題・十七兼題に関する注釈書は、これまでの伝統的宗義とは異なり、実際の説教に使うことが強制されたために、神官ばかりでなく僧侶からも実際に多くの著書が刊行され、広く行き渡り、十一兼題については、「大講義以下権少講義以上をして毎月一説の講録を教部省に出さし」⁽²⁴⁾ められたという。八月には、大教院は、三章教憲・教会大意・誓約十条を布達し、布教の末端機関として各寺院を教會として設立し布教せしめることに意欲を示した。⁽²⁵⁾ 後述するが、この制度は、二月十九日に基督教禁制高札が撤去されたことと関連すると思われ、実際に教会設立の動きが出たときには合併大教院は崩壊し、各宗の大教院が設立されている。十二月二八日には、教導職七級以下の階級を廃止し、教導職試補とした。⁽²⁶⁾

明治七年（一八七四）四月二八日には教部省より、教導職試補以上でなければ説教をすることが禁止され、五月三一日には、教導職は大教院において試験を受けなければならなくなり、七月十五日には、教導職試補以上でなければ寺院住職とはなれなくなるなど、次々と僧侶に対する管理が厳しさを増していく。

一方、浄土宗では、九月には、増上寺總錄所が檀林伝法を京都四箇本山に割譲することとなり、十月には、駿遠以東が増上寺所轄とされ、東西分裂の発端となる。それと引き替えに、明治八年（一八九五）一月十八日に、教部省の認可を受け増上寺が大本山になつた。⁽²⁷⁾

以上、第二期として神仏合併大教院時代を設定したが、この時期の政府は、仏教教団に神道国教化政策の一翼を担わせようとしていた。それが、天皇・国家神道の地位を高めさせる三条の教則、十一兼題・十七兼題に縛られた教導職制度の導入であり、諸宗の代表による建議によつて設立された神仏合併大教院もその例外ではなかつた。そこに祀られたのは神仏両教の本尊ではなく、神道のみのそれであり、仏像は片隅に追いやられた。大教院は合併とはいえ神主仏從大教院であり、主体は神道に

置かれ、神官中心の教導職の活動拠点となってしまった。そして、僧侶の化他活動の命ともいべき説教活動さえ、大教院で試験を経た教導職でなければ許されず、一寺院の住職になることも許されなかつた。その様は、「未だ嘗て、仏教教団にして、仏教本来の教義教理を無視し、否定しやうとする主義の下に、教団が諾々として講席を共にしたことがあるであろうか。誠に仏教の廃滅と云はなければなるまい」⁽³⁴⁾という状況だつたのである。

また、僧侶の肉食・妻帯・蓄髪の勝手、苗字を名乗らせるなどの一連の政策は、納稅・兵役など国民としての義務を負わせるといった表面的なことに留まらず、それが意図的でないにしても、僧侶をして、教導職の同僚である神官に身も心も近づけるといった一面と、説教を聴聞する一般檀信徒をして、視覚を通して、これまで仏教を説いてきた僧侶が、國家神道という別の宗教を説いているのだと分からしめるという一面もあつたのではなかろうか。

こうした状況を信教の自由の発現形態からみる限り、第一期と比較して、廢仏毀釈を静観するという態度こそなくなつたものの、その実質はなんら変化がなかつたといえよう。いや、むしろ別の意味でそれは追いつめられ、狭められてきたとも考えられる。なぜなら、仏教寺院に本來祀られるべき信仰対象としての本尊が、神道の本尊にすり替えられてしまつたこと、教化者としての僧侶が、三条の教則・十一兼題・十七兼題という神道に基づいた布教しか許されず、その講案を提出せしめられた

ことなどは、先の発現形態の中、自己の内心に留まり得るものさえも認められなくなつたと捉えられるからである。

第一・二期の浄土宗政は、その動きも合併大教院の中に取り込まれたものであり、徹定や行誠による単発的なものは数多く見受けられるものの、宗としての特色を出しての動きなどできる術もなく、ただ、他宗と共に合併大教院を維持することがやつとだつたようである。

しかし、やはり、こうした時期の愚挙ともとれる一連の政策は、行誠等をして、仏教の有益なることを説く「諸寺院連盟建白書」を左院に提出せしめることとなり、島地黙雷、大内青鸞等の信教の自由獲得への激しい運動を引き起こすこととなるのである。

《註》

(1)『法令全書』五巻ノ一、七九頁、及び、五巻ノ二、一二六九頁

《図6》明治五年（一八七二）三月

教部省（→社寺課、神祇省廢止）

〔《神社・教派神道・仏教・その他の教団》〕

(2) 今般教導職ヲ被置等級別紙ノ通被相定候事但教部省管轄ノ事。

〔別紙〕

教導職等級表

		一級	二級	三級	四級
大教正	權大教正	中教正	權中教正		
五級	六級	七級	八級		
少教正	權少教正	大講義	權大講義		
九級	十級	十一級	十二級		
中講義	權中講義	少講義	權少講義		
十三級	十四級				
訓導	權訓導				

来ル十日限一同可申立事

(別紙)

天台宗 管長老人

真言宗 同

淨土宗 同

禪宗 同

真宗 同

日蓮宗 同

時宗 同

(『法令全書』五卷ノ二、一二九三頁)

(8) 『教部省出勤中雜錄』(前掲、惠谷隆戒氏『淨土宗史概説』二五

○頁)二五二頁)

(9) 『淨土宗年譜』七五丁右、『淨土宗大年表』七七二頁、【表I】な

ど参照。

(10) 法相宗華嚴宗律宗兼學宗融通念佛宗ノ五宗各派並ニ其他諸宗ノ

内別派独立本山及ヒ無本寺等夫々相当望ノ宗内總本山ヘ所轄被

仰付候條(『法令全書』五卷ノ一、一九五頁)

(11) 『淨土宗大年表』七七二頁

(12) 自今僧侶肉食妻帶蓄髮等可為勝手事

(『法令全書』五卷ノ一、九三頁)

(5) 前掲、『明治史要附表』三二頁

(6) 自今各宗教導職管長一名ヲ置一宗末派之取締向等別紙之通相達
候條此旨相心得各管轄内諸寺院ヘ不洩様可相達候事

(『法令全書』五卷ノ二、一二六九頁)

(7) 自今各宗教導職管長別紙之通一宗一人ト相定各宗現在之正権大
教正之内ニテ年番父代等適宜望ニ相任候條此旨相心得一宗別ニ

(13) 自今僧侶苗字相設住職中ノ者ハ某寺住職某氏名ト可相称事

(『法令全書』五巻ノ一、一九三頁)

(14) 正学院豪海外十九名願

教部省宛

（中略）是ニ於テ、今輩下ニ一大教院ヲ設ケ、神道ヲ始メ釈漢洋諸科学ヨリ、宇内各国ノ政治・風俗・農功・物産ニ至ル迄、悉

ク之媿講習シ、海外ノ講師ニ サラメ（シ脱力）、人材ヲ揃育シ、頑固迂僻ノ亜習ヲ一洗シ、今日実用ノ学ヲ起サシメ、且各府県ニ小校ヲ置キ、其制ハ大教院ニ倣ヒ、文明開化ノ氣運ヲ領シ、家毎ニ説戸毎ニ諭サハ（前掲、辻善之助氏『日本仏教史研究』第六巻八「教導職と大教院」四〇一頁）

(15) 天下大小之寺院ハ抑衆庶ヲ教誨スル教院ニシテ其住職僧侶ハ乃其教職教師タル事固ヨリ論ヲ待タス然ルニ寺院ヲ僧侶私宅ノ様心得違教導ノ事ヲ疎カニシテ政治ニ裨益スルナキヨリ竟ニ徒食之譏ヲ免カレサルニ至リ候因茲今般新ニ大教院ノ設アリ神官僧侶爰ニ從事ス就テハ自今各宗寺院ヲ以凡テ小教院ト心得各檀家ノ者ヲ集メテ勤学為致候様可為専務候條向後其檀家ノ子弟ニ無識無賴ノ徒無之様篤ク三条ノ意ヲ体認シ衆庶ヲ教導シテ地方ノ風化ヲ賛ケ政治ノ裨益相成候様可相心得旨夫々未派寺院へ無洩可相達候事。（『法令全書』五巻ノ二、一二二八八頁）

(16) 『太政類典目録』中巻、四五八頁

(17) 『太政類典目録』中巻、四五八頁

(18) 『法令全書』六巻ノ二、一六五五頁

(19) 『浄土宗年譜』七五丁右、『浄土宗大年表』七七四頁、【表I】な

ど参照。

(20) 前掲、岩崎敲玄氏『浄土宗史要』二二八八頁

(21) 『法令全書』六巻ノ二、一六五七頁

(22) 河野省三氏「明治初年の教化運動」（『國學院大學紀要』一号一〇八頁、昭和七年（一九三二））、なお、この十一兼題と十七兼題のそれぞれの順序・名称は一定していないが、ここでは、前掲、藤堂恭俊氏「浄土宗明治教・学人の著作刊行とその時代背景—明治元年から八年まで—」三二二頁によつた。

(23) 一連の注釈書については、前掲、河野省三氏「明治初年の教化運動」（『國學院大學紀要』一号）に詳しい。また、辻善之助氏は、前掲『日本仏教史研究』第六巻八「教導職と大教院」でこれをお補している。

(24) 前掲、岩崎敲玄氏『浄土宗史要』二二八八頁、また、藤堂恭俊氏も、前掲、『浄土宗明治教・学人の著作刊行とその時代背景—明治元年から八年まで—』三二二頁で言及している。

(25) 『法令全書』六巻ノ二、一六四九頁

(26) 『法令全書』六巻ノ一、六四頁

(27) 『法令全書』六巻ノ二、一六六二頁

(28) 『法令全書』七巻ノ二、一二一四頁

(29) 『法令全書』七巻ノ二、一二二〇頁

(30) 『法令全書』七巻ノ一、一一九九頁

(31) 『浄土宗年譜』七五丁右、『浄土宗大年表』七七七頁、【表一】など参照。

(32) 『浄土宗年譜』七五丁右、『浄土宗大年表』七七七頁、【表一】など参照。

(33) 『太政類典目録』中巻、四八六頁、なお、この間の経緯に関しでは、前掲、大橋俊雄氏「浄土宗近代百年のあゆみ」(『浄土宗近代百年史年表』十二頁)に詳しい。

(34) 前掲、藤本了泰氏「明治時代の浄土宗」(『現代仏教』一〇五号、四〇〇頁)

(3) 浄土宗大教院時代 I

仏教界に神道国教化政策の一翼を担わせようとする第二期の政府の意図も、各地での僧侶の反抗⁽¹⁾、行誠等各宗実力者による「諸寺院連盟建白書」の左院提出⁽²⁾、島地黙雷・大内青鸞等による信教の自由獲得への活躍によって次第に行き詰まるようになる。島地黙雷は、政府に対して三条の教則や合併大教院批判の建白書提出により、大内青鸞は、その主幹を務めた『明教新誌』などの文筆活動を通じ、また、仏教界だけでなく福沢諭吉、加藤弘之、西周、森有礼など知識人、クリスチヤンなどからも奇異な様相を呈する合併大教院への批判、信教の自由獲得への要請は

次々と起る。⁽³⁾

明治八年（一八九五）五月三日、真宗を中心とした合併大教院離脱運動が契機となつて、教部省達が出され⁽⁴⁾、合併大教院が廃止され、各宗ごとに大教院を設け、神仏合同布教も禁止されることとなつた。しかし、ここででも「三条ノ教則ヲ遵奉」すべきことと「試験ノ節官員ノ検査ヲ受候儀ハ可為従前之通事」という拘束は温存されている。

この通達を受けて、浄土宗も五月九日、増上寺に浄土宗大教院を設置し、各府県に中教院を設置することとなり、九月四日には、『浄土宗大教院事務章程・規則・職制』（以下、『浄土宗大教院規則』）が通達された。⁽⁵⁾ 浄土宗大教院を詳細に取り上げた論考はないようなので、ここでは特に、その地位・職制・管長選出方法・管長権限・本尊などについて言及しておく。まず浄土宗大教院の地位であるが、「浄土宗大教院事務章程」には、

第一条 本院は一宗教法の枢機を乗り全国宗務の綱紀を統へ中小教院を管轄する所処とす

とあり、「浄土宗大教院規則」には、

第一条 大教院は教法の根基を占め布教の項領を攬り中小教院を統轄する所なれば一宗一院を限る事

とあるように、浄土宗の「枢機」、「根基」として、「綱紀」、「布教」などを統率し、中小教院を管轄する機関であった。
次に職制であるが、「浄土宗大教院職制」には、

管長 一員～中略～

誥教止 無定員

一、管長の補佐として其欠減を承け諸事代理するを得～中略～

執事 四員

一、管長及誥教正の指示に従ひ院中一切の事務を掌り～中略～

議事 無定員

一、布教の下議を掌り～中略～

講究 無定員

一、教法の如何を論究し説教の体裁を講習して～中略～

編輯 無定員

一、教義に関する書類を編輯して～中略～

会計 無定員

一、教導資金の出納を司り～中略～

書記 無定員

一、諸文書を贍写し諸記録を司掌す

とあり、管長を筆頭に、それを補佐・代理する誥教正、大教院の事務を司る執事、布教を担当する議事、教学を担当する講究、そして編輯・会計・書記とから構成されている。執事のみが定員が定まり、その他には定員がなかつた。

それでは、その筆頭に位置する管長はどのように選出されたのであるか。「浄土宗大教院事務章程」には、

第八条 管長は一員を限り教正以上公撰とす誥教正に定員なく執事

四員を限り諸本山之を出して其余の諸課は時に随て増減す

とあり、「浄土宗大教院規則」には、

第二条 公撰を以て管長を立て常に本院に在て布教上一切の事務を

総理せしむる事

とあるように、教正以上の公撰によつて選出された。

また、管長の権限はどうだらう。その主な条文を抜粋列挙すれば次のようになる。

「浄土宗大教院事務章程」

第十三条 凡そ事務の重大なる者は各課の考案に出づと雖ども管長の議案として之を衆議に付し議事其論決を批可して管長に申告し以て裁充を乞ふ

第十六条 院中の役員を課するは管長の特権なりと雖ども必らず誥

教正及各課の互撰投票に由る

第十七条 教導職の解行を考試するは管長及誥教正の主任にして講究課之を輔贊し品定す

「浄土宗大教院職制」

管長 一員

一、教綱を總攬し機務を統理し恒に教化の通塞と人心の睽合とを視察し一宗教法に於て擔保の責に任す

一、教徒の解行を考試し本職の進退黜陟を具状し教部省地方官に稟

申して布教の方法を施設し及教導職を試補するの権を有す

一、宗規を更定し僧風を修釐し布教伝道の任に耐ゆへき人材を養成するを務む

一、院中一切の事務を批可判決し諸課の謹隨を鑑視して之を処分し各職効を致さしむ
このように議案提出権、大教院人事権、教導職考試権など広範な権限を有していた。

最後に、合併大教院では片隅に迫いやられた本尊の規定である。

「淨土宗大教院規則」、及び、「淨土宗中教院規則」

第十二条 本院は必ず阿弥陀仏を本尊とし宗祖の像を安置すべき事

このように、共に阿弥陀仏を本尊とし、宗祖像を安置すべきことを述べている。『淨土宗大教院規則』には、三条の教則、十一兼題、十七兼題など神道的内容について、まったく触れられず、先の各宗大教院設立の布達にある「猶厚三条ノ教則ヲ遵奉シ」という政府の意図よりも、「自今各自可致布教」という点に重きを置き、淨土宗宗義に則った『淨土宗大教院規則』の制定を試みたと思われる。

そして、宗教界にとつて念願であった「宗教の自由」の口達が、十一月二七日、教部省達として神仏各管長宛に出された。⁽⁷⁾ この口達は、実に「信教ノ自由」という語が三ヶ所も出てくるほど、それを強調したもので、その内容も、「教法ヲ布ク者ト教法ヲ受クル者」の両者をして、「各自ノ教義」を自由に教導することができるよう、「行政上ノ保護ヲ」約

束するといった趣旨であり、実に画期的なものといえる。しかし、一方

では、各宗大教院設立の布達と同様、教導職試補試験の際、「官吏ノ試験場ニ立会検査候儀モ専ラ行政上ノ事」として、その人事には介入し、「当省ヨリ授与セル三條之教則」や「十七説（十七兼題）等」を中心にして、「政治ノ妨害トナラサル」ように、「人民ヲ善誘シ治化ヲ翼賛」すること

こそ「教法家ノ政府ニ報スル所以ノ義務」であると規定しているなど、その内容は国家主義的であり、未だ本来の自由とは言いがたい点があることも見逃してはならない。しかし、こうした信教の自由の口達が出たことによって、各宗が自由に活動できる幅が広がったのは紛れもない事実である。

そして、この口達を受け、「いち早く」⁽⁸⁾ 他宗に先駆けて、宗としての独立した布教活動拠点として教会を設置し、宗内寺院の寺檀関係の近代化を目指したのが淨土宗であつた。すなわち、淨土宗は、信教の自由の口達が発せられた翌十二月には、大教院から、『淨土宗教会規則並施設方法』（以下、「教会規則」）を発行したのである。日付が入っていないので正確には分からぬが、口達から一ヶ月以内に発せられたもので実に迅速であつた。ただ、古田紹欽氏は、淨土宗の『教会規則』が最も古いと指摘しているが、それが『明教新誌』に記載されたのは、第二三三二号⁽⁹⁾であるのに対し、第二二九号⁽¹⁰⁾には、『真言宗教会規約』が記載されている。それにも、発行年月日が記されていないので断定できかねるが、淨土宗と同時期に、真言宗からも出ていたことが分かる。しかし、真言宗のも

のには、「講社條約」として次のような条文がある。^[12]

第一条 三章の教憲十条の誓約(明治六年五月発行教会大意)終身遵守すへき事

浄土宗の『教会規則』には、「政令」に従うべきことは記載されていても、この条文のように三条の教則などについて触れているところはない。そういった意味で浄土宗のそれは、信教の自由の口達の意義を踏まえた上で、「いち早く」出したものといえるだろう。

ちなみに、池田英俊氏は、二葉憲香氏の論文を踏まえ、「仏教各宗における一宗一派内の教会結社の動向を探つてみると、明治九年十月二十六日、「曹洞宗教会条例」の末派寺院への布達に始まり、次いで同年本願寺達書二五号による真言宗四派の「真宗教会結社規約」の発布をみ、さらには同十一年二月には、真宗から一派を独立した真宗本願寺派による「真宗本願寺派教会結社条例」の発布をみ、同十二年には「天台宗真盛派教会条例」などが挙げられる」と述べているが、筆者の調査によれば、その前にも前出の真言宗のもの、融通念佛宗の「融通教会講社規約」や、日蓮宗不受不施派の「教会講社条例」などが挙げられる。いずれにしても、浄土宗がもっとも早く『教会規則』の制定、及び、施設開設に向けて動き出した宗団の一つといえるだろう。

それではなぜ、これほど迅速に『教会規則』の制定ができたのだろうか。その理由として、第二期に少し触れ、『真言宗教会規約』にも記載のあつた、明治六年八月二十四日の教部省達の影響が第一に考えられる。^[13]

〔表IV〕教部省達『教会大意』中「誓約拾条」と『淨土宗教会規則並 施設方法』中（A）「淨土宗教会制規」・（B）「淨土宗教会 施設方法」比較表 (A)				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>教部省達 「教会大意」中 「誓約拾条」</th> <th>〔淨土宗教会制規〕 （条文の下の括弧 は筆者による）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一条（意義）</td> <td>淨土宗教会ハ一門ノ</td> </tr> </tbody> </table>	教部省達 「教会大意」中 「誓約拾条」	〔淨土宗教会制規〕 （条文の下の括弧 は筆者による）	第一条（意義）	淨土宗教会ハ一門ノ
教部省達 「教会大意」中 「誓約拾条」	〔淨土宗教会制規〕 （条文の下の括弧 は筆者による）			
第一条（意義）	淨土宗教会ハ一門ノ			

そこには、念佛講など、これまでの様々な結社や講を改変し、「三章教憲（三条の教則）」を中心に据えた教会を設立するよう促している。そして、「施設ノ細目等」は、地方の状況に応じて制定し、後日、大教院に提出すべきことが記されている。この達書が出された時には、各宗大教院は設立されていないが、この時点から、各宗において教会の施設方法などについて検討がなされていたに相違ない。そのことは、教部省より出された『教会大意』の「誓約拾条」^[14]と、『教会規則』の「淨土宗教会制規」と「淨土宗教会施設方法」^[15]とを比較した【表IV】によつて明白である。

	<p>第一条</p> <p>一、三条ノ大旨ハ 修身之ヲ謹守スヘ キ事 (本条文は信条が)</p> <p>第三条(信条)</p> <p>一、三条ノ大旨ハ 修身之ヲ謹守スヘ キ事 (本条文は信条が)</p>	<p>第二条(名称)</p> <p>教会ニ命スルニ直チ ニ淨土ノ宗名ヲ以テ ス。則チ本宗一般ノ 教会ナルコトヲ表シ 、且ツ他宗ノ教会ニ 異別セシム。故ニ本 宗ノ教会ハ總テ此ノ 名ヲ用ヒテ、外ニ区 タノ称ヲ立ヘカラス</p> <p>第七条</p> <p>一、説教ノ儀ハ会 中ノ便宜ニ從ヒ家 事ノ緩急ヲ量リ其 定日ヲ増減シテ凡 テ産業ヲ妨ケサル 所ヲ第一トスヘキ 事 (本条文は、説教 と法式とで、その 意図は異なるが、 文体には関連性が ある。)</p>	
		<p>第四条(法式)</p> <p>教会ニ列在スル者ハ 、別冊教会行儀式ニ 依テ、懈怠ナク修行 スヘシ。</p> <p>但、時ト處トニ縁 テ、具略寛急ヲ為 スコトハ、会長ノ 斟酌ニ任セテ、敢 テ拘制スルヲ須ヒ</p>	
		<p>、心行ヲ研鑽シ、善 根ヲ修成シ、以テ淨 土ノ妙果ヲ期スルニ 在リ。</p> <p>説かれており、他 の条文比較と異な り、内容は同じで はない。)</p>	

第二条		第五条（日常道徳）	
一、倫常ノ道ヲ守 リ各其実行ヲ竭ス ヘキ事	倫常ヲ守リ、政令ニ 遵ヒ、各其職業ヲ勉 励スルハ、人生一般 ノ要務ナレハ、該教 会ニ在ル者ハ、特ニ 之ヲ全フスヘシ。	一、異端邪説ヲ信 仰スヘカラサル事	一、会中ノ子弟其 父兄ノ教誨ヲ受ケ ス言行道ニ背ク者 アレハ会中ニテ規 戒セシメ尚服從セ サルモノハ会長親 シ懇諭ヲ加フヘキ 事

第八条		第八条（違背矯正）	
一、会中ノ子弟其 父兄ノ教誨ヲ受ケ ス言行道ニ背ク者 アレハ会中ニテ規 戒セシメ尚服從セ サルモノハ会長親 シ懇諭ヲ加フヘキ 事	会中ノ子弟、其父兄 ノ教令ヲ承ケス言行 道ニ背ク等ノ事アル トキハ、相互ニ之ヲ 規戒シ、猶從ハサル モノハ会長親ク懇諭 シ、自ラ反正セシメ ンコトヲ要スヘシ。	一、会中凡ソ同胞 ノ親ヲ為シ吉凶相 赴キ、禍福相輔ケ、 水火災患等ニハ別ニ 賑恤ノ法ヲ設ケテ、 難ヲ相救ヘキ事	一、会衆同心シテ吉凶相 赴キ、禍福相輔ケ、 水火災患等ニハ別ニ 賑恤ノ法ヲ設ケテ、 互ニ親愛ヲ尽スヘシ。

	<p>(B)</p> <p>教育部省達</p> <p>「教会大意」中 「誓約拾条」</p> <p>〔淨土宗教会施設方法〕 (条文の下の括弧 は筆者による)</p> <p>第六条 第七条(世話掛) 教会コト二年臘相應</p>	<p>第九条</p> <p>一、会中申合ヲ以 適宜二出金シ説教 会費等ニ充ツヘキ 事</p> <p>第十条</p> <p>一、賽物開扉等ニ 托シ会中ノ子弟妄 二流連シテ破産ノ 幣無之様注意スヘ キ事</p>	
	<p>このように『教会規則』は、『教会大意』の内容のほぼすべてを受け継ぎ、それを増補、改訂する形で作成していることが分かる。すなわち、「淨土宗教会制規」第一条の意義、第二条の名称、第四条の法式（但し書きは除く）、第九条の施設、第十条の会計（但し書きは除く）を除けば、すべてそれに対応する条文が『教会大意』に見いだせる。しかし、「淨土宗教会制規」第三条では、「三章教憲」に代わって、「諸上善人俱会一処ノ經説ニ依リ」、「淨土ノ妙果ヲ期スル」という淨土宗教義を前面に出して いる。また、「教会施設方法」第十条では、</p>	<p>第五条</p> <p>一、此会ニ列セん ト欲スルモノアレ ハ先ツ此條約ヲ守 ルヘキ旨ヲ誓約セ シメテ後ニ会列ニ 加フヘキ事</p> <p>第十条(誓約)</p> <p>会衆ニ列セントスル 者ハ、先ツ其心行ヲ 考試シテ、左ノ誓約 ヲナサシムヘキ事。</p>	

一、淨土宗ノ安心起行終身退転セサル事。

と示し、淨土宗義の要である「安心・起行」をもつてその誓約としている。

このように、『教会大意』の布達を受けて、それを範として、教部省に提出すべく、すでに宗内において検討していたものを、信教の自由の口達によって改変し、自宗の教義を前面に出せるまでになつたのではないかろうか。

なお、教会の組織・施設方法は、【表V】に示すが、その組織の要をとつていえば、各府県下におかれた中教院を会本（總教会）とし、その中教院長が教導取締が總長となつて、各寺院を（諸）教会とし、その住職を會長、檀信徒を会衆とし、そこから二名以上の世話掛を選び、そこで布教・伝道がなされるというのである。

こうした教会活動は、合併大教院に端を発した制度とはいえ、封建社会を背景にして根を張っていたこれまでの寺檀関係が、その背景の崩壊により、再構築を迫られていた際の仏教各宗派にとって、その存続をも占う重要な試金石と位置づけられたであろう。その遠因には、先に触れた明治六年二月二十四日の禁制高札の撤去を受けて、その勢力を伸張し、佛教教団の脅威と映ってきたキリスト教の教会制度もあつたと思われる。⁽²⁰⁾ すなわち、やもすれば先祖回向儀礼のみを行つていた檀那寺と檀家といふ上意下達的な從来の硬直関係を踏まえた上で、さらに、会長と会衆

というソフトな寺檀一体となれる新たな関係を作り出そうとしていたのではなかろうか。こうした教会で、寺檀一体となる効果と共に、檀信徒の再教化という意味合いを込めて、会衆と共に行われたのが、「淨土宗教会制規」第四条で述べられる別冊の『教会行儀式』である。この『教会行儀式』は、近代初の宗定在家用勤行式といえ、ここに至つて初めて信教の自由を寺檀共に分かち合えることが可能となつたのである。さらに、この勤行式は、次に述べる『淨土宗鎮西派規則』（以下、『鎮西派規則』）に定められた出家用勤行式といえる「恒式」よりも早期に実現されたものであり、実にその意義は大きい。その詳細については次項で述べる。

同年八月二十九日、教部省から「各宗從來遵守之宗規」を「精密取調」⁽²¹⁾ 「速ニ」届けさせる布達が出された。⁽²²⁾ これを受けて各宗派はその編纂にあたつたと思われるが、その約三ヶ月後の十一月二十二日、先の布達に追加する形で、再び教部省達が出されたことが『明教新誌』第二〇四号に記載されている。⁽²³⁾ その布達では、「立宗分派之原由」、「宗派を創立せし人の履歴並本寺伝燈」、「学科」などと共に「法式」のことをも制定し、提出すべきことが記されている。正にこの教部省達が発端となつて、『鎮西派規則』に「恒式」が記載されることとなるのである。

明治九年（一八九六）、『明教新誌』第二四〇号によれば、淨土宗でも大会議が開かれ、議長徹定、副議長石井大宣以下、総数一九名の者が論議を重ね、教部省達に沿う形で、二十条からなる宗規案が形作られて

【表V】浄土宗教会の組織、及び、施設方法

(『浄土宗教会規則並施設方法』による。)

1、組織

大教院 (↑管長)

浄土宗教会

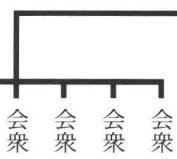
会本 || 総教会 (|| 各府県中教院)

(↑教会総長) (|| 中教院長、又は、教導取締)

統摶 (諸) 教会 (|| 小教院 || 各寺院)

(↑会長) (|| 各寺院住職)

(世話掛一)



会衆
会衆
会衆
会衆
会衆
会衆
会衆
(世話掛一)
(篤信の者を二名選ぶ)

※会衆は各自の門戸に掲題をする

2、施設方法

(1) 会本 (総教会) の設立に付き、宗所定書式の願書 (各寺院総代名・教会総長名を連署) をもって、各府県長官へ伺いを立てる。

(2) (1) に許可が出たら、その書面を添えて、大教院宛と教部省宛の願書二通 (それぞれに各寺院総代名・教会総長名を連署) をもって、大教院を通じて教部省に願い出る。これによつて会本は設立される。

(3) 会本設立後、各寺院に (諸) 教会を設ける毎に、大教院から申立番号を受け取る。

(4) 申立番号を受け取り、教会設立の後、宗所定書式の届け (教会長名、教会総長名を連署) を、大教院、各府県長官、教部省に提出する。

(5) また、教会が設立されたら、教会の所在と、会長名と、会衆の戸数と人数などを記した届けを大教院に提出し、毎年、会衆の増減を記して提出する。

いつ⁽²⁵⁾。同じく『明教新誌』第二四一号には、この大会議について、

浄土宗大會議の議目は前号に掲げし通りにて其決議の次第は何れも

皆古今を折衷し實に制可隨時の本色をあらわされましたが是は未だ

教部の許可になりませんから新誌にも掲載いたし兼ますが今日は其

終会の詩歌を御覽に入れませう

とあり、宗規案が時宜に適つたものであるが、未だ教部省からの許可が
おりていないので、徹定以下二十名の七言四句の詩歌を記載すると伝え
ている。その後、いかなる経過を経て『鎮西派規則』に至つたのかは、現
時点では詳細に確認し得ないが、大会議の際の議長・論頭でもあり、大
教正知恩院住職として『鎮西派規則』に「序」を付している徹定が、「是
以本宗諸本山並諸檀林者宿会議討論凡三閱月卒業」と述べているように、
教部省達が出た直後から大会議が開催され、それが三ヶ月間繼續して行
われていたことが分かる。そして三月十七日の近代初の宗規である『鎮
西派規則』の布達となるのである。⁽²⁶⁾

徹定は「序」に、「折衷古今商量公私確定一宗之權限」、あるいは、「全
国寺院僧侶永遠格守」と記し、永遠なる浄土宗宗規を制定するのだとい
う強い意気込みが感じられる。

「序」の次には、三条からなる「例言」が付されている。「例言」では、
始めに三章の章毎の概要を示し、次にその制定の方針及び記載の体裁を
示し、最後に宗祖・派祖の履歴を載せたことなどが述べられている。そ
の後、「目次」⁽³⁰⁾があるが、先に述べた大会議の「宗規議目」⁽³¹⁾と比較して示

せば、【表VI】のようになる。

【表VI】『浄土宗鎮西派規則』目次と浄土宗大會議の「宗規議目」比較表

『浄土宗鎮西派規則』	浄土宗大會議 「宗規議目」
第一章（凡九条）	
第一 第弟子得度之事	第一条 弟子得度之事
第二 入寺編籍之事	第二条 入寺編籍之事
第三 学科之事	第三条 学科之事
第四 法脈伝承之事	第四条 法脈伝承之事
第五 学席次序之事	第五条 学席次序之事
第六 学席課業之事	第六条 学席課程之事
第七 昇進薦舉之事	第七条 昇進薦舉之事
第八 出世拝命之事	第八条 出世拝命之事
第九 住職任免之事	第九条 住職拝命之事

第二章（凡七条）

第一 本寺末寺之事	第十条 本寺末寺之事
第二 総本山之事	第十一 条総本山之事
第三 総録所之事	第十二 条総録所之事
第四 檀林之事	第十三 条檀林之事
第五 学寮別当塔頭	第十四 条学寮別当塔頭
西堂等之事	西堂等之事
第六 寺院区格之事	第十五 条寺院区格之事
第七 服制之事	第十六 条服制之事
第三章（凡二条）	第三章（凡二条）
第一 法式之事	第二十条 法式之事
第二 諸本山伝燈之事	第十九条 諸本山伝燈之事
附錄（凡二条）	第十七条 立宗原由並宗祖履歴之事
立宗原由並宗祖履歴之事	第十八条 分派原由並派祖履歴之事
分派原由並派祖履歴之事	右 通計二十条

ここからも明らかなように、章立てを行つたこと、第一章第六条と第九条の傍線を示した語句の異同があること、第三章と附録の順序が異なること、などが分かる。なお、『鎮西派規則』の内容については、かつて伊藤唯真氏が、詳細な検討を加えているので⁽³²⁾、ここでは注意点を指摘するに留めたい。

まず、第一章第三条「学科之事」では、従来の増上寺と深い関係のある閻聰二師を中心としたいわゆる九部宗学に代わり、三經一論二祖三代中心の「学科正則」と、仏教のみにとらわれず政治・社会・歴史をはじめ様々な範疇の「学科雑則」とから構成されている。⁽³³⁾この中、「雑則」に『古事記』、『日本書紀』といった神道的、国家主義的書物が多く取り入れられていること、「宗義開出」から「入一法句」まで一貫して浄土宗義に沿う形で構成されている「正則」に「治国利民」という、やはりこれも国家主義的色彩を匂わせる「論題」が温存されていることは、留意しておくる必要があろう。

第四条「法脈伝承之事」では、先年の伝法権割譲を確認している。⁽³⁴⁾

第六条「学席課業之事」では、従来の法問・講釈に加えて、説教を筆頭に据え、

一、説教ハ宗教ヲ主張シ治教ヲ翼賛ス今日ノ最大急務トス各自坊ニ於テ毎月三度已上ヲ課ス又中教院月次説教権訓導已上交番之ヲ勤ムとして、説教の重要さを示し、各寺院で月三回以上の説教を義務づけて

いる。⁽³⁵⁾ なお、牧達雄氏は、布教重視の姿勢が、浄土宗大教院の設立当初から呼ばれていることを指摘し、各寺院において「毎月三度以上」の「教筵ヲ設ケ」るべき明治八年十一月十五日の知恩院記録「決議録」を引用している。⁽³⁶⁾ この姿勢が、「鎮西派規則」に引き継がれたことは間違いないであろう。

第二章第一条「本寺末寺之事」では、総別大本山の制定とその由来や順序次第を確認し、さらに、増上寺の管轄する寺院の地域や、名古屋の建中寺を知恩院末にし、奈良東大寺を浄土宗所轄にすることなどが記されている。⁽³⁷⁾

第二条「總本山ノ事」では、知恩院や管長の権限を明確にしている。⁽³⁸⁾

第三条「總錄所ノ事」では、總錄所を増上寺から各本山共立の大教院に移すことが示されている。⁽³⁹⁾

以上、簡略にその注意点を列挙してきたが、その条文の文言こそ「旧規古則」⁽⁴⁰⁾に拠るとはいえ、学則正則や大本山、總錄所、伝法の条にみられるように、これまでの増上寺中心の宗政から、總・大本山を中心とした集団指導体制へと改変したと考えられる。伊藤唯真氏は、「鎮西派規則」の制定を、「教法権の拡張を目標に知恩院の改革に着手したのが養鷗徹定上人であり」、「徹定上人の地位は極めて大き」いことを指摘し、「知恩院への集権化運動」として捉えている。こうした動きの背景には、これまで見てきたように、仏教界を取り巻く状況が、封建制度から近代社会に変容し、その宗教政策も百八十度変わり、江戸幕府と増上寺の緊密

な関係が崩壊してしまった、ということが第一に挙げられるであろう。また、そうした動きが、従来の法問・講釈の上に説教を設定し、各寺院において月三度以上の布教・伝道を義務づけるという姿勢を生んだと思われる。つまり、これまで封建制度の上で惰眠を貪っていたことへの反省が、こうした姿勢の表明となつて表れたのである。

なお、次項で詳論されるが、第三章第一条に「法式之事」という条文が置かれ、「恒式」と名付けられた勤行式が大教院によって制定され、近代初の宗定勤行式となる。

また、「鎮西派規則」を信教の自由の視点から見た場合、「学科正則」の「治国利民」などに多少国家主義的色彩が残存しているが、すでに見た『浄土宗大教院規則』や『教会規則』などと同様、自宗独自の立場で編纂されている。

一月十三日、教部省達によつて転宗転派の自由が許可される。⁽⁴¹⁾ また一月二十五日には、『浄土宗大教院規則』にもとづく管長選挙が行われ、徹定が選出された。⁽⁴²⁾ 三月には、全国に浄土宗宗学校を設置し大教院の所轄となる。東京と京都に宗学本校、各府県下に分校が置かれた。⁽⁴³⁾ 九月二十五日には、教部省が西山派分立を許可した。⁽⁴⁴⁾

明治十一年（一八九七）一月十一日から、教部省が廃止され、仏教・神社・教派神道・キリスト教・その他の教団の所轄機関が、内務省社寺局となつた。⁽⁴⁵⁾

明治十一年（一八九八）三月、増上寺にあつた浄土宗大教院を知恩院

に移転し、増上寺を教務所とした。それと同時に、浄土宗三河以西を西部、駿遠以東を東部とし、徹定を西部、石井大宣を東部管長に任じ、両部管長制をとることとなり、東部は増上寺主が、西部は四ヶ本山主が交代で管長にあたることとなつた。⁽⁴⁹⁾

明治十五年（一九〇二）三月、森亨間・広安真隨等が、『扶宗記事』を刊行し、両部管長制に対し異議を申し立てた。⁽⁵⁰⁾

以上、第三期として浄土宗大教院時代を設定したが、この時期は、なんといつても信教の自由の口達を契機にして、各宗に自由な布教活動が認められたことに注目すべきである。政府の意図としては、あくまでも三条の教則は遵守せねばならないものであつたが、浄土宗で実際に制定された各種の規則には、ほとんどその影響は見られず、浄土宗義にもとづいて制定されたものとみてよいと思われる。それが、『浄土宗大教院規則』の本尊の規定であり、『教会規則』中「浄土宗教会制規」の信条、及び、『浄土宗教会施設方法』の誓約の規定であり、宗義にもとづく「学科正則」を規定し、宗義を広める「説教」の重視を説いた「鎮西派規則」の制定であった。かつて、伊藤唯真氏が、明治仏教徒の著作を検討し、明治「十年乃至十五年」を契機として、その内容が、「防禦（外）扶宗（内）」から「顕正一新」へ、つまり「危機的緊張から発展への緊張へと推移して行く」⁽⁵¹⁾と述べているが、仏教徒をしてそうした意識変革をもたらしたもののが、信教の自由の口達に裏付けられた、その獲得の自負と信仰への自信と言える。

こうした状況を信教の自由の発現形態からみると、圧迫された第一期、第二期の時代から解放され、その自由は広がつたといえよう。つまり、前述の発現形態から見た場合、およそ（1）から（9）までの自由、つまり、（1）・（2）の自己の内心に留まり得ることが可能なものから、在家・出家用の「法式」の制定といった（3）の儀式をする自由、各寺院において宗義に基づく説教を月三度義務づけるなど（5）の布教活動の自由、及び、それらに付随するであろう（8）の集会・結社の自由も認められたと考えられる。しかし、（10）の宗教団体の自律的運営は、その人事面が大教院・教導職制度の中にある限り、全くの自由とはいえないであろう。

《註》

（1） 豊田武氏『改訂日本宗教制度史の研究』「七、皇道宣布運動の進展とその意義」（昭和十三年（一九三八））参照。

（2） 前掲、『明治維新神仏分離史料』第一卷一八八頁以下

（3） この間の経緯に関しては、前掲、辻善之助氏『日本佛教史研究』第六卷八「教導職と大教院」、前掲、梅田義彦氏『改訂増補日本宗教制度史（近代篇）』第三章「宗教團体法以前」第二節「信教の自由と大日本帝国憲法」、前掲、豊田武氏『改訂日本宗教制度史の研究』「八、信教自由思想の発達と政教分離の経過について」、池田英俊氏「大内青鸞の教化思想と教会結社をめぐる問

題」（『宗教研究』二六八号、昭和六一年（一九八六）などを参照のこと。

(4) 神仏各宗合併教院相立候儀別紙ノ通被差止候条此旨相心得猶厚三条ノ教則ヲ遵奉シ自今各自教院取設布教勉勵候様可致此旨相達候事

但試験ノ節官員ノ検査ヲ受候儀ハ可為從前之通事

(別紙)

神仏各宗合併教院相立布教候儀被差止候条自今各自可致布教此旨教導職ヘ可相達候事（『法令全書』八卷ノ二、一六八五頁）

(5) 『浄土宗大教院諸達書』（前掲、恵谷隆戒氏『浄土宗史概説』二五二頁）

(6) 『浄土宗大教院諸達書』（『明教新誌』第一七一号、明治八年九月二十二日～第一七九号、同十月八日）

(7) 夫教導職ハ各自ノ教義ヲ以テ教導スル者ニテ其管長ハ其ノ部内ノ教義ヲ掌握シ布教上ノ責任ヲ擔当スルモノトス故ニ其部内教導職ノ進退専ラ眞状申告ヲ得ル勿論ト雖トモ其等級与奪ノ政府ヨリスルモノハ即今日行政上ノ保護ニ出候筋ニ有之就テハ官吏ノ試験場ニ立会検査候儀モ専ラ行政上ノ事ニテ其宗学ノ浅深等級ノ甲乙ヲ鑑定スル主意ニ無之抑政府ヨリ神仏各宗共信教ノ自由ヲ保護シテ之ヲシテ暢達セシムル以上ハ乃又之ヲシテ行政

(8) 『明治仏教思想資料集成』第四巻、古田紹欽氏「解題」五九六頁、昭和五五年（一九八〇）

(9) 同右

(10) 明治九年一月二二八日

(11) 同年一月二二二日

(12) 『明教新誌』第二三三〇号、同年一月二二五日

(13) 前掲、池田英俊氏「大内青鸞の教化思想と教会結社をめぐる問題」（『宗教研究』二六八号、昭和六一年（一九八六））などを参照のこと。

政府ノ教法家ニ対スル所以ニシテ而シテ其教法家ハ信教ノ自由ヲ得テ行政上ノ保護ヲ受クル以上ハ能ク朝旨ノ所在ヲ認メ啻ニ政治ノ妨害トナラサルニ注意スルノミナラス務テ此人民ヲ善誘シ化ヲ翼賛スルニ至ルヘキ是レ教法家ノ政府ニ報スル所以ノ義務ト謂フヘシ是以当省ヨリ授与セル三条之教則モ行政上ノ事ニテ其ノ試験立会ノ法ヲ設クル亦此教則ヲ授クルヨリ出候モノニ有之依テハ各管長ニ於テモ其教則ヲ奉体スルヨリシテ曩日十七説等ヲ以試場ノ課程取定度段伺出即當省ニ於テ之ヲ聞届ケ七年（九月）第三拾九号ヲ以各地方官ニ告達シ支悟スル処ナカラシムル次第ナリ故ニ立会官員其場ニ臨ムモ必竟布教上弊害ナキヲ証スル為メニテ敢テ其宗義ヲ届抑スル筋ニ無之教法ヲ布ク者ト教法ヲ受クル者トヨシテ共ニ信教ノ自由ヲ完全ナラシムル保護ノ趣意ニ出候儀ト可心得事

(9) 『法令全書』八卷ノ二、一六九一頁

(10) 『明治仏教思想資料集成』第四巻、古田紹欽氏「解題」五九六頁、昭和五五年（一九八〇）

題」四一頁、及び、二葉憲香氏「明治初期仏教の会・結社」(『仏敎史学研究』十九一二、昭和五二年(一九七七))

(22) 本年乙第十三号を以て宗規取調の儀相達置候処尚又別紙条件各
其所轄内に於て取調可差出此旨相達候事

(14) 『明教新誌』第二三六号、明治九年二月八日

明治八年十一月二十二日

(15) 『明教新誌』第二九〇号、明治九年五月二六日

教部大輔宍戸 磨

(16) 今般於大教院教会大意發行之儀差許候ニ付テハ是迄於各地方結
社候黒住吐普加美富士御嶽不動觀音念佛題目等神仏之諸講中其

方法検査之上各一派之教会ニ可相立候条右教会大意ニ照準シ各
派從來之弊風改正之見込ヲ以精細取調条目書ヲ以テ当省ヘ伺出

更ニ許可ヲ受候様取計可有之候事、中略、教会ノ得失ハ専ラ布
教ノ上ニ關係シ不容易儀ニ付別紙之通大約規条差定候条自今教

会取結候節ハ凡テ規条ニ照準シ尚施設ノ細目等ハ各其土地人情
ニ応シ適宜ノ方法精密書取ヲ以テ本院ヘ可申立候事、中略、三
章教憲、中略、教会大意、誓約拾条

(『法令全書』六巻ノ二、一六四九頁)

(17) 同右

(18) 前掲、『明治仏教思想資料集成』第四巻一七六頁、一八一頁

(19) 『同右』一八〇頁

○兼題(略)

○法問席図(略)

(20) 前掲、桜井匡氏『明治宗教史研究』第三章「基督教の渡来と発
達」参照。

(21) 各宗從來遵守之宗規精密取調速ニ可届此旨相達候事

(『法令全書』八巻ノ二、一六八六頁)

(23) 宗規議目、中略

(『明教新誌』第二〇四号、明治八年十一月二八日)

一 宗派を創立せし人の履歴並本寺伝燈

一 法式 但従前のものと現行施行するものと区分して記すべし

一 学科 但同上

右改正条歟、一々に論定す因て俱に宗制維新の秋に際会するを喜
ひ弥陀一教利物偏増を祝すへし請本日禪床に參同し各一句を提
して其志を陳述し以て此会を卒へよ

議長 大教正 養鶴徹定

副議長 権大教正 石井大宣

(『明教新誌』第二四〇号、明治九年二月十四日)

(24) 明治九年二月十六日

(25) 『淨土宗鎮西派規則』序文二丁右

(26) 『淨土宗大年表』七七八頁、【表I】参照。

(27) 『浄土宗鎮西派規則』序文二丁左

(28) 『浄土宗鎮西派規則』序文三丁右

(29) 例言

一、本派ノ規則凡ソ十八条アリ之ヲ約シテ三章トス第一章ハ徒弟得度シテ既ニ入寺シ漸ク諸科ヲ学ヒ法脈ヲ伝承シ學席ニ列シテ學業ヲ成シ始メテ薦舉ヲ得テ出世拝命シ住職各其所ヲ得ル所以ノ次第ヲ叙ス第二章ハ本寺末寺ノ權義ヨリ總本山總錄所ノ職制檀林學寮等ノ事務章程ヲ掲載シ又寺院ノ区格法服ノ制度等ヲ記ス第三章ハ諸本山伝燈ノ次第及ヒ一派ノ行儀法式ヲ載ス右三章ノ大意如此

一、三章十八条皆ナ旧規古則ニ拠ル乃チ其旧規古則タルヤ或ハ昨日ノ今日ニ適應セサルト及ヒ緇門ノ制規ト雖ドモ國家ニ関渉繫合セルモノハ亦時世ノ変遷ニ隨ヒ皆之ヲ更メサルヘカラス故ニ毎条界紙ヲ二層ニ分チ旧規ヲ上層ニ掲ケ而シテ其改定セル者ハ逐件之ヲ下層ニ記シ復改ムヘカラサル者ハ全ク旧ニ仍テ之ヲ存ス皆一目瞭然故キラ温ネテ新キラ知リ易カラシム

一、立宗分派ノ原由宗祖派祖ノ履歴等ハ之ヲ規則上ニ並ヘ編入スヘキモノニ非ス然トモ此レ特ニ本省ノ下問ニ由テ之ニ対ヘ宗規ト共ニ併セ將テ上聞スルカ故ニ之ヲ末尾ニ附録ス

(30) 『浄土宗鎮西派規則』一丁右ノ左

(31) 『明教新誌』第二四〇号、明治九年二月十四日

(32) 伊藤唯真氏「明治時代の浄土宗団の歴史的展開－明治初期における浄土宗団の再編について－浄土宗鎮西派規則をめぐつて－」
『東山学園研究紀要』十四号、昭和四四年（一九六九）

(33) ○学科正則

課七	課六	課五	課四	課三	課二	課初	
論註	伝通記	四帖疏	三経合讃	觀念法門・ 決疑鈔	往生礼贊・ 法事贊・般舟贊	選択集	講義 論題
入一法句	三聚淨戒・凡入報土・ 付屬仏名	念声是一・出世本懷・ 万徳所帰	界内外・誦誦大乘・ 超世発願	四修大綱・一行三昧・ 機法二信	正雜二行・總別安心・ 治國利民	宗義開出・聖淨二門	

○学科雑則

ク本山ト称スル所以ナリ

古事記・日本書紀・日本政記・日本外史・原人論・菩薩戒疏・

起信論・成唯識論・万国新史・國法汎論・仏國民法・海國圖志・

論語・文章輒範・綱鑑易知錄・左伝(『淨土宗鎮西派規則』七丁)

左(八丁右)

(34) 一、伝法ノ所処ハ五山及檀林各自本道場ニ於テス

(『淨土宗鎮西派規則』八丁左)

(35) 『淨土宗鎮西派規則』十三丁右

(36) 牧達雄氏「変革期淨土宗団とその社会教化活動」(『東山学園研究紀要』十二・十三合併号、昭和四二年(一九六七))なお、牧

氏は、この十一月十五日の「決議録」にある「信教自由ノ際」について、「一体どの程度のことを行なうのであろうか、壬申布達、教則三条とは矛盾するものではないのだろうか」と疑問を呈しているが、この「信教自由」は、同月二七日に出される信教の自由の口達を踏まえたものとみて良いと思われる。

(39) 一、香衣ヲ許可スルハ總本山ノ特權トス

一、教導職撰挙ハ管長ノ専任タリ

(『淨土宗鎮西派規則』二六丁右(左))

(40) 一、大教院ニ錄所ヲ置キ各本山ノ共立トス旧録ノ権利義務全ク之ヲ本院ニ移ス

(『淨土宗鎮西派規則』二七丁右)

(41) 『淨土宗鎮西派規則』例言

(37) 一、本山分ニトス曰総本山曰別本山ナリ知恩院ヲ總本山トシ増上寺金戒光明寺知恩寺淨華院ヲ別本山トス總別異アリト雖トモ共ニ大本山ト称ス咸ナ宗祖ノ古跡ニシテ伝燈ノ本源タルヲ以テナリ但シ増上寺ハ吉水第九世ノ嫡法西譽聖聰ノ開創ニ係リ派祖聖光ノ露地正統流祖寂惠ノ嫡孫ニシテ法脈一統ニ出テ能化付法ヲ司ル所口ナルヲ以テ位置自ラ金戒光明寺等ノ上ニ在リ皆同

(38) 一、明治七年十月諸山更ニ條約ヲ結從前ノ通左ノ府県所在ノ末派ハ中本寺已下ニ属スル者ヲ除キ皆悉増上寺ノ管轄トス即チ東京府神奈川県埼玉県足柄県千葉県茨城県熊谷県栃木県浜松県静岡県山梨県宮城県福島県磐前県若松県磐井県岩手県青森県山形県置賜県鶴岡県秋田県開拓使ナリ

一、明治五年壬申第一百七十四号公布ニ拠リ愛知県下建中寺ハ知恩院末ニ接ス又奈良県下奥福院モ知恩院ニ属シ同県下華嚴宗

東大寺ハ本宗大教院ノ所轄ニ歸ス(『淨土宗鎮西派規則』二五丁右(二六丁右))

二頁

(48) 『法令全書』十巻、二頁

《図7》明治十年（一八七七）一月

内務省社寺局（↑教部省廃止）

(43) 『淨土宗鎮西派規則』三五丁右く左

(44) 『法令全書』九巻ノ二、一三〇八頁

(45) 大教正養鶴徹定今般公撰に依て二月五日より管長相勤候条此段

相達候也

明治九年一月二五日

淨土宗管長 権大教正石井大宣

(46) 『明教新誌』第二四一号、明治九年一月十六日

(47) 宗学校の変遷については、『知恩院史』第一篇「沿革」（昭和十二年（一九三七））、『東山学園百年史』第一部「東山学園と建学の精神」、第二部「学園百年の歴史」第一篇「淨土宗教師養成時代」（昭和四二年（一九六七））、藤堂恭俊氏「明治時代における宗学の形成と理念」（『東山学園研究紀要』十四号、昭和四年（一九六九））、井川定慶氏「明治初期に於ける知恩院の教學振興」（『藤原弘道先生古稀記念史学仏教学論集』昭和四八年（一九七三））、『大正大学五〇年略史』第一章「淨土宗における近代教育制度の発達」（昭和五一年（一九七六））など参照のこと。

(48) 『法令全書』十一巻、一二三二頁

照。

(49) 『淨土宗大年表』七八三頁、【表I】参照。

(50) 『法令全書』十一巻、一二三二頁

(51) 『淨土宗年譜』七五丁左、『淨土宗大年表』七九二頁、【表I】参

(52) 伊藤唯真氏「明治仏教徒の危機意識と学問」福田行誠上人をめぐつて（『仏教論叢』第三号七七頁、昭和二十九年（一九五四年））

(4) 淨土宗大教院時代Ⅱ

第三期を境に、信教の自由の発現形態はほぼ認められたが、その組織は、旧態依然たる大教院・教導職制度の中についた。しかし、明治十七年（一九〇四）八月十一日、「神仏教導職ヲ廢」する旨の太政官達が出される。この布達では、教導職を廃止し、「僧侶並ニ教師タルノ分限及其称号」などを定めることや、「寺院ノ住職任免」や「教師ノ等級進退ノ事」などの人事権を、「立教開宗ノ主義ニ」もとづく管長に委ねている。さら

に、この布達で注目すべきことは、これまで教導職の規範となってきた三条の教則が全く明記されていないことである。ここにおいて、各宗自律した人事権と、より広い意味での布教の自由とが獲得されたといえよう。

なお、この布達では、各宗各派は一人の管長を置き、「宗制」や「寺法」などについての提出を求められた。そのため、両部管長制をとつていた浄土宗は、管長を一人にする必要が出てきた。そこで、明治十八年（一九〇五）三月十七日、東部事務取り扱い朝日琇宏、西部事務取り扱い徹定が連署で、東西両部名を廃止すると共に、一管長制をとり、知恩院、増

上寺、金戒光明寺、知恩寺、清淨華院の五本山の貫主が一年毎に交番管長となることを定めた。⁽²⁾ そして、四月一日には、徹定が合同後初の浄土宗管長に就任した。⁽³⁾ 同二日、徹定は、宗務所を浅草誓願寺に仮設し、五月十日には、明治五年よりその名称の続いた大教院が廃止された。⁽⁴⁾

以上、第四期について概観したが、ここでは、人事権も各宗の管轄におかれたことに注目する必要がある。つまり、第三期の信教の自由の口達によって拡張したその発現形態であるが、神道の布教を第一義として生まれた教導職、大教院の廃止によって、（10）の宗教団体の自律的運営もほぼ認められ、第二期から引きずっていた神道国教化政策の殻がようやく取れることになる。ここに至つて初めて、教化者としての僧侶に必要な権利が獲得され、その派生として受容者としての信者に特有な権利も充足されることとなり、近代浄土宗の基盤が確定するのである。

浄土宗では、この後、管長選定法論争、譜脈・伝法論争、宗制制定論争など、幾多の議論・討議を経て、近代浄土宗政が構築、大淨土宗へと発展していくが、筆者の担当する範囲はここで終わり、そうした課題は、後日を期すこととしたい。

政府は、板垣退助、後藤象二郎、大隈重信等を中心とする自由民権運動に抗しきれず、明治二二年（一八八九）二月十一日、明治憲法を公布し、その第二八条に信教の自由を明文化し、翌二三年（一八九〇）、第一回総選挙を実施することとなる。

〔註〕

（1）自今神仏教導職ヲ廢シ寺院ノ住職ヲ任免シ及教師ノ等級ヲ進退スルコトハ總テ各管長ニ委任シ更ニ左ノ条件ヲ定ム

第一条 各宗派妄リ二分合ヲ唱ヘ或ハ宗派ノ間ニ争論ヲ為ス可ラス

第二条 管長ハ神道各派ニ一人仏道各宗ニ一人ヲ定ム可シ但事宜ニ因リ神道ニ於テ數派連合シ管長一人ヲ定メ仏道ニ於テ各派管長一人ヲ置クモ妨ケナシ

第三条 管長ヲ定ム可キ規則ハ神仏各其教規宗制ニ由テ之ヲ一定シ内務卿ノ認可ヲ得可シ

第四条 管長ハ各其立教開宗ノ主義ニ由テ左項ノ条規ヲ定メ内務卿ノ認可ヲ得可シ

一 教規

- 一 教師タルノ分限及其称号ヲ定ムル事
 - 一 教師ノ等級進退ノ事
 - 以上神道管長ノ定ムヘキ者トス
 - 一 宗制
 - 一 寺法
 - 一 僧侶並ニ教師タルノ分限及其称号ヲ定ムル事
 - 一 寺院ノ住職任免及教師ノ等級進退ノ事
 - 一 寺院ニ属スル古文書宝物什器ノ類ヲ保存スル事
 - 以上仏道管長ノ定ムヘキ事トス
 - 第五条 仏道管長ハ各宗制ニ依テ古來宗派ニ長タル者ノ名称ヲ取調ヘ内務卿ノ認可ヲ得テ之ヲ称スルコトヲ得
 - 右布達候事
- (『法令全書』十七巻、一四二頁)
- (2) この間の経緯に関しては、残念ながら未完であるが、伊藤祐晃氏「明治初年における浄土宗政争の顛末」(『浄土宗史の研究』第十一章、昭和二十年(一九四五))が詳しい。【表I】参照。
- (3) 『淨土宗年譜』七六丁右、『淨土宗大年表』七九八頁、【表I】参考。
- (4) 『淨土宗年譜』七六丁右、『淨土宗大年表』七九八頁、【表I】参考。
- (5) 『淨土宗大年表』七九八頁

第二節 大教院時代の勤行式

大谷旭雄

安政四年五月、幕藩体制の宗定として制定された、『六時勤行式』は、その後の浄土宗の勤行式の歴史のなかでどのように展開していったのであろうか。

増上等『日鑑』によれば『六時勤行式』は、「宗門永世之規矩」として印刻され、当時八十二軒に及ぶ学寮（元治元年）の学僧に一冊づつ配布されたとあり、文久元年の『浄土宗書籍目録』にも、

六時勤行式 縁山板

として記されているから、かなり広範囲に流布したものと思われる。

その後、明治維新をむかえ、明治六年二月には神仏合同の大教院が設立された。しかし、それは明治八年五月に廃止され、新たに各宗派別の大教院がおかれ、浄土宗においても浄土宗大教院が増上寺に設置され、各府県に中教院が置かれることになったのである。

この浄土宗大教院時代は明治十八年（一八八五）諸本山、檀林会議において廃止が決定され、その五月に廃止されるまで継続した。

この間、明治九年三月、浄土宗の諸本山及び檀林会議の合議によって制定され、官許をもつて布達したという『浄土宗鎮西派規則』は三章一八条、付録二条からなっているが、その巻頭には、大教院の大教正で、知恩院住職であつた養鶴徹定の序文が記載されている。

この『規則』の第三章、第一条は「法式三事」と題し、「恒式」と「別行式」がののせられているが、その「恒式」として記される差定を『六時勤行式』（下段）と比較して示すと、

奉 請	奉 請	嘆仏偈	嘆仏偈
三敬礼	三敬礼	宝祚延長 天下泰平	嘆仏偈
十 念	（ ）	（ ）	（ ）
開經偈	開經偈	禮 讀	禮 讀
讀 経	讀 経	發頭文	（ ）
禮 讀	禮 讀	請益文	光明遍照文
開經偈	開經偈	念佛一會	念佛
所 願	念 佛	所 願	（ ）
別回向	別回向	總回向	總回向
四弘誓願	四弘誓願	三歸礼	三歸礼
送仏偈	（ ）	（ ）	（ ）

となつており、懺悔十念、発願文、祈願、送仏偈が加えられている外は、原則的に『六時勤行式』と異なるものではなく、「恒式」はおそらく『六時勤行式』を基礎としたものとみてよいと思われる。その理由としては、「恒式」も晨朝より後夜にいたる六時の勤行であること、「規則」自体が「旧規古則」に依つた旨、「例書」に明らかにされていること、また『六時勤行式』が制定された頃、大教院の最高責任者であつた徹定は、増上寺の月行事をつとめており、その制定事情もよく知つていたと思われることなどがあげられよう。おそらく、「恒式」は『六時勤行式』を基礎として、これにいささか手を加え、再組織されたものであろう。とすれば、『六時勤行式』は維新後、浄土宗大教院では「恒式」として生れかわり、新たな展開を見るのである。この「恒式」は当然、出家僧のための勤行式であるが、明治八年十二月には、これとは別に教会信徒用の勤行式として『教会行儀式』が制定されていることが注目されるのである。

明治八年十二月、浄土宗大教院から刊行された『浄土宗教会規則並施設方法』は全十四条一巻の書であり、浄土宗寺院の中に住職を教會長とし、檀越一般を会衆として結成する教会の規則と、その結成手続等の方法をまとめたものである。

この浄土宗教会は第三条に、

教会ヲ結フノ主旨ハ、諸上善人俱会一処ノ經説ニ依リ、信仰ノ徒相
俱ニ集会シテ、心行ヲ研精シ、善根ヲ修成シ、以テ浄土ノ妙果ヲ期
スルニ在リ、

となつており、懺悔十念、発願文、祈願、送仏偈が加えられている外は、原則的に『六時勤行式』と異なるものではなく、「恒式」はおそらく『六時勤行式』を基礎としたものとみてよいと思われる。その理由としては、「恒式」も晨朝より後夜にいたる六時の勤行であること、「規則」自体が「旧規古則」に依つた旨、「例書」に明らかにされていること、また『六時勤行式』が制定された頃、大教院の最高責任者であつた徹定は、増上寺の月行事をつとめており、その制定事情もよく知つていたと思われるうことなどがあげられよう。おそらく、「恒式」は『六時勤行式』を基礎として、これにいささか手を加え、再組織されたものであろう。とすれば、『六時勤行式』は維新後、浄土宗大教院では「恒式」として生れかわり、新たな展開を見るのである。この「恒式」は当然、出家僧のための勤行式であるが、明治八年十二月には、これとは別に教会信徒用の勤行式として『教会行儀式』が制定されていることが注目されるのである。

といつて、教会結成の目的を明らかにしているが、第四条においては、教会ニ列在スル者ハ、別冊教会行儀式ニ依テ、懈怠ナク修行スベシ、と規定しているから、『教会行儀式』は教会信者の修行の所依であり、これによつて会衆の信仰を深化せしめようとしたのであろう。

ここに示されている『教会行儀式』としては、現在までに二、三種類の存在を確認することができた。まず、増上寺經藏には現在その版木が現存し、その差定の全容を知ることができるが、これはおそらく、初版の原版であろう。これは折本の巻頭に大教正養鷗徹定の染めた六字の名号があり、『教会行儀式』と表題し、巻末には「大教院藏」、「調進所東京芝居羽根山口屋佐七」と記し、次のような差定次第が記載されている。

香 倭	香 倭
三宝礼	三敬礼
三奉請	奉 請
讚仏偈	嘆仏偈
懺悔文	懺 悔
十念	十 念

大師御遺文

開經偈

讀 經

禮 賛

請益文

請益文

念佛一會

念佛一會

總回向

總回向

四弘誓願

四弘誓願

稱名三札

三歸禮

送仏偈

送仏偈

これによると『教会行儀式』（上段）と『恒式』（下段）とは原則的には異なるものではないが、ただ「恒式」の開經偈、読経、礼讚に当る部分を大師御遺文に改めて、出家者用と区別し、信者用に仕立てたものであつて、もともとは「恒式」によつたものであろう。

この増上寺版本とほぼ同じ系統の折本が『淨土教会行儀式』、『淨土宗勤行式』として二本が竜大図書館に所蔵されている。

この外、明治廿五年（一八九二）九月、札幌新善光寺にあつた大谷玄超は、淨土宗大教院が廃止された七年後、『淨土宗要文集』一巻を編して、北海道における開教教化の所依として刊行しているが、その中に『教会行儀式』がおさめられている。差定の内容は増上寺版本と異らないものであるが、玄超はこの差定に統いて円光大師法語、和讚等を付しているのである、これは差定中の「宗祖大師御遺文」の部分を他の法語等と適宜さしかえて読ましめ、一層、法語等に親ませ、教会を支える一員としての自覚と淨土の信仰を深化せしめようと企図したものと推せられる。また、大正大学図書館には、明治二十三年六月十五日付の刊記をもつ『淨土勤行式』が所蔵されているが、表題を異にするものの、差定内容は『教

会行儀式』によつたものである。

『蓮門六時勤行式』の展開として『鎮西派規則』所収の「恒式」および、『教会規則』に示された『教会行儀式』をとりあげて検討したが、いづれも先述した『六時勤行式』に端を発するものであり、これを基礎として展開したものということができるのである。

以上の考察から『鎮西派規則』をはじめ、淨土宗の宗制・宗規と勤行式は一体不可分となつてきたことを知るのであるが、今後は大正十三年刊行の『宗定淨土宗法要集』所収の勤行式を、当面の終着と定め、宗制・規則等をかえりみながら、その後の勤行式の展開を考えてゆきたいと思う。

第一篇—第五章 現在の宗定勤行式について

第一節 浄土宗務所認定『浄土宗法要集並聲明』

と宗規『法式條例』の制定

熊井康雄

明治中期から大正初期に至る勤行式の変遷を辿つてみたい。

一、宗祖七百年御忌と浄土宗務所認定『浄土宗法要集並聲明』

江戸末期の安政四年、縁山学頭觀隨等が「一宗畫」を目指して定めた『蓮門六時勤行式』の法則は、明治維新を経て、明治九年三月浄土宗大教院により制定された『浄土宗鎮西派規則』の「恒式」に受け継がれ、宗定の勤行式としての基礎を形成した。

宗祖七百年御忌を十年後に控えた明治三十四年四月、浄土宗管長野上運海は、御忌法要は本宗古来唯一の盛典であり、一宗挙げて莊重に厳修すべき旨を宣揚し、更に、

然レトモ往々國ニ依リ處ニ隨テ規儀ヲ殊ニシ式典ヲ同フセサルアリ
為ニ却テ報恩ノ禮ニ於テ盡クサムルノ恐ナシトセス依テ他日其法式
作法ヲ定メ之ヲ發布セン欲ス

と宗法式作法の制定を目指すことを訓示して、⁽¹⁾

總本山大本山其他一般寺院ニ於テ修行スヘキ宗祖大師七百回御遠忌ノ儀式作法其他法要ニ係ル事項ハ典例取調委員ヲシテ審査セシメタ
ここに名実ともに「宗定勤行式」の成立を見たのである。本項ではこの

ル後管長之ヲ定ム

との典例取調委員の任命規程⁽²⁾を定めている。更に翌明治三十五年一月には、

客年教令第四号ニ依リ典例取調委員ヲシテ審査セシメ總本山大本山

以外ノ寺院ニ於テ一般修行スヘキ御忌ノ法式及之ニ關スル必要ノ事項左ノ通之ヲ定ム

として、一般寺院における御忌の法要次第の決定を発布⁽³⁾しているが、その中の「開白」の次第は、

香偈	三寶禮	四奉請	開經偈
讀經			
禮讚	表白		
稱佛		照益文	
	自信教人信ノ文	三禮	
総回向		三敬禮	
四弘誓願		三唱禮	
送佛偈			

というものであり、また「結願」では稱佛の後の次第を、

総回向	三敬禮	三唱禮
送佛偈		

と定めている。これを組み合わせてみると、表白等御忌法要に必要なものは加えられているが、その基本形は『六時勤行式』と同様であり、このことは、當時既に「化他法要についても自行法則である勤行式次第を基本とする」という今日の次第構成の考え方が定着しつつあったことを示しているといえよう。

更に、明治四十一年六月、時の管長山下現有は、

宗務所二法式行儀取調委員若干名ヲ置キ法式行儀ヲ取調ヘシムことを發布、これを即日実施して、宗定法式行儀制定、全国統一に向け

ての更なる調査検討を進めている。こうして七百年御忌を契機とした法式統一のうねりが、後に述べる大正四年の「法式条例」発布へと展開して行くのである。

宗祖七百年御忌を翌年に控えた明治四十三年十月、大本山増上寺法務課は千葉満定編輯による「淨土宗務所認定」の『淨土宗法要集並聲明』上下二巻を出版した。編者千葉満定は「近代法式の始祖」「縁山流声明中興の祖」と仰がれる法式、声明の大家であり、その門下には、現法儀司津田徳翁師はじめ幾多の優秀な声明家を輩出している。満定は文久二年（一八六二）広島に生まれ、明治四年九歳の時に出家、二十三歳から四十八歳までの二十五年間を鹿ヶ谷法然院に止住して、念佛法式の修行に励んだ⁽⁴⁾。法然院は『淨業課誦』を著した忍澂草創の念佛道場であり、この間の修練により満定の法式に関する力量は練達の域に達したようである。このことは、明治四十三年法然院を辞して上京、増上寺坊中安養院千葉寛鳳の法嗣として入籍、増上寺法務課へ奉職し、直ちにこの『淨土宗法要集並聲明』（以下『認定法要集』）⁽⁵⁾と云うを編纂したことからも推察することができる。満定はこの他にも『淨土宗法式精要』『淨土宗法要儀式大觀』等多くの著述を残しているが、特に大正十三年に津田徳成、堀井慶雅と共に編纂した『礼讚声明音譜』は、初めて仏教に洋譜（五線音譜）を取り入れた声明譜として、現在も高い評価を受けている。

七百年御忌記念出版として発行されたこの『認定法要集』は初版一万部がたちまちに完売、二版以後五万部を頒布したと伝えられるほどの、

法要全般と縁山流声明を網羅した法式の宝典である。増上寺版である以上、縁山独特の法式が取り入れられていることは当然であるが、表題に「宗務所認定」を冠していることは、宗定に準ずる法要集として尊重すべきものである。その上巻の最初には「通常法要式」と題する次のような法要次第が示されている。偈題はなく偈文のみの列举であるが、現在の偈文名称で挙げれば、

作相	香偈	三宝礼	四奉請	香偈	三寶禮	四奉請	歎佛偈
歎仏偈	懺悔偈（至心懺悔）	開經偈		香偈	三寶禮	四奉請	歎佛偈
阿弥陀經	回向文（広開偈）	攝益文		開經偈	誦經（三部經輪読）	禮讚	發願文
念佛一會	總回向偈	十念	總願偈	攝益偈	念佛一會	回向	總回向偈
三礼				還相回向偈	三身禮		
といふものであり、この次第は「発願文（御法語）」「送仏偈」の省略を除けば、後に取り上げる『淨土薬師寶庫』『淨土宗聖典』とも基本的な違いはなく、送仏が必要か否かの問題は残るもの、明治末期には「香偈」から「送仏偈」に至る勤行式の形は、完全に定着してきたと見てよいであろう。	といふものであり、これに「内佛回向」「諸堂回向」「鎮守法樂」「別回向式（應檀信依頼勤修）」「墳墓回向式」の次第が添えられている。この「日常勤行法」次第は、通仏教的誓願である「四弘誓願」が、淨土教的な「還相回向偈」に変わっていることを除けば、観隨の定めた「六時勤行式」と全く同じものである。明治維新以後、僧侶の勤行が五種正行の実践という本来の在り方から大きく様変わりしており、このような現状を嘆いた取調委員が、条例制定に当たつて勤行の原点を「六時勤行式」に求めたことは十分に推察できることである。それを裏付けるように先の『法式条例』第四条、及び第六条には、	二月のことである。『法式條例』は、補則を含めて八条からなり、その第二条には、	本宗ノ法要式典ハ本條例ニ依リ執行スヘシ				

前述の典例取調委員、法式行儀取調委員の長年にわたる調査検討の努力が結実し、『法式條例⁽⁶⁾』及び『法式差定⁽⁷⁾』が発布されたのは、大正四年

寺院及教會所に於テハ毎月壹回以上別時念佛會ヲ執行シ自他の心行

ヲ策励スヘシ

僧侶ハ毎年傳宗傳戒ノ別行中一七日以上懺悔會ヲ修シ精進克己以テ道念の修養ニ勉ムヘシ
と、別時念佛会を勧奨し信行策励を求める条項が定められているのである。

先の『認定法要集』が大本山増上寺の法儀であるのに対して、この『法式條例』『法式差定』は、経緯、内容ともに浄土一宗としての「法式」であり、その内容から見ても後の『浄土宗法要集』の規範となつたことは明らかである。宗教の混乱期であつた明治という時代を乗り越え、糾余曲折はあつたものの、五種正行の実践としての勤行法の精神が現在の「日常勤行式」にも息づいていることは真に貴重なことといえるであろう。

三、『浄土苾蒼寶庫』と『浄土宗聖典』

明治中期から末期にかけては、私家版の經典、聖典、啓蒙書類も多く刊行されているが、それらの中で特に注目すべきは、やはり宗侶必携の書として編纂された『浄土苾蒼寶庫』と、宗祖七百年御忌を目指して出版された『浄土宗聖典』である。

明治二十五年八月旭川に「善光寺」を建立、北海道の開教教化に努めていた金井秀道は、同二十八年二月『浄土苾蒼寶庫』上下二巻を編纂し

た。『浄土宗法要集』の原点と目されるこの『苾蒼寶庫』は、序文に清

淨華院法主久保了寛が、採吾宗之必携法式類是者訂其非者佐其所未逮遂編纂一本名曰淨土苾

葛寶庫

と記していることからも分かるように、浄土宗の法式に関する事柄についてその誤りを正し、不足する部分を補つて編纂された書である。この『苾蒼寶庫』は昭和五十一年十月、当時の浄土宗法式研究所所長石田典定が『浄土諸回向宝鑑』（読譽龍山必夢編、元禄十一年正月開版）復刻版⁽⁸⁾の解説の中で、

『宝鑑』の編集の意図するところは、その序によると、当時初発比丘が宗門の誦經並に諸回向文の鍛練すべき法要を知らないことを慨いた一客の懇請に従つて、編者が『諸回向宝鑑』と題して宗風の梗概を五帙に撰集したといい（中略）この序文と殆んど同様の序を載せてはいるが、明治二十七年金井秀道師によつて編集された『浄土苾蒼寶庫』二巻である。この『宝庫』の内容を検討して見ると、これまで『諸回向宝鑑』と殆んど同一であつて云々

と述べているように『諸回向宝鑑』とほぼ同内容のものである。『宝鑑』は江戸末期の学僧大雲が、

必夢ノ諸回向寶鑑錯謬甚多シ

と指摘しているように出典等の誤記、不明な点も多く見受けられるが、この『苾蒼寶庫』では、当然『宝鑑』の誤りはある程度訂正され、内容

も時代に応じて取捨選択されており、現在も法式関係の貴重な参考資料として重視されている。その凡例に、

我輩僧侶旦夕服膺スル所ノ經文法語禮典儀式ヨリ佛事ノ起因ト其出處トヲ蒐集シ

とあるように、浄土宗の僧侶が朝夕常に行うべき經典、儀式等の起源、出典を収集したものであり、上巻は「法要之部」「經釋之部」に分かつて本宗ニ於テ古今遵奉スル所ノ諸法要儀軌贊文法則及ヒ經釋ノ要文等ヲ採輯

し、下巻は「雜部」として、

日用念誦、淨業課誦、無縁慈悲集、諸回向寶鑑、啓蒙隨錄、眞俗佛

事編、其他諸書中ヨリ日常的切ナルモノヲ對照取捨

したものである。その下巻「雜部」の第六「勤行式」の項には、

勤行式ハ古來諸山一定ナラス故ニ用不隨意タルベシ

とあり、当時に至つても勤行式の一宗統一は未だ成し遂げられていないかつたかのように記されている。しかし、ここに掲げられた次第は

願我身淨の文 三寶禮 四奉請

略懺悔 開經偈 誦經

開經偈 詠經

回向之文 發願文 念佛開闢之文 念佛一會 別回向文

別回向ノ文 念佛回向文 六念佛 四弘誓願

三歸禮 送佛偈

といふものであり、これは『六時勤行式』や『恒式』とほぼ同じ内容の

ものである。これを見るかぎり、勤行式次第はかなり定形化されていたものと推測することができる。

宗祖七百年御忌正當の明治四十四年七月、當時宗教大学研究科に席をおいていた望月信道は、御忌記念出版として諸經偈文、列祖述作、法式差定等を網羅した『淨土宗聖典』を編纂した。この書は四門から構成され、その第一門は諸經典類、第二門は同和訳（訓讀）等、第三門は各種法式差定、第四門は偈文集となつてある。これらの中には、後の「法式条例」や『淨土宗法要集』にも取り入れられている内容のものも多く受けられるが、その第三門冒頭には「日常勤行式」として、次のような次第が挙げられている。

香偈 三寶禮 四奉請（三奉請） 敕佛偈

略懺悔 開經偈 誦經

發願文 念佛開闢之文 念佛一會 別回向文

總回向文 四弘誓願 三歸禮

回向の文 敕佛偈 送佛偈

この次第は「三唱念佛」が省略されることを除けば、先に挙げた『苾

蕎宝庫』のものと全く同様である。尚、現在と同じ「日常勤行式」の名

称が用いられているのは、恐らくこの『聖典』が最初であろう。

四、六時礼讚と勤行式

禮讚者禮拜讚嘆ノ二種ノ合行ニシテ宗門大切ノ法儀ナリ

觀隨の『六時勤行式』には、『蓮門小子訓』が合本された冊子（縁山藏版、安政四年）と、『二時食作法』が合本された折本（西山堂總兵衛版、発行年月不祥）が存在する。後者には、現在の半齋供養式に相当する『献供儀』と献供呪の読誦法の注意、朝昼の食時に唱える『二時食作法』が加えられていることから、恐らく実際の勤行等に用いられたものと考えられるが、『六時勤行式』の次第は全く同じであり、次第中の解説もほぼ同様のことが記されている。觀隨がこの『六時勤行式』で意図した勤行式の全国統一は、前述のごとく五十年余を経た明治時代末期にはほぼ達成されたかのように見受けられる。しかし、先に取り挙げた『苾芻宝庫』『認定法要集』『聖典』と、觀隨の『六時勤行式』との最大の相違点は、「礼讚」の取り扱いであり、觀隨が目指したもののが「五種正行の実践法としての勤行式」である以上、この「礼讚」を取り入れない勤行式には觀隨の精神が十分に生かされているとは考へることができないのである。ここでその「礼讚」について若干考えてみたい。

大谷旭雄教授が論文「蓮門六時勤行式の制定と展開」の中で指摘されているように、觀隨が当時の弊風を憂慮して、特に意を注いだのは礼讚に関してであり、このことは『六時勤行式』の随所に礼讚についての心得を記し、注意を喚起していることによって知ることができるが、勤行式次第に続く解説文の中で、

若行二時三時者輪修六種無失然無常偈必須用其時偈
といい、もし六時すべてを勤めることができず、二時或いは三時の勤行を行う場合は、六時礼讚を交互に用いることも許される旨を記している。つまり六時の勤行を略した場合でも、礼讚は必ず行わなければならない項目なのである。この精神は、明治にはいり淨土宗大教院の『鎮西派規則』の「恒式」にも引き継がれたものと考えられるが、なぜか明治中期以後の主要な資料に現れる勤行式においては、この礼讚が省略されその名称も単に「勤行式」（苾芻宝庫）、或いは「通常法要式」（認定法要集）、「日常勤行式」（聖典）等と称されて、「六時」の名称を用いることがなくなるのである。

何ゆえに「礼讚」は勤行式からその姿を消したのであろうか。これは当時の時代背景が大きく拘わっているものと考えられる。明治維新を迎えて社会情勢は一変し、文明開化の波は人々の生活にも大変化を及ぼしたが、同時に維新政府は僧侶に対しても重大な変革を与えた。明治五年三月に出された肉食妻帯自由との布告である。この布告により、出家者として修行、法務に励んでいた僧侶が、家庭を持ち寺族を持つ、言わば在家的僧侶へと百八十度転換、当然ながらその生活も一変し、ある意

味で僧侶の生活の大部分を占めていた勤行も、恐らく変化を余儀なくされたことであろう。出家僧としての本来の勤行法であつた昼夜六時の勤行は、そのすべてを勤めるためには相当な時間を要するものである。現在當時六時勤行を勤めている寺院は、本山を含めて皆無と考えられ、わずかに一部の律院や教師修練道場等における勤行に、若干略されながらもその名残を止めている程度であろう。大本山増上寺で毎年十一月に行われている法式修練道場では、成満前日に後夜から始まり中夜に至る「六時勤行」を勤めているが、その記録によれば、各法要の開始、終了時間は、それぞれ

後夜法要	午前四時より	午前五時二十五分まで
晨朝法要	午前八時より	午前九時三十五分まで
日中法要	午後〇時より	午後一時五十五分まで
日没法要	午後四時より	午後五時三十分まで
初夜法要	午後八時より	午後九時四十九分まで
中夜法要	午前〇時より	午前一時二十六分まで

とされており、所要時間の合計は九時間四十分である。勿論、観隨の定めた勤行式次第とは異なる部分もあるが、六時それぞれの礼讃と一座一千遍の念佛を勤めれば、これに近い時間は必要になるであろう。

在家的寺院生活が浸透して来たと思われる明治時代後半になると、恐らく六時勤行は実践不可能なものとなり、朝昼夜の三時勤行、更には朝夕のお勤めへと変化して行つたに相違ない。必然的に勤行についての考

え方も「五種正行の実践」から、僧侶として最小限の勤めである「本尊供養」へと変化し、時間のかかる礼讃は省かれることが多くなつたのではないかろうか。勤行式の名称が「通常法要式」「日常勤行式」等とされたのも、恐らくはこの礼讃の省略に起因するものと考えられるのである。

五、在家勤行式

在家勤行式については江戸時代から様々な考案がなされているが、浄土宗としての信徒用勤行式が制定されたのは、浄土宗大教院時代の明治八年『浄土宗教会規則并施設方法』の別冊として出版された『教会行儀式』が最初である。その後大正四年二月制定の『法式条例』には「教会衆勤行法」とこれに付随する「別時念佛会差定」が定められたが、この時期には宗定以外にも様々な名称の勤行式が刊行され、先徳が在家勤行式にいかに腐心されたかを伺い知ることができる。ここでは明治中期から大正初期にかけての宗定・宗定外の在家勤行式の幾つかを取り上げてみたい。

- ①淨土勤行回向文 明治三十一年七月 月窓書院藏版
- ②家庭教會禮佛式 同四十年初夏 中島觀透編

①は通常の勤行式に靈膳供養の次第が添えられたものである。勤行式次第は六時勤行式等が基本であると考えられるが、幾つかの相違も見受けられる。その次第は、

燒香供養偈

敬禮三寶一切恭敬 懺悔文

三寶歸敬禮

三歸戒

三竟 礼佛讚歎

肆誓偈

三念佛作梵

舍利禮

(一切精靈偈)

發願文

光攝文

正定業

(總回向偈)

回向

一枚起證文

四弘誓願

一枚起證文

③教会衆勤行法

同四十年三月

京都淨國寺當麻堅定編 東京京橋大村屋總兵衛版

であり「三歸礼」「送仏偈」は取り入れられていない。尚、「三寶歸敬禮」

は「四奉請」、「礼佛讚歎」は「礼讚」、「作梵」は「本誓偈」に相当する。

さらに、この後に

三拜

奉請

呪食 供養呪願

回向

一枚起請文

香偈

三寶禮

奉請

略懺悔

十念

開經偈

讀經

三唱禮

回向

聞名得益偈

十念

發願文

摂益文

念佛一會

總回向文

四弘誓願文

三敬禮

送佛偈

授與十念

意念

であり、さらに講話・感話の後、散會とされている。家庭ではこのうち

送佛偈までを行い、授與十念以下は教會における禮佛式を示したもので、

讀經には『阿彌陀經』の訓説が用いられている。以上の二式は、いずれ

も在家勤行に誦經を取り入れている点に共通性があるとともに、御法語

(一枚起請文) の用い方に特色を見いだすことができる。

次に揚げる四種は、いずれも「教会衆勤行法」と題する在家勤行式で

ある。

③教会衆勤行法 同四十年三月

京都淨國寺當麻堅定編 東京京橋大村屋總兵衛版

④教会衆勤行法

同四十四年七月 『淨土宗聖典』 望月信道編

⑤教会衆勤行法 同四年二月宗規 『法式条例』 制定

四種とも名称は同じであるが③④⑤と⑥では明らかな相違が見受けられる。即ち、前三者の次第はいずれも、

香偈 三唱礼 略懺悔 十念

法語 摂益文 念仏一會 總回向

(以下⑤には無し) 十念 三敬礼 十念

とされ、御法語・念佛を中心としたものであるのに対し、⑥は

香偈 三寶禮 四奉請 略懺悔偈

十念 開經偈 誦經(四誓偈) 發願文

攝益偈 念佛一會 回向 總回向偈

三身禮 法語(一枚起請文) 十念

というものであり、開經偈・誦經を組み込んだ⑥の次第は、現行「淨土宗信徒日常勤行式」の基本とも考えられる。ただ、これに付随する「別時念佛会差定」には③④⑤と同内容の

香偈 三寶禮 廣懺悔 十念 發願文

攝益偈　念佛一會　總回向偈　三唱禮
との次第が指示されている点には注目すべきである。

次に在家用の勤行解説書として、

(7) 浄土宗勤行式略解　大正三年二月　神戸極楽寺文書伝道課
がある。内容は現行日常勤行式とほぼ同様であり、

香偈　三寶禮　四奉請　嘆佛偈　略懺悔

開經偈　四誓偈　(本誓偈)　(聞名得益偈)

三尊禮　(後偈)　發願文　一枚起請文

一紙小消息　照益文　念佛一會　總回向文

四弘誓願　三敬禮　送佛偈

の順に解説されている。

以上取り上げた在家勤行式を大別すると、明らかに、

(1) 僧侶用勤行式を簡略化したもの①②⑥⑦

(2) 在家用として別途に考案されたもの③④及び⑥の別時念佛会
差定

に分類することができる。

(1)は概ね六時勤行式を基本に若干の省略を行つて在家用としたもので
あり、在家勤行式についての明確な方針を伺い知ることはできないが、
これに対して(2)は御法語を中心に、懺悔・発願・念佛・回向という
次第を在家の勤行法として定めたものであり、この考え方は江戸時代中
期にまで逆上ることができる。大正四年の『法式條例』に「教会衆勤行

法」と「別時念佛会差定」に分けて両用の勤行法が取り入れられている
ことは、いずれか一方に定めることが困難であり両方を併記する方法を
取つたものとも考えられる、先徳の労苦を考えれば当然の帰結であった
のかもしれない。以後在家勤行式はしだいに(1)の傾向が強まり、現
行の「浄土宗信徒日常勤行式」に至っているのである。

註

- (1) 訓示第一號 明治三十四年四月十七日發布
- (2) 教令第四號 右同日發布
- (3) 教令第一號 明治三十五年一月四日發布
- (4) 教令第六號 明治四十一年六月一日發布
- (5) 近代高僧・名僧伝(7) 千葉満定上人(福西賢兆著)
宗報八六九号
- (6) 宗規第六十八號 大正四年二月十二日制定發布
- (7) 教令第十一號 右同日制定發布
- (8) 浄家諸廻向寶鑑復刻 昭和五十二年十月 大乗法友会
- (9) 啓蒙隨錄初編 明治五年二月
- (10) 法式修練道場日鑑 平成五年度 大本山増上寺法務課

第二節 『宗定浄土宗法要集』の編纂大正十三

年版『浄土宗法要集』までの変遷

田中勝道

はじめに

本稿では大正四年二月十二日制定発布の宗規法式條令宗規六十八號をうけた教令法式差定（大正四年二月十二日教令第一號）に指示される日常勤行法の次第の構成と別回向の内容の考察、大正十三年四月七日浄土宗務所発行の『宗定浄土宗法要集』に至るまでの変遷を辿ると共に、宗定以外の諸經典が相互に影響している点についても触れてみたい。

なお、ここでは用語の統一と煩雑を避けるため、法要集二本は略称を用いることを断つておきたい。まず明治四十三年十月浄土宗務所認定『浄土宗法要集並聲明』大本山増上寺法務課発行のものを浄土宗務所認定版（略称『認定版』）とし、大正十三年四月宗定浄土宗法要集、浄土宗務所発行のものを浄土宗務所宗定版（略称『宗定版』）とする。なお、論を進めるに当たっては、資料Ⅰ・Ⅱを参照されたい。

一、教令法式差定にみる「日常勤行法」

まず日常勤行法の名称であるが、大正四年二月の教令第一號では「日常勤行法」と称し、一日を一時（一座立）の次第で構成している。それが大正十三年の『宗定版』になると、名称は「日常勤行法」を踏襲

したが、一日を「晨朝と日没」の二時勤行を制定、宗侶に対し朝夕の勤行を宗門として規定している。

次に『宗定版』に至るまでの名称と次第構成の変遷をみると、大正十一年六月浄土宗法式会発行千葉満定編輯『浄土宗法式精要』（以下「精要」という）では「寺院日常勤行法」の名称で、やはり「晨朝と日没」の二時勤行となっている。

大正十二年二月浄土宗法式会発行、代表千葉満定『浄土宗法要式』では日常勤行を示す名称はないものの、朝夕勤行を指示する二座立となっている。大正十三年三月其中堂編輯部発行『浄土宗勤行聖典』では「日用勤行式」の名称を用い、一座立の勤行式となっている。

同年四月浄土宗務所『宗定版』になると、再び大正四年の教令法式差定に指示する名称「日常勤行法」を採用、次第構成も「晨朝と日没」の二座立になつてている。

名称については『認定版』では「通常法要式」といい、明治四十四年七月『淨土宗聖典』望月信道編輯では「日常勤行式」というように定まつてない。教令法式差定に影響を及ぼしたと思われる同條令制定の前年に発行された大正三年二月神戸市極楽寺文書伝道課発行代表角田俊徹『淨土宗勤行式略解』には日常勤行を示す名称はないし、次第構成も一座立となつてている。

教令法式差定の次第構成で特色といえるのは、略懺悔、十念と送仏偈のないことである。ここでは略懺悔は（附）別回向式中に檀信の依頼で

勤修する場合として「略懺悔偈」を収めている。送仏偈は『認定版』にではなく、翌明治四十四年『淨土宗聖典』に初見、大正三年『淨土宗勤行式略解』、同十二年『淨土宗法要式』、同十三年『淨土宗勤行聖典』にみえるものの、『宗定版』に至ると採用されていない。奉請はしても送仏はしないという教義上の解釈が流布していたのであろう。

この点について大正大学教授大谷旭雄氏の論稿「蓮門六時勤行式の制定と展開」⁽¹⁾の中で次のように明らかにしている。

「六時勤行式」の差定には現行の「略懺悔」および「送仏偈」にある部分が欠如しているが、「略懺悔」がないのは礼讚中に説かれている廣・略・要の三懺悔を分けて修することになつていていたからである。

また「送仏偈」がないのは、「六時勤行式」以前の法要式等にも先例

ではなく、また「六時勤行式」が元来、五種正行の具体的実践法であることからいえば「三帰礼」で終了しても矛盾はないであろう。但し、差定の当初に仏を奉請しているところから、当然、送仏すべきであるとの心情をもつて、後世、「送仏偈」なるものが付加されたのであろう。

次に偈題名の変遷をみると、序分中の香偈、三宝礼、四奉請、歎仏偈は教令法式差定制定に先立つ『淨土宗勤行式略解』に同じである。正宗分では誦經は三部經輪讀と示し、宗偈に対して修練を課していく、当時の宗門の意識の高さが窺える。礼讚は正宗分で扱っているものの、特に指示はない。御法語は善導の発願文を指示し、命終時に及ぶまでの覺悟

を促していく、自行の側面が現れている選定といえる。『淨土宗勤行式略解』に所収の一枚起請文、一紙小消息は指示がない。撰益偈の名称は前書では照益文、大正十三年『淨土宗勤行聖典』⁽²⁾では念佛開闢之文となつてゐるほかは、『宗定版』に至るまで変化はない。

総回向偈の名称は前掲二書では総回向文としているものの、その他は総回向偈といい『宗定版』に至つてはいる。

教令法式差定が現行流通分中の總願偈に当たる位置で還相回向偈を用いてゐるのは特色といえるが、『淨土宗勤行式略解』と『淨土宗勤行聖典』とは四弘誓願とし、その他はいずれも總願偈として『宗定版』に至る。三身礼の位置では『淨土宗勤行式略解』では「三敬礼」とい左の偈頌となつてゐる。

一心敬礼 極樂世界 本願成就身阿彌陀仏

一心敬礼 極樂世界 光明攝取身阿彌陀仏

一心敬礼 極樂世界 来迎引接身阿彌陀仏

大正十二年『淨土宗法要式』では三唱礼とし、『淨土宗勤行聖典』では三帰礼と三敬礼を選定している。ここでの三敬礼に偈頌が異なり、現行の三身礼への移行過程がみられる。すなわち

一心敬礼 南無西方極樂世界 本願成就身阿彌陀仏

一心敬礼 南無西方極樂世界 光明攝取身阿彌陀仏

一心敬礼 南無西方極樂世界 来迎引接身阿彌陀仏

となつてゐるが、その他は「一心敬礼」を略した三身礼を探り「宗定版」

に至る。

教令法式差定はここまでで、送仏偈に当たる偈題はないのが特色である。前年の『浄土宗勤行式略解』、大正十二年の『浄土宗法要式』、同十三年の『浄土宗勤行聖典』には送仏偈を載せているものの『宗定版』では採用されていないのである。

当時の法式界を概観すると、次第構成についても増上寺と知恩院を中心とした東西勢力が、拮抗していたことが知られるが、大正十三年の『宗定版』の発行までをみる限り、東の千葉満定の卓越した指導力が發揮されたかに見えるのである。

二、二時勤行制定の過程

大正四年二月十二日の宗規法式條令により教令法式差定と法要式典の種類が制定発布され、自行と化他の次第が区別され流布していくことには『浄土宗法要集』⁽³⁾の跋文で明らかになつてている。その箇所を引用して

当時の状況をみると

その後、宗務所も法式調査会なるものを設け、ひきつづき調査研究を進めてゐたが、時を同じくして、千葉満定上人を中心とする浄土宗法式会も着々研究の度を進め、法式統一の一階梯として千葉上人編『浄土宗法式精要』一冊を開宗七百五十年記念として大正十一年六月三十日出版したのである。

引用文中の法式調査会は、既に大正三年十一月に開催した記録があり、

それが引き続き設置されたものと思われる。

この『精要』には「寺院日常勤行法」晨朝と日没の二時勤行が指示されている。まず名称に「寺院」を加えたこと、檀信徒に対しても「教会衆勤行法」として区別し、僧俗の別を明らかにした。そして晨朝の次第を分析すると三分科經の法則による序分、正宗分、流通分に各偈題が配当されている。教令法式差定と異なる点は序分中の四奉請が略されて、新たに広懺悔、略懺悔（十念）が加えられ、正宗分では礼讚について六時礼讚輪読と示し、別回向が加わり、総回向偈に同聲十念が指示されている。流通分では教令法式差定の示す還相回向偈に代えて総願偈を用い、法語輪読を課している。

ここでも奉請と送仏偈を略しているが、大谷旭雄氏の前掲論文の指摘による観隨の「六時勤行式」の考え方を踏んでいるものと思われる。懺悔には広・略・要の三懺悔を修するべく六時礼讚輪読を課しているところから、礼讚を重視した様子が窺える。

次に寺院日常勤行法（日没）の次第構成をみると、序分はまず三唱札を配当して香偈、三宝札 奉請を略し、次に歎仏偈を置いて略懺悔（十念）を略し、次に礼讚（六時礼讚輪読）を配当しているのは、序分での扱いの萌芽とみることができる。

続いて正宗分となるが開經偈と誦經を略し、發願文を示し、出家として命終決定の思いを耳底に止め、摂益偈、念佛一會で正定業を実践させ総回向偈（十念）に次第する。

流通分は三身礼、法語輪読（十念）とを示し、いずれも自行としての信心の確立を目指しているのである。

また『精要』における日没の次第構成の特色として、従来、正宗分で扱つていた礼讚を序分に配当したこと、これが後世、六時礼讚輪読が三尊礼に移行する軌跡となる点である。現在でも駿遠以北では礼讚を序分で扱う傾向がみられるのも、この影響といえる。

翌、大正十二年二月には浄土宗法式会（代表千葉満定）は『浄土宗法要式』を発行する。奥書によると

一、本書ハ浄土開宗七百五拾年報恩記念ノ一端トシテ浄土宗法要式ノ普及ニ便セシガタメ発刊セルモノニシテ新ラシキ試ミトシテ載セ

タル音譜ハ近衛軍樂隊諸士、宮内省樂師東儀俊龍先生、洋樂家澤田柳吉先生ノ指導ノ下ニ作譜セルモノナリ

と示し、日常勤行中の香偈、三宝礼、歎仏偈、三唱礼の各偈を五線音譜に採譜したことで、これは画期的なことといわねばならない。

思うに当時の浄土宗の法式界は千葉満定が代表を勤めた大本山増上寺

内の「浄土宗法式会」が牽引車の役を果たしていたことも容易に想像できる。

この『浄土宗法要式』の次第構成は一座立ながら、朝夕二時の勤行までも、注の参酌により組み立てることが可能なものとなつてゐる。朝勤行の序分の次第はまず香偈、三宝礼、三（四）奉請、歎仏偈、略懺悔（十念）、三尊礼とし、次に正宗分は開經偈、讀經（仏說無量寿經）と示し、

一枚起請文、撰益偈、念佛一會、別回向、總回向偈（十念）とし、流通分は總願偈、三唱礼、送仏偈と次第する。

次第の特色は礼讚を三尊礼とし、誦經を仏說無量寿經四誓偈とし、御法語を一枚起請文と指示している点である。思うに現行に近く、実際的な次第構成となつていて、「精要」の編輯意図がプロの宗侶養成にあり、「浄土宗法要式」は在俗の信者層を対象としているものといえる。

さらに夕勤行の次第構成をみると序分は香偈、三宝礼、三（四）奉請、歎仏偈、略懺悔（十念）、三尊礼とし、正宗分は開經偈、誦經は訓読で仏說無量寿經光明歎德章とし、御法語は發願文とし、撰益偈以下は朝勤行に準じている。

特色として序分中の略懺悔（十念）と誦經の訓読と御法語は發願文としたことである。誦經に訓読のものを用いるのも、後世、増上寺八十二世法主椎尾辨匡が強力に唱導した「和語の勤行」の萌芽とみることもできる。現在でも関東地方では「訓読」を好んで用いる傾向が处处にみられる。

翌、大正十三年三月には関西の其中堂編輯部より『浄土宗勤行聖典』が発行され、旧來の勤行式の良さを見直そうとする動きと、プロの宗侶が安易な方向に向かおうとする傾向に歯止めをかける意図を思わせる経典が出たのである。名称も実際的な面を捉えて「日用勤行式」とし、自行と化他の両用に便ならしめるよう配慮が加えられた。

その次第構成を序分からみると、香偈は二偈を出し、一つには善導淨

土法事讚中の「願我身淨如香炉」の文で、二つには遵式往生淨土懺願儀中の「願此香煙雲」の文となつてゐる。次に三宝礼、四奉請と三奉請に加え「過現諸仏等靈儀」の文を附している。次に歎仏偈、略懺悔としているが十念はない。

正宗分は開經偈と歎經偈、「念念思聞淨土教」の文の二偈を挙げ、誦經は大經、觀經、弥陀經、其他隨意としながらも、小經に流れることを戒めている。次に回向之文として五つを挙げ、すなわち本誓偈、祖師回向文（自信偈）、能化回向文（心淨偈）、在家之亡靈回向文（降魔偈）、諸精靈回向文（一切精靈偈）としている。次に發願文、念佛開闢之文（摂益偈に同じ）という偈題を用い注意を引いてゐる。次に念佛一會、總回向文（總回向偈に同じ）、十念としている。

流通分は四弘誓願（總願偈に同じ）と誓願偈（還相回向偈）、次に三帰礼と三敬礼を示し、送仏偈となるが、次第構成は概ね大正三年二月の『淨土宗勤行式略解』に準じてゐるもの、「礼讚」は指示していないことが特色といえる。

『淨土宗勤行聖典』を概観すると、前年の大正十二年二月に『淨土宗法要式』が発行されているが、影響を受けているとは思われず、たとえば三奉請には「過現諸仏等靈儀」の文を附す等、安易な偈題の採用に対しては、所出經典の原意を探る等、注意を促す態度がみえる。

さらに「念佛開闢之文」についても前出『淨土宗勤行式略解』には照益文としているが、以後、大正四年教令法式差定制定以来、大正十二年

の『淨土宗法要式』まで「摂益偈」で定着したかにみえるが、敢えてこの偈題を用いたことは、独自な姿勢と共に確固たる信念がみえかくれしている。

「四弘誓願」、「三敬礼」の偈題についても、前述の理由から、總じて既刊の諸種の經典の影響を受けず、結果的には大正三年の『淨土宗勤行式略解』以来、変わつていいことがわかる。

三、『宗定淨土宗法要集』の編纂

大正十三年四月愈々機熟し、淨土宗務所は「宗定淨土宗法要集」折本上下二卷（宗定版）を刊行し、下巻に「日常勤行法」として晨朝と日没の二時勤行を指示したのである。

『宗定版』の特色は日常勤行法という名称を教令法式差定制から採ったことと、二時勤行という面からみると『精要』の寺院日常勤行法の「寺院」を取り去つたものであり、さらに次第構成も同じであることがわかる。

晨朝の各分をみると、序分はまず香偈、三宝礼、歎仏偈、廣懺悔、略懺悔、十念と次第するが、『精要』では「十念」が略懺悔に付随する形で括弧でくくり、独立した扱いでなかつた点がある。『宗定版』では「十念」が次第の中で確たる位置を占めたことで、序分をしめくくるものとして定着した。

正宗分は開經偈、誦經（三部經輪讀）、禮讚（六時禮讚輪讀）、摂益偈、念佛一會、別回向、總回向偈、同聲十念と次第し、ここでも同聲十念が

正宗分をしめぐる重要な扱いとなつてゐる。誦經と礼讚は共に「輪読」と指示し、宗門として宗侶の意識改革に指針を与えたものといえる。

流通分は總願偈、三身礼、法語輪讀と指示し『精要』の法語輪讀に付随していた十念は略している。

次に日没の各分をみると序分はまず三唱礼、歎仏偈、礼讚（六時輪讀）

とし、正宗分は発願文、摂益偈、念佛一會、巡回向偈、十念と次第し、ここでも十念が正宗分のしめぐりとして独立した扱いとなつてゐる。

流通分は三身禮で代表させ、法語輪讀を課している。

晨朝と日没の二時勤行を通して次第を概観すると、一日を序分、正宗分、流通分として扱つていく素地が現れている。現行の晨朝は序分、正宗分であり、日没は正宗分、流通分となつてゐる。

四、光明会と共生会の勤行式

近世の新興佛教運動の二大潮流の一つに山崎辨栄（一八五九—一九二〇）の首唱した如來光明主義を奉ずる信仰団体として「光明会」⁽⁶⁾がある。二つには椎尾辨匡（一八七六—一九七一）の思想信仰を中心とする佛教の新しい教化運動の団体として「共生会」⁽⁷⁾がある。

両団体共、浄土宗の念佛に新しい息吹を吹きこまんと念じて起こつた運動で、いずれも大正三年から同十一年にかけて始まつた。

光明会が勤行經典とする『如來光明礼拝儀』は晨朝の昏暮の礼拝を指

その晨朝の礼拝の次第構成は序分ではまず（一）南無阿弥陀仏三礼（二）至心に歸命す 正宗分では（三）如來光明歎德章（四）至心に勸請す（五）至心に讚礼す（六）光明摂取の文（七）念佛三昧（八）巡回向の文 流通分では（九）至心に發願す（十）南無阿弥陀仏三礼となつてゐる。

次に昏暮の礼拝の次第構成は序分ではまず（一）南無阿弥陀仏三礼（二）至心に感謝す 正宗分では（三）如來光明歎德章（四）至心に懺悔す（五）（六）（七）（八）は晨朝に同じ（九）至心に巡回すに置きかえただけで順序は変わらない。

晨朝と昏暮の礼拝次第を概観すると、如來光明歎德章を中心に十二光明を讚歎し、念佛三昧に焦点をあわせ、朝夕の礼拝を通して一日の信心が整うよう偈頌を配当している。

光明会の発足の八年後、大正十一年には共生会が教化団体として運動を開始、勤行經典に現在『おつとめ』⁽⁸⁾があるが、これは後世になつて整備されたもので、第一回の結衆が大正十一年六月二十一日に鎌倉光明寺に行われた頃は確立されておらず、各經典の影響の下、改訂をくりかえし現在のものになつた。ために共生会の勤行式はこの頃では扱つていな

い。

五、回向の変遷と意義

次に回向の変遷をみると教令法式差定では内容を十五に分かち、別回示していく、いわゆる二時勤行となつてゐる。

向の形を呈していたが、「精要」と「宗定版」では九に収約している。では変遷の過程を教令法式差定の回向から「精要」、「宗定版」と辿つてみる。

一、願以上來所修功德及以三際一切善根皆悉回向莊嚴淨土普與衆生
斷除三障同生安養速証菩提。十念。

『精要』、『宗定版』共になし。
この文は淨土願生者として「常に彼の仏の願力をたのみ、淨土往生を得せしめたまえ」と念する願文であるが、何故、不採用になつたのか不明であり、信心の基本となる文であるから、つとめて回向の初めに読誦すべきものと考へる。

二、又願奉酬大悲願王阿彌陀仏、發遣教主釈迦牟尼仏、六方恒沙証誠諸仏、觀音勢至諸大菩薩、極樂界会清淨大海衆等、一切三寶廣大慈恩。十念。

『精要』、『宗定版』共に同文で採用。

三、又願梵祇四王天龍八部、威權自在顯揚三寶、決起宗風廣流正法。
誠諸仏、觀音勢至諸大菩薩、極樂界會清淨大海衆等、一切三寶廣大慈恩。十念。

『精要』、『宗定版』共に同文で採用。

四、又願三國伝來淨土伝灯列祖、光明善導大師、元祖円光明照大師、
二祖大紹正宗國師、三祖然阿記主禪師、伝々祖師等、上酬慈恩。十念。

『精要』、『宗定版』共に不採用。

五、又願奉為天皇陛下宝祚延長、聖化奧窮玉體安全。十念。

『精要』は統いて又願明治天皇大尊儀歷代天皇大尊儀增崇品位とする。「宗定版」は又願今上天皇宝祚延長聖化無窮としている。

六、願歷代天皇尊靈尊儀增上御菩提。十念。

『精要』、『宗定版』共に収約し、『宗定版』では又願明治天皇大尊儀歷代天皇大尊儀增上御菩提としている。

七、又願明治天皇大尊儀增崇品位。十念。

『精要』、『宗定版』共に収約。「精要」は増崇品位を踏襲するも、『宗定版』は増上御菩提としている。

八、又願當庵開山何々上人、中興何々上人、歷代諸上人等、普賢行願究竟圓滿。十念。

『精要』は同文。「宗定版」は庵を略しているも同文。

九、又願師僧父母一切檀越結緣衆生存者得樂福壽無量亡者離苦超生淨土。十念。

『精要』、『宗定版』共に同文。

十、又願若當中陰列祖一本山木寺上人上酬慈恩。十念。

『精要』、『宗定版』共に不採用。

十一、又願若當中陰歷代上人法類法眷上人莊嚴淨土。十念。

『精要』は同文で採用。「宗定版」は三國伝來淨土伝灯列祖は上酬慈恩の

十二、又願天下和順日月清明風雨以時災厲不起國豐民安兵戈無用崇

徳興仁務修礼讓。十念。

『精要』は同文。『宗定版』は不採用。

十三、又願仏力加祐哀愍擁護寺門清寧道縁具足無諸障礙淨業增長。

十念。

『精要』は同文。『宗定版』は仏力加祐哀愍擁護を略した同文。

十四、又願當庵開基已來一切檀信諸群靈、日牌月牌新亡中陰諸靈位等增進菩提。十念。

『精要』は同文。『宗定版』は庵を取り、一切檀信を椎檀越とし修文する

と

又願當寺開基已來諸檀越日牌月牌新亡中陰諸群靈等増進菩提として十五、又願陸海軍戰死病沒橫難横死、三界万靈有縁無縁、乃至法界平等利益。十念。

『精要』は陸海に統き空中を加え、有縁無縁を有無両縁としている。『宗定版』は同文。

その他、大正三年の『浄土宗勤行略解』の別回向文は

年忌或祥月亦命日先祖代々名
俗名何某精信女追善增進菩提。

を載せている。また大正十二年の『浄土宗法要式』の別回向では

願以上來所修功德先祖代々名增進菩提。

又願（姓氏）一家一族家門長久如來大悲哀愍護念。

を載せ、現行のものに近くなっている。

回向の内容を概観すると、大正四年の教令法式差定の指示する十五の回向は、『精要』では収約を経て九に減るもの、同文のまま採用しているものも多い。『宗定版』では『精要』の考え方を踏襲しながら検討した様子がみられるものの、天下和順の文（祝聖文）を不採用とする等、問題点も多く、昭和十四年の『改定版』に向かつて引き続き研究が重ねられたことも理解できる。

むすび

以上、大正四年の法式條令（教令法式差定）制定発布より大正十三年の『宗定版』に至るまでの日常勤行式の次第構成の変遷と回向内容を見た結果、いくつかの点が明らかになった。

明治四十三年の『認定版』は元祖七百年御忌の実施を背景に法式統一の要請に応える形で編纂されたことがわかる。そして法式條令の制定發布は浄土宗門が本山とは独自な歩みを始めた第一歩と思われる。しかしながら東西の知増両本山の動向に宗門の法式も影響を受け、いいかえれば本山の法式がそのまま宗門の法式となる過程が『宗定版』の編纂にみられる。

能化の本分たる六時勤行は時代の趨勢と共に二時勤行となり、扱いも恒・略・極略の三態が実際的な立場から検討されるようになると、「信の確立」と「念佛弘通の使命」との狭間で緊張を招くことになり、新たに

対応が求められる。

また經典編輯者の意図を次第構成からみると、いずれも五種正行を具現化したものとなつてゐるが、問題は正定業の念佛一會の扱いにあり、研究の余地を残してゐる分野と考えてゐる。

(註)

- (1) 三康文化研究所年報 第十六・十七号所収
- (2) 其中堂編輯部 (大正十三年刊)
- (3) 編輯発行 浄土宗教學局 (昭和三十九年刊)
- (4) 藤本了泰編 浄土宗大年表
- (5) 教令第二十一號 (大正六年五月二十五日) 宗報第一壱號
- (6) 発行 浄土宗大辭典刊行会 浄土宗大辭典 1
- (7) 浄土宗大辭典 1
- (8) 大正十三年版
- (9) 発行 財團法人共生会 (昭和三十年刊)
- (10) 前掲浄土宗大辭典 1

資料 I

送仏偈	三敬礼	四弘誓願	別回向文	總回向文	念佛一會	照益文	一枚起請文	一紙小消息	發願文	三尊禮 哀愍・後偈 無常偈	四誓偈 (弥陀本誓願 其仏本願力)	開經偈	十略懺悔 念佛	歎仏偈	四奉請	三寶礼	香偈	大正三年二月 神戸市極楽寺 淨土宗勤行式略解	大正四年二月 教令法式差定	
三身礼	還相回向偈	總回向偈	回向	念佛一會	攝益偈	發願文	禮讚	誦經(三部經輪說)	開經偈	歎仏偈	香偈	日常勤行法	大正十一年六月 寺院日常勤行法(晨朝) 淨土宗法式精要	大正十二年二月 淨土宗法要式						
法語輪說(十念)	三身礼	總願偈	總回向偈(同聲十念)	別回向	念佛一會	攝益偈	禮讚(六時禮讚輪說)	誦經(二部經輪說)	開經偈	略懺悔(十念) 廣懺悔 歎仏偈	香偈	大正十三年三月 淨土宗勤行聖典	大正十三年三月 日用勤行式 淨土宗勤行式	大正十三年四月 宗定 淨土宗法要集						
送仏偈	三唱礼	總願偈	總回向偈 (十念)	別回向	念佛一會	攝益偈	一枚起請文	讀經(弘說無量壽經四臂偈 訓說)	三尊礼	略懺悔(十念) 廣懺悔 歎仏偈	香偈	願我身淨如香爐又 願此香煙雲	大正十三年三月 淨土宗勤行聖典	大正十三年三月 日用勤行式 淨土宗勤行式	大正十三年四月 宗定 淨土宗法要集					
送仏偈	三歸礼又三敬礼	四弘誓願 誓願偈到弥陀安樂界	總回向文 (十念)	念佛一會	念佛開闢之文	發願文	回向之文	誦經(大經 般絆亦陀經 其他隨意)	念佛 開經偈	略懺悔 廣懺悔 歎仏偈	香偈	日常勤行法(晨朝) 淨土宗法要集	大正十三年四月 宗定 淨土宗法要集							
法語輪說	三身礼	總願偈	同聲十念	總回向偈	別回向	念佛一會	攝益偈	禮讚(六時禮讚輪說)	誦經(三部經輪說)	十略懺悔 念佛 歎仏偈	香偈	日常勤行法(晨朝) 淨土宗法要集	大正十三年四月 宗定 淨土宗法要集							

資料Ⅱ

			大正十一年六月 淨土宗法式精要 寺院日常勤行法(日没)		大正十二年二月 淨土宗法要式 日常勤行法(日没)	大正十三年四月 宗定 淨土宗法要集 日常勤行法(日没)	大正十三年九月 光明会 如來光明礼拝儀 晨朝の礼拝	大正十三年四月 光明会 如來光明礼拝儀 昏暮の礼拝
法語輪読 (十念)	三身礼	總回向偈 (十念)	念仏一會 發願文 摶益偈	禮讚(六時禮讚輪讀) 訓讀 佛說無量壽經光明歎德章	三唱礼 香偈 三寶礼 香偈 三唱礼 香偈	大正十三年四月 淨土宗法要式 日常勤行法(日没)	大正十三年九月 光明会 如來光明礼拝儀 晨朝の礼拝	大正十三年四月 光明会 如來光明礼拝儀 昏暮の礼拝
法語輪読	送仏偈	三唱礼	總願偈	別回向 總回向偈 (十念)	念仏一會 發願文 摶益偈	禮讚 (六時輪讀)	南無阿彌陀仏三禮 至心に歸命す	南無阿彌陀仏三禮 至心に感謝す
三身礼	三唱偈	三身礼	十總回向偈 念	念仏一會 發願文 摶益偈	如來光明歎德章 至心に勸請す 至心に讚礼す			
南無阿彌陀仏三禮	至心に發願す	光明攝取の文	光明攝取の文	如來光明歎德章 至心に懺悔す 至心に讚礼す				
南無阿彌陀仏三禮	至心に回向す	總回向の文	總回向の文	光明攝取の文				

第三節 『改訂浄土宗法要集』の編纂

西城宗隆

大正十三年『宗定版』が発行され、昭和十四年『改訂浄土宗法要集』(以下『改訂版』と略す)によつて更正される間には、昭和五年の善導大師千二百五十年遠忌報恩法要、七年の明照大師降誕八百年慶讃会、十二年の三上人遠忌記念法要等の大法要が陸續と厳修された。また、この報恩儀礼の他に国家儀礼としては、大正天皇御追悼会、同堯周年御忌、御大禮祝聖法要、支那事変一周年記念報国法要等が行われた。

法式の面では、これらの大法会に当つて声明・法式の研究研鑽が進められ、法式の統一が唱えられ実行した時期であつた。浄土宗の法式の実質的な統一であり、大変革期であつた。社会情勢の上でも、大正から昭和となり、恐慌・戦争勃発等と、まさに激動の時代であつた。このように時変の影響等始め、用紙の使用節約が唱えられるなかで、『改訂版』が十四年十二月二十五日に発行された。

九月二十日には、教学部が先の『宗定版』の広告に『礼讚声明音譜』の件を加えている。「本書に收むる礼讚声明は東京浄土宗法式会（増上寺中）編纂の『禮讚声明音譜』を参考とされたならば一層明確ならしむことが出来る」としている。⁽³⁾この『禮讚声明音譜』には、香偈・三宝礼・歎仏偈・四奉請（広節）礼讚等を五線音譜化している。⁽⁴⁾しかし、『宗定版』において、修正会と御忌会の香偈・三宝礼はそれぞれ別の博士であり、式次第には礼讚とあるのみで博士が明記していない。従つて、教学部は縁山流（縁山節）の香偈・礼讚等を勧めていることになる。⁽⁵⁾また、この浄土宗法式会は、『宗報』八十八号に『礼讚声明音譜』の広告を掲載し、協定した音節を基準としたもので、『宗定版』と姉妹本であり、これによつて全国的に法式の統一を図るものであるとしている。⁽⁶⁾このように『宗定版』は、音声部を始め法式全般に渡つて未決の問題が多く、整調統一が出来ていなかつたようである。⁽⁷⁾

『宗定版』より『改訂版』までの変遷

『宗定版』から『改訂版』に至るまでの変遷を、『宗報』等を通して概観してみたい。大正十三年四月二十六日には、「宗定浄土宗法要集発行頒布規定」を示している。⁽¹⁾この第二条には、「宗定版」の購入の義務・法要集に従つて法要を修すことと、違反した者の処分を懲戒規則に依るとして

大正十四年の宗会では、信者用勤行法、法語、和讃集制定促進の件と法式調査係設置に関する建議案が可決された。信者用勤行法制定促進の件（角田俊徹の提案）に対して、見山任達教学部長は、信者用勤行法制定促進は教令で決定し、本山の方で実現するようになると答申している。⁽⁹⁾ 総本山布教師会は、翌十五年夏安居の時に『浄土宗勤行聖典』（浄土宗勤行式・昭和三年発行）の制定編纂を決議した。⁽¹⁰⁾ このように『宗定版』が発行された直後から改定すべき声が興っていたようである。

十五年十二月二十五日の『宗報』号外には、大正天皇の崩御に際し、先帝御追悼会差定を示している。⁽¹¹⁾ 御追悼会と日常勤行法を比較してみる。香偈の前に宮城遥拝としての無言三拝、「撰益文」と称していること、奉請・懺悔偈・総回向偈を唱えない点等が挙げられる。

昭和二年一月二十七には、信徒用勤行式編輯委員会が知恩院で開催した。⁽¹²⁾ これは善導忌に用いる勤行式を制定するための会である。從来の形の信徒用と偈文を意識して曲をつける二種類を公布することを決定した。

三年一月の『宗報』百二十五号には、善導大師遠忌報恩法要差定を示している。通式には、『宗定版』の善導忌にはないはずの四奉請・送仏偈とを用いている。四月二十五日には、総本山布教師会が『浄土宗勤行聖典』を発行し、浄土宗勤行式（第一・二式）を制定した。第一式には、四奉請と三身礼の代わりに三唱礼を唱えている。また広懺悔を省略し、礼讚の代わりに癒願文を唱えている。第一式は、讀仏偈を唱え、讀經・回願などもすべて訓讀する法要であり、最後に宗歌を唱える音楽法要的な

形式を取っている。六月二十八日には、法式差定を更正している。『宗報』百三十号には、「日常勤行法　浄土宗法要集に拠る。教会衆勤行法　更正せず」としている。『浄土宗制規類聚』には、偈文名称として四奉請・送仏偈等を列記している。⁽¹³⁾ また、日常勤行法（日没）の後には、内仏回向を始めとして諸堂回向・鎮守法樂・墳墓回向の式次第を掲げている。内仏・墳墓回向には、四奉請を用いている。ただし、日常勤行法の式次第は変更がなく、すべての法要式典にも「送仏偈」は用いていない。

五年三月十一日より知恩院は善導大師遠忌報恩法要を厳修した。『改訂版』の跋によれば、この時の法事讚法要が発端として、再び法式統一の意気が上がったという。⁽¹⁴⁾ 九月十五日には浄土教報社が『浄土宗日常大全』を発行し、『宗定版』の日常勤行法を掲載している。この年には、増上寺が道重信教大僧正御親修の『浄土宗お勤め』をコロンビアよりSPLコードを発行した。⁽¹⁵⁾ 緑山流の香偈・三宝礼を唱え、三奉請・送仏偈を用いている。

六年三月の『宗報』百六十三号には、明照大師降誕八百年慶讚会規定を制定し、慶讚法会の差定は教令法式差定中の宗祖降誕会の式次第（『宗定版』）に依るとしている。

七年九月十五日には、八橋玉純・宍戸壽栄が『浄土宗法式集』を発行した。本書は三部経（割笏点付）・六時礼讚を始め、『宗定版』の勤行法などを掲載している。また同時に、三年四月に制定した総本山布教師会編纂の浄土宗勤行式（第一・二式）をも掲載している。『宗定版』の式

次第を掲載しているが、三宝札・三身札などは『宗定版』と違う健稚法を示している。十二月十三日より十五日には、東西の法式研究会関係者の打ち合せ会が知恩院で開催された。

八年六月九日には関西法式統一協議会が専修道場で開催した。⁽¹⁸⁾ 七月三日より五日には、昨年に続き第二回の浄土宗法式研究会が知恩院で開催し、四日には法式研究会規約を制定した。⁽¹⁹⁾ この会は知恩院と増上寺のみでなく、黒谷、百万遍、淨華院の三本山、大阪滋賀等の地方の権威者も加えて、一宗の法式行儀を研究統一する目的のものである。同会は横井立禪、堀井慶雅を東西本山の代表とし、堀練雄を地方代表として常務理事に就任した。第三回は十月二十七日より三十一日に知恩院で開催し、法式の統一の急務が説かれ、研究会員は浄土宗法式協会の発足を決議した。『淨土教報』に依れば、十月二十六日より三十日には、法式調査第一回研究会が知恩院で開催した。第一回の威儀作法より始め、次に通常法要の協議を経て、音声部の研究に入り、通常法要の差定に准じ、香偈・三宝札より礼讃まで進んだ。⁽²⁰⁾ 十二月十一日には、浄土宗務所で法式協会発起人会を開催した。ここで会則・会務施行細則を討議し、浄土宗法式協会が成立した。⁽²¹⁾ この会の目的は、法式の統一のために研究と普及及し指導にあたるものである。ここに東西の法式の碩学によつて、法式全般の全国的統一が歩み出された。

同年二月十日・五月三十日には、浄土宗典刊行會が『淨土宗教學体系』法式編（上・下）を発行した。また六月三十日には、同刊行會がこの法

式編を『淨土宗法要儀式大觀』として発行している。本書は綠山声明の中興とされる千葉満定と仏教伝道学の創始者である中野隆元との法式布教の二師共編によるものである。法要儀式の理論としては、「法式学」を提唱している。法要儀式の実際としては、『宗定版』等を掲載している。特に勤行法は、『宗定版』の式次第を明記している。

九年六月知恩院・九月増上寺で教学高等講習会を開催した。知恩院では堀練雄、増上寺では堀井慶雅が、それぞれ「法式について」を講義し、科外として法式協会研究発表が行われた。⁽²²⁾ 特に六月十三日には浄土宗法式協会第一回総会を開催し、法式の統一達成を期すための宣言と決議文を可決し、普通法要式の実習会を催した。⁽²³⁾

十年二月十六日には、法式協会は知恩院で音声批判会を開いた。東西委員が協定した音声をその界の権威者である生田流大検校伊東中光氏（東京）、天台声明家多紀道忍（関西）などが出席した。三月には『宗報』二百十一号で、浄土宗法式協会が第二期研究事項を募集している。これは第二期の事業として諸種法式の研究審議し、新たに浄土宗法式を創造一定するための参考資料として報告依頼をしている。募集事項は、各地域での特異の慣例と現行の式作法等と、創案実行している挙式作法である。諸種会合に関する法式では、一般信徒用・青年会用・婦人会用勤行式等の実例を求めている。『声明関係資料年表』の説によれば、この年に浄土宗法式協会は『禮讃音譜』を発行している。これは同協会が礼讃等を協定し、更に音楽家の批判を得て決定したものであり、略音譜は

堀井慶雅主査が編輯したものである。ここには「日没礼讃偈」の哀愍の偈が、日没独自の原則節と日中等の節の二種を挙げて、どちらを用いてもよいとしている。香偈・三宝礼・四奉請・歎仏偈などの博士・音声は、『改訂版』と同一のものである。

十一年一月には窪川旭丈が『淨土教報』に「法式の現代化に就いて」の一文を載せている。「法式調査会も、礼讚や香偈・三宝礼の東西節の融合などに低迷して居らんで、葬式、法事や恒例法要の差定を適当に改善して欲しいものである。」と述べている。⁽²⁹⁾三月の宗会では、淨土宗法式協会の現状についての質問があつた。⁽³⁰⁾江藤徵英教学部長は、「宗門の法式が最も重要なことであり、又色々地方に依つて相違があり、(中略)之に付て色々の法式の統制は当然必要とされる」と述べている。また、「法式の中に定めてあります所の威儀部であるとか、健稚部音声部など、並に日常勤行法と云ふことに付きましては一通り法式協会の方々の熱心な努力によりて研究が出来上つて居るのであります。(中略)法式条例を更正すべき基礎研究が、法式協会に於て為されつつある、今日までの所各委員の熱心と協力研究に依つて八部通り出来上つて居ると云ふ状態であります。」と述べている。一宗としては、法式の統一よりも「統制された法式」が必要であったのであろう。五月二十日より二十三日には、第十六回法式審議会が知恩寺で開催した。『淨土教報』によれば、伝灯報告式・得度式・地鎮式・上棟式が審議され、今後在家勤行式・青年会勤行式・婦人会勤行式などを審議するとしている。⁽³¹⁾

十二年二月十四日発行の『淨土教報』には、法式協会の第二期事業予定を挙げている。これは第一期事業である通常法式の研究修正が一往完了したことによるものである。この中の実行部の三には、在家勤行式二種(初入信者向、篤信者向)を多量印行して実価以下に頒布し現行雜多の勤行式本を自然廃滅に帰せしむる事などを明記している。四月二十八日には、臨時法式審議会規定を制定した。⁽³²⁾この審議会は法式に関する重要な事項を調査審議するもので、執綱を会長に、十二人の委員で構成している。五月十九日には臨時法式審議会を開催し、淨土宗法式協会案の再検討が行われた。⁽³³⁾

十三年四月二十八日には、法式の普及統一研究指導のために法式指導員規定を制定し、六月一日には十名を法式指導員を命じている。⁽³⁴⁾五月二十五日には、法要式典を定めて、更正した法式差定を『宗報』二百四十九号に掲載した。これによつて、日常勤行式等の法式差定部が制定された。七月五日には、淨土宗法式協会が『淨土宗法式撮要』を発行した。⁽³⁵⁾これは『改訂版』の原型であり、刊行するまでの「テキスト」として用いられたものである。この威儀・健稚部に字句等を訂正したものが『改訂版』である。こうして十四年十二月二十五日に『改訂版』(『淨土宗法要集』)が発行に至つた。⁽³⁶⁾

ここで『改訂版』編纂の基本方針を見てみたい。板倉貫瑞は『蓮門小子の枝折』で審議委員会における審議の内容を述べている。「総べて全国の全僧侶が、実践することの出来得るという一本の柱に副うこと、これ

に反するものは、如何に典拠正しきものにても採用せず」と述べている。

典拠は（1）經典、（2）列祖、（3）先徳の著作の順により、質疑応答を重ねてから三主査がまとめ、全員賛成の上で決定として、会長に報告したという。このように編集方針は、全国的統一のために誰でも実践し得る法式が第一条件であり、これによつてすべてが決定したという。

また、東京法式研究会の八百谷順応は、「研究問題たりし道場洒水及中啓執持法に就て堀師の所論に答ふ」で法式協会の質疑の一部述べている。「本協会に於て種々の問題を決定せんとするに際しては先づ三藏の文献に徴し、且つは道理を案じ、後に社会通念に對比して決すると云ふことは頗る同感である」と述べている。また、「一宗が一つの作法を決定するには最も普遍性を有し、且つ歴史あり、典拠ある方を取るのが穩當である云ふ立前から」主張している。

ただし、法式協会などの議事録等が不明であり、管見できなかつた。音声部を始め、統一の経過も一部『浄土教報』には掲載されたが、詳細は不明である。

『宗定版』と『改訂版』との比較

先ず、『宗定版』と『改訂版』とを比較し、どのように改定（更正）されたかを明確にしておきたい。始めに大きく改定した点を挙げてみる。

	『宗定版』	『改訂版』
一、法要名	日常勤行法	日常勤行式
一、法立	二時勤行（二座・晨朝日没）	三時勤行（三座・晨朝日中日没）
三、偈文名	略懺悔	懺悔偈
摂益偈	摂益文	摂益文
晨朝日没（奉請なし）	晨朝日没（三・四奉語）	晨朝日没（三・四奉語）
日中（奉請文）	日中（奉請文）	日中（奉請文）
晨朝日没（送仏偈なし）	日没（開經偈・誦経なし）	日没（開經偈・誦経なし）
日没（開經偈・誦経なし）	日没（開經偈・誦経あり）	日没（開經偈・誦経あり）
五、法語	三身礼の後（流通分）	摂益文の前（正宗分）
六、音声	未統一（縁山流）	統一譜
七、信徒用勤行	教会衆勤行法	（修養会のおつとめ）

『宗定版』の特色は、阿弥陀仏が常住にして今現在説法という根本精神によつて、奉請も送仏も行わない点にある。すなわち、三・四奉請と送仏偈は用いていない。これに対して『改訂版』は、晨朝・日中・日没にそれぞれ奉請（奉請文）をして、日没に送仏する構造を取つてゐる。⁽³⁹⁾半斎供養儀は勤行式（日中）の中に組み入れられ、一日三座を厳修するよう規定した。この頃の法立（ほうだて）としては、一座を一つの完結した法要としている。⁽⁴⁰⁾一日三座の法要を一つの法要とみなし、一座目を序文・正宗分、二座目を正宗分のみ、三座目を正宗分・流通分とする考

え方がまだ明確にされていなかつたようである。この思想が平成二年版の『新訂浄土宗法要集』(差定・偈文・表白・宣疏の部)の日常勤行式になつて実施された。『宗定版』の日没は、別時念佛会と同様に読誦正行を行なわず、正定業を「おつとめ」としている。また、半斎供養儀は奉請文・世尊我一心文・献供偈のみである。これは「後夜礼讚偈」を誦經のように読誦するが、念佛・称名正行が行わされていない。これに対し『改訂版』では式次第中に五正行を法立するように構成されている。

『宗定版』は三身礼の後(法要終結部)に法語捧読・十念を称えている。特に紀元節祝聖会を始め祖師忌等では、導師が外陣に向かつて講説するようになつていている。『改訂版』では法語を正宗分に組み入れ、「法語の經典化」が見られる。

『改訂版』では教会衆勤行法が抹消され、檀信徒用勤行式が明確にされていない。日常勤行式は宗侶用であり、同版の附録の「修養会おつとめ」は青年会・婦人会の集いのおつとめである。十四年八月一日には、浄土宗法式協会が『浄土宗信徒勤行式』を発行した。しかし、この式次第は『改訂版』に掲載されず、十六年九月に至つて「信徒勤行式」として定められた。⁽⁴⁾

日常勤行法と教令法要との比較

次に、遠忌等の式次第と日常勤行法を比較してみたい。『宗定版』の「日常勤行法」と「年中行事の法要式典」の式次第と、『宗報』の「教令法要」

の式次第を比較してみる。⁽⁴⁾これらを見ると、總大本山等で行われるのは別として、日常勤行式が基盤になっている。元来、対自・修道儀礼の「勤行式」と対他・回向儀礼の「法要式」とは区別されていた。しかし、この報恩・慶讚法要式は、日常勤行式に特定の遺徳慶讚・回向目的を加えた儀礼構造になつていて、また同時に、偈文の要否を見ることによって、『改訂版』への式次第の変遷も見ることが出来る。これらの法会の式次第は審議会の諮問を経て差定等を制定し、教令によつて式次第を更正するものである。昭和七年の降誕八百年慶讚会は『宗定版』の「宗祖降誕会」の式次第に依つていて、しかし、五年の善導大師千二百五十年遠忌と十二年の三上人遠忌の場合には、『宗定版』の式次第に依つてない。この三大法会の連関性をみると、奉請・送仏偈等の要否があり、式次第の一貫性がみられない。また、これらの教令法要の式次第そのものが、臨機応変に式次第・偈文を更正している。教令そのものが、『宗定版』にとらわれていないように思われる。

『私家版』の日常勤行式

『宗定版』以外の日常勤行式の經典等を見てみたい。『改訂版』が発行する間に、總大本山等始め個人的発行の所謂『私家版』の經典が多く発行された。これらを見ると、(1)奉請・歎仏偈・送仏偈の有無、(2)誦經を音読・訓読または法語に代えて唱える点等が問題となる。これらは

携帯に便利であり、偈文始め誦經等が順次掲載されているので、青年僧・檀信徒にとつては『宗定版』より重宝であり影響力があつたであろう。奥付のないものが多くあつたが、管見出来たものみると、『宗定版』の日常勤行法・教会衆勤行法に準じていなもののが多かつた。先ず、經典の構成を見てみたい。

(1) 宗侶信徒同一經典か信徒用別立經典

(2) 書式が漢文体か和文体（書き下し文・意訳）

(3) 誦經が經典（音読・訓読）か法語

以上のように区分出来る。その実例を見てみる。

總本山布教師会編纂『淨土宗勤行聖典』（昭和三年四月二十五日刊）は、宗務所より発刊頒布の認可を得て、淨土宗勤行式（第一式、法要・別時等。第二式、青年会・婦人会等）を制定した。^{〔43〕} 第一式は四奉請・發願文・三身礼に三礼を用いた他は、ほぼ日常勤行法に準じている。健稚法として二下（中上）三下（中下上）等を付記している。香偈を唱えるときの三下、三宝礼の仏法僧、礼讚後偈等の健稚法は『宗定版』とは相違していいる。^{〔44〕}

第二式は和文体の形式で、『改訂版』の「修養会おつとめ」の原型といふべきものである。別回向は首座独唱・大衆合唱であるが、この回願は十念の代わりに大衆合唱する点に特色がある。^{〔45〕} この勤行式（第一式）によつているのが、『淨土宗法式要集』（七年九月十五日刊）である。^{〔46〕}

常川忍澄著『淨土宗信徒 勤行式解説』（十二年八月一日刊）は、回向文（降魔偈）と送仏偈に特色がある。特に送仏偈は「諸仏隨縁還本国・

諸仏よ、縁に随せて本国に還らせたまへ」と『法事讚』と同文である。^{〔47〕} 浄土宗法式協会発行『淨土宗信徒勤行式』（十四年八月一日刊）は、奉請・送仏偈を唱えず、誦經の代わりに法語（開經偈を唱えずに法語を読み十念する）を読む点に特色がある。^{〔48〕}

増上寺藏『淨土宗のおつとめ』（十四年十二月二十五日刊）は、奉請・送仏偈を唱え、誦經の代わりに一枚起請文を読む点に特色がある。^{〔49〕}

この他にも『宗報』に式次第を載せて「經典」を宣伝しているものもあるが、「經典」それぞれが独自の式次第であった。しかし、勤行式自体は均質化しており、法要自体の簡略化、誦經の經典抄（偈頌）化がみられる。また、信徒用の勤行式は、信徒のために厳修可能な独自の式次第・法立にするか、あるいは宗侶用と同じものにするかの模索が見られる。しかしながら、『改訂版』ではその結論に至らなかつた。

別回向文

次に、別回向の変遷を見たい。別回向文には、宗侶用と檀信徒用とに区別が出来る。先ず、宗侶用の『宗定版』と『改訂版』を比較してみる。大きな相違点は、字句の更正に問題があるのでなく、列祖と天皇の回向順序である。『宗定版』は、（1）仏菩薩、（2）列祖、（3）天皇、（4）歴代天皇、（5）開山歴代となつてゐる。これに対し、『改訂版』は、（1）仏菩薩、（2）天皇、（3）歴代天皇、（4）祝聖文、（5）列祖、（6）開

山歴代となつてゐる。この回向順は現行の『新訂版』も同様である。また『改訂版』は、戦死者と三界万靈を別立にして、英靈として回向している。⁽⁵²⁾

次に、『自家版』と比較してみる。『新修淨土宗勤行聖典』の淨土宗勤行式には、（1）天皇、（2）弥陀釈尊、（3）列祖、（4）戒名、（5）三界万靈となつてゐる。また、増上寺藏版『淨土宗のおつとめ』には、（1）天皇、（2）列祖、（3）先祖、（4）戒名、（5）三界万靈となつてゐる。

これは尊皇崇仏の信念に基づくものであり、日本仏教は皇室を中心として発達したという観念であるが、皇道仏教的と言えるのではないか。

檀信徒用の別回向には、（1）法名のみ、（2）仏菩薩・天皇等、（3）別回向なし、の三種類に区分が出来る。淨土宗法式協会の『淨土宗信徒勤行式』には、「元來所修の善根を特に何々の為にと限る様な心を持たず平等一切に振り向け施すのが大乘菩薩の心です。それを顕したのが此御文（總廻向偈）です。故にたとひ別回向は為さずとも（中略）志すところ自然に功德が及ぶ」と述べ、檀信徒は別回向をしなくてよいとしている。勤行自体が回向・法の供養であるが、先祖供養等の別回向をすれば勤行式が対他儀礼となり、対自儀礼でなくなることを意味していると思われる。

ここであらためて「勤行式の心」を檀信徒に対して明確にしなければならない。おつとめは、（1）先祖供養、（2）祈願、（3）精神修養等ととらえるか。または、先ずお念佛を称えてみ仏の徳を讃え、お経ご法語

を繰り返し拝誦することによってみ教えを体得し、常にお念佛を申せるような熏習に重点を置くかである。勤行式はたんにお経を読む（読誦）のではなく、念佛を申さんがために、「おつとめ」をすることを明確にしなければならない。

結び

『認定版』は縁山流の法要式であり、「本山の法儀」であった。『宗定版』は「法式の近代化」であり、一般寺院の厳修可能な法立を体系化し、脱本山の法儀化「法式の一般化」が試みられた第一歩であつた。『改訂版』は「東西法式の統一化」であり、淨土宗の法式が総合的に統一される時代であつた。この法式統一の更正と施行は、政治的な統制によつて始めた可能であつた。法式は熏習であり、『改訂版』による僧堂教育等を受けた宗侶が多くなることによつて、緩やかに法式が統一していった。これと同時に各地域の法式文化が消滅していくことになった。

勤行式の法要構成は、礼讚・誦經・念佛を主要勤修部（三要素）とし、これに五種正行の一に意義付けをしている。『法要集』の三座の勤行式は宗義（タテマエ）あり、一般寺院では朝・朝夕の勤行であつたり、式次第はそれぞれ独自の法立で厳修しているのが現実ではないかろうか。また時間的にも誦經等が主となつて、念佛が從になつてゐる傾向も見受けられる。檀信徒勤行式を始め「礼讚」等を省略することが多く、新た

に五正行の意義付けが必要である。先ず、香華灯明と飲食等を供養し（供養）、本尊阿弥陀如来の尊容を見奉りて（觀察）、拝み（礼拝）、浄土のみ教えである經典・法語を読み（読誦）、宗教的情感を熟してから、お念佛を称えて（称名）、阿弥陀如来の御徳を讃える（讃歎）、お勤めをする。

このような勤行式の宗義化を明確にし、更に「法式学」としての理論的体系化が必要かと思う。また同時に、現実にあつた略式の檀信徒勤行式を実際的に体系化し、実生活における有効性を示すべきであろう。

注

- (1) 『宗報』八十一号、大正十三年五月。
- (2) 『宗報』八十四号附録、大正十三年八月。
- (3) 『宗報』八十六号、大正十三年十月。
- (4) 『禮讚聲明音譜』は、浄土宗法式会が大正十三年九月二十日に発行した。本書は宮内省樂師東儀俊龍校閲、千葉満定・堀井慶雅・津田徳成共編によるものであり、堀井が編纂の専任となり、香澤梵成が字句の執筆を担当した。本書は開宗七百五十年報恩の一端として、式典音聲の統一を計る目的で編纂したものであり、「禮讚其他ノ節付ハ凡テ法式制定委員会ニ於テ協定セラレタル者ヲ基準トシテ作譜シタルモノナリ」とある。礼讚聲明引聲などを洋式五線譜に表したことは画期的のことである。

(5) 二五三頁、(香偈の博士の変遷)

(6) 『宗報』二百二十六号附録。昭和十一年三月の宗会で、莊嚴寺鈴木寛山は浄土宗の法式協会の現状を質問している。現在の縁山節を以て在家の法要を勤める時、縁山節は易しくよいが、名越節は大変難しく出来ている。寺院の法要は綠山節でやつても在家の法要はそれが出来ない状態になつてると現状報告をしている。

(7) 『宗報』八十八号、大正十三年十二月。

(8) 『法式教案』には、「宗定法要集ハ多ク行ハレズシテ遂ニ今回ノ法式協会成立ヲ見ルニ至レルモノナリ」とある。また『蓮門小子の枝折』には、「大正十三年に宗定法要集が発行せられ、以後一宗僧侶の関心うすく、また法要集も調査の不十分であつたのか、ゝ一般に使用せられず、宗内の法要儀式、威儀音声健稚など、すべて益々混乱するに至つたのである」と述べている。

(9) 『宗報』九十九号、大正十四年十一月。

(10) 『浄土宗勤行聖典』総本山布教師会編纂、昭和三年四月二十五日発行。『淨土教報』一千六百七十八号、大正十五年九月。八月二十五日に知恩院布教調査委員会の第二回を内対面所で開催した。勤行法は甲乙二種類に分け、甲は在來の宗定勤行式に二三の修正を加ふる事となり、乙は今回新に制定せんとするものにて主として青年を対象とし、歎佛歌宗歌等を取り入れ經典の訓読、

法語を中心に現代人の親しみ易い勤行形式を探る事となり、大体の方針を決定し第三回委員会迄に寺西委員に起草を附託した。

(11) 先帝（明治天皇）御追悼会、「洒水・香偈・三宝礼・開経偈・淨土三部妙典・撰益偈・念佛一會・御回願疏・總回向偈・十念・四弘誓願・三唱礼」。大正天皇御追悼会、「無言三拜（宮城遥拜の意地に住して）・香偈・三宝礼・歎仏偈・開經偈・誦經・礼讚・撰益文・念佛一會・宣疏・御回願・十念・總願偈・三唱礼」。懺悔偈と往生を願う總回向偈を唱えない点が特色である。

(12) 『淨土教報』一千六百九十八号、昭和二年二月。岩井執事長、金田戒定、村上徳隨、江藤徵英、寺西聰學等の委員が出席して、甲種は從来の型にて信徒用を出版、乙種は各勤行式の偈文を、意

釈態の極めて平易なものとし、其れに最も適切なる音符をつけて音節を定めて一般に公布せんとの大体の意見の決定を見、幸いにも、岩井執事長が音楽の造詣深き所から多大の便宜を得て着々研究中なりと。

(13) 『淨土宗制親類衆』昭和八年八月。「内仏回向」四奉請・略懺悔十念・誦經・念佛一會・總別回向十念。「諸堂回向」（内仏回向に準ず）。〔鎮守法樂〕無言三拜・誦經（般若心經三遍）・濟厄偈・念佛一會・回向・無言三拜。〔墳墓回向〕四奉請・変食偈（水向）・誦經（四誓偈）・念佛一會・回向・回向偈十念。

(14) 『淨土教報』一千八百十二・五号、昭和四年七月七・二十八日。

祖山遠忌局は一山の式衆に法事讚法要の継続的練習を行つてゐるが、今回声明の權威たる多紀道忍氏の指導で七月十二・六日比叡山宿院に籠もり、魚山流の相伝を受けた。

(15) 制作昭和五年、大本山増上寺。SPレコード三枚組。録音会社・コロンビア。レーベル25849-A～25851-B。維那・正覺寺津田徳成、同音・藏田寺水谷宣隆（増上寺法務部長）、深広寺堀井慶雅、ピアノ伴奏・一行院八百谷順応。香偈・三宝礼・三奉請・懺悔偈・十念・礼讚（一尊、哀愍、諸菩薩）・開經偈・光明歎德章訓読（亦如今也まで）・本誓偈・一枚起請文・撰益文・念佛一會・總回向文・總願偈・三身礼・送仏偈・月影の歌・御法話（お念佛について）道重信教大僧正。

津田徳成（一八八九～一九三二）東京正覺寺住職。昭和六年一月七日、世寿四十三。

八百谷順應（一八八〇～一九五二）東京一行院住職、増上寺法務部長。増上寺尊宿として院家に列せられる。昭和二十七年十一月十六日、世寿七十一。著書に、『研究問題たりし本宗道場洒水法及中啓執持法について堀師の所論に答ふ』がある。

(16) 八橋玉純（一八六三～一九三八）京都西願寺住職。仏教専門学校・尼衆学校などで法式を講じる。昭和十三年七月二十一日、世寿七十五。著書に『淨土宗法式要集』（同七年刊、共編）がある。

(17) 宍戸壽栄（一八九〇～一九七二）京都大超寺住職。法儀司。仏教専門学校に奉職し、また尼衆学校、華頂専修学院などで法式を講じる。知恩院伝宗伝戒・璵書伝授勸誠師をし、御忌の式務をつとめ、知恩院「宿老」の待遇を受けた。昭和四十六年八月二十七日、世寿八十。著書には、『浄土宗法儀解説』（昭和四十一年刊）などがあり、遺稿に『統淨土宗法儀解説上・下』（同四十七・五十一年刊）がある。

(18) 『宗報』百九十六号、昭和八年十二月。八年六月九日には関西法式統一議会が京都専修道場で開催した。『淨土教報』昭和八年六月十八日、一千九十八号には、「本宗の法式は現在関東関西の二流があり、両者相対時せる状態にあるが、これを如何に統一すべきかにつき、本山にて用ふる独特の法式を各山代表が持寄り、来る二十三・四・五の三日間法式梵唄の権威者多紀道忍氏の批判を求め、その上関西側として最も妥当なる基礎案を作成して、関東代表者と協議を重ねる事に決定した。従つて十六・

七・八日の三日間開催するはずであった研究会は無期延期になつた。」とある。

(19) 『淨土教報』一千九百九十七号、昭和八年七月。規約第四条

本会は一宗法式の相違を更正し順次の事項を研究するものとす。一、通常法式 一、現今各地に多く行はれつゝある特別法式 一、古来勤られたることのある法式 第六条 本会員は

法式研究に対し公明なる衆議と確実なる本拠とによりてこれを研究決定するものとす 第七条 本会の協議事項は宗務所及各本山の賛同を要するものとす 第八条 本会に於て統一したる法式は宗務所に於てこれを公認し各地に普及せしむべく努力せるものとす。会長は執綱、副会長は教学部長、顧問は各山執事長、会計理事は佐藤愚学・石井学純、理事は青木隆栄・板倉貫瑞・八百谷順應・佐藤覺嚴・梶田信順・富田辨逸・土井信定・濱中龍寛・清水瑞静・伊藤貢淳。鈴木察範。

(20) 『淨土教報』二千十二号、昭和八年十一月。「第一回第二回に於て協議確定を見た威儀部、通常法要部の改正案を立案することとなり、威儀部は京都「主として横井立禪氏が立案」通常法要是東京側「主として堀井慶雅氏」で成文を作成し、これを堀練雄氏の下に於て再協議を重ね、来る第三回の総会に附議して最後の正文を作成し宗務所の名を以て出版統一をはかることに協議がまとめられてゐる。」

横井立禪（一九三五）京都超勝院住職。昭和十年一月九日、世寿六十七。

(21) 『宗報』百九十七号（昭和九年一月）の法式協会の年賀挨拶には、副会長中村群康・常任理事杉浦演順・堀練雄・横井立禪・堀井慶雅の名が連ねている。一日の出席者は、野上運外執綱、

中村辨康教学部長、野口周善財務部長、里見達雄庶務部長、杉

浦演順教学部管事、各本山その他研究会員中より鹽竈義詮、漆昌賢、村上運梢、野村在定、岩本諦圓、川端信之、横井立禪、鈴木察範、堀練雄、八百谷順應、堀井慶雅、鞠地辨學、香澤梵成、佐藤覺巖、吉水大信等。

(22) 中野隆元（一一八八六～一九七六）東京念佛院住職。一宗功劳者。興世隆真・神谷大周に師事して布教を学び、千葉満定より声明を習う。宗教大学（大正大学）・東洋大学・立正大学などで伝道学を講じ、『淨土宗布教全書』『淨土宗教学体系』の編纂に尽力した。増上寺教監、同寺布教師会会长、淨土宗東部布教師会会长等を歴任する。増上寺の尊宿として院家に列せられる。

昭和五十一年八月二十四日、世寿九十。著書に『淨土宗法要儀式大觀』（同八年刊）『説教講演の仕方』（同二十六年刊）等がある。

(23) 堀練雄（一九四八～）和歌山大乘寺住職。二十三年九月十四日、世寿七十五。著書に『化他五重勸誠撮要』（十三年八月刊）がある。

(24) 堀井慶難（一八八三～一九四五）東京深広寺住職。増上寺法式教授師。昭和十六年十月十五日、大本山増上寺遠忌局は、開山

西誉上人第五百回遠忌に際して、『聲明並特殊法要集』（内題は聲明譜ノ解説／特殊法要集）を発行した。法務部長八百谷順應と共に開山上人の三百・三百五十回等の遠忌法要の法式差定を

参照して法要式差定を編輯した。特に、堀井は初学伝習者のために、口伝による伝承の声明譜を分解説示した。この目安博士は、今日の増上寺御忌大会にも用られている。このために「緑山声明の父」と称されてる。増上寺の尊宿として院家に列せられる。昭和二十年七月二十四日、世寿六十二。著書に『法式教案』がある。

同書には奥付などが明記していない。藤井正雄著『祖先祭祀の儀礼構造と民俗』には、「堀井慶雅『法式教案』自家版、昭和十三年」とある。領帽着用期の項には、「昭和十年宗会ニテ」とある。本文中に、「不肖音声ニ就テ主查タルノ任ニアルモ」とあり、また、「禮讚声明五線音譜ニ就テ」の項には、「余先年洋式五線譜ニテ禮讚声明引声等ヲ配列シテ發行シタル」とある。（千葉・津田・堀井の三師共編のうち、津田徳成は六年に遷化している。この当時の主査は、堀・堀井・板倉。）

(25) 『宗報』二百一号、二百三号、昭和九年五月、七月。

(26) 『淨土教報』一千四十三号、昭和九年六月。「宣言 本宗法式は曩に宗定法要集を制定し、其統一を企画せしも尚機運熟せざるものあり、偶々昭和八年十二月三都の研究会員相集り本協会の創立を見、茲に其の整備の万全を期すると共に時代に相応せる法式の研究をも併せ行はんとす、と願くば闡宗諸大徳の協賛を得て法式を厳正にし以て本宗教化の充実を希念するものなり、

敢えて亘言す。」

(27) 『淨土教報』二千七十四号、昭和十年二月。宗務所よりは中村

教学部長参列、東京よりの被批判者は堀井慶雅、八百谷順應、

石川学純、大元良永、高坂秀孝、入西玄栄、木村玄俊。『同』二千三十九号、昭和九年五月。東京法式研究会では来る二十七日芝山内花岳院に於て東京法式会第一回研究会を開催し、声明道に精通せる箏曲大検校伊藤中光を招聘し講話あるはずとしている。

(28) 『宗報』二百十一号、昭和十年三月。この他に結婚・葬儀に関する前後一切の事項と施餓鬼会に関する事項を報告依頼をして

いる。臨終行儀・教化儀礼等と幅広く募集したが、『改訂版』に活用されたかは不明。『淨土教報』二千八十六号には、井上隆森が日本語の勤行式を断行すべし。信徒用としては今回断然国訳仏教聖典中の要文を用ゆべきものとしたいと述べている。

(29) 『淨土教報』二千百二十号、昭和十一年一月。總ての法要に唱

歌と樂器を一定すること法話説教を必須に加えること、訓読の經典を増すこと、位の目標を磨き、徒に新に走らず、旧に捉はれず、一時間位の法要には子供も厭かず、参列し得る様研究して質ひたいと思ふ。

(30) 『宗報』二百二十六号附録、昭和十一年六月。

(31) 『淨土教報』三千百三十九号、昭和十一年六月。伝灯式は入西

委員、地鎮式起工式上棟式は八百谷委員が説明。

(32) 『淨土教報』二千百七十四号。

(33) 『宗報』二百三十六号、昭和十二年四月。教令第十三号。

(34) 『宗報』二百三十七号、昭和十二年五月。野上会長、岡本、石橋、堀井、堀、板倉、大橋、渡辺、西村、千々和、佐伯、石川各委員、矢島幹事、大木書記、里見部長、杉浦教学部管事出席、(望月委員欠席)。『淨土教報』二千百八十七号、五月十六日。法式審議委員会委員、宗選石川学順・千々和宝天・西村常純・簡選佐伯俊哲・堀練雄・望月信亨・堀井慶雅・大橋円戒・渡辺眞海・岡本貫玉。

(35) 『宗報』二百五十三号、昭和十三年九月。大阪慶伝寺岩本諦圓、

東京大眼院八百谷順應、和歌山大乘寺堀練雄、東京成覚寺石川学順、東京光雲寺木村玄俊、京都大超寺宍戸壽栄、東京深広寺堀井慶雅、京都淨雲寺佐藤愚學、京都常林寺坂倉貫瑞、大阪大雲寺濱中龍寛。

(36) 淨土宗法式協会は、『法式撮要』(発行年不詳)を発行している。

内題は「淨土宗法式撮要」としているが、十三年本とは同名異本である。本書は淨土宗法式協会で協定し、総裁会の批判を得て決定した撮要を輯録したものであり、定本の刊行前の普及版である。『改訂版』の日常勤行差定及、健権法に相当するもので、式次第順に法服執持法等を簡略に述べた小冊子である。式次第

は同様であるが、撰益偈と称したり、胡跪項目がある等からみて、十三年本より先に発行したと思われる。これに對して『淨土宗法式撮要』は、五月三十五日に、「更改發布されし本宗諸種法要式の差定に附隨せる威儀、犍稚、音声等の修習の便に備ふる為め特に稿本として編纂したるものなり。」とある。堀練雄・堀井慶雅・板倉貫瑞の三人の主査名が列記している。三緑善雄が經本を筆写し、主査板倉貫瑞が獻身的に行つたことが明記されている。

(37) 『淨土宗法式撮要』と『改訂版』と比較してみると、日中の献

供偈。本誓偈と日没の送仏偈の十念がない。晨朝の御法語は知恩院版法語集と指定している。別回向文は三國傳燈のみでなく、三國傳來淨土傳燈としている。

(38) 『宗定版』の修正会と教会衆勤行法の通常勤行法は「四奉請」を

用いている。「奉請」は『新訂版』に至つても問題となつていて。

『改訂版』では、本尊釈迦如来以外の法会は三・四奉請であつた。『新訂版』の年中行事の法会は、「奉請」が個別的限定化し、法会独自の「奉請文」に更正された。例えば、御忌会では宗祖のみ奉請し二尊等は奉請していない。同様に涅槃会では、「釈迦牟尼仏等一切三宝」ではなく、「沙羅林中入涅槃釈迦牟尼如來」の一尊のみを奉請している。

(39) 板倉貫瑞（一八九五～一九七八）京都常林寺住職。一宗功勞者。

法儀司。『改訂版』の主査常任理事として編纂に尽力した。知恩院大五重・璽書伝授勸誠師、御忌会には式務長をつとめ、「耆宿」の待遇を受けた。仏教大学を始め、法儀司として淨土宗法式の全国的統一をはかることを大前提に、全国講習会に東奔西走した。『改定版』発行については、「音声部の博士符、及び威儀部、犍稚部、法要部等全部の説明の案分の執筆より、印刷校正にいたる迄委任せられて、大役を果たした。」と自ら述べている。昭和五十三年一月二十一日、世寿八十四。著書に『蓮門小子の枝折』（同四十六年刊）がある。

(40) 晨朝、喚鐘・作相・入堂・香偈・三宝礼・奉請（三・四奉

請）歎仏偈・広懺悔（附懺悔偈）十念・礼讚（広略随意）・開經偈・誦經・広開偈十念・法語・撰益文・念佛一会・別回向十念・總回向偈十念・總願偈・三身礼・退堂。

日中（献供）、喚鐘・作相・入堂・奉請文三唱・献供呪（淨

著作法）・献供偈十念・開經偈・誦經・本誓偈十念・礼讚（広略随意）・撰益文・念佛一会（納著作法）・總回向偈十念・退堂。日没、喚鐘・作相・入堂・香偈・三宝礼・奉請（三四奉請）・歎仏偈・懺悔偈十念・開經偈・誦經・回向偈（一切精靈ノ文）十念・礼讚（広略随意）・法語・發願文・撰益文・念佛一会・總回向偈十念・三唱礼・送仏偈十念・退堂。

(41) 『淨土宗綜合勤行式』（小橋麟瑞編輯、昭和十六年十一月十日刊）

には、十六年九月浄土宗宗務所新定として「信徒勤行式」を掲載している。香偈・三宝礼・懺悔偈・十念・法語（『朝』一紙小消息・『夕』一枚起請文）・摂益文・念佛・総回向・十念・三身礼・十念。檀信徒は誦經ではなく、法語を奉読する勤行とし、奉請・送仏偈を唱えなくなつた。ここで僧侶・檀信徒別立の勤行式を制定した。

(42) 日常勤行法と善導忌・降誕会・鎮西忌の式次第を比較してみる。年中行事は、広懺悔・懺悔偈・十念がなく、表白と総回向偈の代わりに自信偈（善導忌は発願文）を唱える。これは修道儀礼と報恩儀礼の形態の区分である。次に、『宗定版』の善導忌と善導大師遠忌通式とを比較してみる。献香・献茶・四奉請・宣疏・送仏偈と自信偈の代わりに総回向偈を唱え、歎仏偈・總願偈を略している。降誕八百年は『宗定版』の降誕会と同様であり、三人上人略式は四奉請・授手印序を唱える他は『宗定版』の鎮西忌等と同様であり、送仏偈は唱えない。二五〇頁より参照。

(43) 第一式は八橋玉純・大野誓貫始め総本山声明師によつて制定した。第二式は金田戒定。村上徳隨・五島法住・寺西聽學・江藤徵英の勤行法制定委員によつて着手し、岩井智海執事長が採譜した。昭和二年布教師会に報告し、更に桑田寛隨・高山龍善・小林義道・上野忠誼を委員に加えて制定した。この経典の同系列のものがある。角田俊徹編纂の『新修浄土宗勤行聖典』（三年十二月十日刊）は、第一式とほぼ同一である。八橋玉純・宍戸壽榮編輯の『浄土宗法式要集』（七年九月十五日刊）は、この第一・二式と『宗定版』の勤行法を掲載している。

(44) 『浄土宗勤行聖典』（昭和三年四月二十五日刊）浄土宗勤行式（第一式）

香偈・三宝礼・四奉請・歎仏偈・略懺悔・十念・関経偈・（四誓偈・弥陀本誓願の文・十念・仏身觀文・自信教人信の文・十念・仏說阿弥陀經・其仏本願力の文・十念）・三尊礼（哀愍・諸菩薩（日中無常偈）・発願文・摂益偈・念佛一會・別回向（宗定法要集に準ず）・総回向文・十念・四弘誓願・三礼・御法語 一章輪読（下陣向）・十念（小音）。

(45) 浄土宗勤行式（第二式）

三唱礼・香を獻ぐ（讚仏歌）・礼讚文「歸敬文」・懺悔・読經（經典抄拌讀）・御法語（法語抄拌讀）・摂益偈・念佛一會・回願・總回願（同声十念）・宗歌。

香を獻ぐ「聖き香たなびき 四万（よも）にかほり あまねくみ仏仰ぎまつる ひかりあふれ めぐみ深し。賢聖（たかき）にあくがれ み法たたへ くまなくみ慈悲（めぐみ）つたへまつる みくに輝き にほひあふる。」

懺悔「首座发声 我等至真（まこと）の心を以て懺悔す。（大衆合唱）我等久遠の昔より三毒の猛火（ほむら）頻りに燃えて

心の懊惱（なやみ）除き難し。願くは今み仏の慈光に浴し、身

口意俱に清淨（きよ）からしめたまへ。（合掌低頭）

諸仏諸菩薩の回願「首座發聲 謹みて大悲願王阿彌陀如來、大恩教主釋迦牟尼佛、高祖光明善導大師、元祖圓光明照大師、傳燈列祖等、一切三寶の靈徳を感謝し奉る。大衆合唱 願わくは

我等の心に無限の恩光と、永久の生命とを與へ給へ」

（46）『淨土宗法式要集』（昭和七年九月十五日刊）淨土宗勤行式（第一式）

『淨土宗勤行聖典』とほぼ同文で、總本山布教師会編纂と明記している。ただし、開經偈以下を「誦經」として経文を省略し、三尊礼などは掲載していない。他は同文である。

（47）常川忍澄著『淨土宗信徒 勤行式解説』（純正淨土社・昭和十二年八月一日刊）

燒香偈・三宝礼・三奉請・懺悔文（十念）・開經偈・（四誓偈）・降魔偈（十念）・（法語）・撰益文・念佛一會・總回向文・四弘誓願文・三唱三禮三身礼・送仏偈。

本書は淨土勤行式の偈文を解説したものである。「淨土の日常勤行式は淨土の教徒が同じく法然主義の信仰を涵養する為めに定められたる法式で有りまして、その時の法要の性質によつて別なお経や法語が多少増加し読まれるにしても、この根本の勤行法式だけは厳として変わらず、淨土宗の僧侶及び信徒として

は必ず守らねば成らぬものと心得られたい。」と述べている。

（48）淨土宗法式協会『淨土宗信徒勤行式』（昭和十四年八月一日刊）

香偈・三宝礼・懺悔偈・十念・元祖大師御法語（朝・一紙小消息、夕・一枚起請文）・十念・撰益文・念佛一會・總回向偈・十念・三身礼・十念。

（49）増上寺藏版『淨土宗のおつとめ』（昭和十四年十一月二十五日刊）

香偈・三宝礼・三奉請・略懺悔・十念・開經偈・一枚起請文・撰益文・念佛一會・別回向・總回向文・十念・三禮・送仏偈。

（50）西沢戒定編纂・一光会の『淨土宗勤行式』（昭和八年一月一日刊）

香偈・三宝礼・三奉請・歎仏偈・懺悔偈・十念・開經偈・四誓偈（訓説）・一枚起請文・撰益文・念佛一會・總回向偈・十念・總願偈・三身礼・送仏偈・宗歌。

（51）大八木実編纂『淨土宗勤行集』（昭和十年十月十日刊）

香偈・三宝礼・四奉請・歎仏偈・略懺悔・十念・開經偈・四誓偈・廻向文（本誓偈）・身心觀文・自信教人信の文・十念・阿弥陀如來根本陀羅尼・日中礼讚・發願文・光明文・念佛一會（朝・一紙小消息・夕・一枚起請文）・總廻向文・別廻向文（十念）・四弘誓願・三禮・送仏偈。

『淨土宗法要式 全』（増上寺・発行年不詳）

香偈・三宝礼・三奉請・略懺悔・十念・歎仏偈・三尊礼・開經偈・讀經（光明歎德文訓説・仏身觀文訓説・四誓偈訓説）・撰益

文・念佛一會・總回向偈・十念・總願偈・三敬礼（敬は身の誤植か）・法話・送仏偈・授与十念。

三敬礼（三身礼）の後に法語（講演又は法話等）をしてから、送仏偈（諸仏隨縁）を唱える次第になつてある。

（52）「三祖然阿記主禪師」が然阿を抹消。「三国伝來淨土伝灯諸大祖師」が「三国伝灯諸大列祖」。「中陰諸群靈」が「中陰諸精靈」。

「師僧父母」・「寺門清寧」の回向順序が「寺門」・「師僧」に変更。「陸海軍戦死病没横難横死三界万靈有縁無縁乃至法界平等利益」が「陸海軍戦死病没諸英靈証大菩提」と「天災地変三界万靈」に二分。

『宗定版』『改訂版』『新訂版』の式次第の変遷

		『宗定版』		『改訂版』		『新訂版』	
		日常勤行法	教会衆勤行法	日常勤行式	日常勤行式		
禮讚	六時禮讚輪読	香偈	香偈	香偈	香偈	香偈	香偈
摂益偈		晨朝	晨朝	晨朝	晨朝	晨朝	晨朝
念佛一會		三宝礼	三宝礼	三宝礼	三宝礼	三宝礼	三寶禮
禮讚	六時禮讚輪読	四奉請	四奉請	奉請（三・四奉請）	奉請（三・四奉請）	奉請（三・四奉請）	奉請（三・四奉請）
摂益偈		歎仏偈	歎仏偈	歎仏偈	歎仏偈	歎仏偈	歎仏偈
念佛一會		廣懺悔	廣懺悔	廣懺悔	廣懺悔	廣懺悔	廣懺悔
禮讚	六時禮讚輪読	略懺悔十念	略懺悔十念	略懺悔十念	略懺悔十念	略懺悔十念	略懺悔十念
摂益偈		開經偈	開經偈	開經偈	開經偈	開經偈	開經偈
念佛一會		誦經三部経輪読	誦經四誓偈	誦經	誦經	誦經	誦經
禮讚	六時禮讚輪読	開經偈	開經偈	開經偈	開經偈	開經偈	開經偈
摂益偈		誦經	誦經	誦經	誦經	誦經	誦經
念佛一會		廣開偈十念	十念	回向文	回向文	回向文	回向文
禮讚	六時禮讚輪読	御法語	御法語	御法語	御法語	御法語	御法語
摂益文		法語	法語	法語	法語	法語	法語
念佛一會		摂益文	摂益文	摂益文	摂益文	摂益文	摂益文

			日中	『宗定版』			
		奉請文三唱	半斎供養儀				
	世尊我一心文 此間供養作法			日中	『改訂版』		
獻供偈		奉請文三唱		日中	『新訂版』		
本誓偈十念	開經偈 誦經	獻供偈（淨箸作法）	無言三拜	日中			
回向文	開經偈 誦經	十念 獻供偈	無言三拜	日中			
		獻供偈（淨箸作法）					

			日常勤行法	『宗定版』			
			日没	教会衆勤行法			
		三唱礼		『改訂版』			
			日没	日常勤行式	『新訂版』		
歎仏偈							
		香偈					
		三宝礼					
	奉請（三・四奉請）						
歎仏偈							
懺悔偈十念							

礼讚六時礼讚

礼讚（広略隨意）

法語輪読十念	三身礼	總回向偈十念	念仏一会	攝益偈	
	三身礼	總願偈			

日常勤行式と教令法要	善導忌	通式	善導大師遠忌	宗祖降誕	鎮西忌	略式	三上人
法語輪読 十念	別回向 總願偈 三身礼	攝益偈 念仏一会	禮讚六時礼讚輪説 開經偈 誦經三部經輪説	香偈 三宝礼	日常勤行法		
法語輪読十念	御回願 總願偈 三身礼	攝益偈 念仏一会	禮讚 開經偈 誦經	香偈 三宝礼	善導忌		
授与十念	送仏偈 三唱礼 宗歌又は法語輪説	回願 總回向（十念）	念仏一会	表白 禮讚 宣疏 誦經 開經偈	香偈 三宝礼	通式	善導大師遠忌
授与十念	法語輪説十念	御回願 總願偈 三身礼	念仏一会	禮讚 誦經 開經偈	香偈 三宝礼	降誕八百年	宗祖降誕
法語輪説十念	御回願 總願偈 三身礼	念仏一会	禮讚 誦經 開經偈	香偈 三宝礼			鎮西忌
	御回願 總願偈 三唱礼	念仏一会	禮讚 誦經 開經偈	香偈 三宝礼			略式
	御回願 總願偈 三身礼	念仏一会	禮讚 誦經 開經偈	香偈 三宝礼			三上人

香偈の博士の変遷

(1)『認定版』(2)『宗定版』修正会

(3)『宗定版』御忌会 (4)『法式撮要』

(5)『淨土宗法式撮要』(6)『改訂版』

(1)

願我身淨如香爐
願我心如智慧火
念念焚燒戒定香
供養十方三世佛

(2)

願我身淨如香爐
願我心如智慧火
念念焚燒戒定香
供養十方三世佛

一香 偈 頤我身淨如香爐
一香 偈 頤我身淨如香爐
念々焚燒戒定香 供養十方三世佛

(4)

(5)

願我身淨如香爐
願我心如智慧火
念念焚燒戒定香
供養十方三世佛

香 偈

香

偈 节附
壹越調

(3)

願我身淨如香爐
願我心如智慧火
念念焚燒戒定香
供養十方三世佛

願我身淨如香爐
願我心如智慧火
念念焚燒戒定香

香

偈

(6)

本研究成果報告書は平成五年度の研究活動をもとにそれぞれ担当者個別の研究成果をまとめた論文で、統一した用例等に基づいたものではない、したがつて用語・引用・脚注等はそれぞれの論文どおりに掲載してある。

浄土宗総合研究所 研究成果報告書 2

浄土宗日常勤行式の総合的研究

平成11年3月31日 発行

発行・編集 浄土宗総合研究所

印刷所 株式会社共立社印刷所

浄土宗総合研究所

〒105-0011 東京都港区芝公園4-7-4 明照会館内
電話 (03) 5472-6571 FAX (03) 3438-4033

